

令和 4 年 第 2 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（6 月 6 日）

1. 議事日程	1
1. 追加議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（18 日間）	4
1. 日程第 3. 令和 4 年度市政執行方針（加藤市長）	4
○教育行政執行方針（小野教育長）	14
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	21
○経済建設常任委員会付託	21
1. 日程第 6. 議案第 3 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○原案可決	21
1. 日程第 7. 議案第 4 号 財産の取得について	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○原案可決	22
1. 日程第 8. 議案第 5 号 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度名寄市一般 会計補正予算（第 1 2 号））	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○承認	22
1. 日程第 9. 議案第 6 号 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度名寄市後期 高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））	23
○提案理由説明（加藤市長）	23

○承認	2 3
1. 日程第 1 0. 議案第 7 号 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度名寄市立 大学特別会計補正予算（第 3 号））	2 3
○提案理由説明（加藤市長）	2 3
○承認	2 4
1. 日程第 1 1. 議案第 8 号 令和 4 年度名寄市一般会計補正予算（第 3 号）	2 4
○提案理由説明（加藤市長）	2 4
○原案可決	2 4
1. 休憩宣告	2 4
1. 再開宣告	2 4
1. 日程の追加（東議長）	2 4
○決定	2 5
1. 追加日程第 1. 議案第 9 号 令和 4 年度名寄市一般会計補正予算（第 4 号）	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○議事延期	2 5
1. 追加日程第 2. 議案第 1 0 号 令和 4 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○議事延期	2 6
1. 追加日程第 3. 議案第 1 1 号 令和 4 年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予 算（第 1 号）	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○議事延期	2 6
1. 追加日程第 4. 議案第 1 2 号 令和 4 年度名寄市水道事業会計補正予算（第 1 号）	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○議事延期	2 6
1. 日程第 1 2. 報告第 1 号 令和 3 年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の 報告について	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○報告済	2 7
1. 日程第 1 3. 報告第 2 号 令和 3 年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の 報告について	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○報告済	2 7
1. 日程第 1 4. 報告第 3 号 令和 3 年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告に ついて	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○報告済	2 7

1. 日程第15. 報告第4号 令和3年度名寄市水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついて	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○報告済	28
1. 日程第16. 報告第5号 債権放棄の状況報告について	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○報告済	28
1. 日程第17. 報告第6号 公害の現況に関する報告について	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○報告済	29
1. 日程第18. 報告第7号 株式会社名寄振興公社の経営状況について	29
○提案理由説明（加藤市長）	29
○報告済	29
1. 日程第19. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	29
○提案理由説明（加藤市長）	29
○適任と認める	30
1. 休会の決定	30
1. 散会宣告	30

第 2 号（6 月 2 0 日）

1. 議事日程	3 1
1. 本日の会議に付した事件	3 1
1. 出席議員	3 1
1. 欠席議員	3 1
1. 事務局出席職員	3 1
1. 説明員	3 1
1. 開議宣告	3 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 2
1. 日程第 2. 代表質問	3 2
○質問（山田典幸議員）	3 2
1. 休憩宣告	5 3
1. 再開宣告	5 3
○質問（高野美枝子議員）	5 3
1. 休憩宣告	6 3
1. 再開宣告	6 3
1. 散会宣告	7 5

第 3 号（6 月 2 1 日）

1. 議事日程	7 7
1. 本日の会議に付した事件	7 7
1. 出席議員	7 7
1. 欠席議員	7 7
1. 事務局出席職員	7 7
1. 説明員	7 7
1. 開議宣告	7 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	7 8
1. 日程第 2. 一般質問	7 8
○質問（東川孝義議員）	7 8
○質問（山崎真由美議員）	8 9
1. 休憩宣告	1 0 0
1. 再開宣告	1 0 0
○質問（遠藤隆男議員）	1 0 0
○質問（今村芳彦議員）	1 1 3
1. 散会宣告	1 2 5

第 4 号（6 月 22 日）

1. 議事日程	1 2 7
1. 本日の会議に付した事件	1 2 7
1. 出席議員	1 2 7
1. 欠席議員	1 2 7
1. 事務局出席職員	1 2 7
1. 説明員	1 2 7
1. 開議宣告	1 2 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 2 8
1. 日程第 2. 一般質問	1 2 8
○質問（富岡達彦議員）	1 2 8
○質問（倉澤 宏議員）	1 4 0
1. 休憩宣告	1 5 1
1. 再開宣告	1 5 1
○質問（五十嵐千絵議員）	1 5 1
1. 休憩宣告	1 5 5
1. 再開宣告	1 5 5
1. 休憩宣告	1 6 1
1. 再開宣告	1 6 1
○質問（佐藤 靖議員）	1 6 1
1. 散会宣告	1 7 2

第 5 号（6 月 23 日）

1. 議事日程	173
1. 追加議事日程	173
1. 本日の会議に付した事件	173
1. 出席議員	174
1. 欠席議員	174
1. 事務局出席職員	174
1. 説明員	174
1. 開議宣告	175
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	175
○発言（馬場健康福祉部長）	175
1. 日程第2. 一般質問	175
○質問（高橋伸典議員）	175
○質問（川村幸栄議員）	183
1. 休憩宣告	194
1. 再開宣告	194
1. 日程第3. 議案第2号 名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について	194
○経済建設常任委員長報告（山田典幸委員長）	194
○原案可決	195
1. 休憩宣告	195
1. 再開宣告	195
1. 日程第4. 議案第9号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第4号）	195
○質疑（山崎真由美議員）	195
○質疑（倉澤 宏議員）	197
○原案可決	198
1. 日程第5. 議案第10号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）	198
○質疑（川村幸栄議員）	198
○原案可決	200
1. 日程第6. 議案第11号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算 （第1号）	200
○原案可決	200
1. 日程第7. 議案第12号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）	200
○原案可決	200
1. 休憩宣告	200
1. 再開宣告	200
○訂正発言（木村教育部長）	200

1. 日程第8. 議案第13号 財産の取得について	200
○提案理由説明(加藤市長)	200
○原案可決	201
1. 日程の追加(東議長)	201
○決定	201
1. 追加日程第1. 議案第14号 令和4年度名寄市一般会計補正予算(第5号)	201
○提案理由説明(加藤市長)	201
○質疑(佐藤 靖議員)	202
○質疑(川村幸栄議員)	204
○原案可決	205
1. 日程第9. 意見書案第1号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	
意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書	
意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	
意見書案第4号 物価高騰に伴う悪徳商法や便乗値上げを許さない意見書	
意見書案第5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書	205
○原案可決	205
1. 日程第10. 報告第8号 例月現金出納検査報告について	206
○報告済	206
1. 日程第11. 閉会中継続審査(調査)の申し出について	206
○決定	206
1. 日程第12. 委員会所管事務調査報告	206
○総務文教常任委員長報告(高橋伸典委員長)	206
○報告済	208
1. 日程第13. 委員の派遣について	208
○決定	208
1. 日程第14. 委員の派遣報告	208
○総務文教常任委員長報告(高橋伸典委員長)	208
○報告済	211
1. 小野教育長退任挨拶	211
1. 閉会宣告	211
1. 質問文書表	213
1. 議決結果表	218

令和4年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 令和4年6月6日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 令和4年度市政執行方針、教育行政執行方針
日程第4 議案第1号 名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第7 議案第4号 財産の取得について
日程第8 議案第5号 専決処分した事件の承認について（令和3年度名寄市一般会計補正予算（第12号））
日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和3年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認について（令和3年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号））
日程第11 議案第8号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第3号）

1. 追加議事日程

- 追加日程第1 議案第9号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
追加日程第2 議案第10号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
追加日程第3 議案第11号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

- 追加日程第4 議案第12号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第12 報告第1号 令和3年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第13 報告第2号 令和3年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第14 報告第3号 令和3年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第15 報告第4号 令和3年度名寄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第16 報告第5号 債権放棄の状況報告について
日程第17 報告第6号 公害の現況に関する報告について
日程第18 報告第7号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 令和4年度市政執行方針、教育行政執行方針
日程第4 議案第1号 名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

- 日程第7 議案第4号 財産の取得について
 日程第8 議案第5号 専決処分した事件の承認について（令和3年度名寄市一般会計補正予算（第12号））
 日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和3年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
 日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認について（令和3年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号））
 日程第11 議案第8号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第3号）
 追加日程第1 議案第9号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
 追加日程第2 議案第10号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 追加日程第3 議案第11号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
 追加日程第4 議案第12号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第12 報告第1号 令和3年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 日程第13 報告第2号 令和3年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
 日程第14 報告第3号 令和3年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
 日程第15 報告第4号 令和3年度名寄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 日程第16 報告第5号 債権放棄の状況報告について
 日程第17 報告第6号 公害の現況に関する報告について
 日程第18 報告第7号 株式会社名寄振興公社の経営状況について

- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤	靖	議員	
	1番	富岡	達彦	議員	
	2番	倉澤	宏	議員	
	3番	山崎	真由美	議員	
	4番	佐久間	誠	議員	
	5番	三浦	勝秀	議員	
	6番	今村	芳彦	議員	
	7番	五十嵐	千絵	議員	
	8番	遠藤	隆男	議員	
	9番	清水	一夫	議員	
	10番	川村	幸栄	議員	
	12番	高野	美枝子	議員	
	13番	高橋	伸典	議員	
	14番	塩田	昌彦	議員	
	15番	東川	孝義	議員	
	16番	山田	典幸	議員	
	17番	黒井	徹	議員	

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	慈生
書記	開発	恵美
書記	石橋	恵美
書記	加藤	諒

1. 説明員

市長	加藤	剛士君
副市長	橋本	正道君
教育長	小野	浩一君
総務部長	渡辺	博史君
総合政策部長	石橋	毅君
市民部長	廣嶋	淳一君

健康福祉部長	馬	場	義	人	君
経済部長	山	田	裕	治	君
建設水道部長	東		聡	男	君
教育部長	木	村		睦	君
市立総合病院 事務部長	岡	村	弘	重	君
市立大学 事務局長	水	間		剛	君
こども・高齢者 支援室長	松	田	慎	司	君
産業振興室長	田	畑	次	郎	君
上下水道室長	佐	藤	美	香	君
会計室長	鈴	木	康	寛	君
監査委員	岡	川		進	君

○議長（東 千春議員） ただいまより令和4年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 富岡達彦議員

8番 遠藤隆男議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月23日までの18日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月23日までの18日間と決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 これより令和4年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、令和4年度市政執行方針を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。

令和4年第2回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思っております。

私は、このたびの選挙で無投票という結果で引き続き市政を担わせていただくこととなりました。

市長就任以来、民間出身としての視点や発想、これまでの人脈、その行動力を活かしたトップセ

ールスと市民との協働により、先人が培った歴史や文化、財産を磨きつないでいく思いを胸に、市内外への情報発信に努めるとともに、市民の満足度の向上、明るく元気なまちづくりに向けて、全力を傾けてまいりました。

今後においても、総合計画を政策の基本としながら、対話を重視し市民全体が主体のまちづくりを進めてまいります。

さて、我が国において、総務省より示された令和4年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和され、持ち直しの動きがみられる景気の動向などもあり、地方交付税において、出口ベースで前年度比プラス3.5パーセント、6,153億円の増加となるなど、地方の一般財源総額が確保されたところですが、原材料価格の上昇や金融市場の変動、供給面での制約等のリスクが表面化してきたことから、地方自治体の財政は、今後も厳しい状況が続くものと想定されるところです。

このような情勢のもと、健全な財政運営を基調に、総合計画の基本目標である「市民と行政との協働によるまちづくり」「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」「自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり」「地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり」「生きる力と豊かな文化を育むまちづくり」を基本とし、効率的、効果的な市政運営に努め、周辺自治体や関係機関との連携、民間と行政との連携、学校と地域との連携を強化し、ポストコロナを見据えたまちづくりを推進してまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和4年度の予算編成について申し上げます。

本市の令和4年度各会計予算は、4月に市長選挙を控えていたことから骨格予算として、総合計画の将来像の実現に向けて、継続事業を中心とした様々な施策や事業を盛り込み、編成しました。

一般会計の予算総額は、本定例会に提案予定の補正予算を加え、240億2,560万7,000円となりました。

主な事業では、自治体手続オンライン化基盤整備事業、外国人材受入体制整備事業、人材育成確保事業、商店街等活性化関連補助金、林業機械等導入促進事業、名寄中学校整備事業などを計上しました。

なお、補正予算の財源として、公共施設整備基金を5,987万3,000円繰り入れするとともに、財政調整基金を6,858万円繰り入れし、収支の調整を図りました。

引き続き、限られた財源を有効活用し、行財政改革に取り組むとともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」に基づき、市民と行政との情報共有などを通じた、協働のまちづくりを進めてまいります。

また、市民参加制度の一つである「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、市民・議会・行政が連携・協力しながら「市民主体のまちづくり」を推進してまいります。

次に、名寄市総合計画（第2次）後期計画策定について申し上げます。

後期計画の策定に当たっては、学識経験者や市内関係団体の代表者、公募委員など市民で構成する名寄市総合計画審議会に対して、4月25日に諮問を行い、審議を重ねていただいているところです。

引き続き、この審議会での議論に加え、コロナ禍において制約されてきた市民対話・参加の機会を設け、広く市民の声を取り入れながら、基本構想で掲げた理念のもと将来像の実現に向け、計画の策定を進めてまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進に向け、地方創生関係交付金を活用したプロジェクトを推進してまいりました。

引き続き、民間資金も活用した事業を積極的に展開していくため、本市にゆかりのある企業や本市のプロジェクトに関心を示す企業に対してトップセールスを行うなど、企業版ふるさと納税の活用拡大に努め、地方創生のさらなる取組の充実・深化を図ってまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

「協働のまちづくり」のための最も基本的な組織である町内会については、継続した財政的支援のほか、町内会の課題解決アドバイス事業を実施して、未加入世帯の増加や役員の担い手不足などの課題解決に向けて取り組んでまいります。また、地域から要望のあった老朽化した町内会館解体への支援策を講じてまいります。

さらに、小学校区域を基本に組織され、町内会の枠を超えた活動や地域課題の解決などを目的とする地域連絡協議会については、地域連絡協議会代表者会議などによる情報共有により、地域の特性を生かしたまちづくりを推進してまいります。

次に、広報・広聴事業について申し上げます。

多様な媒体を活用した行政情報の発信及び本市のプロモーションについて、庁内連携を深めるなど、より効果的な発信となるよう努めるとともに、本市の認知度向上や郷土愛の醸成にもつながるよう、SNSを活用した魅力発信に取り組んでまいります。

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

市民一人ひとりが人権に配慮した行動をとることができるよう、引き続き、人権擁護委員協議会や関係機関との連携による啓発と相談事業を進めてまいります。

男女共同参画については、令和5年度からスタートする「第3次名寄市男女共同参画推進計画」

の策定に向け、男女共同参画推進委員会をはじめ、市民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

市民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、本年度、市役所業務全体を可視化する調査を実施し、デジタル技術を活用した業務改善（BPR）を行ってまいります。

また、名寄市版のDX推進計画を策定し、国が示す標準化システムへの移行や行政手続オンライン化などのほか、関係機関や関係団体との連携により、地域通貨事業の検討や高齢者向けスマホ教室の開催など地域におけるDXを推進し、「誰ひとり取り残されない、人に優しいデジタル化」に取り組んでまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、人的交流や特産品販売など様々な事業を通じて、山形県鶴岡市、東京都杉並区との交流をさらに推進してまいります。

ふるさと会については、活動の充実が図られるよう各会の取組や新規会員の入会などへの支援を行ってまいります。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワサレイクス市リンゼイとの友好の絆がさらに深まるよう、オンライン交流をはじめとする様々な交流活動を支援してまいります。

また、台湾との交流については、中学生の派遣や農業青年の派遣・受入、教育旅行や台湾国立中山大学などの受入のほか、動画配信やWeb会議システムなどICTを活用した交流等により、国際感覚豊かな青少年の育成や交流人口の拡大に努めてまいります。

なお、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流については、ウクライナをめぐる現下の国際情勢と名寄・ドーリンスク友好委員会の意向を尊重し、やむなく暫くの間、休止といたします。

次に、移住の推進について申し上げます。

名寄市移住促進協議会を中心に、移住体験ツア

ーの受入やターゲットを絞ったイベントの実施、様々な媒体を活用した情報発信に努め、移住及び関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊制度活用による移住・定住コーディネーターの配置を目指し、名寄の魅力発信や移住前後の幅広いサポートの充実に向けて進めるほか、東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策を目的とした移住支援事業についても、引き続き国・道と連携し取り組んでまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

本市は定住自立圏構想に基づく北・北海道中央圏域の中心市として、医療・福祉・産業振興などの分野に加え、新たに防災・物流網効率化の推進など連携事業を推進してきたところです。

引き続き広域連携事業の研究などを進めるとともに、構成市町村との連携を強化し、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図ってまいります。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

平成29年4月に策定した「第2次・名寄市行財政改革推進計画」及び本計画を具体化する前期実施計画に基づき、効率的な行政運営に取り組んでまいりました。今後も本計画に基づき、行政手続のオンライン化など時代に即した行政財政改革に取り組んでまいります。

また、多種多様化する行政需要に対応するため、職員の持つ可能性や能力を最大限引き出すことができる効果的な人材育成手法を研究し、市民サービスの向上と効率的な行政運営の両立に努めてまいります。

次に、恒久平和に向けた取組について申し上げます。

本市においては「非核平和都市宣言」の趣旨にのっとり、これまで平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携を図ってまいりました。

また、これまで取り組んできた事業の内容や資

料等をホームページに掲載するなど積極的な情報発信を行ってきたほか、本年3月からはウクライナ人道危機救援金の募集を行うなど、人類共通の願いである戦争のない世界平和を求め、平和の尊さを市民と共有してきました。

今後も、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして、様々な平和推進事業に取り組んでまいります。

次に、自衛隊の体制維持・強化の推進について申し上げます。

本市に所在する陸上自衛隊名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増強については、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や名寄駐屯地増強促進期成会などと連携し、各種の要望を行ってきたところです。

特に、本年中には、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の見直しが行われる予定であることから、これまで以上に関係機関との連携を図り、名寄駐屯地の役割や必要性、自衛隊との共存共栄によるまちづくりの推進など、国の動向を注視しながら、自衛隊の体制維持・強化の推進に努めてまいります。

また、本市における自衛隊の活動を応援する名寄市自衛隊後援会などについても引き続き支援してまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」の目標達成に向け、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

母子保健対策の推進については、子育て世代包括支援センター事業を中心に、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の拡充を進めてまいります。

感染症対策の推進については、新型コロナウイルスワクチン接種について、市内医療機関などと

連携のもと、希望される方への接種を進めています。今後も、4回目接種の実施に向け適切な体制の整備に努めてまいります。

また、予防接種や感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、国・道の動向を注視し、迅速な対応に努めてまいります。

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、北海道医療計画に定める地域医療構想に沿って、主に市立総合病院では救急及び急性期医療、東病院では慢性期医療を担い、市民はもとより圏域の住民が住み慣れた地域で安心して適切な医療が受けられるよう、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、診療体制の維持と経営基盤の安定に努めてまいります。

市立総合病院については、救急や周産期・小児医療機能を維持するほか、手術室の増改修事業の着工、ウィズコロナ時代に対応した医療提供体制の構築、関連医療機関等との連携システムの拡大など、一層の体制強化に取り組んでまいります。

併せて、診療報酬改定への対応による増収策とベンチマークを活用した経費節減策などに努める一方、医師をはじめとした医療従事者の働き方改革の制度化を順次進めてまいります。

東病院については、指定管理者と連携を図りながら、より効率的な経営に努めるとともに、老朽化した施設・設備への対応について検討を進めてまいります。

総務省が本年3月29日に公表した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」への対応については、従来の「新名寄市病院事業改革プラン」の点検・評価を行ったうえで、プラン策定に取り組みます。

医療圏域内の各医療機関のあり方もさらに変化していくことが予測されるため、地域医療連携推進法人「上川北部医療連携推進機構」による事業推進を強化しつつ、必要な医療スタッフの充実に努め、求められる医療提供体制の実現を目指して

まいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

昨年12月にオープンしたこどもの遊び場「にこにこらんど」については、小学生向けの新たな遊具を増設するなど利用者の声を反映しながら、気軽に利用していただける施設となるよう委託事業者と連携を図り運営してまいります。

認定こども園等の整備については、本年度は駐車場の整備、隣接する公園の改修及び本体工事にも着手することから、周知を図りながら、令和5年度中のオープンに向けて取り組んでまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

本年度は「第3期名寄市地域福祉計画」の初年度にあたり、計画に基づき、子ども、高齢者、障がい者など、すべての市民が安心して健やかに暮らしていくことができる「自立と共生」の地域社会づくりを進めてまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

高齢者福祉の充実については「名寄市第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき事業を推進するとともに、高齢者の方々が可能な限り、住み慣れた地域において自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてまいります。

健康づくりと介護予防の推進については、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うため、地域の健康課題を把握しながらフレイル予防の普及啓発活動や健康教育・相談、生活機能向上に向けた支援等を関係機関と連携して取り組んでまいります。

認知症施策の推進については、地域や職域において認知症の人と家族を支えるサポーターの養成に向けた講座を引き続き実施するとともに、「認知症カフェ」などを通じ広く市民全体が認知症について理解を深めることができるよう努めてまいります。

継続的な課題である介護職員の確保・業務の効率化については、介護職員初任者研修及び実務者

研修受講費用の助成、資格保持者に対する就職支度金の助成を継続し、介護現場におけるICTの活用をはじめとした業務効率化や介護人材としての外国人の受け入れを始めるなど、介護職員の定着・確保に向けた対策事業に取り組んでまいります。

災害対策については、災害の発生に備え、介護事業所等における防災資機材や食料などの備蓄品についての確認を行うなど、連携した防災への普及・啓発に努めてまいります。

感染症対策については、引き続き予防接種の実施と接種勧奨に努めるとともに、介護事業所等に対する感染症に関する知識の向上と感染症対策を徹底してまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことのできる「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、「第6期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、円滑な福祉サービスの提供に努めてまいります。

基幹相談支援センターについては、様々な障がいに関する相談を受け、障がい福祉施設と連携を図りながら、子どもから大人まで継続したサービスの利用が受けられるよう、支援体制の維持に努めてまいります。

また、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がい児や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、定住自立圏共生ビジョンにおいて広域利用を推進している「地域生活支援拠点等」の仕組みを活用し、様々な支援を切れ目なく提供してまいります。

次に、国民健康保険について申し上げます。

現在、北海道とともに国保の財政運営を担っていますが、現行の保険税率では、来年度以降、北海道が示す納付金に必要な保険税収が賸えないほか、基金の活用についても難しい状況となっています。

このため、加入者の負担に十分に配慮した適正な税率設定について、国保財政の見通しや運営協議会の意見などを踏まえながら、本年度中に検証してまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

深刻さを増す地球温暖化問題に対応するため、市民への啓発とともに、公共施設の省エネルギー化を推進するなど、CO₂削減に向けた取組を進めてまいります。

霊園、墓地、火葬場などの施設については、利用される方が安らぎを感じる環境空間となるよう努めてまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

循環型社会の形成に向け、再生資源集団回収事業をはじめ、段ボールコンポストの普及、適正な分別方法の周知啓発、古着・廃食用油・使用済み小型家電の再資源化などの取組を進めてまいります。

さらには、環境衛生推進員協議会との協働による清掃週間や分別指導のほか、安全・安心で効率的な収集・処理事業を推進してまいります。

また、名寄地区衛生施設事務組合における次期一般廃棄物中間処理施設整備については、本年度から2カ年にわたり、旧清掃センターの解体工事が行われるため、本市におきましても引き続き、地域や構成市町村と連携し、事業推進に努めてまいります。

次に、消防について申し上げます。

近年、自然災害が全国各地で頻繁に発生しており、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下において、消防に向けられる市民の期待はより一層高まっています。

このことから、「市民が安全・安心を実感できるまちづくり」の実現に向け、消防力の強化と組織体制の充実を図るため、救急車両の更新と、複雑多様化する救急需要に対応可能な救急資機材の導入に取り組んでまいります。

救急・救助体制については、質の高い救急、救

助技術を提供するために、北海道消防学校への研修派遣や、指導的救命士を中心に救急救命士や救急隊員の知識と技術の習得・成熟に務め、医療機関と連携し充実した体制を構築してまいります。

また、地域防災力の中核となる消防団の加入促進を図り、各種研修、訓練を通じて、人材の確保と育成に努めてまいります。

住宅防火安全対策については、人的被害の軽減を目的に、住宅用火災警報器の設置率向上と維持管理について、積極的な広報活動を展開し、地域全体の防火意識の高揚を図ってまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、激化する自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方に基づき、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組とともに、関係機関と連携した防災・減災活動を推進してまいります。

さらに、自助及び地域の共助力向上を柱とした取組から、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や活動支援及び防災リーダーの育成に努め、防災資機材や食料などの備蓄品について、計画的な整備を進めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

本市における交通事故件数は減少傾向にありますが、引き続き、関係機関や団体との連携による事故根絶に向けた取組を実践してまいります。

また、幼児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室への参加促進、夜光反射材の配布など、事故被害防止に向けた周知啓発活動に取り組んでまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、市民や関係機関・団体と犯罪防止に関する情報の共有を図り、防犯対策の強化や防犯意識の高揚を図ります。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

「悪質商法」や「架空請求詐欺」などの消費者被害の防止に向け、引き続き積極的な啓発活動を

行い、相談員の資質向上に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、瑞生団地では建替工事を、栄町55団地では住宅の居住性向上や長寿命化工事をそれぞれ実施し、そのほか既存団地の住宅設備などでは、計画的な修繕により居住環境の維持に努め、安全・安心な市営住宅を供給してまいります。

民間住宅の整備については、木造住宅の耐震化支援として、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成し、地震に対する安全性の向上を図ってまいります。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園については、市民の憩いの場として大きな役割を担っている名寄公園、浅江島公園、大学公園及び風連西町公園について、遊具以外の公園設備の老朽化が進んでいることから、昨年度実施したアンケート結果を踏まえた具体的な整備内容を計画し、魅力ある安全・安心な公園整備に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安全・安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として1路線を更新し、併せて給水区域内の漏水調査を継続するほか、浄水場設備の更新を実施してまいります。

また、配水管網整備事業として2路線を整備し、第2期拡張事業については、計画に沿って自衛隊地区への配水管整備を進めてまいります。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

下水道事業については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を引き続き進めてまいります。

個別排水事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽10基の設置工事を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

継続路線については、豊栄西12条仲通をはじめ北3丁目通及び南10丁目右仲通の3路線の整備と、凍上による道路の損傷や凹凸が著しい南1丁目通の再整備を行います。

新規路線については、都市構造再編集中支援事業補助金により、西7条通の2及び西3条仲通の2路線の改良舗装工事に加えて、舗装路面の老朽化が進む幹線道路の2次改築として、風連東5号線の舗装改築工事に着手し、安全で円滑な交通網の確保に努めてまいります。

橋梁については、名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、令和12年度までに計画している39橋のうち、「八千代橋」を含む2橋の修繕工のほか、実施設計及び近接目視点検を行い、利用者の安全・安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長約435キロメートル、排雪延長約150キロメートルで、幹線道路の複数回排雪や積上げ除雪、交差点におけるカット排雪を実施し、冬季の安全・安心な道路空間や生活空間の確保に努めてまいります。

また、除排雪専用システムの導入に向け、本年度は実証実験を行い、除雪車両の位置情報や危険箇所などの最新情報を把握し、オペレーター、事業者、市が共有することにより、ミスの防止、作業の効率化など市民サービスの向上に努めてまいります。

除排雪助成事業については、除排雪業務の担い手育成・確保に対する支援や排雪ダンプ助成事業、市道及び私道除排雪助成事業など、関係機関と連携を図りながら、引き続き満足度が高まるよう、市民との協働による除排雪事業を進めてまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄道については、国において、JR北海道への支援が継続されており、道内においては、令和3

年度から5年度までを計画期間とする第2次アクションプランに基づき、宗谷線を維持・活性化するための取組が進められています。

今後も、持続的な鉄道網の確立に向け、北海道や各沿線自治体とも連携を密にし、宗谷本線活性化協議会として取組を継続してまいります。

また、3月に開設された宗谷本線名寄高校駅を活用することにより、令和5年度に開校する新設校の魅力が高められるよう努めてまいります。

路線バスについては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出機会の減少により、依然としてバス乗車人数の戻りが鈍く、名寄市地域公共交通活性化協議会において、将来的な公共交通の形態やあり方の議論を進めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

「第2次名寄市農業・農村振興計画」については、後期4年間の実施計画策定に向けて検討委員会を組織し取り組んでまいります。

次に、収益性の高い農業経営の確立について申し上げます。

基盤整備については、農地の高度利用化、農産物の生産性向上を目指し、国営事業、道営事業により計画的に実施してまいります。

米政策については、国の経営所得安定対策において、交付要件を見直す方針が示されたことから、課題を検証しつつ関係機関・団体と連携し対応してまいります。

農業振興センター事業については、省力化栽培技術の試験をはじめ、堆肥連用による土づくりの実証と農業者への情報提供や技術普及に積極的に取り組むほか、関係機関・団体や、製薬会社と連携し薬用作物を振興してまいります。

畜産振興については、国の畜産クラスター事業などを活用し経営体の規模拡大や機械化への支援に取り組むとともに、哺育・育成センターと市営牧場との連携により育成環境の充実を図ってまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進につい

て申し上げます。

労働力確保対策については、新たな雇用労働力確保に向けてJAと連携し取り組んでまいります。

また、法人化については、引き続き複数戸による法人設立支援や情報提供などに努め、地域における中核的な担い手の確保に取り組みます。

次に、農業の担い手の育成と確保について申し上げます。

新規就農については、後継者への安定的な経営継承に向け、引き続きJAと協調して支援を行うとともに、支援内容の検証に取り組んでまいります。

新規参入者の就農に向けては、農家研修を中心とした栽培技術の修得と、新規就農者支援チームなどによる指導により、育成を図ってまいります。

就農希望者の確保については、地域おこし協力隊の募集を基本に移住施策と連携し取り組むとともに、自営や雇用就農など多様な就農形態により担い手の確保につながるよう、情報発信や条件整備に取り組んでまいります。

女性農業者の活躍については、より一層の活躍を促進するため、引き続き支援を行ってまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について申し上げます。

安全・安心な農畜産物の生産については、化学肥料の削減など環境保全に効果の高い農業を推進してまいります。

有害鳥獣対策については、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心として、引き続き捕獲による被害防止及び担い手の育成に取り組んでまいります。

また、ヒグマ対策については、出没情報の提供による注意喚起や電気柵の設置など、予防と安全対策を関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、豊かさと活力ある農村の構築について申し上げます。

食育推進については、国・道の計画を踏まえ地

域に根ざした食育が進むよう第4次名寄市食育推進計画の策定に取り組んでまいります。

また、地産地消やブランド化の推進については、「もっと！もち米プロジェクト」10周年を記念した企画などを通じて「日本一のもち米のまち」として、広く情報発信を行ってまいります。

農村環境の保全については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用しながら、農地の保全や多面的な機能の発揮に向けて、地域の主体的な取組への支援を継続してまいります。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、名寄市森林整備計画に基づき、健全な森林資源の維持・造成を推進してまいります。

市有林については、間伐や伐採及び植林を計画的に推進し、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

私有林については、国や道の補助制度を有効に活用した森林所有者の負担軽減などにより、関係機関と連携し計画的な森林整備を推進してまいります。また、森林環境譲与税を活用し、林業機械や人材育成・担い手確保などに対する支援を拡充してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商工業の振興を図るため、昨年度、名寄市中小企業振興条例を改正し、本市の中小企業振興に係る基本理念や役割などを定めるとともに、時代のニーズに合うよう補助事業や制度融資を見直し、支援を充実させたほか、地域経済を牽引する事業者への施策を継続してまいります。

新型コロナウイルス感染症に加え、燃料などのコスト高騰の影響を受ける地域経済の再生と活性化のため、引き続き、国や道の施策を注視しながら、中小企業振興審議会、経済団体及び業界団体、さらには「産官金連携なよろ経済サポートネット

ワーク」と連携し、適宜、必要かつ持続可能な対策を講じてまいります。

市民から好評をいただいている住宅改修事業「ずっと住まいる応援事業」について、本年度、市民をはじめ建設業界のニーズや社会状況の変化などを考慮し、来年度以降における制度延長を含め検討を進めてまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に係る敷地利活用については、引き続き「再生可能エネルギー」「物流・防災拠点」「IoT」を3つの柱に、事業の具現化へ向けて進めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢は、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しており、本市においても人材確保は喫緊の課題です。

そのため、昨年度改正した名寄市中小企業振興条例に基づく補助事業の見直しにおいて、人材の確保・育成に関する支援内容を拡充したところであり、事業者へのさらなる周知及び利用促進に努めてまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に係る雇用対策については、離職を余儀なくされた従業員が安心して地元で就職し、名寄で暮らし続けられるよう引き続き支援を行います。

大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や企業説明会などをハローワークをはじめ、関係団体と連携して実施し、新規学卒者の地元定着につなげるための施策を推進してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

本年度から新たにスタートした「名寄市観光振興計画（第2次）」については、今後の5年間、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」「ポストコロナ」と回復の段階に応じて、天塩川や望湖台などの自然を生かしたアウトドア観光の推進や、冬季スポーツや自転車などNスポーツコミッションと連携したスポーツツーリズムの推進などに重点的に取り組み、市内の宿泊者数や観光消費額など

を指標に定めたK P Iの達成を目指し、地域経済の活性化を図ってまいります。

なよろ温泉サンピラーについては、温浴施設の改修工事のため4月1日から休業し御迷惑をおかけしていますが、市民の皆様からの御要望に応え、サウナ室の増設や温泉浴槽の拡張など、11月の全館営業再開に向け利便性向上のための工事を進めてまいります。また並行してシャワールームの設置を進めており、夏の合宿やビジネス需要に対応するため、6月から宿泊営業を再開する予定です。

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

幼児教育については、各施設への支援を充実させ安定した運営のもと、幼児教育の質の向上と保護者が安心して子どもを預けることのできる環境や、園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援してまいります。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

未耐震施設で老朽化が著しい名寄中学校は、令和3年度に実施した耐力度調査の結果を踏まえ、改築に向けた基本設計などに取り組んでまいります。

また、名寄東中学校の整備方針についても、検討を進めてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

平成29年度から10年間における大学運営の指針として策定した「名寄市立大学将来構想（ビジョン2026）」は、本年度、第三者機関による大学評価の提言を踏まえて策定した中期実施計画の最終年度となります。「新型コロナウイルス対策」、「研究、社会連携・貢献、管理運営・質保証の重点強化」、「教育、学生支援の充実」を強化し、後期計画につながるよう、将来構想を着実に推進してまいります。

また、助産師課程・大学院設置に向けて、中期実施計画期間中に集中して進めてまいります。

次に、修学上の新型コロナウイルス感染症対策

について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、一人ひとりの基本的感染対策を講じた対面授業を基本としながら、状況に応じて遠隔授業を併用するなど学修機会の確保に努めてまいります。

また、修学環境の変化による学生のストレスに対する相談、支援体制の充実を図ってまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備については、名寄市スポーツセンターの長寿命化を図るため、暖房設備やアリーナ換気設備などの改修を行い、快適なスポーツ環境を維持してまいります。また、指定管理者などと連携を図り、一元的なスポーツ施設の管理と効率的な施設運用にも努めてまいります。

スポーツ振興事業については、健康づくりやコミュニティづくりにつながるスポーツ事業を実施し、スポーツによるまちづくりを推進するとともに、将来を見据えて、持続的で幅広いスポーツ振興が図られるように、市内スポーツ協会とNスポーツコミッションなどのスポーツ団体の発展的な組織統合について協議を進めてまいります。

スポーツ合宿推進事業については、本市が冬季スポーツの拠点となるべく、合宿・大会誘致やジュニア育成の推進にとどまらず、道立サンピラーパークを含めた日進地区のスポーツ施設の今後のあり方や活用方法について検討してまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市史編さん事業については、市内有識者により構成する名寄市史編さん委員会において、今回発刊する新たな市史の名称が「名寄市史（新市版）」に決定しました。令和6年度発刊に向けて、これからも市民の皆様から資料の提供をお願いしながら、地域の特色を客観的視点で捉えた新しい名寄市史の編さんを進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和4年度の市政執行方針といたします。

○議長（東 千春議員） 次に、令和4年度教育行政執行方針を行います。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 令和4年第2回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症が国内外に大きな影響を及ぼしています。このような中、我が国では、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくという考え方を基本として、第3期教育振興基本計画のもと、教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進に取り組んでいます。

また、北海道教育委員会では、北海道教育推進計画のもと、「自立」と「共生」の二つの基本理念の実現に向けて、「ふるさとを想い、グローバルな視野で共に生きる力の育成」と「学校・家庭・地域・行政の連携による、人口減少に対応するための教育環境の形成」の二つの重点を示し、具体的な教育施策の推進に努めています。

名寄市教育委員会では、このような国や道の動向を踏まえるとともに、名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の「生きる力と豊かな文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標とし、令和4年度の学校教育推進計画、社会教育推進計画の確実な推進に努めてまいります。

以下、令和4年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

はじめに、学校教育の重点施策について申し上げます。

令和4年度の学校教育については、名寄市学校教育推進計画に基づき、学習指導要領の理念である「生きる力」を育てるために、社会に開かれた

教育課程の実現を図ります。また、第2ステージに移行した道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」と3年目となる第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組を両輪として、次の7つの重点的な取組を進めてまいります。

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について申し上げます。

確かな学力を育成するためには、全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善を進めることが大切であります。

このため、思考力・判断力・表現力の育成に資する「書く」活動を取り入れた指導やICT機器の効果的な活用、小学校と中学校の加配教員等を活用した小学校高学年における理科の専科指導などを行ってまいります。

また、市立天文台のプラネタリウムを活用した授業や名寄市立大学の学生支援員の積極的な活用、家庭学習の充実などに努めてまいります。

今後も、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組と道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」を連動させながら、市内の小中学校が一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成については、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳教育では、「特別の教科 道徳」を要として家庭や地域社会との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通して道徳性を養う指導を推進してまいります。

道徳科の指導では、ねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫・改善に努めてまいります。

また、小学校では名寄出身の力士である名寄岩

を題材とした読み物資料、中学校では名寄市の木原天文台を建設した故木原秀雄氏を題材とした読み物資料を使用した道徳科の授業実践等を通して、児童生徒の道徳性を養うよう努めてまいります。

読書活動では、全ての小学校に配置している学校司書を活用し、蔵書の配置の工夫や本への興味・関心を高める環境を整備して、児童生徒の豊かな感性や創造性を高めてまいります。

生徒指導では、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を基盤として、互いに協力し合い、助け合う望ましい集団の育成を目指してまいります。

とりわけ、いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において定めている「いじめ防止基本方針」並びに「いじめ防止等対策組織」に基づいて、いじめの定義やいじめ解消の判断基準を具体的に示すとともに、いじめ防止基本方針の取組状況を学校評価において評価し改善に生かすなど、取組を強化してまいります。また、「名寄市小中高いじめ防止サミット」では、児童生徒の自治的な活動によるいじめ防止の取組の交流や昨年度採択された「名寄市小中高コロナいじめゼロ宣言」の浸透など、いじめ根絶に係る取組のさらなる徹底を目指してまいります。

さらに、道徳科や学級活動など、教育活動全体を通して、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者とその家族、医療従事者等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されるものではないことの指導を徹底してまいります。

不登校の児童生徒への対応では、学校や教育相談センター・こども未来課などの関係機関が連携を図り、組織的、計画的に支援することが重要なことから、各学校における児童生徒理解・教育支援シートや、「子ども理解支援ツール『ほっと』」及びQ-Uなどの各種データを有効に活用し、一人ひとりの児童生徒に応じた支援に努めてまいります。

また、不登校の解消や未然防止等に向けて、本

年度から任用しているスクールソーシャルワーカーを各小中学校に派遣し、教職員や児童生徒、保護者等への効果的な支援について協議してまいります。

さらに、GIGAスクール構想によって全小中学生に配付されている一人1台端末を効果的に活用しながら、不登校児童生徒の学習支援に努めてまいります。

なお、中学校に配置しています心の教室相談員による教育相談は、必要に応じて小学校でも実施できるようにしてまいります。

スマートフォンや携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用防止への対応では、名寄市生徒指導・補導協議会や関係機関・家庭との連携や、青少年センターや道教委が作成した啓発用のパンフレットの活用などに努めてまいります。

健やかな体の育成については、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるために大切なことから、縄跳びなど各学校の特色を生かした体力づくりである「1校1実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動の充実に努めてまいります。

また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、課題となっている走力や持久力を高めるための実技研修会の実施や、体育の指導方法などの工夫改善に努めてまいります。

食に関する指導では、栄養教諭などの専門性を生かし、児童生徒が将来にわたり、望ましい食習慣や食に関する自己管理能力を身に付けられるよう、学校給食を生きた教材として効果的に活用してまいります。

学校給食では献立を創意工夫し、使用する食材については、安全で安心な食材の選定に細心の注意を払い、生産者や納入業者と連携し地産地消に努めてまいります。

次に、特別支援教育の推進について申し上げます。

特別支援教育の充実に努めるためには、児童生徒

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築することが重要であります。

このため、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備してまいります。

また、特別支援教育に関する教師の専門性の向上を図るため、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターによる特別支援教育コーディネーターの研修の充実や、名寄市立大学免許法認定公開講座の活用による特別支援学校教諭免許状の取得率の向上を目指してまいります。

さらに、指定難病をもつ児童の困り感を支援するため、特別支援教育支援員を増員し、児童一人ひとりの教育的ニーズに即した学習支援や生活支援などの充実を図ってまいります。

名寄市特別支援連携協議会では、本市の特別支援教育について共通理解を図り、効果的な取組を進めるため、学校などの管理職や転入職員対象の研修会を実施したり、特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談の充実などに努めてまいります。

また、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の効果的な活用を図るため、小学校の一日入学において、保護者に就学前の児童の様子を記載する「すくらむ」の様式を配付し説明するとともに、すくらむを必要とする保護者には、直接全様式を配付して活用方法を説明するなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

次に、社会の変化に対応する力を育てる教育の推進について申し上げます。

国際理解教育では、外国人英語指導助手の効率的な派遣方法を工夫したり、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動の充実を図り、コミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

キャリア教育では、児童生徒の望ましい勤労観や職業観を育てるため、社会見学や職場体験活動などを効果的に推進してまいります。また、児童生徒が自分のよさに気付き、将来の夢や目標の実現に向かって学び続けることができるよう、キャリア教育に関する学習活動の記録を蓄積し、必要に応じて振り返ることができる「キャリア・パスポート」の効果的な活用に努めてまいります。

情報活用能力の育成では、児童生徒の発達段階を踏まえ、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報モラルを確実に身に付けさせることや、目的に応じてコンピュータ・情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的に活用できるようにするための学習活動の充実にも努めてまいります。

また、すべての小学校において必修化されたプログラミング教育の一層の充実にも努めるとともに、学校教育情報化推進委員会と連携しながら、GIGAスクール構想における児童生徒一人1台端末等の効果的な活用やICT環境の整備を進めてまいります。

主権者に関する教育では、児童生徒にふるさとへの愛着や豊かな情操を養うため、計画的に各小中学校で「ふるさと未来トーク～市長・教育長と児童生徒との懇談会～」を実施するなどして、地域への愛着や誇りをもち、ふるさとに根付く子どもたちを育ててまいります。

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

信頼される学校づくりを進めるには、学校と家庭・地域が教育の目標を共有し、協働して組織的に課題に対応し、学校改善に努めることが大切です。

このため、各学校では、本市共通モデルの学校経営計画及び学級経営案を効果的に生かし、学校の課題を明確にした上で、年度の重点教育目標を設定するとともに、名寄市総合計画（第2次）中期基本計画や名寄市学校教育推進計画との関連を

図りながら学校経営を推進してまいります。

また、教職員の資質の向上では、道策定の教員育成指標を踏まえ、名寄市教育改善プロジェクト委員会による全小中学校共同で行う研修会や、ミドルリーダーのマネジメント力を高める研修会などを通して、教職員のキャリアステージに応じて求められる資質能力を高めてまいります。

さらに、学校評価では、各学校が年度の重点教育目標の達成状況などについて評価する自己評価と、保護者や地域住民などが学校の自己評価の結果や改善策の妥当性について評価する学校関係者評価を実施し、その結果を公表して学校運営の改善に生かしてまいります。また、学校の年度の重点教育目標と学校職員評価の自己目標を関連させるなどして、円滑な学校運営を推進してまいります。

コミュニティ・スクールについては、社会に開かれた教育課程の実現を図るため、社会教育と連携し、市内すべての学校の学校運営協議会に配置した地域コーディネーターが中心となり、学校と地域との連絡調整の役割を担いながら、地域学校協働活動の充実を図ってまいります。

また、統括コーディネーターとすべての地域コーディネーターで構成する地域学校協働本部連絡協議会を開催し、各コミュニティ・スクールの活動状況や課題等を共有したり、地域コーディネーターの役割等に係る研修会の開催を通して資質向上に資する取組を推進してまいります。

今後は、新設高校に導入を予定している学校運営協議会との連携も視野に入れながら、「地域とともにある学校づくり」の一層の充実を図る体制強化と、地域学校協働活動の充実を目指してまいります。

小中一貫教育については、義務教育9年間を通じた教育活動の一貫性を確保するため、風連中央小学校と風連中学校の全教職員を構成員とする「風連地区小中一貫教育推進委員会」による取組の一層の充実を図ってまいります。

智恵文小学校と智恵文中学校においては、本年度から道教委の「小中一貫教育サポート事業」の指定を受け、令和6年度から系統性・連続性を強化したカリキュラムの編成・実施が可能となる、義務教育学校の開校に向けた準備を進めてまいります。

さらに、効果的な小中一貫教育を推進するため、智恵文地区と風連地区の教職員を構成員とする名寄市小中一貫教育校合同連絡会議を計画的に開催し、両地区の取組等の成果と課題等を共有するなど、特色ある小中一貫教育の一層の充実を図ってまいります。

服務規律の保持では、教職員一人ひとりが使命感や倫理観を持って職務を遂行できるよう、道教委からの各種通知や服務規律ハンドブックなどを活用して校内研修を進めてまいります。

学校における働き方改革の推進では、教職改善プロジェクト委員会の教育経営の充実に関する研究グループにおいて、教職員の意識改革や短期的な検証改善サイクルを構築するなど、実感を伴った学校における働き方改革を推進してまいります。

また、中学校における部活動改革では、国が示した「段階的な地域部活動への移行」「合理的で効果的な部活動の推進」という二つの視点から、教師の負担軽減と生徒の活動機会の確保を両輪とした部活動改革を推進する必要があります。このため、学校と地域の実情やニーズを踏まえた「NAYOROスタイル部活動改革推進事業」の取組を進めてまいります。

具体的には、部活動指導員の配置や合同部活動に参加する生徒の部活動バス等の配置、地域人材バンクの設置、ICTによる部活動支援など、5つの事業を推進してまいります。

次に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

安全・安心な教育環境づくりについては、各小学校区に組織している安心会議などと連携を図りながら、交通安全指導や安全マップを用いた児童

生徒の通学路の安全確保、「地域110番の家」の協力や登下校時の見守りなどを通して、地域ぐるみで不審者への対応をしてまいります。

名寄市通学路安全推進会議では、通学路の安全確保のため、関係機関と連携し、継続的に安全点検や安全対策に努めてまいります。

智恵文小中学校については、開校準備委員会を中心に令和6年4月の開校に向け、校章、校歌などについて協議を進めてまいります。

また、本年度より、小学校棟の改築、既存校舎の改修を実施してまいります。

未耐震施設で老朽化が著しい名寄中学校は、令和3年度に実施した耐力度調査の結果を踏まえ、改築に向けた基本設計などに取り組んでまいります。名寄東中学校の整備方針についても、検討を進めてまいります。

給食センターは、安全・安心な給食の提供に努めていく必要があることから、狭隘である休憩室や食材検収室などの増改築に向けた実施設計業務を行ってまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

令和5年4月の再編統合により設置される新設校については、両高校の教職員で構成する統合推進委員会により、生徒や保護者から選ばれる魅力ある学校を目指し取り組みを進めています。今後は、高等学校魅力化推進委員会が中心となって、統合推進委員会で決定された内容をわかりやすく発信してまいります。

また、資格取得支援事業や学習教材支援事業の取組を行うとともに、他の特色ある支援策などについても検討してまいります。

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

令和4年度の社会教育については、名寄市社会教育推進計画に基づき、市民の皆様が生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の形成などを目指し、次の4つの重点的な取組を進めて

まいります。

はじめに、生涯学習社会の形成について申し上げます。

「地域とともにある学校づくり」の更なる充実を目指し、市内7つの地域学校協働本部の活動の推進に努めてまいります。

また、地域学校協働活動人材バンクを設置し、学校と地域の連携を支援してまいります。

市民講座では、新たな学びへのきっかけづくりや、学習活動を通じた仲間づくりのため、市民の学習ニーズに応じた講座の開設に努めるとともに、体験型の講座「エンレイカレッジ」を実施し、名寄の魅力や歴史の再発見を支援してまいります。

また、市民が文化芸術を体験・発表する生涯学習フェスティバルの開催など、市民が主体的な学習に取り組める環境づくりに努めてまいります。

風連地区については、各種関係団体と連携しながら、ふうれん地域交流センターや風連公民館、風連陶芸センターを活用して、生涯学習活動の推進に努めてまいります。

智恵文地区については、住民ニーズの把握に努めるとともに、学校をはじめ各種関係団体と連携して、生涯学習活動の推進に努めてまいります。

また、農村地区という地域特性を踏まえ、地域の歴史や自然に学び、地域資源を継承する「ちえぶん学講座」を開催してまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

市立図書館は、市民の読書活動と学びを支援する身近な教育施設として、利用者ニーズに即した資料収集および機能の充実に努め、きめ細やかな読書サービスを提供してまいります。

また、「第4次名寄市子どもの読書活動推進計画」に基づき、各家庭や地域で活動するボランティア団体、幼児施設、学校などと連携を図り、各種行事の開催や情報発信に取り組んでまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

コロナ禍の中、新たな天文普及の形として、引き続き、星空のインターネット配信を強化してま

います。

学校教育との連携では、よりわかりやすい天体資料となるよう、ホームページ内での学習用コンテンツの充実を図るとともに、遠隔授業や移動式天文台車の積極的な活用を進めてまいります。

研究分野では、北海道大学や他機関との連携のもと、ピリカ望遠鏡を利用した研究を進めるとともに、国立天文台石垣島天文台や台北市立天文学教育館との共同観測などを通じ、さらなる交流に努めてまいります。

星と音楽をテーマにした星祭りや音楽イベントについては、ポストコロナを見据え、そのあり方や開催方法などを検討してまいります。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

基本的な生活習慣のあり方を学んだり、子育て中の家庭同士の交流拡大を図るために家庭教育支援講座の開催や、市内の幼稚園における家庭教育学級の活動支援を行ってまいります。

また、北海道教育委員会と協定を締結している市内の「家庭教育サポート企業」に協力いただき、地域全体で家庭や子育てを見守る環境をつくるための啓発を行ってまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

児童生徒が自然の中で学び合う野外体験学習事業「へっちゃんLAND2022」、東京都杉並区との小学生交流事業である夏季の「都会っ子交流」及び冬季の「自然体験交流」を実施してまいります。

また、子ども会育成連合会などと連携したリーダー育成事業や育成者研修事業、フットサル大会などの開催などを通して、青少年の健全育成に取り組んでまいります。

成人年齢の変更に伴い、今後の成人式については、「（仮称）二十歳を祝う会」として、実行委員会を中心に企画運営を行い、趣向を凝らした内容で開催してまいります。

名寄市児童センター、風連児童会館では、自由来館型の施設として、遊びやスポーツ、各種行事

や体験活動を通して児童の健全育成を図ってまいります。

放課後児童クラブでは、放課後における児童の安全・安心な居場所を提供するとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。また、施設運営の充実や環境整備を図り、児童の健全育成に努めてまいります。

民間学童保育所では、児童の安全・安心な居場所となるよう環境整備や運営に対して必要な支援を行ってまいります。

青少年センターでは、SNSなどを通じた犯罪被害やいじめなどから青少年を守るため、地域や各学校、関係機関などと連携を図り啓発活動に取り組むとともに、青少年の問題行動の未然防止や安全確保に努めてまいります。

また、不審者対策や犯罪のない地域づくりのために、市内の巡視活動を行い、子どもたちが安全・安心に学び遊べる環境づくりを推進してまいります。

教育相談センターのハートダイヤルでは、児童生徒や保護者などからの悩みについて、相談員が電話や面接で相談に応じてまいります。

適応指導教室では、不登校の児童生徒の心情や悩みを受け止め、生活支援や学習支援により、学校復帰と社会的な自立に向けた取り組みを行ってまいります。

不登校は、本人だけの問題ではなく、学校や家庭を含む、様々な要因が複雑に絡み合って生じる傾向にあるため、学校や関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図ってまいります。

放課後子ども教室では、小学4年生から6年生までを対象に、勉強やスポーツ、文化活動、地域との交流活動などに取り組み、自ら学ぶ姿勢を高め、学習習慣の定着を図ってまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市文化芸術振興条例及び名寄市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、文化芸術の振興

と継承を図るとともに、市民などによる自主的、創造的な文化芸術活動を推進してまいります。

市民が日頃の文化活動の成果を発表する市民文化祭を実施するとともに、優れた文化芸術に触れる機会の提供を目的として、文化芸術鑑賞パスツアーの実施、市民文化センターE N - R A Yホールを核とした鑑賞事業、アウトリーチ等を含めた文化芸術事業を実施してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

北国博物館では、引き続き、地域に根差した視点に立って、地域の歴史や文化財、自然を伝える普及事業や各種展示会の充実に取り組んでまいります。とりわけ夏・冬の特別展などの自主企画や北海道博物館と連携した展示会を計画してまいります。

また、市民サークルによる展示会を年間を通じて開催し、郷土学習の拠点施設としての役割を果たしてまいります。

以上、令和4年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げます。

名寄市は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担っております。

この自覚のもと、これまで推進してまいりました「児童生徒に『生きる力』を育む」取組が実を結び、名寄南小学校においては、研究主題「自分の考えをまとめ伝えることができる子を目指して」の実現に向けた校内研修の取組や道教委指定の「学校力向上に関する総合実践事業」の実践指定校としての取組が、確かな学力や豊かな心を育む実践として高い評価を得て、令和3年度北海道教育実践表彰の栄誉に輝きました。

名寄市教育委員会としては、これまで以上に学校・家庭・地域社会との連携を深めながら、子どもたちの学びを止めることなく、現下のコロナ禍を乗り越え、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 以上で令和4年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第1号 名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市立大学の学校医に本学の教員が発令をされた場合報酬及び費用弁償の支給対象外とするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第2号

名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

現行の利用料金は平成18年の条例制定以来消費税の税率引上げによる改定しか行っておらず、市内同業施設、管内同等施設の料金よりも低い水準となっております。このたび温浴施設の改修による機能向上等を見据え、利用者に応分の負担を求められるよう利用料金の見直しを行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

議案第2号は、経済建設常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案第2号については、6月23日までに審査を終了するように期限をつけることにいたしたいと思っておりますが、これに御意義ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、経済建設常任委員会に付託の上、6月23日までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 北海道市町

村職員退職手当組規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市も組織団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の組織団体に令和4年4月1日付で設立をされた上川中部福祉事務組合が新たに加入することになりました。それに伴い、北海道市町村職員手当組規約の変更について地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第4号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成13年に取得をしたロータリー除雪車が老朽化をしたことから、更新しようとするものでございます。本年5月17日に3者により指名競争入札を執行した結果、北海道川崎建機株

式会社名寄支店が3,730万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税373万円を加え4,103万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第5号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和3年度名寄市一般会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ7,903万2,000円を追加し、予算総額を231億2,612万9,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして公共施設整備基金積立金2億7,267万8,000円の追加は、今後の公共施設整備に対する備えのために積み立てたものでございます。

6款農林業費におきまして畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費1億8,254万8,000円の追加は、牛舎、搾乳ロボットなどの施設整備、機械整備に係る補助の採択を受け、当該補助金を交付すべく追加したものでございます。

7款商工費におきまして中小企業運転等融資事業費1億2,995万円の減額は、各預託金の不用額を見込み、減額したものでございます。

このほか、各款において見込まれる事業の不用額を減額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款市税の9,323万4,000円の追加は、徴収状況を勘案し予算を追加したものでございます。

12款地方交付税の3億7,557万6,000円の追加は、特別交付税の交付額の確定に伴い追加したものでございます。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費ほか計4事業の繰越しをしたものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、町内会活動支援事業ほか計29事業について限度額を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第5号は承認することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第6号
専決処分した事件の承認についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。
本件は、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算に係る専決処分でございまして、歳入予算の組替えを行うもので、予算総額の変更はございません。

補正の内容を申し上げます。1款後期高齢者医療保険料におきまして保険料の減少により95万3,000円を、3款諸収入におきまして事業費の確定により後期高齢者医療広域連合受託事業収入を65万5,000円減額をし、2款繰入金におきまして事務費繰入金を160万8,000円追加したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めらるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第6号は承認することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和3年度名寄市立大学特別会計補正予算に係る専決処分でございまして、歳入歳出それぞれ1,798万4,000円を減額し、予算総額を17億7,060万7,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして、名寄市立大学奨学金基金積立金20万4,000円の追加は、いただいたふるさと納税寄附金を奨学金として活用すべく積み立てたものでございます。

また、学生寮維持管理事業費61万円の追加は、学生寮の修繕料の不足分を追加したものでございます。

このほか1款教育費において見込まれる各事業の不用額を減額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の確定に伴い、6款繰入金におきまして基金繰入金

を減額するとともに、一般会計繰入金にて収支の調整を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 議案第8号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 令和4年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円の給付を行う特別給付金に係る経費を補正しようとするものであり、歳入歳出それぞれ2,830万3,000円を追加をし、予算総額を238億3,951万円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款総務

費におきまして情報化推進事業費91万3,000円の追加は、特別給付金の給付に係るシステム改修委託料を追加しようとするものでございます。

3款民生費におきまして低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）及びその他世帯分支給事業費2,739万円の追加は、特別給付金のほか支給に関わる事務費を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。16款国庫支出金におきまして特別給付金の支給に対して交付される補助金2,830万3,000円を追加しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで、市長より追加議案の提出を求められております。追加議案の協議のため、議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

休憩中に市長より議案第9号 令和4年度名寄

市一般会計補正予算（第4号）、議案第10号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）、議案第12号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）が提出されました。これについては、さきに行われた議会運営委員会にて日程に追加し、議題とすることと決定しています。

お諮りいたします。お手元に配付の追加日程第1号のとおり日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

議案第9号外3件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 追加日程第1 議案第9号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 令和4年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市長選挙のため当初予算に計上できなかった政策的な経費と各款にわたる臨時的経費を補正しようとするものであり、歳入歳出それぞれ1億8,609万7,000円を追加し、予算総額を240億2,560万7,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款総務費におきまして情報化推進事業費1,873万1,000円の追加は、各種行政手続のオンライン化に向けた基盤整備に係るシステム改修委託料等を追加しようとするものでございます。

7款商工費におきまして商店街等活性化関連補助金1,240万円の追加は、中小企業振興条例に基づく補助の見直しを図り、事業者ニーズに即

した補助金を追加しようとするものでございます。

10款教育費におきまして名寄中学校整備事業4,610万8,000円の追加は、老朽化が進んでいる名寄中学校を改築すべく設計委託料を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加に伴う特定財源を計上したほか、20款繰入金にて財政調整基金繰入金、公共施設整備基金繰入金を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第2表、債務負担行為補正では、名寄中学校整備基本設計・実施設計委託料を追加しようとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正では、名寄中学校整備事業を追加し、認定こども園等整備事業の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議案第9号は、質疑から採決までの議事を6月23日に延期したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は質疑から採決までの議事を6月23日に延期することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 追加日程第2 議案第10号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、サービス事業勘定・名寄において歳入歳出それぞれ568万5,000円を追加

し、予算総額を3億7,091万6,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款事業費におきまして清峰園事業費568万5,000円の追加は、特定技能制度を活用し、外国人材の受入れを進める外国人材受入れ態勢整備事業に係る指定管理委託料を計上しようとするものであり、財源につきましては同額を一般会計繰入金にて予算を計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議案第10号は、質疑から採決までの議事を6月23日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は質疑から採決までの議事を6月23日に延期することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 追加日程第3 議案第11号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、食肉センター焼却施設整備に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出それぞれ179万3,000円を追加をし、予算総額を5,835万円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款衛生費におきまして食肉センター管理事業費179万3,000円の追加は、焼却施設設計業務委託料を追加しようとするものであり、財源につきまし

ては同額を一般会計繰入金にて予算を計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議案第11号は、質疑から採決までの議事を6月23日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は質疑から採決までの議事を6月23日に延期することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 追加日程第4 議案第12号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市長選挙のため当初予算に計上できなかった政策的な事業費の増加に伴い、資金的収入及び資金的支出について補正しようとするものでございます。

3款資金的収入におきまして企業債の増により2,550万円を追加し、総額を3億7,875万8,000円にしようとするものであります。

4款資金的支出におきまして拡張事業費で配水管新設整備工事2,550万円を追加し、総額を6億9,571万9,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議案第12号は、質疑から採決までの議事を6月23日に延期したいと思いますが、御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は質疑から採決までの議事を6月23日に延期することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 報告第1号 令和3年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 令和3年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

一般会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、令和3年度に完了しない議会運営事業費のほか計6事業を翌年度に繰越しをするためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第13 報告第2号 令和3年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 令和3年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について申し上げます。

街路維持管理事業費において融雪溝の修繕に必要な部材の供給が滞り、年度内の事業完了が不可

能となったため、事故繰越の設定をしたものでございます。

一般会計予算事故繰越し繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰越しをするためのものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第14 報告第3号 令和3年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 令和3年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について申し上げます。

第4款資本的支出、建設改良費におきまして医療機器の一部及び手術室増改修事業の実施設計委託について、納期が長期にわたる見込みとなったことから、繰越しの設定をしたものでございます。財源は、主に財政融資資金を活用いたします。

令和3年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書は、事業年度終了に当たり、これを翌年度に繰越しをするためのものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

報告第3号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第15 報告第4号 令和3年度名寄市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 令和3年度名寄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について申し上げます。

本件は、資本的支出の建設改良費で水質検査に使用する機器の購入に当たり年度内の納入が困難なため、予算の繰越しを行ったものでございます。

令和3年度名寄市水道事業会計予算繰越計算書は、事業年度終了に当たり、これを翌年度に繰越しをするためのものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第4号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第16 報告第5号 債権放棄の状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第5号 債権放棄の状況報告について申し上げます。

本件は、名寄市債権管理条例第18条の規定に基づき令和3年度において放棄をした市有財産、病院事業及び水道事業に係る債権の放棄について報告をするものでございます。

まず、市有財産につきましては消滅時効により土地貸付料について3件、13万8,220円を放棄したものでございます。

次に、病院事業におきまして患者が破産、死亡等の理由により回収見込みのない入院、外来診療費につきまして14件、109万856円を放棄したものであります。

次に、水道事業におきましては破産、死亡等の理由により回収見込みのない水道料金について50件、54万6,950円を放棄したものであります。

以上、名寄市債権管理条例第19条の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第5号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第17 報告第6号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第6号 公害の現況に関する報告について申し上げます。

令和3年度につきましては、関係機関の御理解と御協力をいただき、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目を中心に、調査、監視等を行ってまいりました。

まず、大気汚染では、炭化センターにおけるダイオキシン調査を年2回実施をし、排出基準を大きく下回る結果となっております。

次に、水質汚濁では、名寄川の水質調査を実施いたしました。大腸菌群が環境基準値を超過をしている時期もありましたので、今後も注視をしてまいります。また、ゴルフ場の農薬使用については、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を11月に実施をし、基準値以内の水質が

保たれていることを確認しております。

次に、騒音、振動、悪臭についてですが、公害となる苦情等はございませんでした。

その他、地球温暖化対策といたしましては、第3次名寄市地球温暖化防止実行計画においてCO₂削減目標を3%としてございますが、計画4年目となる令和2年度は基準年の平成28年度と比較をして9.9%の減少となりました。これは、これまでの節電やウオームビズ等の取組の成果であると考えられます。

以上、公害の現状について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続した調査、監視等を行い、市民の健康と生活環境の保全に努めてまいります。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けをしております公害の現状と対策を御高覧いただきたいと思っております。

以上、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第6号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第18 報告第7号 株式会社名寄振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第7号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

令和3年度第50期の経営状況につきましては、5月30日の株主総会で報告を受けたところであります。公社の第50期決算の内容につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりで、売上

高から売上げ原価、販売費及び一般管理費を差し引き1,500万9,892円の営業損失が生じております。これに対しまして179万9,185円の経常利益を計上しておりますが、これは市派遣職員に係る人件費負担金のほか、新型コロナウイルス感染症に係る各種給付金等を営業外収益に計上したことによるものです。税引き前当期純利益は経常利益と同額の179万9,185円で、最終的な当期純利益としては156万9,185円の黒字決算となりました。

令和4年度につきましても令和元年11月に策定した経営改善計画の着実な実行を引き続き指導してまいります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 以上で報告第7号の報告を終わります。

報告第7号については、本日の会議終了後に議員協議会を開催し、質疑を行います。

○議長（東 千春議員） 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市では8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、令和4年9月30日付で佐藤源嗣氏及び村上勝浩氏が任期満了となります。

本件は、村上勝浩氏を再度候補者として推薦をし、退任の御意向である佐藤源嗣氏の後任として田邊俊昭氏を新たな候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議

会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

署名議員 遠藤 隆 男

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月7日から6月19日までの13日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月7日から6月19日までの13日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時23分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 富岡 達彦

令和4年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年6月20日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 水 間 剛 君
市 立 大 学 学 長 松 田 慎 司 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君
産 業 振 興 室 長 佐 藤 美 香 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 岡 川 進 君
監 査 委 員

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 倉 澤 宏 議員

8番 遠 藤 隆 男 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

加藤市政4期目の基本政策について外6件を、山田典幸議員。

○16番（山田典幸議員） おはようございます。ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、市政クラブを代表して質問をさせていただきます。

質問に入る前に、改めて加藤市長におかれましては、このたびの市長選挙において無投票で4期目の当選を果たされたことは、これまでの3期12年間の市政運営に対する市民の評価であると同時に、現在の様々な市政課題の解決に向けた継続的な取組への期待の表れでもあります。今後とも市長が常々言われております市民の満足度の向上と明るく元気なまちづくりに向けて、ますますの御活躍を御期待申し上げたいと思います。

それでは、これより加藤市長の選挙時の公約に掲げられた事項、所信表明、市政執行方針などで述べられていた事項を中心にお伺いをしていきたいと思います。大項目1点目、加藤市政4期目の基本政策について。令和4年度市政執行方針における市政推進の基本的な考え方から3点について伺います。

1点目、名寄市総合計画（第2次）の着実な推進について。総合計画でうたう人づくり、暮らし

づくり、元気づくりの理念の下、3つの重点プロジェクト、5つの基本目標を柱として政策を進めていくとの考え方については市長が従前から一貫して言われていることですが、4期目のスタートの年である今年度は中期計画最終年度に当たり、総合計画の具現化に向けてどのように取り組んでいこうとしているのかと併せまして、後期計画策定に当たっての考え方についてお伺いをいたします。

2点目、連携の強化についてであります。周辺自治体や民間などとの様々な連携の重要性を加藤市長は4期目を迎えるに当たりあらゆる場面で強調されております。連携の強化によりどのような効果を求め、推進していくのかお伺いをいたします。

3点目、ポストコロナを見据えたまちづくりについて。コロナ禍と言われる時期が既に2年以上続き、その間人々の生活様式や価値観までもが変化しつつあり、言い換えればコロナによる大きな時代の転換期が到来しているとも言えます。ポストコロナを見据えたまちづくりを推進していくと市長は述べられておりますが、様々な分野における具体的な取組についてお伺いをいたします。

大項目2点目、名寄市が直面する行政課題への対応について4点にわたってお伺いをいたします。1点目、新型コロナウイルス感染症への今後の対応について伺います。新型コロナウイルス感染拡大を受け、これまで本市においても国や道の方針に基づきながら感染防止対策を実施してきており、またワクチン接種についても希望される方への3回目の接種も順調に進んでいる状況にあります。現在市内の感染者数も一時に比べると減少傾向で推移をしているところですが、いまだ終息には至っていない状況です。市長は、4期目当選直後にまずは足元のコロナ対策にしっかりと取り組むと抱負を語られています。今後感染状況などを踏まえた中で、感染防止対策やワクチン接種への対応をどのように図られていくのか考え方を伺います。

2点目、王子マテリア株式会社名寄工場跡地の利活用について伺います。昨年12月の王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に伴う停機により、60年以上にも及ぶ名寄工場での紙製品生産の歴史に幕が下ろされました。停機後の工場跡地の利活用については、従前より再生可能エネルギー、IoTデータセンター、物流、防災拠点の3つの柱を軸にこの間様々な検討、協議がなされてきていると認識をしておりますが、現在の進捗状況と今後の対応、見通しについてお伺いをいたします。

3点目、老朽化する公共施設等への対応についてお伺いをいたします。現在本市の保有する公共施設全体の約6割弱が築後30年以上経過しており、施設の改修や長寿命化はもとより、複合化も視野に入れた適正な配置などが求められております。立地適正化計画や公共施設等再配置計画に基づき今後どのように具現化に向け取り組んでいくのか、考え方をお伺いいたします。

4点目、人口減少への対応についてお伺いをいたします。少子高齢化と若年層の都市部への流出などに伴う地方都市の人口減少問題が言われて久しい現在ですが、本市においても2020年の国勢調査において2015年からの5年間で6.1%減、1,759人が減少するなど人口減少に歯止めがかからない状況が続いております。特に生産年齢人口の減少は地域の活力に大きな影響を及ぼしかねないことから、人口減少の抑制につながる施策の充実が今後一層求められます。人口減少抑制に向けどのように対応していくのか、考え方を伺います。

大項目3点目、保健、医療、福祉行政について、市政執行方針における市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりから4点についてお伺いをいたします。地域医療の充実、住民が住み慣れた地域で安心して健康に暮らすために欠かすことのできない重要な要素の一つであり、本市においては市立総合病院、東病院それぞれが役割を分

担し、市内のみならず道北圏域の住民に適切な医療を提供しております。

そこで、1点目、名寄市立総合病院の機能強化について、具体的な予定事業の内容とそれにより期待される効果について伺います。

2点目に、名寄東病院の今後の在り方について検討を進めていくと述べられておりますが、具体的な検討内容、詳細などについてお知らせをください。

3点目、子育て支援の推進についてですが、出生率の低下による少子化や人口減少が進んでいる状況にある一方で、社会情勢や就労環境の変化などにより子育てに関するニーズが高まると同時に、多様化をしてきております。ここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちを目指しての基本理念の下、子育て支援施策をどのように展開していくのか、具体的な取組などについてお伺いをいたします。

4点目、医療介護連携ICTの推進について。既に取組が始まっている事業ですが、さらなる連携を進めると述べられております。具体的な推進の内容と期待される効果についてお伺いをいたします。

大項目4点目、地域経済の活性化についてお伺いをいたします。1点目、新型コロナの影響に対する今後の支援策及び消費喚起策について伺います。長引くコロナ禍により経済活動が停滞し、多くの業種に影響を与えています。感染状況もやや落ち着きを見せている現在、少しずつ経済活動、消費行動ともに回復しつつはあるものの、決して元の日常に戻ったとは言えない状況であることは言うまでもありません。この間本市においては、コロナの影響に対する支援策として新たな融資制度の創出や6度にわたる給付事業、プレミアム商品券事業などを実施してきておりましたが、今後地域経済の早期回復に向けどのような支援策及び消費喚起策が必要と考えているのかお伺いをいたします。

2点目、地元企業の官公需受注機会の増大について、地域経済の活性化はもとより、地元企業の経営体質の強化を図るためにもさらなる受注機会の増大に向けた取組が必要不可欠です。今後の取組に対する考え方についてお伺いをいたします。

3点目、市内中小企業の人材確保について。過疎化の進行や人口減少、少子高齢化などによる影響もあり、市内中小、小規模事業者においては人手、人材不足が恒常化している状況です。昨年改正された名寄市中小企業振興条例などにに基づき今後どのように市内中小企業の人材確保につながる施策を推進し、具現化を図っていくのか、考え方をお伺いいたします。

4点目、名寄市観光振興計画（第2次）の具現化に向けた取組について。今年度より5年間の計画期間による名寄市観光振興計画（第2次）に基づき事業の推進が図られていくこととなりますが、コロナ禍の影響が続く中においてどのように計画の具現化に向けて取り組んでいくのかお伺いをいたします。

5点目、地域通貨の導入について。市長の政策集、所信表明、市政執行方針、それぞれにおいて地域通貨事業を民間との協働で推進し、地域経済の好循環をつくと述べられておりますが、検討状況や取組の詳細についてお伺いしたいと思います。

大項目の5点目、農業の振興についてお伺いをいたします。本市における基幹産業は言うまでもなく農業であり、基幹産業である農業の振興が地域の活性化に資するところは非常に大きいものがあると言えます。農業をはじめとし、今ほど申し上げた商工業などを含めた産業の活性化なくして地域の活性化はないと言っても過言ではありません。以下、市政執行方針における地域の特性を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりから4点についてお伺いをいたします。

1点目、担い手の育成と確保について。地域農業の持続的、安定的な発展のためには、優れた担

い手の育成と確保が必要不可欠です。今後の担い手の育成確保対策の具体的な取組について考え方を伺います。

2点目、労働力確保対策について。農業分野においても労働力不足が大きな課題となっており、この間様々な取組も継続的に実施されておりますが、今後の新たな労働力確保に向けての取組の考え方についてお伺いをいたします。

3点目、農業法人化への支援について。農家戸数が減少の一途をたどる中、地域の中心的な経営体として農業生産力の維持と経営の効率化を図るべく複数の農業経営者で組織する農業法人が本市においても設立されてきております。今後法人化に対する支援などの取組について考え方を伺います。

4点目、水田活用交付金の交付要件見直しに関する本市としての対応について。今年度より交付要件など制度の大幅な見直しが国から示されておりますが、これまでの対象者等への対応と併せて国等への働きかけなど、本市としての今後の動きについて考え方があればお伺いをいたします。

大項目6点目、冬季スポーツ拠点化に向けての取組について伺います。本市の自然環境や施設環境の強みを生かして冬季スポーツの拠点化を目指すために合宿、大会誘致と併せてジュニア世代の育成強化の推進など、これまで総合計画、重点プロジェクトにおける計画に基づき様々な取組が実施され、多くの成果も上がってきているところです。今回の市政執行方針の中において、市長は本市が冬季スポーツの拠点となるべく合宿、大会誘致やジュニアの育成にとどまらず、道立サンピラーパークを含めた日進地区のスポーツ施設の今後の在り方や活用方法について検討すると述べられ、また所信表明においては冬季スポーツの拠点化へ向けて2030年の冬季オリンピック、パラリンピックの札幌誘致への活動に積極的に関わり、競技施設改修について検討していくと述べられました。

そこで、1点目に合宿、大会誘致の推進に向けての施設等整備について具体的な整備計画、方針等について考え方を伺います。

2点目に、2030冬季五輪札幌誘致への活動に名寄市としてどのような形で関わっていくことを想定しているのかお伺いをいたします。

大項目7点目、教育行政についてお伺いをいたします。1点目、コミュニティ・スクールの今後あるべき姿についてお伺いをいたします。本市においては、既に市内全小中学校に学校運営協議会が設置され、取組が進められておりますが、今後どのように学校と地域が連携して地域学校協働活動を推進し、深化させていくことが望ましいと考えるおられるのか、理想とする姿はどのようなものか、教育長の考えをお聞かせください。

2点目、義務教育学校開設により期待される効果と目指すべき学校運営についてお伺いをいたします。令和6年度に義務教育学校としての開校に向けて準備が進められている智恵文小中学校ですが、義務教育学校において期待される教育的効果や名寄市の学校教育に与える相乗効果などについての見解をお聞かせください。あわせて、今後智恵文小中学校が目指すべき学校運営はどのようなものが望ましいと考えるおられるか、教育長の期待することなども含めお伺いしたいと思います。

3点目、新設高校への支援の考え方についてお伺いをいたします。令和5年4月に再編統合により設置される新設高校について、名寄市として今後どのような支援をし、魅力ある高校づくりに関わっていくのか、考え方をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。山田議員から大項目で7点にわたっての御質問をいただきました。大項目1から大項目6まで私から、大項目7について教育長からの答弁となります。

初めに、大項目1、加藤市政4期目の基本政策について、小項目1、名寄市総合計画（第2次）の着実な推進についてお答えをいたします。名寄市総合計画（第2次）中期計画最終年度を迎えておりますが、計画の着実な推進を図るため基本計画に定める重点プロジェクト及び主要施策に定める成果指標、KPIの点検を行うとともに、実施計画に登載をする個別事業についても行政評価やローリングによる必要な見直しを行うなど、PDCAサイクルを回しながら取組を推進してきております。中期計画初年度から新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により地域医療や社会経済活動、学校をはじめ市民生活が多面で大きな影響を受けてまいりましたが、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて国の臨時交付金を活用した新たな事業も総合計画に登載をしながら対応してきており、引き続き計画の具現化に向けた必要な取組を推進をしております。後期基本計画の策定に当たりましては、これまでアンケート調査や私と各種団体との意見懇談会、またまちづくり懇談会の開催、あるいは子育て支援施設、あるいは高齢者学級などでいただいた御意見などを基に学識経験者や市内関係団体の代表者、公募委員で組織をいたします名寄市総合計画審議会で課題の整理とその方向性等を中心に御議論いただいているところでございます。さらには、市立大学及び名寄高校、教育委員会などにも御協力をいただきまして、学校現場に出向いて若い世代とも意見懇談を実施するなど、市民の皆様の計画づくりへの参画の場の確保にも努めてきているところです。今後基本構想に掲げる基本理念の下、目指すべき将来像の実現に向けて施策間連携を図ることで一層効果が発揮をされる取組をまとめた重点プロジェクト及び各主要施策ごとの現状と課題を整理をし、目指すべき方向性を示す基本計画について具体的な検討を進めていくこととなりますが、審議会において議論を重ねていただくことはもとより、市議会の場においても十分に御審議をいただくなど

市民の皆様と市が一体となって、共に本市の将来像の実現に向けた計画策定を進めてまいりたいと考えております。

小項目2、連携の強化についてお答えいたします。日本全体が人口減少、少子高齢化の流れの中で持続可能な行政運営を行うためには、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて自治体単独でフルスペックで施設を設置、運営、機能を保持するのではなく、近隣自治体とそれぞれが持つ経営資源を生かした役割分担をし、連携をしていく、このことが求められます。本市におきましても士別市と複眼型中心市として13市町村間において北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定を締結し、医療、福祉、産業振興分野などに加えて、新たに防災、物流網効率化の推進など定住自立圏共生ビジョンに基づき広域連携事業を推進してきております。引き続きそれぞれの自治体の資源を生かして圏域の生活機能を維持していくとともに、連携した取組に対し国からの特別交付税として支援いただけることから、財源確保の側面からも定住自立圏の取組を中心に自治体間連携を推進してまいります。

また、民間との連携の一つとして、双方が持つ資源やノウハウを有効に活用するため金融機関や民間事業者と包括連携協定を締結をして、地域課題の解決、住民サービスの向上につながる連携した取組を推進してきております。さらには、令和2年度から地方創生のさらなる充実、強化に向けて企業版ふるさと納税の制度が大幅に見直され、税額控除が最大で寄附額の6割から約9割へと拡大となりまして、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮をされるということで、企業にとってはより使いやすい仕組みとなりまして、昨年度は3社から合計1,020万円の御寄附をいただき、官民連携による地方創生の推進を図ってきているところです。今後も民間資金も活用した事業を積極的に実施をしていくため、本市にゆかりのある企業や本市のプロジェクトに関心を示す企業

に対してトップセールスを行うなど企業版ふるさと納税の活用拡大に努めるとともに、官民それぞれの役割を明確化し、相乗効果を発揮できる取組を研究してまいります。

小項目3、ポストコロナを見据えたまちづくりについてお答えをいたします。デジタル技術を活用したまちづくり、行財政改革の推進については、名寄市版DX推進計画の策定をはじめ、国が示す標準化システムへの移行や行政手続のオンライン化などDXに係る様々な施策に取り組むとともに、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、デジタル技術を活用した市役所内部の業務改革、いわゆるBPRを実施してまいります。また、地域通貨事業の検討や高齢者向けスマホ教室の開催など地域におけるDXについても推進することとしておりまして、デジタル社会の構築に向け誰一人取り残されない人に優しいデジタル化に取り組んでまいります。

自然環境に優しいまち、ゼロカーボンの推進については、木質バイオマス発電の実現への各種手続などの支援や民間との協働により地域電力会社の設立を目指してまいります。さらには、環境に優しいエネルギーを地域で生産し、消費をする仕組みについて民間活力による環境整備を目指し、市民の皆様にも御理解をいただけるよう啓発活動についても取り組んでまいります。

地域人材の育成につきましては、名寄市中小企業振興条例に基づく支援メニューの見直し、高度な専門性を持ち、企業の成長を促進をするプロフェッショナル人材の確保を支援する事業の準備を進めております。また、移住施策による地域人材の育成では、本市の魅力発信を高めていけるようクリエイティブなアイデアを生かし、地域の魅力の発掘や発信をしていただくことを目的にクリエイティブ人材にターゲットを絞った移住推進に資する事業についても準備を進めており、また外国人材では本年度から新たな取組として外国人材受入れ態勢整備事業の実施に向けて準備を進めて

おりまして、介護人材として外国人を受け入れるための仕組みづくりと独自の受入れ態勢の構築を目的としたパイロット事業を行い、今後の安定した介護人材の確保策としたいと考えております。

ダイバーシティの推進につきましては、誰もが生きがいを感じ、その能力を思う存分発揮することができる社会を構築することが重要でありまして、各種審議会、委員会等委員女性比率の向上、外国人や障がい者の雇用拡大、国際交流などを通じた活躍支援に努めてまいります。

物流拠点化構想につきましては、道北圏域の物流効率化を支える拠点としてこれまでの成果が現れ始めておりますので、地域の活性化を図る上でも具現化に向けて努力をしてまいります。立地適正化計画の推進につきましては、年々人口減少が進んでいる中、人口密度が低い人口集中地区の広がりや止まらない状況にございました。居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定をいたしましたので、まずは公共施設の配置について市民議論を経て必要な機能を都市機能誘導区域内に配置をしてまいります。また、この区域内において人が集まるまちの重心、コアをエリアに分けて設定をし、学校など広い敷地を必要とする施設につきましては都市機能誘導区域内への配置が難しいため、まずは住環境の利便性を目指すサブコアと呼ばれる地域として認識をし、にぎわいが求められるメインコアとのつながりのあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目2、名寄市が直面する行政課題への対応について、小項目1、新型コロナウイルス感染症への今後の対応についてお答えをいたします。北海道内で初めて新型コロナウイルスに感染した患者が確認をされたのが令和2年1月28日でございます。それからおよそ2年半が過ぎようとしております。この間国においては緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置区域の指定など感染拡大防止に向けての様々な措置が取られてきたところでございます。令和2年12月に市

内で初めての陽性者が確認をされてからは感染者や医療従事者等を偏見や誹謗中傷から守り、安心して治療や療養等ができるようにコロナ差別がゼロのまち宣言を行いました。昨年12月からは、いわゆる第6波と言われる感染拡大が見られ、本市においても本年2月には1週間当たりで173人の感染者が確認をされるなど、新型コロナウイルス感染への終息が見えない状況が続きましたが、6月に入りましてからは週に数人の感染者数となっておりまして、少しずつ明るい兆しが見えてきているところでもございます。新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、令和2年度末から準備を始めまして、令和3年5月から接種を開始してきております。当初予想していた接種率をはるかに上回る接種率となり、予約の電話がつながらないなど市民の皆様に御迷惑をおかけした経緯もございましたが、新型コロナウイルス感染症対策本部内に設置をいたしましたワクチン対策チームを主として全庁的な体制を構築し、市内医療機関の御協力もいただきながら集団接種を行ってまいりました。7月中旬以降に4回目の接種を開始をする予定であります。4回目からは接種対象者が限定されることとなりますので、国からの情報等を市民の皆様にお伝えをするとともに、希望される対象者へのワクチン接種が円滑に進むよう準備を進めてまいります。新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者数は減少傾向にございますが、新種の株が発見をされるなど油断ができない状況が続いているものと考えます。基本的な感染対策である手洗いや3密回避、換気の徹底などを行うことで感染リスクは軽減されると言われておりますので、今後も市民の皆様への周知を続けて行ってまいります。

小項目2、王子マテリア株式会社名寄工場跡地の利活用についてお答えをいたします。昨年12月、工場停機以前より工場設置利活用策の検討を継続してございますが、この間3本柱であります再生可能エネルギー、物流、防災拠点化、I o

Tデータセンターを中心に具現化へ向けて取り組んできております。昨年工場停機前に民間事業者から木質バイオマス発電の検討着手の報道がありまして、現在も発電事業の開始に向けて課題の整理を進めているところでございます。再生可能エネルギーに関しましては、昨年11月にゼロカーボンシティ宣言を行いまして、木質バイオマス発電事業を核とした波及事業へと進展させていけるよう引き続き努力をしておりますし、今年度中に再生可能エネルギー導入計画の策定も行ってまいります。

物流、防災の拠点につきましては、市内官民が連携した道北圏域ロジスティクス総合研究協議会や北海道開発局による政策会議の取組など道北圏域の物流課題の洗い出しが行われ、名寄市が物流における重要な立地になるとの方向性が示されております。今後地の利を生かした取組となるように定住自立圏による行政間の連携や民間による事業展開など、新たな産業の構築につながるよう取り組んでまいります。

IoTデータセンターの取組については、世界的なインターネット普及に加えて、Society5.0の推進により現状のデータセンターが不足することが想定をされており、鍵となる冷涼な気候、再生可能エネルギーの供給のほかに対応する通信線の確保が課題となっております。北海道もデータセンター誘致活動を展開しておりまして、名寄市も自治体としてエントリーをするとともに、有識者で構成をされております北海道ニュートピアデータセンター研究会へも入会をするなど意欲ある自治体としてPRをしているところでございます。強靱な通信線の整備については、要請活動を進めるとともに、気候など地理的優位性を強みに引き続き誘致活動を継続してまいります。

小項目3、老朽化する公共施設等への対応についてお答えをいたします。本市においては、人口減少が進む中、厳しい財政状況の下で医療、福祉、商業などの生活サービス機能を維持し、将来にわ

たり持続可能な都市経営を可能とするため都市機能、居住機能の集積、公共施設の適正な配置、公的不動産の有効活用等によりコンパクトなまちづくりへの転換を図るために名寄市立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めたところでございます。さらに、各公共施設の維持補修、建て替え、除去などの施設方針を示す名寄市公共施設個別施設計画を策定するとともに、これらの計画との整合性を図り、公共施設の再編、再配置の方策や時期を示すロードマップとして名寄市公共施設等再配置計画を策定したところでございます。再配置計画の計画期間を30年といたしまして、5年後、15年後、30年後と大きく3つのフェーズに区切りまして、5年後までを計画期間とするフェーズワンの対象施設は、まちづくりで行政サービスの観点から重要な役割を果たす老朽化が進む公共施設に加えまして、にぎわいづくりに向けて新たな設置が想定をされる施設など、図書館、児童センター、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設、この5施設と定めて、図書館を軸として3つのパターンをお示しをしております。今年度講演会、タウンミーティングを開催をするとともに、市民ワークショップを開催をして、再配置パターンの絞り込み及び30年後を見据えて中心市街地に必要な機能などについて市民議論を重ねていただいているところでございます。市民議論を基に案の策定を行い、市議会でも御審議をいただき、具現化へ向けて進めてまいります。今回の対象施設から外れているもの、また先に優先をされる施設や土地の問題、またデジタル技術の進化を含めて社会情勢等の変化に応じて適時計画の評価、検証、改定を行いながら取組を推進してまいります。

小項目4、人口減少への対応についてお答えをいたします。本市の直近の人口は、住民基本台帳で2万6,259人、各種統計の基礎となる直近の令和2年度国勢調査人口は2万7,282人でございました。私が市長に就任をした平成22年

度国勢調査の人口が3万591人でございましたので、10年間で3,309人の人口減となりました。直近5年の住民基本台帳の数値によると、平均で200人を超える社会減があるとともに、出生数は約200人で推移をしておりますが、死亡数が300人を超える状況でございまして、100人を超える自然減、これにより年間300人を超える人口減少ということになっております。人口減少の中身を見ますと、出生数は減少傾向にあるものの、一定程度維持されておまして、高齢化率の上昇による死亡数の増加と生産年齢人口の転出超過が人口減少の主な要因となっております。本市は、これまで日本最北の公立大学であります名寄市立大学を設置をするとともに、名寄市立総合病院を圏域の高度医療を担う中核医療機関として整備を進めるなど、この圏域にとって必要な生活機能を確保するため独自性のある施策を推進し、人口の流出抑制に努めてきたところでございます。また、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき国の地方創生関係交付金を活用したNスポーツコミッションが中心となり、スポーツを通じた人、まちづくり、地域活性化を目指した地域資源を活用したスポーツ交流イノベーションプロジェクトや名寄市立大学でのリカレント教育や復職支援、卒業生の市内定着化を目指した地域のケア力向上プロジェクトなどを推進してまいりました。さらに、子育て環境の充実による小学生までの医療費を全額助成を行う乳幼児等医療給付事業やこども発達支援センターを併設する公立認定こども園の整備、冬期や雨天時においても安心して遊び、体を動かすことができるよう西條デパート2階にこどもの遊び場にこにこらんの整備などに取り組んでおります。生産年齢人口の減少により出生率の向上だけでは出生数の大幅な増加が見込めない状況もあることから、これまでの取組に加えて、社会減抑制に向けた取組を重視する必要があると認識をしておまして、雇用機会の拡大に向けた企業支援や企業誘致など産業の

創出に向けた取組を推進してまいります。

大項目3、保健、医療、福祉行政について、小項目1、名寄市立総合病院の機能強化についてお答えをいたします。市立総合病院では、これまで健全な事業運営を行うための改革プランを平成21年3月に策定をして以降、経営の効率化に取り組んでまいりました。その一方で、地域完結型医療提供体制の構築の必要性を早くから訴え、この間施設整備や研修体制の充実など医療機能の強化につながる取組にも力を入れてきたところでございます。施設、設備面では、救急外来棟の増築、集中治療室の増築、NICUとLDRの整備、精神科病棟の改築、ヘリポートの整備やドクターカーの導入など主に救急急性期医療や周産期、小児医療の充実に努めてきておまして、その結果として救命救急センターの指定を受けるなど道北地域における基幹病院として必要不可欠な機能を有する医療機関となっております。教育研修面では、医師臨床研修指定病院として道内でも早くに認定を受け、これまで多くの医師に研修の場を提供しているほか、本年2月には看護師特定行為研修機関の指定を受けるなど看護職員の研修にも注力をしてきたところでございます。また、医療の質向上を目的として日本医療機能評価機構による病院機能評価を平成11年に道内公立病院として初めて認定を受けて以降、これまで4回にわたって更新認定がされておまして、この間の様々な取組に対して一定の評価が得られたものと認識をしております。さらに、本年度はハイブリッド手術室の整備を含む手術室増改修事業の本工事に着手をすることとなっております。整備が完了いたしますとこれまで以上に救急急性期の医療環境が整うこととなります。医療機能の充実強化は地域住民の安心感ばかりでなく、医師をはじめとする医療スタッフの確保にもつながる重要な要素であると考えております。地域医療を取り巻く環境としては、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医師、看護師等の医療スタッフ

の不足、また医師の働き方改革への対応など様々課題がございますが、北海道医療計画に定める地域医療構想や本年3月に総務省から示された公立病院経営強化ガイドラインに基づき今後も救急急性期医療をしっかりと充実をさせていくとともに、他病院との連携を強化をすることで引き続き道北3次医療圏の地方センター病院として求められる医療提供体制の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、名寄東病院の今後の在り方についてお答えをいたします。名寄東病院は慢性期医療の役割を担っている病院でございますが、建設から47年が経過をしており、施設全体の老朽化が進行していることから、施設及び設備の改修並びに旧耐震構造の建物である、このことが課題となっております。東病院の今後の在り方を考えていくには、医療ニーズが変化をしていく中で地域の実情に合った形でバランスの取れた医療提供体制の構築を目指す地域医療構想における役割、また圏域内の各医療機関の変化を踏まえた上で、名寄市公共施設等総合管理計画などとの調整も図りながら検討していくことになるものと考えております。できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるような医療提供体制の構築に向けて関係機関と連携を図りながら検討を進めてまいります。

小項目3、子育て支援の推進についてお答えをいたします。子育て支援の推進につきましては、令和2年3月に策定をいたしました第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画に基づき実施をしております。老朽化をしている公立保育所においては、令和5年度中の認定こども園のオープンに向けて本年度は本体工事にも着手をする予定でありまして、オープン後は3歳未満児の最大入所児童数、ゼロ歳で12人増、1、2歳児で7人増、増加をするため待機児童の解消にもつながると考えておりまして、こども発達支援センターを併設をした新しい施設で保育と療育の連携を図りながら

子供たちが伸び伸びと成長できる環境となるように努めてまいります。

また、計画策定時のアンケート調査でも要望が多かった季節や天候を気にせずに元気に伸び伸びと遊ぶことができる屋内施設、これについては昨年12月にこどもの遊び場にここらんどがオープンをいたしました。今後は、思い切り体を動かせるアスレチック系立体遊具等を増設をするなど施設の充実を図り、子育て世代の交流の場となるように運営をしてまいります。

小項目4、医療介護連携、ICTの推進についてお答えをいたします。本市では、地域包括ケアシステム構築の方策の一つといたしまして情報通信技術の活用により患者情報を医療と介護で共有化し、名寄市における医療介護連携の促進や地域における包括的な医療、介護の支援及びサービス提供体制づくりを推進をすることを目的といたしまして、令和3年7月から名寄市医療介護連携ICT事業を本格的に稼働をしております。本事業には、市内の医療機関、薬局、歯科医療機関においては43%の機関が、介護事業所においては90%近くの事業所が参加をしておりまして、介護保険サービスの利用者を主に同意の得られた方をICTシステムに登録をし、運用しているところでありまして、市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーや介護施設、市立総合病院のソーシャルワーカーとの協力によりまして同意を得た登録者数は、昨年度末には950名だったところ、本年6月8日時点で1,053名に達しているところでございます。期待される効果等につきましては、医療と介護が連携して質の高いケアの実現と病気の重症化予防、安全で効率的な服薬サポートが受けられる、利用者や家族への治療内容の説明を何度もしなくてもよくなる、関係機関の間で情報共有が容易にかつ都合のよいタイミングでできるなど各場面での負担軽減が期待をできます。本格的稼働を始めてから1年を経過してございません。まだまだ発展途上のシステムだと考えております

ので、期待する効果を達成できるよう取り組んでまいります。

大項目4、地域経済の活性化について、小項目1、新型コロナの影響に対する今後の支援策及び消費喚起策についてお答えいたします。新型コロナ感染症に対する経済対策について現在申請を受け付けております地域経済再生応援金は、想定より少ない申請件数で推移をしておりますが、これは今回売上げ減少の要件のほかに利益の減少要件を新たに設けた結果、売上げは減少していてもウィズコロナに対応した営業努力やコロナ関連の給付金などによって利益がコロナ前よりも増加をしたために該当しないというケースが多く、このことはウィズコロナの事業経営が一定程度進んでいることやコロナ関連の支援が市内事業者の経営の下支えに効果的に寄与した結果でもあると推察をしているところでございます。こうした状況を鑑みまして、コロナ発生3年目を迎え、厳しい経済の要因がコロナに加え、不安定な世界的社会経済情勢の長期化による燃料などコスト高騰にシフトしていくと見込まれることから、これからはウィズコロナの社会経済に対応していくために、中小企業等に対するコロナ経済対策として今後は現金給付という手法ではなくて、持続可能な方策が必要であると考えております。そのため、国や道の施策も注視をしながら経済団体や金融機関と緊密に連携をし、効果的な消費喚起策を含め地域経済の再生、活性化に資する対策を研究してまいります。

小項目2、地元企業の官公需受注機会の増大についてお答えをいたします。本市が発注する工事や物品調達等の指名選考は、官公需についての中小企業の受注確保に関する法律に基づき策定した名寄市指名競争入札参加者指名基準や名寄市公契約に関する指針により、契約の適正な履行が確保できる範囲において市内業者への優先発注に努めております。また、地域経済の活性化や市内業者の育成、労働環境改善に資するため、本市では法

律や国の施策に基づき入札参加資格申請の際における社会保険加入状況の確認や中間前金払い制度の導入などを行ってまいりました。加えて、本年4月施行の名寄市中小企業振興条例においても、市の責務として市の工事に当たり中小企業者等の受注の機会の増大に努めるという条項を盛り込んでおります。今後も当該条例で掲げる基本理念を踏まえて適正な工期の確保や発注の平準化などに配慮しながら、引き続き市内業者への受注機会の確保に取り組んでまいります。

小項目3、市内中小企業の人材確保についてお答えをいたします。ハローワーク名寄管内の雇用情勢によると、建設、運輸、介護、医療、福祉の分野をはじめ有効求人倍率は高い状態が続いておりまして、本市の人材不足は喫緊の課題でございます。本市といたしまして、昨年12月に生産を停止した王子マテリア株式会社名寄工場等の離職者を市内事業者が雇用する場合、最大60万円を助成をする制度を創設したところでありまして、産業人材の市外への流出の防止と市内事業者における確保に努めております。

また、名寄市中小企業振興条例の改定に伴い、支援メニューを見直し、事業所が負担する従業員の資格取得等を支援する人材育成事業に加え、新たに地元企業の採用のための広告費を支援をする就職促進事業や高度な専門性を持ち、企業の成長促進をするプロフェッショナル人材の確保を支援する事業の準備を進めておりまして、市内中小企業人材確保のための施策を拡充してまいります。

小項目4、名寄市観光振興計画（第2次）の具現化に向けた取組についてお答えをいたします。今年度スタートいたしました名寄市観光振興計画（第2次）では、新型コロナウイルス感染症による打撃を受けた環境産業を再び活性化するため、今後5年間で計画期間といたしまして、ウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナと回復の段階を見据えながら、本市にふさわしい観光振興の方向性としてひまわり観光の推進、広域観光、食

と観光の推進など11の項目を掲げました。その中でも特に力を入れて取り組むべき重点項目として原生の自然を最大限に活用したアウトドア観光の推進、スポーツツーリズムの推進、観光振興に資する人材の発掘、育成、この3つを定めております。また、地域経済の活性化の達成に向けた数値目標、KPIとして観光消費額、市内宿泊延べ数、名寄市認知度を指標としまして、観光消費額と市内宿泊延べ数についてはコロナ禍からの回復を目指し、コロナ前の水準をKPIに決めました。認知度につきましては、計画策定前に実施をいたしました認知度調査を3年目と最終年に実施をして、調査対象の2人に1人が本市を認知している状況を目指します。本計画の具現化に向けては、計画策定に関わった委員を中心に組織をする検証委員会において、毎年状況に応じて本計画の方向性に沿った具体的な取組を検討し、取り組んだ実績を基に、本計画の推進状況を検証してまいります。

次に、小項目5、地域通貨の導入について申し上げます。国においては、コロナ禍にあつて社会情勢は大きく変化をし、消費動向や物流など経済への影響は計り知れないものとなっており、デジタル化により大きな変化が求められております。また、本市においても同様にコロナ禍での少子高齢化や人口減少、地域経済の縮小など購買力の低下やオンラインショップなど、地域以外での消費の増加により地域内の経済循環は悪化の一途をたどっております。これらのことを踏まえて、非接触型決済方式、いわゆるキャッシュレス化や地域内での経済循環サイクルの確立を図ることが重要との認識の下、その手法の一つとして地元経済団体と協力体制を構築の上、電子地域通貨について検討を始めております。電子地域通貨の導入に当たりましては、地域外への経済流出抑制や地域内流通の活性化を目的に地域経済の循環を促進をするほか、地域内の経済活動に対するデータ化、可視化が図られるとともに、マーケティング調査が

容易となり、新たな経済対策の立案や展開が図られるものと期待をしております。また、この電子地域通貨を活用して市民が本市のイベントだとか地域の取組などへ参加、貢献をされることに行政ポイントを付与する、こうしたことでより積極的な参加が期待をされるとともに、地域内の消費の拡大、市民の利便性の向上、地域活動の増進にも寄与していると考えております。具体的には、市民の商店街利用や行政イベントへの参加などにおいてポイント還元だとかボーナスチャージ、プレミアム電子商品券や電子回数券、こうしたことを想定してありまして、キャッシュレス化により利便性の向上、また効率的かつ効果的な経済の循環を目指すといったものでございます。今後におきましては、電子地域通貨の導入に当たって主体となる地元の経済団体としっかりと協議を進め、行政として支援協力体制を構築するとともに、市民により一層デジタル社会の恩恵が行き届くよう導入に向けた検討を進めてまいります。

大項目5、農業の振興について、小項目1、担い手の育成と確保について、小項目2、労働力確保対策について、小項目3、農業法人化への支援について、これら3つは関連があるので、一括してお答えいたします。農業を取り巻く環境は、国によるみどりの食料システム戦略や経営所得安定対策の見直しなど情勢が変化をする中、本市においては農家戸数の減少や労働力不足など厳しい状況が続いております。地域においては担い手農家の規模拡大により農地の流動化が進み、次世代へと引き継がれておりますが、個人の規模拡大にも限界があり、また労働力不足による作物の転換など課題がある中で、持続可能な農業、農村の発展に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。担い手の育成と確保につきましては、農家子弟による後継者確保や経営継承に向けた支援を継続するとともに、現状で抱える課題や必要とする支援の調査に取り組み、より実情に即した支援となるように検討してまいります。

新規参入者の確保では、これまで農地の確保や早期の経営安定が課題となってきたことから、新たに経営基盤を引き継ぐ第三者経営継承による就農に向け地域や関係機関、団体と連携をし、条件整備と研修生の育成を図ってまいります。また、地域コミュニティを維持する上でも新規参入者の受入れは有効と考えており、移譲希望者や地域ニーズの把握に努めてまいります。

労働力確保につきましては、短期的な人材確保として地域内外から幅広く人材を求め、JAと連携をし、支援に取り組んでまいります。また、外国人技能実習生については、今年度は受入れが可能となり、安心をしているところでございますが、今後のコロナ禍による影響など注視をしていく必要があると考えます。また、労働力不足を補う省力化技術については、ICTを活用したものをはじめ様々な取組があることから、農業振興センターが核となり、技術の活用に向けた支援を進めてまいります。法人化の支援につきましては、農業での雇用労働力確保が厳しくなる中で、限られた労働力の下で収益を維持、拡大していく必要があり、作業の効率化が求められております。このことから、複数戸での協業化による作業効率の向上と法人化による経営基盤の強化や雇用環境の改善により持続的な農業経営の確立が可能になると考えております。また、協業化による効率化において軽減された労働力を人手が必要となる高収益作物へ振り向けることで収益性の向上が図られるほか、本市の特徴である多様な農産物の生産を維持していくことにつながるものと考えております。今後も引き続き複数戸法人の設立支援に向け取り組むとともに、農業者の理解を深めるために情報提供に努めてまいります。

小項目4の水田活用交付金の交付要件の見直しに関する本市としての対応についてお答えをいたします。国においては、これまで米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向けて水田活用の直接支払交付金が講じられてきたところですが、昨年

度転作作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、現場の課題を検証しつつ、今後5年間一度も水稲作付が行われない農地を交付対象水田としない方針が示されたところです。本市においては、長年にわたり交付金を活用し、作付転換における生産振興に取り組み、農業者への影響も大きいことから、名寄地域農業再生協議会において地域ごとの説明会を開催をし、周知を図るとともに、見直しに対する地域課題につきましてアンケートにより把握に努めてきたところでございます。地域課題の検証に当たりましては、北海道が中心となり実態把握を、あるいは検証を行い、国に求めていくこととしておりまして、本市からはアスパラガスなど多年生の作物の作付、また収益性の観点から5年を超える輪作体系が必要となることなど地域課題について報告をしているところです。今後の対応といたしましては、北海道の連絡会議を中心に対応していくこととなり、畑作物が定着し、交付対象外となる農地での営農の継続ができるように十分な支援を検討することや自給飼料の確保への対応を求めるなど地域農業への影響が取りまとめられることから、必要な影響、意見反映等を行ってまいります。また、今回の交付要件見直しは本市農業の将来にも影響が及ぶことから、今年度において取り組む第2次名寄市農業・農村振興計画の見直しの議論の中で今後の対応についても検討をしてまいります。

大項目6、冬季スポーツ拠点化に向けての取組について、小項目1、合宿大会誘致の推進に向けての施設等整備についてお答えをいたします。冬季スポーツ拠点化については、冬の自然環境、人材、そして既存のスポーツ施設を生かして生涯スポーツの振興や合宿、また大会誘致活動も推進し、スポーツを通じた交流人口の拡大によって地域経済にもよい効果が見いだされるよう努めてまいりました。昨年総合計画中期計画のアンケート調査が行われまして、スポーツ活動や施設整備の状況の質問では、前回結果1.38ポイントだったの

に対して昨年の調査では0.72ポイント低い0.66ポイントと前回を下回る結果となり、スポーツ施設に関して幅広く改善を望む意見が寄せられています。合宿や大会誘致の取組としてプロモーション活動や受入れ態勢の整備がありますが、最も効果が高いのは施設環境の質が高いということでございます。これまでの合宿、大会誘致については、競技団体の皆様に支えられてきたこと、また阿部特別参与の例にもあるように、人とのつながりの中で誘致ができていた部分が大きかったのではないかと思います。総合計画重点プロジェクトにおける指標値として令和4年度までに2泊以上の合宿者数1万人という目標を持っておりまして、引き続き皆様の御協力をいただきながら誘致活動を推進しますが、市民利用の観点も含めて合宿、大会誘致に有効な施設整備についても検討をしております。

小項目2です。2030年冬季五輪札幌誘致、この関わりについてお答えをいたします。2030年冬季オリンピック、パラリンピックの開催地が今年度中にも決定をされるという見込みでございまして、札幌市を中心に招致活動が最盛期を迎えているところです。本市の阿部特別参与も国際オリンピック委員会の現地対応など重要な場面において深く関わっており、活躍しているところであります。招致が実現すれば、北海道全体にとってもこれは大きな喜びであり、冬季スポーツで頑張っているジュニア選手にとっても大きな夢であり、目標となるスポーツイベントになります。冬季スポーツ拠点化プロジェクトを推進している本市にとってもよい影響を受けることが予想され、スポーツによるまちづくりを推進していく上でも有効なスポーツイベントであると捉えております。オリンピック、パラリンピック招致活動については、北海道や道内の経済団体なども加わってその活動を支援する動きが広がっておりまして、官民連携で誘致活動を支える横断的な組織も設立をされ、今後本市も積極的に関わっていく予定でござ

います。

また、本市は冬季スポーツ施設が充実をしていることから、事前合宿などの受入れ支援も可能であると考えております。特にノーマルヒルは道内に札幌市と名寄市しかなく、オリンピック本番で使用するジャンプ台は競技の数日前まで使用できないという決まりがあることから、本市で事前合宿が行われる可能性もあると考えています。その他、道内にはオリンピック、パラリンピック招致を見据えて既に海外のクロスカントリーチームと連携を取っている自治体もあることから、本市においても健康の森クロスカントリーコースは事前合宿に利用できる可能性があると考えます。招致活動は、北海道全体で支える必要がございますが、以前阿部特別参与と共に秋元札幌市長とも面談をして、招致活動の協力関係について話し合いをさせていただいておりますので、引き続きソフト、ハード両面で協力をできる体制を整えていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私からは大項目7、教育行政について、初めに小項目1、コミュニティ・スクールの今後のあるべき姿についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置した学校であり、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる地域と共にある学校への転換を図るための有効な仕組みでございます。本市では、平成29年の智恵文小学校と智恵文中学校がコミュニティ・スクールとなったことを皮切りに令和元年6月に全ての学校がコミュニティ・スクールとなりました。また、令和2年6月には全てのコミュニティ・スクールに学校と地域が連携、協働した活動である地域学校協働活動を推進していく地域学校協働本部を位置づけたところでございます。さらに、地域学校協働本部には地域の窓

口となって地域学校協働活動を効果的、効率的に展開する役割を担う地域コーディネーターを任命しております。本市が目指すコミュニティ・スクールとは、学校と家庭、地域が教育活動の目標を共有し、共に協働して、組織的に課題に対応する学校のことです。そして、学校の応援団となって教育活動を支援してくれる地域学校協働本部が相互に補完し、高め合う存在となって地域学校協働活動の充実を図ることが大切であると考えているところでございます。しかし、この数年間、コロナの影響を受けまして、学校運営協議会や地域学校協働活動を開催できない状況になっております。今後地域学校協働活動を活性化するためにも引き続き各地域コーディネーターの研修会、相互の情報交換などを実施してまいりたいと思っております。

また、令和5年には本市にある2つの高校が再編統合され、新設高校が設置されます。この新設高校に学校運営協議会ができたならば、今後小中高を含めた地域学校協働本部連絡協議会を設置して、名寄市の学校全体で地域学校協働活動を実施していくことが重要であると考えております。今後も引き続き各学校の学校運営協議会と社会教育体制としての地域学校協働本部が相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって地域と共にある学校づくりのさらなる充実を図ることができるような体制づくりと活動の充実を目指していきたくて考えております。そのためにも、地域学校協働本部連絡協議会の組織や活動の在り方をさらに工夫してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、義務教育学校開設により期待される効果と目指すべき学校運営についてお答えいたします。小中一貫教育とは、小中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育のことです。国では、平成28年に施行された小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律により小中一貫教育を行う新たな学校の種類が制度化されま

して、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されました。これによりまして、1人の校長の下で教職員が1つの組織として一貫した教育課程を編成、実施する義務教育学校としての形態と組織上独立した小中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す小中一貫型小中学校という2つの形態が制度化されました。本市では、これまでの小中連携の取組の成果を生かし、智恵文小学校と智恵文中学校は平成30年度より、風連中央小学校と風連中学校は令和2年度より小中一貫型小学校中学校の中の併設型小中学校の制度を活用した小中一貫教育の取組を推進しているところでございます。

義務教育学校は、9年間を一つの学びの場と捉え、学習指導要領による指導内容と基準は変えることはできませんけれども、指導する時期及び学年や指導時数を柔軟に考えることを可能とする特例も認められているところでございます。義務教育学校のメリットとしては、中1ギャップという中学校進級の際の新しい環境での学習面や生活面への不適應への解消、一貫したカリキュラムによるスムーズな学習、異学年間の交流促進などが挙げられております。また、授業では学級担任だけではなく、教科担任の先生も加えて子供たちと接することから、多様な視点で子供の特性を捉えることができ、子供の個性や可能性を伸ばすことのできることなどが期待されているところでございます。本市の学校教育に与える相乗効果として、智恵文地区における義務教育学校の取組のメリットを市内の他の小中学校へ情報発信することにより、小中連携の在り方により影響を与えるものと考えております。現在智恵文小中学校では小中一貫教育合同会議を計画的に開催し、授業における指導課程や指導方法、児童生徒の実態等について共通理解を図っております。また、小学校6年生が中学校に直接登校して授業を受ける中学校一日登校、小学校において専科教員による理科や外国

語の授業、食育に係る出前授業などを実施し、系統性、連続性がある取組を推進しているところでございます。さらに、小中一貫教育を導入するに当たって典型的に指摘されている課題といたしまして、子供たちの人間関係や相互の評価の固定化、それから学年段階の柔軟な設定により小学校高学年におけるリーダー性の育成の阻害でありますとか、転出入する児童生徒への対応、実施に伴う教員の多忙感や時間の確保といった4点がそれに挙げられております。現在これらを学校運営に対する課題と捉えて、事前の対策を進めていくことにしているところでございます。今後北海道教育委員会の指定事業であります小中一貫サポート事業を受けながら義務教育学校の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、新設高校への支援の考え方についてお答えいたします。令和5年4月の再編統合により設置される新設校については、両高校の教職員で構成する統合推進委員会により生徒や保護者から選ばれる魅力ある学校を目指し、取組を進めております。今後は、高等学校魅力化推進委員会が中心となって統合推進委員会で決定された内容を分かりやすく発信してまいります。新設校の魅力向上の支援策の一つとして、コミュニティ・スクールの設置があります。コミュニティ・スクールはこれまで培われてきた学校と地域社会との関係を生かし、地域の産業界など広く地域の皆さんの参画や協力を促すことができるため、地域全体での応援体制の構築にもつながるものと考えております。そのため、魅力化推進委員会では統合推進委員会と共に名寄版コミュニティ・スクールの設置に向けた議論を行ってまいります。教育委員会といたしましては、市内唯一となる高校が生徒に多様な進路の選択を提供できる魅力ある高校となるよう引き続き魅力化推進委員会を通じて取組を進めてまいります。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） それぞれたくさん御

答弁をいただきましたので、時間が限られておりますが、できる限り再質問させていただきたいというふうに思います。

加藤市長4期目の基本政策についてということで、それぞれ小項目で3点お伺いをさせていただきました。壇上での質問に関しましても少し市政執行方針や所信表明、また選挙時等々で強調していた部分、4期目に向けてどのように取り組んでいくのかという部分も御質問させていただきました。少しお答えになかった部分ではありますけれども、幾つか市長の考え方、これから4期目の市政をかじ取りしていくという中で幾つかお伺いをしておきたいというふうに思います。

まず、これは加藤市長の4期目基本政策に関わる部分かと思えますけれども、特に当選直後記者会見等と言われていたのが市民との対話を重視していくということを強調されて言っておられました。一部先ほど御答弁の中にもありましたけれども、コロナ禍の影響等もあって、人と人が、市民の皆さんもそうですけれども、なかなか直接会って対話ができない、会っていろんな活動ができない状況があったという中で加藤市長がこういうことを強調するのは、そういうコロナ禍を経て、また新しい時代といいますか、デジタル化はデジタル化で進めるけれども、やっぱりそういった市民との直接お会いしての対話が重要だというふうに私はちょっと勝手ながら捉えたのですけれども、市長のその辺りの、特に4期目、対話を重視して、またタウンミーティング等も積極的に機会をつくって実施していくというような御発言もありましたけれども、その辺りの考え方についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 現在も総合計画の第2次の後期の計画策定に向けて様々な市民の皆さんと意見懇談をさせていただいているところであります。業界団体の皆さん、代表者の皆さんに来ていただいていることはもちろんでありますけれど

も、ターゲット絞って大学だとか子育て世代だとか、あるいは高齢者学級だとかと、あと自衛隊の方、現職の方、今結構外から来られている方も多ということで、いろんな角度からいろんなお話を聞くことができるだろうということもありました。議員おっしゃるとおり、コロナ禍で私自身もふだんいろんな市民の皆さんと接する機会が大幅に減ってきている中で、本当に市民の皆さんの声をしっかりと聴きながら市を推進しているのだろうかという疑念もあったと思いますし、コロナ禍の中でどういう心持ちでいるのかという市民の皆さんのお気持ちというのはやはり対面で肌で感じるということはずごく大事なことだというふうに思っています。一定のいろんな貴重な意見も聞かせていただきましたし、全ての市民の皆さんの思いや、あるいは要望など、それは具体的に政策に落とし込むということはできないかもしれないけれども、そうした皆さんの意見をしっかりと落とし込んだ上で計画を推進していくことは我々にとっても重要なことだというふうに思っています。引き続きこうした市民の皆さんとの対話をしっかりと心がけて、そのことが市民の皆さんの協働のまちづくりのモチベーション、機運を高めていくことにもつながるし、我々もそうした思いを受け止めて、政策をつくっていくことというのは非常に意義あることだというふうに思っていますので、しっかりとこのことを継続してまいりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） ぜひそういう姿勢で、コロナ禍も経た中で改めてということだというふうに思いますが、市民の皆さんとの対話を重視した市政運営、また継続していただきたいというふうに思います。

連携の強化ということでお伺いをさせていただきました。特にお答えの中で関係周辺自治体ですとか行政関係機関との連携、また民間と行政の政策連携等というお答えもいただきました。市政執

行だったかな、所信表明の中であったかと思いますが、この連携の強化という中に学校と地域の連携も強化していくというような記載、そういうふうに述べられておりました。今のお答えの中で学校と地域の連携というものは今触れられておりませんでしたが、いわゆる学校と地域の連携、後ほどちょっとコミュニティ・スクールの件は教育長にお伺いさせていただく部分ありますけれども、これもコロナ禍を経た中でコミュニティが今非常に希薄になっている。機能が低下している。町内会も加入数が減少していると。高齢化による役員の成り手不足、そういった問題を抱えていると。名寄市の場合は、今全小中学校がコミュニティ・スクールになったということで、まさに学校と地域の連携で町内会活動、また地域と共にある学校づくりという中で地域が学校を支えていく、学校も地域活動に協力していく、そういった体制がまた新たな時代の町内会、地域コミュニティの姿、形になり得るのだというふうに捉えておりますけれども、学校と地域の連携の強化というふうなうたっている中には、市長の中ではどういった考えがあるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まさに山田議員が今お話しいただいたとおりでありまして、町内会の加入者の減少とか役員の固定化、高齢化だとか、あるいは町内会自体に子供が少なくなってきていて、子供会の育成会活動が困難になっている町内会がかなり増えていると。こうした多世代の交流の礎が町内会のベースであったのだけれども、そのことそのものがなかなか厳しくなっている現状の中で町内会の活動をどうしていくかということが課題として問われているということだと思います。一方で、コミュニティ・スクールという今全小中学校に設置をされているということの中で、一定の地域活動の今まで町内会で担っていた部分の受皿となっていただけの可能性があるということと

加えて、やはり地域で子供たちを育てていくということこそがコミュニティーの原点であり、そのことが子供たちも、あるいは大人、地域の社会の皆様にとっても協働のまちづくり、あるいは地域、地元へ愛着を持っていただけるコミュニティーをしっかりとつなげていく、そうしたことにつながっていくのだろうというふうに思います。まだまだこのコミュニティ・スクールというのはそれぞれ、できて間もないというところもあって、この事業の深化というのはこれからだというふうに思いますので、教育長からも答弁あったとおり、こうしたことを一つでもそれぞれが地域と学校の課題がお互い合致できるようなところから具体的に進めていくことが肝要だというふうに思っています。このことを含めて地域との学校の連携というのが重要だということで政策にも掲げさせていただいていましたし、そのことをぜひ進めていくことが地域力につながっていくというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） コミュニティ・スクールが全小中学校にあるという、いわゆる特徴、特色をそういった地域のコミュニティー活動にも連携する中で生かしていくというような、そういった取組、今後も進めていただきたいというふうなお願いをしておきたいと思えます。

少し駆け足になるかと思いますが、現在名寄市が直面する行政課題4点についてお伺いをさせていただきました。王子マテリア名寄工場の跡地の関係は、今現状、もともと3本柱で、今中身の協議を進めているということで御理解いたしました。再生可能エネルギーの関係ですとかも計画の策定の予定もあるということで、そちらのほう具現化に向けての大きな足がかりになるのだというふうに思います。引き続き各関係団体、企業等との協議をよろしくお願ひしたいと思います。

人口減少の関係ですが、年間約300人前後が自然減で人口が減少しているという状況でありま

す。社会減の抑制のためには、最後お答えいただきましたけれども、産業の創出ということで、雇用の創出ということにもつながるのですが、ちょっとまたがりますけれども、商工業、農業含めて人材不足という部分がやはり顕著な部分もあります。若い方が地元へ、地域に定着しなければ活性化にはつながらないのだと思いますけれども、定着するためには仕事、これ雇用が必要ということで、やっぱり産業の活性化というのが何よりも重要なのかなというふうに思います。産業の活性化というところに飛んでいきますけれども、これはコロナ禍で影響を受けた商店街、飲食業、宿泊業等も含めて今後どのような支援策、また消費の喚起策というのがこれから私は大事になってくるのかなというふうに思っています。お答えの中でも当然現金給付事業、その都度、その都度、状況に応じて打っていただきましたけれども、今後持続可能な手法を検討して支援をしていくということで、これからはどうしても人が動く活動が始まらないと、やっぱりこれ消費という行動にも結びつかない。経済行為、経済活動にも結びつかないという中で、やはり消費喚起策というのが何よりも今後大事になっていくのだというふうに思いますけれども、その辺りちょっともう少し具体的に今後消費喚起策、今考え、明確なお答えどこまでできるかあれですけれども、考えられている、今までのプレミアム商品券、みたいなものもいいのかまた、別の形で消費を喚起するような仕組み、またそういったものを今考えられているのか、今後のそういった消費喚起策について少し具体的なところをお伺ひしておきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） ただいまこれからの経済対策ということで御質問ありました。私どもで考えておりますのは、これまでコロナの経済危機がありまして、コロナといいますのは未曾有の危機ということで、まず感染拡大防止のために外出、移動の自粛ですとか飲食店など休業、時

短の要請などがありまして、こういったものはある意味国や道から経済活動を抑制するような施策であったと思います。こういうものにつきましては、緊急的な支援として現金給付という手法を取ってまいりましたけれども、今後についてやはり厳しい経済の要因が、先ほども答弁にもありましたとおり、不安定な世界的社会経済情勢による燃料をはじめとする物価高騰の長期化にシフトしていこうと考えておりまして、そうなりますとウィズコロナの社会経済に対応していくということでは、議員おっしゃいますとおり、経済を回すということによって地域経済を立て直すための方策が必要だろうと考えております。その中で、やはり消費を喚起するという御質問、御提案ありましたけれども、これまでの対策としては3度のプレミアム付商品券事業についての支援を行ってまいりました。ただ、それぞれ課題があったと認識しておりまして、今後経済を回すための消費喚起策ということについてはまだ具体的なものについてはありませんけれども、より効果的な消費喚起策などを経済団体、金融機関など緊密に連携をして、地域経済の再生と活性化に資する対策というものを研究してまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 今お答えいただきましたけれども、先ほど地域通貨の導入についてお答えいただきました。まさにこういうことも含めて地域内で経済を循環する、回していく、そういったものの、これはコロナ対策のために地域通貨を導入するというのではないのかもしれませんが、今地元経済団体と連携しながら検討しているということで、いかに域内、この市内で経済を回してお金を落とすかということの、これそういうことで地域経済が活性化するに資する事業だということだというふうに思います。地域通貨の関係、今検討段階ということでありましたけれども、大体実施は見通しとしていつ頃に

なりそうな感じなのか。お答えできるのかできないのかちょっと分かりませんが、その辺りの見通しについてお答えできる部分があればお伺いしておきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 地域通貨の導入の実施時期の見通しということで御質問いただいたと思います。現在導入に向けて地元経済団体と協議を進めているという状況でございます。あくまでも主体につきましては地元の経済団体ということで、市は支援する立場ということでございますが、今確認しているのは国への申請手続等に一定の時間を必要とするということもありますし、各種手続ですとか、あと説明会もあるでしょうし、そういう手続も含めるとまだ具体的にいつと答えられる段階ではないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 分かりました。いずれにしても、今導入に向けてそういった検討、協議をしているということであります。コロナの関係だけではなくて、できるだけこの地域の中で、域内で経済が回って、経済、そして産業、企業が活性化する、そしてその活性化が地域の活力、若い人が定着する、定着してパートナー、そして子供が生まれてといういい循環になってくれば、これある程度人口減少にも抑制がかかるという部分なのかなというふうに思いますし、若い人が多くなる、また先ほどのコミュニティー、町内会、地域コミュニティーがまたいい形で回り出すと世代間を超えた関わり、若い人たちが例えばお一人のお年寄り、それは金銭的なことではなくて、やっぱりそういう地域活動とかも含めて生活の見守りも含めて支えていく、そういった好循環がこれから求められるのかなと。また、理想の地域の産業とか教育ですとか福祉も含めたい循環の形なのかなというふうに思います。そういった取組、実現、現実のものになることを本当に、地域通貨な

んで本当に、導入している自治体等も今大分増えてきているようですから、そういった形で少しでも活性化また、元のコロナ前の状況にいち早く戻ることを願いたいというふうに思います。

農業の関係ですが、水田活用交付金の関係も今年度はいろいろとあり、一つの転換期なのかなというふうには思います。今年度に農業・農村振興計画の見直し議論の中でもその辺り対応していくということでありましたけれども、少し作付体系も含めて経営形態もちょっと変わってくる状況ももしかしたらあるのかなというふうには捉えております。そういう部分も含めて、これ国のほうへの要請、これ行政単独でなかなかするということにはならないのしょうけれども、交付要件の見直しですとか制度全体の見直しというのは致し方ない部分があるけれども、これ今までの経過から見てあるのかなというふうに思いますけれども、いずれにせよ今までの米に対する国としての政策をやはり私は検証すべきだと思うし、検証した中で新たな施策を国としてどう打っていくのか、またそういったことが必要だと思います。畑作物に転換するから、では畑作に支援すれという単純なものではないのは分かっておりますし、あれですけれども、いずれにしても今までの政策の検証を行った中でこれからの農業者、特に若い農業者の方々が意欲を持って食料生産できるような施策、国としての政策につなげてもらいたいと思いますし、これ私自身も含めて関係する団体からやっぱりそういった、国に伝えていただかなければならないのだと思いますし、そういった動きも行政として何かつくれる部分があればつくっていただきたいなというふうに思います。法人化への支援の関係もありましたけれども、そういう部分も含めて、大きな転換期であるという部分も含めて計画の中間の見直し時期に来ていると思いますけれども、これからの農業の形、どういう形が望ましいのかというと、私は方向性としては法人化かなというふうに思っておりますけれども、これは市長が答えていた

くのか、部長が答えていただくのかあれですけれども、今の状況の中でその辺りの考え方、どう思いますでしょうか。ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今ほども答弁させていただきましてけれども、今年から複数農家の連携をした法人化がスタートしているという状況で、実は先般も主体の方も含めた農業の若手の皆さんとたまたま意見懇談をする機会があったところです。大変な御苦勞もあるのは十分承知しながらも意欲的な取組に敬意を表しますし、またこの動きに地域の若い農家の方たちもやはり法人化というのは一つの大きなこれからの農業の行く末、選択肢の一つでないかという声が上がっていたのも事実であるし、それを聞いて、私たちもうれしいなと思ったところです。農家さんはやっぱり自分たちの経営を、できるだけ収益を最大化するというのが目的だと思います。一方で、我々は行政側としては名寄市内にある農地の付加価値をできるだけやっぱり高めていくこと、そのことによって地域をブランド化していくということとそのことによって農業、農村が持続的に人がたくさんいて、回っていく。今の現状、どうしても人手が足りなくて、高収益作物がなかなか伸び悩んでいる中でできるだけ高収益作物というのを地域の特産物としても持続的に栽培をしていただいて、このことによって付加価値を高めていって、よって人もそこに定着していくと、我々はこういった地域になればなど、農業、農村地帯になればなというふうに思っていて、そうした観点でいくとやはり法人化というのは大きな一つの選択肢の一つになるのではないかなというふうに思っていて、ここでもお話をしましたけれども、今回の計画の見直しの中でその辺についてもしっかりと関係団体や農業者の皆さん、現場の皆さんとも協議をさせていただく中で計画のできるだけ具体的な策定を進めていくということになろうかと思っております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 高齢化による農家戸数の減少というのがずっと農業を取り巻く大きな課題であるということでありましたけれども、これ農家戸数の減少はこれ仕方ないのかなというふうに思います。それよりも戸数は減少するけれども、地域のそういった法人化、大きな生産組織があることによって農業従事者、そこで農業に従事する人だけは減らさない、そういった方向性で、やっぱり今後方向性にかじを切っていくべきなのかなというふうに最近私自身も特に思います。法人化にして、やっぱり従業員をたくさん使っていて、この地域は今まで何戸あったのだけれども、1戸になったと。ただ、従事者は変わっていないぞというような地域、また法人もありますので、そういった部分にシフトしていく。これ複数戸法人だけではなくて、一戸一法人でも法人にすることによって、雇用環境の整備ですとか、やっぱりしなければならないことってたくさん出てきて、そこは雇用環境の充実が整えばそういったものの確保の近道にもなるというようなメリットもあるのだと思います。ぜひ法人化に向けて、法人化を推進する中で情報提供等も含めて行政側の支援、引き続きお願いを申し上げたいと思います。

教育行政について小野教育長にお伺いをしておきたいと思います。小野教育長は今回最後の定例会ということで、11年間の教育長としての務め、大変御苦労さまでございました。コミュニティ・スクール、そして義務教育学校の関係、お伺いさせていただきます。お答えをいただきました。教育長が平成24年に来られて、ちょうど私その頃議員なりたての頃でありまして、地域の学校をどうするという議論の真っ最中でありました。そういう中で、何とか残したいという考え方といや、もう町の学校に統合をすべきではないかという部分が本当に分かれておりまして、ちょっとどういう方向性がいいのかという部分も非常に暗中模索の状態であった中で小野教育長が来られて、小中

一貫教育という手法があると。いずれ制度化されるということもあるので、智恵文はこういう方向でいったらどうだという御示唆をいただきました。そういう中で、何とか地域が一つにまとまった中で今新たな義務教育学校として再来年開校するというところまでできました。本当に小野教育長の御指導ですとか御示唆があつてのことだというふうに感謝申し上げたいと思います。智恵文小中学校、お答えの中でも様々な効果、また課題についてもお答えをいただきました。将来的に目指すべき学校運営という中では私たちの地域、それぞれ小学校も中学校も特認校であります。今市内からも特に中学生がバスに乗って通ってきているという中で、そういった9年間を通した義務教育学校の中で、また特認校、小学生とかもそういった、また市内から義務教育学校に来たいと言っていたような学校にしていきたいというふうに考えておりますが、小野教育長、ここまで本当にそういった部分で御協力、御尽力いただいた中で今開校の準備が進んでいるわけですけれども、どういった学校に将来的にはなつてほしい、そういった小野教育長自身の考え方、これは地域に対してのエールでも構いませんので、お話、そしてお教えをいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今私が平成23年度ですか、23年度に名寄にお世話になりましたけれども、当時の話、今お話聞きましたら鮮明に思い出しているところでございます。それで、振り返ってみますと、智恵文の小中学校におきましては平成26年からだったでしょうか、小中一貫教育の実現、それとまた同時にコミュニティ・スクールの導入を視野に入れながら進めてきたと感じているところでございます。現在名寄市内の全域の小中一貫教育やコミュニティ・スクールにおける体制がしっかりと整ってきたのもこれまでの智恵文小学校、中学校におきますモデル的、それから

先進的な取組があったからだ、そんなふうにかけております。長年にわたりまして積極的に関わっていただきました。山田議員には、本当に心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

いよいよ令和6年度から小中一貫コミュニティ・スクールとしての義務教育学校がスタートすることになります。そのために、先ほどもお話し申し上げましたけれども、現在道教委の小中一貫教育サポート事業というこの事業を受けて、最後の追い込みに入っているという段階でございます。今後、先ほど山田議員のほうからもお話ありましたけれども、義務教育学校として教育課程の特例というのが認められておりまして、他の学校にはない新たな教科も設置することができるのです。そんな取組も中に入っておりますし、ま、特認校としての強みなども遺憾なく発揮していくことができると、そういうことで私も捉えているところでございます。智恵文小中学校が名寄市の全域の保護者の皆さんの期待に応えられる特色ある学校として今後ぜひ発展していただきたいと思います、そういう願いを持っております。どうぞまた智恵文地区のさらなる、細かい点がたくさんありますけれども、発展のために御尽力いただければと願っているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） ありがとうございます。教育長からも特認校であることをしっかり生かして、新たな教科も含めて検討していきなさいということだったというふうに受け止めさせていただきました。中学生は特認校ということを利用して、また特別に支援が必要な子供たち、生徒たちが通ってきています。小学生でもある意味地域としてやっぱりそういった受皿という側面もあるのだなというのは徐々に理解が深まってきているところでもあります。そういう部分を核に、また新たなそういった特色ある教科、教育、智恵文ならではの教育というものも探っていきたいな

というふうに思います。またもしかしたら教育長の立場離れられても御相談させていただくこともあるかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、コミュニティ・スクールの関係、ちょっと戻りますけれども、先ほど市長とのやり取りの中で地域と学校が密接に連携して、今いわゆる町内会活動が、少し活動が停滞ぎみ、また成り手不足ですとか、そういった部分も補完できる、そういう可能性がコミュニティ・スクールにはあるというようなやり取りもした中で、小野教育長としてもそういった考え、そういった方向にやはり今後学校と地域が連携して進んでいくのが望ましいと考えておられるのでしょうかけれども、その辺りの考え方について改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 地域と学校との連携の在り方についてでございますけれども、先ほども答弁の中でお話しいたしましたように、コミュニティ・スクールというのは地域と共にある学校を目指しているということで、今現在地域学校協働本部を設置して、その活動を推進しているところでございます。私コミュニティ・スクールにおいて地域との連携というのはやはり非常に大切なキーワードの一つであると捉えております。これまで学校と地域の関係におきましては、どちらかというと学校が地域における行事や催物などを一方的に抱え込んでしまっていて、学校に大きな負担がかかっていたと、そういう現状が確かにあるかと思っております。ところが、コミュニティ・スクール体制というのは、この反省に基づいて体制づくりが今進められているところであります。あくまでも子供たちを育てることを共通の目標にするのです。その目標、すなわち子供の育成を中核に据えて地域の方々が学校を支援していただくと、学校に支援をすると、これが大きなコミュニティ・スクールの目的であります。その役割なのですが、役割

については学校が抱える様々な課題、これは地域と一体となって行っていくという、そういう目的と役割が明確になっているというところがございます。名寄では学校運営協議会の委員に、市長部局とも連携しまして、町内会の関係者も入っていただいておりますけれども、町内会の活動を活性化するということが目的ではないということで私も捉えております。学校と共にもし活動できる内容があれば、その内容について協議して対応していくということが基本になるのではないかなと思っております。コミュニティ・スクールを実際行っている先進校では、成功している例と、それから失敗している例があるのですが、失敗している例は学校とか地域のどちらか一方に負担がかかっているということなのです。それで失敗の道を歩んでしまっているということでもあります。このようなことが名寄市では絶対起きないようにということで、コミュニティ・スクールの先ほど申し上げました本来の目的と学校と地域が果たすそれぞれの役割、これをしっかりと踏まえて運営していくことが私は非常に大事なことから、そんなふう考えているところがございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） お答えありがとうございました。どちらかに負担がかからないと。一方的ではいけないということだというふうに思います。お互い補完し合う、特に地域が学校を支援するということが大事なのだというふうに言われていたのだというふうに思います。私もともすれば何か学校を核とした地域づくりが大事なのだというようなことを言いがちなのですけれども、これもちょっと私自身違うのかなと。子供たちを核としたやっぱり地域づくり、コミュニティーづくりなのかなというふうに最近思います。今の小野教育長のお話を聞く中で改めて思いました。そういった中で、新設校の関係もそうですけれども、子供たちが真ん中であって、核となって、子供たちを核とした地域づくり、そういったものが本当

の意味でできるように私もこれからも取り組んでまいりたいというふうに思います。いろいろと御示唆いただきまして、ありがとうございました。

以上で終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和4年度市政執行方針について外4件を、高野美枝子議員。

○12番（高野美枝子議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、市民ネットを代表いたしまして大項目5点について質問いたします。

大項目1、令和4年度市政執行方針についてお伺いいたします。小項目1、名寄市総合計画（第2次）後期計画について。加藤市政4期目、名寄市総合計画（第2次）、仕上げの後期計画です。名寄市総合計画審議会の審議と市民対話や市民参加による市民全体のまちづくりの具体的な内容についてお知らせください。

小項目2、恒久平和について。ウクライナとロシアの状況が世界や日本に暗い影を落としています。名寄市においては非核平和都市宣言の趣旨により様々な平和推進事業に取り組んでおられることと思いますが、その内容についてお知らせください。

小項目3、当面する名寄市の課題について。市長の執行方針にありました名寄市の不適切な事案に対する経過と今後についてお知らせください。また、王子マテリア名寄工場敷地利活用の事業進捗状況についてお知らせください。

小項目4、予算編成と財政展望について。名寄市の財政は地方交付税に大きく依存する弾力性の

低い財政構造であり、今後も人口減少により税収が減少する中で、高齢化の進展により社会保障関連経費が増加し、また新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、厳しい財政運営が予測されます。その対策についてお知らせください。

大項目2、保健、医療、福祉行政についてお伺いいたします。小項目1、ウィズコロナ・アフターコロナ対応について。コロナ対策に向けては、職員一丸となり、今日まで取り組んでいただいています。医療、介護など各現場では様々な不都合があったと思います。今後の対応についてお知らせください。

小項目2、高齢者施策の推進について。地域包括システムの深化、推進について、健康寿命の延伸、フレイルの予防、認知症対策についてお知らせください。また、医療連携、介護職員の確保についてお知らせください。

小項目3、子育て支援の推進について。核家族化や家庭生活の変化に対応した生まれる前からの支援が望まれます。また、子育て世代包括支援センターなどの対応についてもお知らせください。

小項目4、少子化対策について。特にここ二、三年は新型コロナウイルス感染症の影響が考えられますが、名寄市は近隣の他市町村と比較して少子化率はどのように変化しているのかお知らせください。また、対策についてもお知らせください。

小項目5、地域医療の充実について。今回の新型コロナウイルス感染症に対応しながらの診療体制の維持と経営は非常に困難な状況もあり、関係するスタッフの献身的な努力のたまものと思っております。今後の地域医療の充実についてお知らせください。

大項目3、経済建設行政についてお伺いいたします。小項目1、ウィズコロナからアフターコロナ、ポストコロナのまちのにぎわいについて。新型コロナウイルス感染症によって各種イベントや行事がすっかりなくなりました。コロナ対策をしながら、経済活動を取り戻す方策につい

てお知らせください。

小項目2、地域経済の循環について。地域通貨導入に向けた取組についてお知らせください。

小項目3、自然を生かした観光の在り方について。この地域には、すばらしい自然環境があります。ウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナを見据えた名寄市観光振興計画（第2次）についてお知らせください。

小項目4、薬用植物の産地化について。薬用植物における企業版ふるさと納税を利用した新たな事業着手の内容と今後の展望をお知らせください。

小項目5、農村、農業の振興について。第2次名寄市農業・農村振興計画については、後期4年間の実施計画に向けていつ頃どのような検討委員会を組織し、取り組んでいかれるのかお知らせください。また、女性農業者の活躍のための支援をお知らせください。

大項目4、名寄市立大学の運営についてお伺いいたします。小項目1、助産師課程、大学院設置について。大学の魅力と価値をさらに増し、この地域のための助産師課程と大学院の設置に向けた取組と今後の見通しについてお知らせください。

小項目2、独立行政法人化について。メリットとデメリットと今後の考えについてお知らせください。

大項目5、教育行政についてお伺いいたします。小項目1、学校教育の重点施策の展開について。確かな学力と豊かな心と健やかな体を育てる名寄市の特徴的な取組について、またふるさとへの愛着と誇りを持ち、故郷に根づく本市の特徴的な取組と教育についてお知らせください。

小項目2、市内小中学校の今後の施設整備の考え方について。名寄中学校、名寄東中学校の方向性が示されました。建設費の高騰や材料が入手困難な状況ですが、対応についてはどのように考えているのかお知らせください。

小項目3、市内高等学校の充実について。令和5年4月に再編統合される新設校の特色ある支援

策を検討しているとお聞きしています。資格取得支援事業や学習教材支援事業も継続されるということですが、新しい支援策についてもお知らせください。また、産業高校と名農キャンパスの跡地利用についてどのように考えておられるのかお知らせください。

小項目4、生涯学習社会の形成について。生涯学習社会の形成に向け、市内7つの地域学校協働本部の活動と地域学校協働活動人材バンクの見通しについてお知らせください。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 高野議員からは大項目で5点にわたっての御質問をいただきました。大項目1から4まで私から、大項目5については教育長からの答弁となります。

初めに、大項目1、令和4年度市政執行方針について、小項目1、名寄市総合計画（第2次）後期計画についてお答えをいたします。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の策定に向けて学識経験者や市内関係団体の代表者、公募委員で組織をいたします名寄市総合計画審議会を4月25日に開催をし、30名の委員に委嘱状の交付をさせていただくとともに、正副会長選出後に後期基本計画の策定についての諮問を行いました。その後総合計画の概要やアンケートの結果の報告、また後期基本計画の策定に向けた考え方、またスケジュールなど策定方針について説明をいたしました。これまでに実施をした審議会では、実施計画掲載事業の行政評価、外部評価及び中期基本計画の検証を行ってきており、次回以降現下の情勢を踏まえた課題に対する考え方を御確認いただき、基本構想に掲げる基本理念の下、目指すべき将来像の実現に向けて施策間連携を図ることで一層効果が発揮される取組をまとめた重点プロジェクト及び各主要施策ごとの現状と課題を整理をし、目指すべき方向性を示す基本計画について具体的な検討を進めてまいります。市民の皆様の計画づくりへ

の参画の場を確保するため、全世帯を対象としたアンケート調査や私と各種団体との意見懇談会、まちづくり懇談会の開催、子育て支援施設及び高齢者学級へ出向いての意見懇談などを実施するとともに、市立大学及び名寄高校、市内義務教育学校で意見懇談を実施をしてきております。また、審議会からの答申に基づく後期計画素案をまとめた後には、パブリックコメントを実施するとともに、市議会においても御審議をいただくなど市民の皆様と市が一体となって共に本市の将来像の実現に向けた計画策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、恒久平和についてお答えをいたします。本市では、非核3原則を堅持していくことが世界唯一の被爆国である我が国の責務であり、人類共通の願いである戦争のない世界の実現と核兵器の廃絶さらには幸せな市民生命を守るという非核平和都市宣言の趣旨にのっとり、平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、憲法記念ハーフマラソン、戦没者追悼式、平和音楽大行進の実施、全国戦没者追悼式の黙祷に合わせたサイレンの吹鳴などを行ってまいりました。また、この間名寄原爆の絵を見る会実行委員会からの要請により日本非核宣言自治体協議会から原爆による被害の悲惨さを伝えるためのパネルやポスターの貸出しを受け付け、同実行委員会主催の名寄原爆の絵展に展示をしております。さらに、昨年10月には北国博物館において「名寄と戦争、80年前の緊急事態」をテーマにパネル展を開催いたしました。当時戦争という国家の緊急事態に国民はいや応なしに巻き込まれ、この名寄においても町内会や学校教育において戦争教育をさせられた様子を展示をし、改めて緊急時における市民の活動と役割について考える機会を提供してまいりました。本年は、ウクライナにおける人道危機対応や救援活動を支援するための募金の受付を始めました。市役所各庁舎や市民文化センターなど市内6か所の公共施設に募金箱を設置

をし、集められた募金は日本赤十字社にて人道支援を目的とした活動に生かされることとなっております。本市といたしましては、今後においてもこれまで同様に民間団体が行う事業と協調を図る中で、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして様々な平和推進事業に取り組んでまいります。

次に、小項目3、当面する名寄市の課題についてお答えをいたします。名寄振興公社につきましては、本定例会初日の議員協議会で報告をいたしましたとおり、令和3年度は新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰の影響は極めて大きく、宿泊部門とスキー場部門の営業利益は赤字となりましたが、コロナ関係各種給付金など営業外収益により公社全体として157万円の当期純利益を確保したところでございます。本年度は、市民の皆様からの御要望にお応えをし、サウナ室の増設や温泉浴槽の拡張など温浴施設の改修工事を進めております。そのため、4月1日から休業をし、御迷惑をおかけしておりますが、6月からは先行して設置をしたシャワールームの利用による宿泊営業を再開しておりまして、11月のリニューアルオープン後は今年度の売上げの確保に努めてまいります。これまで議員各位や市民皆様の御理解に心より感謝を申し上げます。

名寄社協指定居宅介護支援事業所における不正受給問題につきましては、令和2年6月に約1億2,000万円を既に一括で自主返納が完了しております。再発防止に係る課題につきましては、名寄市指定居宅サービス事業者等指導監査要綱に基づく改善状況報告書の提出を求め、居宅介護支援業務マニュアルの整備等、改善に取り組んでおります。その後、名寄市と北海道が合同で実施をいたしました実地指導においても問題なく運営をされていることが確認をされているほか、名寄市社会福祉協議会として独自に外部監査の導入を図るなど健全運営に努められている報告も受けております。今後においても相互にコンプライアンス

の徹底に努めてまいりたいと考えております。

王子マテリア名寄工場敷地利活用につきまして、先ほどの山田議員の答弁でも申し上げましたが、3本の柱を軸に各事業の具現化へ向けて努力をしております。王子マテリアとの関係性を維持し、敷地等利活用に向けて協力をいただけるよう調整をしていくとともに、工場停機による市民の皆様への喪失感が少しでも拭える事業展開へ結びつけられるように私自身もしっかりと努力をしております。

小項目4、予算編成と財政展望について申し上げます。御質問にございましたとおり、本市には様々な課題が山積しておりまして、厳しい財政運営が予測をされるところでございます。昨年11月には、名寄市総合計画（第2次）後期計画期間である令和5年度から令和8年度までについての財政推計及び今後の財政課題について御説明をいたしました。後期計画はまだ議論途中でございますが、多額の費用を要する老朽化施設の改築事業などの登載が想定をされ、平成28年度に定めた市債は返す以上に借りない、財政調整基金と減債基金を合わせた残高を18億円以上という財政規律の遵守が困難になるものと想定しております。このような状況であります。市民の安全、安心な暮らしを支えていくには健全な財政運営の維持が不可欠であります。将来世代に過大な負担を引き継がないように国、道の補助金等の特定財源の確保はもちろん、既存事業についても見直しを図り、事業の選択と集中をより徹底をする中で限りある財源を重点的かつ効率的に、効果的に活用し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

大項目2、保健、医療、福祉行政について、小項目1、ウィズコロナ、アフターコロナ対応についてお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年2月に対策本部会議を設置をし、市内で初めての感染者が確認をされた令和2年12月からは市民の皆様へ感染対策やコロナ差別がゼロのまち宣言を呼びかけて

きたほか、名寄市地域経済再生応援金などの経済対策を行ってまいりました。令和3年5月からは、名寄開業医師会及び名寄市立総合病院の医師、医療スタッフなどの医療従事者の御協力の下、全庁的な市職員を受付案内のサポートスタッフとしてワクチンの集団接種を開始をし、3回目接種済み者は直近6月14日現在で1万8,342人、接種率は78.35%であり、全国、全道よりも高い数値で推移をしております。医療、介護現場においては、市立総合病院では新型コロナウイルス感染症重点医療機関としてこれまで入院病棟を整備をするとともに、発熱外来を開設をするなどコロナ診療を行ってきたところでございます。この間院内クラスターが発生をし、新規入院患者の受入れの中止、予定手術や検査入院の延期、外来、リハビリ、デイケアの中止など様々な診療制限を余儀なくされるなど皆様に御心配をおかけをいたしました。クラスター期間中は、病棟ゾーニングや看護スタッフの確保、勤務調整に苦慮してきたところであり、現在コロナ版BCPを策定するなど対策をしております。市特別養護老人ホームなどの介護現場におきましては、クラスターは発生しておりませんが、職員が陽性者や濃厚接触者になった事例の報告を受けており、適時対応を行ってきているところです。今後7月下旬から4回目のワクチン集団接種が始まりますが、国から示される必要な施策を適切に実施していくほか、様々な情報収集を行いながら市民に必要な対策を行ってまいります。

小項目2、高齢者施策の推進についてお答えをいたします。名寄市総合計画（第2次）では、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりを基本目標に掲げ、様々な施策に取り組んできております。特に地域包括ケアシステムの深化、推進は重要であり、高齢になっても可能な限り住み慣れたこの地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう市民のニーズに応えながら各種施策の充実、拡充を図るとともに、地域の

課題解決に取り組んでまいりました。

フレイル予防の取組といたしましては、町内会や老人クラブなどが自主的に実施をしております元気会や介護予防教室などへの支援、市民向けの講演会、楽食健幸講座の開催などフレイル予防に対する関心を高める取組を行ってきております。

また、認知症施策に関する取組といたしましては、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした認知症サポーター養成講座や認知症高齢者等SOSネットワークの構築と強化を図ってまいりました。ここ数年はコロナ禍の影響を受け、事業の縮小や中止を余儀なくされてきましたが、本年につきましては介護予防に関する講演会や認知症高齢者等SOSネットワークの搜索模擬訓練などを再開していく予定としており、ウィズコロナに対応した事業を進めてまいります。

ICTによる医療、介護の連携につきましては、令和3年度の本格稼働から1年となりますが、参加をいただいている医療機関、事業所の皆様の御協力もあり、順調に推移をしているところでございます。今後も高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう医療や介護、介護予防及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化、推進をしていくとともに、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりをさらに推進してまいります。

次に、小項目3、子育て支援の推進についてお答えいたします。子育て支援には多くの関係者、関係機関が関わることから、関係機関や制度のはざまにより支援が分断されるといった課題がございました。このような課題に対応するため妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握をし、必要な支援の調整や保健師等の専門家による相談を通じて切れ目のない支援を提供することを目的として、子育て世代包括支援センターの設置が求められたところでございます。本市においては、令和2年3月、保健センター内に子育て世代包括支

援センター事業として妊婦の届出の時点から保健師による面談を行い、妊婦、出産に対する悩みや疑問なども聞き取りながら、支援プランの作成を行っております。また、妊娠中にも面談の機会を設け、出産後に担当する地区担当保健師との顔合わせも行うことでより気軽に相談等ができる体制を整えてきております。出産後の乳児全戸訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業や生まれた子供の乳児健診の際にも顔見知りの保健師がいることで安心できるといった御意見もいただいております。子育て世代包括支援センター事業を開始した効果の一つであろうと認識しております。また、こども未来課において実施をしています子ども家庭総合支援拠点事業との連携により従来保健センター単独で支援をしてきていた家庭に複数の関係機関からの支援が広がることも増えてきておりまして、市内における子育て支援体制については整備が進んできていると認識しております。市の関係部署との連携はもとより、外部の関係機関との連携もさらに推進をしながら子育て支援を充実してまいります。

小項目4、少子化対策についてお答えをいたします。本年6月に発表された内閣府の令和4年版少子化社会対策白書によりますと、我が国における令和2年の出生数は84万835人となり、過去最少と報告をされております。本市における出生数につきましては、令和元年度が169人、令和2年度168人、令和3年度が172人となっております。ほぼ横ばいで推移をしております。少子化については全国的な課題でもあり、各自治体で様々な施策に取り組んでおります。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた取組も必要となってくることから、国の動向に十分注視をしております。これからも子育て中の皆様に対して本市の様々な子育て支援政策の情報等を丁寧にお伝えをし、名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念であるここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちを目指しての実現に向けて取組を

進めてまいります。

小項目5、地域医療の充実についてお答えをいたします。この間の新型コロナウイルスの感染拡大については、市内の医療機関に大変な御苦労と御協力をいただきながら、対応に当たってきたところでございます。特に市立総合病院においては、圏域内外の医療機関と連携を図りながら通常時の救急や急性期医療と感染症対策の双方に対応してきました。今後の地域医療の充実については、地域医療構想に基づきながら施策が遂行されることとなりますが、市立総合病院ではこれまでどおり上川北部を中心に宗谷、留萌、紋別地域といった広大な圏域をカバーするセンター病院としての使命を認識し、救急医療と急性期医療を中心とした安心、安全な医療の提供に努めていくことが基本となります。また、東病院では引き続き慢性期医療として自宅や施設での療養が困難な患者さんの入院治療を中心とした医療を提供してまいります。

今後の課題につきましては、限られた資源を最大限活用するために安定した医療従事者を確保することにございます。そのための施策として、市立総合病院では手術室の増改修により環境整備と機能向上を図り、働きやすさと安全性の向上を目指してまいります。また、看護師確保対策では学資金制度の見直しを行っているほか、本年2月には看護師の特定行為指定研修機関として国からの認定を受け、特定行為実施に必要な知識、技術を身につけるための研修も開始をされております。今後も地域医療の充実に向けて様々な取組を進めていくこととしておりますので、御理解と御協力をお願いをいたします。

大項目3、経済建設行政について、小項目1、ウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナのまちのにぎわいについてお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年以降多くのイベントや行事が中止、縮小を余儀なくされる一方で、主催者が工夫を凝らして非集約型

の代替イベントを実施し、少しでも市民の皆様にご満足いただけるように御尽力いただいていることに敬意を表しているところでございます。本年3月にまん延防止等重点措置が解除されて以降感染状況が徐々に落ち着きを見せつつある中、道内では感染対策をした上でコロナ禍の前と同様に開催をするところも増えてまいりました。本市においてもコロナ以前と同様のイベント開催に向け主催者に対して万全の感染防止対策をお願いし、ウィズコロナの中で再びまちがにぎわい、地域経済が活性化をするよう情報発信や啓発に努めてまいります。

次に、小項目2、地域経済の循環について申し上げます。国ではコロナ禍にあって、社会情勢は大きく変化し、デジタル社会の到来も相まって組織の在り方や生活スタイルの見直しなど大きな変革期に入っております。本市においても同様にコロナ禍における少子高齢化や人口減少、購買力の低下やオンラインショップなど地域以外での消費増加に伴い、地域経済の循環は重要な課題であり、その対策が求められております。これらのことを踏まえ、非接触型決済方式、いわゆるキャッシュレス化や地域内での経済循環型の運用を図ることが重要との認識の下、地元経済団体と協議の上、電子地域通貨についての検討を始めております。電子地域通貨の導入に当たりましては、地域外への経済流出抑制や地域内流通の活性化を目的に地域経済の循環を促進するほか、地域内の経済活動に対するデータ化や可視化、マーケティング調査が可能となり、新たな経済対策の立案や展開が期待をされます。また、行政においては市民が本市のイベントや地域の取組に参加することに対し行政ポイントを付与することを通じて地域内消費の拡大と地域住民の利便性の向上や地域活動の増進に寄与することを想定しております。導入実施に当たりましては、商店街利用や行政イベントへの参加などにおいてポイント還元やボーナスチャージ、プレミアム電子商品券といった活用を検討し

ており、キャッシュレス化による利便性の向上や効果的な経済の循環が図られるものと期待しております。今後におきましても実施主体となる地元経済団体としっかりと協議を進め、行政として本事業を支援、協力をする中で市民により一層デジタル社会の恩恵が行き届くよう電子地域通貨導入に向けた検討を進めてまいります。

小項目3、自然を生かした観光の在り方についてお答えいたします。今年度スタートをした名寄市観光振興計画（第2次）では、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた観光産業を再び活性化するため今後5年間の計画期間とし、ウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナと回復の段階を見据えながら本市にふさわしい観光振興の方向性として、ひまわり観光の推進、広域観光、食と観光の推進など11項目を掲げました。その中でも特に力を入れて取り組むべき重点項目として原生の自然を最大限に活用したアウトドア観光の推進、スポーツツーリズムの推進、観光振興に資する人材の発掘、育成、この3つを定め、天塩川やピヤシリ川など自然豊かなアウトドアフィールドを活用し、釣り、カヌー、星空観望や日本一の雪質を生かした体験プログラムなど季節に合わせたアウトドア観光などを進めてまいります。数値目標、KPIとしては地域経済活性化の達成に向けて観光消費額、市内宿泊延べ数、名寄市認知度を指標とし、観光消費額と市内宿泊延べ数についてはコロナ禍からの回復を目指し、コロナ前の水準をKPIに決めました。認知度につきましては、計画策定前に実施した認知度調査を3年目と最終年に実施をし、調査対象の2人に1人が本市を認知している状況を目指してまいります。

小項目4、薬用植物の産地化についてお答えをいたします。薬用植物については国内産生薬の需要の高まりと生薬栽培等の国の研究機関がある環境を生かし、新たな高収益作物として着目し、農業者による薬用作物研究会が平成25年に組織をされまして、市としても品目の選定や栽培技術の

確立に向け支援をしてまいりました。現在安定的な需要が見込まれるカノコソウの生産に取り組み、農業者の収益向上が図られております。しかしながら、カノコソウの生産においては近年病害虫による影響を受け、収穫量の減少が課題となる中で、その対策として農業振興センターにおける組織培養技術を活用し、病害虫に侵されていない苗の供給により課題の解消を目指す試験に取り組んでまいりました。これに対し昨年度小林製菓様から企業版ふるさと納税の申出があり、薬用作物の産地化と本市農業の持続的な発展の支援を目的として寄附をいただいたところでございます。事業の概要としては、農業振興センターにおいて培養苗を作成をし、3年かけて増殖させ、4年目に生産者へ供給を行う予定であり、数年かけて病害虫のいない種苗に置き換えることで収量の維持、安定生産を目指し、薬用作物の振興を推進してまいります。

小項目の5、農業、農村の振興についてお答えをいたします。本市では、名寄市総合計画の農業分野における具体的な個別計画として、第2次名寄市農業・農村振興計画を平成29年に策定いたしております。計画では、高齢化や後継者不足による農家戸数の減少が進む農業、農村の現状や本市における役割を踏まえ、収益性の向上や担い手の確保など持続的な発展に向けた5つの柱から成る基本計画とそれに基づく前期実施計画を示し、本市農業の特徴である多様な農産物の生産とゆとりある農業経営の実現に向けて施策を推進してまいりました。本年度は、基本計画の中間見直しと後期実施計画の策定の時期を迎えておりまして、国の農業政策の見直しなどによる情勢の変化や労働力不足など地域農業の課題を踏まえ検討してまいります。検討に当たりましては、関係機関や団体、生産者、名寄市立大学、経済団体で構成をする検討委員会を組織し、これまでに実施をしてきました事業の実績を基に成果、課題の検証や将来に向けて農業、農村が発展をしていくために必要

な取組について議論をいただき、基本計画及び後期実施計画に反映されるよう努めてまいります。

女性農業者の活躍については、これからの地域や農業を発展させていく上で経営における女性参画はますます重要になると考えております。本市において、近年では北海道指導農業士・農業士での認定数の増加や経営を学ぶ女性グループが誕生するなど自らの経営はもとより、地域での活躍が期待をされているところでございます。市といたしましては、農村女性のさらなる活躍を推進するため、学びや交流の場への積極的な参加や農作業機械の運転に必要な免許取得などへの支援施策として農村女性活動支援事業に取り組み、女性農業者がさらに活躍できる環境づくりに努めてまいります。

大項目4、名寄市立大学の運営について、小項目1、助産師課程、大学院設置についてお答えをいたします。保健福祉学部看護学科に係る助産師課程の設置につきましては、大学院設置に関する学内議論で魅力ある大学院に対する様々な意見の中で、毎年本学の卒業生が助産師課程への進学希望者がいることに着眼をし、助産師を育成する大学院というキーワードが出されました。このことを踏まえ、大学院の検討とは別の組織として助産師課程ワーキンググループを設置し、検討を重ねてきました。この結果、現在の看護学科において実施をしている選択制の保健師課程と同様に助産師課程を導入することが学生確保にとっても最適であるとの結論に至りました。その後実習先の確保など様々な課題を一つ一つクリアすることができましたので、令和5年度からの助産師課程の導入を目指し、準備を進めているところでございます。

まず、文部科学省への申請につきましては、本年7月末日までに申請をする予定としており、既に文部科学省に直接出向き、事務相談をしてまいりました。助産師課程に係る概要につきましては、募集定員を4名、2学年後期に選抜試験を実施し、

3年次から助産学に係る科目を履修いたします。現在5つの実習施設に助産師課程に係る実習の内諾をいただいております。教員確保におきましても令和5年4月1日に助産師資格を持つ教員を採用する予定でございます。今後文部科学省への申請に向けて実習施設の承諾書類や学内教員の個人調書などを取りまとめているところでございます。

次に、大学院の設置については、これまで学内に設置をしております大学院設置検討会を14回開催をし、議論を行ってまいりました。大学院の設置は助産師課程に係る文部科学省への申請よりさらにハードルが高くなり、様々な課題をクリアしていかなければなりません。大学院に係る大卒の将来像につきましては、まず栄養学と看護学の修士学位の取得を目指す1研究科1専攻である（仮称）健康科学専攻科として検討していくこととしておりますが、クリアしていかなければならない検討課題が多数ございますので、今後専門的な視点に基づいて検討を行ってきた大学院設置検討会はもとより、様々な視点に基づいた貴重な意見も必要となってまいりますので、学内の教員と様々な場面で意見懇談会を実施をし、大学院設置に向けて準備を進めてまいります。

小項目2、独立行政法人化についてお答えをいたします。一般的に言われております公立大学法人化のメリットといたしましては、組織運営に関して理事長、または学長のリーダーシップによる迅速、柔軟性のある意思決定の下、法人独自の裁量による機動的で柔軟な運営が可能である点が挙げられます。また、目標、評価に関して地方公共団体に設置をされる法人評価委員会による業務実績評価などを通じた業務改善サイクルが確立をし、その評価では、市民に対して提供するサービスも評価対象となることから、大学全体のサービスや質の向上が図られるものであります。さらには、教職員の法人への帰属意識により経営改善に対する意識が高まり、組織に対する外部からの評価に

敏感となり、これらの意識の高まりが経営状況を改善していくための様々な対策を講じていく原動力になり、経営意識の向上につながっていくなど多くのメリットがうたわれております。一方、デメリットといたしましては、独立行政法人制度の導入に伴い準拠する会計基準や不動産鑑定、各種規程の変更、システム改修など多大な労力と費用が生じます。また、法人評価委員会による中期計画、年度計画の策定など事務量の増大による人員の増加、理事長などによる権限集中による学内の多様な意見の反映ができなくなるなどのマイナス要因の発生なども考えられます。しかし、現実的には公立大法人の設立については一定の基本的な制度等は導入することになりますが、様々な項目については各大学等のこれまでの運営形態などに基づき独自に定める項目も多く、各大学に最適な運営及び経営形態を定めていく改善策の選択肢の一つであると考えております。このことから、公立大学法人化を含めた検討は本学の大学運営にとって大きな転換点となるとともに、急速な少子化によって大学進学者数も年々減少していくことが見込まれている中で、各大学間の競争も激しくなっていく、このことを予想いたしますと、本学の大学運営形態の在り方の検討については今まで以上に深い議論を行っていくことが必要と考えております。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私からは大項目5、教育行政について、初めに小項目1、学校教育の重点施策の展開についてお答えいたします。

確かな学力の育成では、名寄市教育研究所にある教育改善プロジェクト委員会を中心に学力向上に向けた取組について推進しております。これまでプロジェクトでは例えば名寄市で統一した名寄市学習規律や家庭で取り組む7つのポイントなどの策定、論理的思考力を高めるためのプログラミング教育計画策定などを行ってまいりました。また、各学校において休み時間や放課後を活用した

学び直しの時間として、例えば名寄西小学校トチノキ教室、名寄南小学校ボラスト、ミナスタといった休み時間や放課後に実施している学習会、中学校では放課後学習会などの実施、理科専科教諭による小学校理科の指導などを実施しております。今申しあげましたボラストというのは、ボランティアスタディーの略だそうです。それと、ミナスタというのは南小学校の南スタディーと。ボランティア学習だとか南小学校学習というようなことで使っているということでもあります。さらに、市立天文台のプラネタリウムを活用した理科の授業を実施したり、名寄市立大学の学生支援員の積極的な活用を図ってまいりました。豊かな心の育成では、北国博物館や市立天文台と連携し、小学校では名寄出身の力士である名寄岩を題材に、中学校では名寄市の木原天文台を建設した故木原秀雄氏を題材とした道徳読み物資料を開発し、児童生徒の道徳性を養うよう努めてまいりました。

また、いじめ根絶に向け名寄市小中高いじめ防止サミットを毎年開催し、児童生徒の自主的、自発的な取組を通していじめ根絶のさらなる徹底を図っております。不登校児童生徒への対応として、学校と教育相談センター、こども未来課などが連携を図り、登校できるようになるまで組織的に取り組んでおります。今年度は、スクールソーシャルワーカーを任用し、組織的に強化を図り、保護者と学校、そして各関係機関等をつなぐコーディネートを図っていただいております。さらに、GIGAスクール構想によって全小中学生に配付されている1人1台端末を効果的に活用しながら、不登校児童生徒の学習支援も計画しているところでございます。

健やかな体の育成では、全国体力・運動能力調査結果において名寄市児童生徒の課題となっている走力を改善するため、名寄市教育研究所の体育研究班を中心に児童生徒の走力アップのための体育実技研修の実施や各校の体育の時間に児童生徒の走力トレーニングのためNスポーツコミッショ

ンと連携し、外部講師を招き、指導していただいております。

ふるさとへの愛着と誇りを持てる本市の特徴的な取組については、特に主権者に関する教育として社会科、家庭科、特別活動などで教科横断的な指導に努めております。また、児童生徒にふるさとへの愛着や豊かな情操を養うため計画的に各小中学校でふるさと未来トーク、市長、教育長と児童生徒との懇談会を実施し、地域への愛着や誇りを持ち、ふるさとに根づく子供たちの育成を図っております。今後も主権者に関する教育の一環として、ふるさとへの愛着と誇りを持てる教育の取組を継続してまいります。

次に、小項目2、市内小中学校の今後の施設整備の考え方についてお答えいたします。名寄中学校の改築については、今定例会での議決を経た後、2か年で基本設計及び実施設計を行い、事業費を積算してまいります。建設業界を取り巻く情勢は人員不足による労務単価の上昇や世界的な原油価格の高騰が依然として続いております。また、建設資材についても新型コロナウイルス感染症拡大によって資材の需給バランスが崩れ、価格上昇が顕著となっており、公共工事に影響を及ぼした事例も見られております。名寄中学校の改築については、計画どおりに進んだ場合令和6年度から改築工事を行う予定となっておりますが、今後の経済情勢などを十分に注視しながら施行期間内の完成に向け進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、小項目3、市内高等学校の充実についてお答えいたします。本市では、平成29年度より名寄市高校生資格取得支援事業として生徒の資格取得等に対する機運を高めるとともに、生徒の資質の向上を目的に毎年度約175件の資格取得に対し助成しております。また、今年度からは道立高校の新入生が使用するパソコンは各家庭で用意することとなったため、生徒の学習環境の向上を目的に入学時における学習教材購入費の一部を

助成する名寄市内高等学校学習教材支援事業を開始いたしました。今後におきましても再編統合により設置される新設校においては様々な課題や懸案事項が生じてくるものと思われることから、こうした課題など解消に向け、また魅力ある高校となるよう新設校と十分に協議を重ね、現在実施している2つの支援事業とともに、でき得る範囲の中で新たな支援策を検討していきたいと考えているところであります。

次に、名農キャンパスの跡地の活用についてありますが、北海道教育委員会より閉校となる学校に係る財産の利用希望についてとして、本市における校舎等の跡地利用に対する利用計画の有無について照会があり、庁内各部署において検討を行った結果、現時点では跡地利用の考えは持ち合わせないと回答させていただいております。光凌キャンパスについては、名寄東中学校の耐震化整備における選択肢の一つとして考えられることから、今後も北海道教育委員会と連携を図ってまいります。

次に、小項目4、生涯学習社会の形成についてお答えいたします。本市においては、コミュニティ・スクールにおける取組の充実を図るため、令和2年6月をもって市内全ての学校のコミュニティ・スクールに地域学校協働本部を設置いたしました。また、各地域学校協働本部には地域コーディネーターを配置し、地域学校協働活動を推進してきました。残念ながらコロナ禍により様々な活動が制限されたことから、思うような地域学校協働活動ができていない状況ではありますが、教育委員会といたしましては地域と共にある学校づくりのさらなる充実を図ることができるよう各学校の地域学校協働本部の活動を支援してまいります。

次に、地域学校協働活動人材バンクについてありますが、地域学校協働活動人材バンクとは学校における地域学校協働活動や部活動の奨励及び支援を行い、広く人材を発掘して、円滑に指導者または支援者を紹介し、もって地域学校協働活動

及び部活動の推進を図るよう今年度から設置したところであります。現在登録には部活動指導員として22名の方の登録があるところですが、今後においても学校や地域に制度内容の説明、周知を行い、広く人材の登録をお願いできればと考えているところであります。教育委員会といたしましてもこうした人材バンクを一つの手段として地域と学校の連携が進み、それぞれ地域の特色を生かした地域学校協働活動の展開に対し支援してまいりたいと思います。学校と地域をつなぐ、児童生徒と市民をつなぐ地域学校協働活動は、今後の生涯学習の推進において重要な取組になるものと考えております。市民の皆さんが生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう引き続きこうした取組を通じて生涯学習の推進に努めてまいります。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） それぞれ回答いただきましたので、再質問に移らせていただきたいというふうに思います。

大項目の1、小項目1でございます。総合計画審議会の審議委員についてお知らせいただきましたけれども、ほかでもいろいろな重職というのですか、担っている方が非常に多いのかなというふうに思いますし、男女比と年齢構成なども分かりましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 休憩しますか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時03分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 失礼いたしました。総合計画審議会のまず全体的な男女比、30人いますけれども、男性が63.3%、女性が36.7%となっておりますけれども、これは地方

創生総合戦略のまち・ひと・しごとという部分で団体に依頼している部分全て入った全体の枠となっておりまして、団体に依存しない、純粹に出てきていただくような形の方たちだけで……

（何事か呼ぶ者あり）

○総合政策部長（石橋 毅君） まち・ひと・しごと創生総合戦略に関わらない部分の委員さんについては、男性が58.8、女性が41.2%という割合になっております。あと、年齢については、年代別については全体でいうと10代が6.7%、それから30代が10%、40代が30%、50代が23.3%、60代が23.3%、70代以降が6.7%というような構成になっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） ありがとうございます。前より随分女性が増えていったのかなというふうに思って、努力は認めるところでございますけれども、女性がというのですか、年代別にも本当にきれいに分布されていますので、その点評価したいというふうに思いますけれども、女性を半分入れる、やはり若者の声を入れるというところがこの審議会、とても大切なことであるというふうに思いますので、これからもこの方向で進んでいていただきたいと思っておりますし、委員の方がほかの委員、計画にも随分兼務されている方が多いのかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） いろいろな審議会とか構成する委員ありますけれども、やはり依頼する場合に各団体の代表という枠の中で御依頼をさせていただいております。その中で団体の皆様の御判断の下、派遣いただいているという部分もありますので、あとはこちらとしてはなるべく個人に負担が過度にかからないように配慮いただきながら選出をお願いするといった方法しかない

のかなというふうに考えておりますので、議員おっしゃるとおり、負担にばかりなるのであれば、なかなか担い手とか成り手も出てこないというような体制もお互いよくないですので、そういった部分を配慮しながら、団体の皆さんとも話しながら進めていきたいというふうに考えます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 加藤市長がおっしゃる広く市民参加ということを考えれば、やはり団体の長ということで出していただかなくても、副会長さんだとか副だとか女性の方とかいろいろな、団体にそこまで言えないという事情もあるのかもしれないけれども、その点努力していただけるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 先ほど私申し上げたとおり、そういったところも、1人の方に集中して過度に負担のかからないような体制も御考慮いただきながら選出をお願いしたいというような言い方もできるかなと思っておりますので、こちらとしても努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） ある新聞を見ましたら、審議会の会長さんではないのですが、ほかのところで、とあるところの会長さん、こちらのほうもとあるところの会長が同じ方だったのです。名寄って人材これしかないのですかという感じで、たくさんの声を広く集めるという加藤市長の姿勢からそういうことはやはり避けていただいて、なるべくたくさんの方がいろんな議論に、審議会に、計画にいろんな声を出していただきたいというふうに思っております。

加藤市長は、市民対話、市民参加に重点を置いて、広く市民の声を取り入れながら基本構想で掲げた理念の下、将来像の実現に向け計画の策定を進めてまいりますと表明されています。どのように市民対話、市民参加、広く市民の声を取り入れ

られるのか、どのように計画に反映させていくのか。先ほど山田議員の答弁に具体的に落とし込んでいけないかもしれないみたいな発言があったと思うのですが、私の聞き間違いかもしれないのですが、そこら辺どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今ほどの答弁でも、あるいはさきの山田議員の答弁でもお話をさせていただいていますけれども、計画を策定している総合計画の後期計画の中で様々な議論の場をこちらのほうからつくらせていただいたり、あるいはいろんなところに出向いたりして、できるだけいろんな世代やいろんな職種、あるいは団体の皆さんと意見を今交わしているところであります。この計画の策定という節目でもありますけれども、コロナ禍でなかなかやっぱりこれまで対話が私自身少なかったのではないかと、そうした思いもあって、できるだけ肌感覚で市民の皆さんのそうした意見を聴きたいということでもあります。やっぱり行くといろんな意見が出るし、本当に細かい要望だとか、あるいは、様々ありますので、全ての要望を計画に、あるいは事業にのせることはできないかもしれないということを申し上げました。だけれども、そうは言っても皆さんの声をお聴きしながら、それをのみ込んで計画をつくっていくという姿勢がすごく大事だと思うし、また市民の皆さんにもこうしたことでいろんな意見を言ったということがまた自らの協働のまちづくり、行政に対する、私たちも市政に参加していこうという、そういう機運にもつながっていくものというふうに考えておりました、引き続きこうした対話をしっかりとしていきたいながら、様々な計画の策定はもちろんですけれども、あらゆる事業の推進に、協働のまちづくりという、そうしたことをしっかりと念頭に置いて進めていきたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 人材不足だとか共

通課題があるということで報道もされておりますので、精力的に市民と懇談会開いていただいておりますので、引き続きこのことを続けていっていただきたいというふうに思っております。

小項目2でございしますが、様々な取組をしていただいているということでございます。名寄市は、非核平和都市宣言のまちです。平和であってほしい。様々な場面で政治力を発揮し、恒久平和に努めていただきたいというふうに考えております。

小項目3でございします。王子マテリア名寄工場では様々な計画を進めているところですが、名寄市の将来につながる、また夢のある市民に理解される計画になるよう今後も注視してまいります。

小項目4でございします。3年目に入ったコロナ対応で、今後どのような財政展望を描くことができるのか非常に不安なところがございます。全ての財政の見直しが必要なかもしれないと思うところです。指定管理の見直しや補助金に対しても見直しが必要なのではないかと考えるところです。令和4年3月23日、北海道議会建設委員会で道立サンピラーパークの指定管理について公園の設置者としての道の対応や判断につきまして質疑がされていますが、このことに関しましてどのように捉えているかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） サンピラーパークですか。

○12番（高野美枝子議員） サンピラーパークです。北海道で指定管理しておりますね。サンピラーパークの指定管理の在り方について質疑があったところなのですけれども。

○議長（東 千春議員） もし何か情報がありましたらお知らせをいただきたいと思っておりますけれども、これは北海道の施設ですので、お答えできる部分がありましたらお願いしたいと思いますけれども、これなければ北海道のことですので……

○12番（高野美枝子議員） 内容につきまして、指定管理者としてふさわしいのかということ

と、あと選定委員会に株主が入っていないのかということが話題になっておりました。北海道でも道議会で議論になるような、本当に注目を浴びているところなのではないかというふうに思うのですが、この点についてお答えいただけませんか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 指定管理の関係で御質問があったと思います。指定管理制度につきましては、私ども令和2年にガイドラインを作成しておりますので、その施設ごとに適切な管理運営を行っているかどうかモニタリング調査という形で年に4回ほど担当課のほうで指定管理者、事業者に確認するということになっております。そういった中で、振興公社も指定管理の施設、指定管理者として管理運営していただいておりますけれども、その部分についても確認しているというところで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） ぜひ話題にのらないような、北海道も指定管理でいろいろと問題がありましたので、そのときに出たのかなというふうに思いますが、名寄が出てきてしまったみたいな感じがあったものですから、御質問させていただきました。

コロナウイルスの感染症の関係でこの2年間事業をすることができず、補助金の使い道について苦労しているというお話も聞こえてくるころなのですけれども、この機会に適切な補助金の在り方について周知したほうが今後のためにもいいのではないかというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 補助金の在り方については、昨年行財政改革の中で補助金と交付金の見直しということで庁内で議論させていただいたという経過がございますが、市長からの指示もご

ざいまして、今年度も行革の中で適切な補助金の在り方、まさに今議員おっしゃっていましたが、そういう適切な補助金の在り方について改めて検証するという事としておりますので、その中で議論していきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） それでは、大項目2、保健、医療、福祉、小項目1、アフターコロナ、ウィズコロナの件についてお伺いいたします。

最初の頃、特に情報公開と個人情報保護の面で国や北海道との連携がなかなか難しいところもあったかというふうに思いますし、対応する職員が絶対的に不足しているのではないかと感じておりますが、状況についてお知らせください。

○議長（東 千春議員） いいですか。

馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 質問が介護職員ということでよろしかったですか、それとも市の職員の対応ということですか。

（「市の職員の対応」と呼ぶ者あり）

○健康福祉部長（馬場義人君） 分かりました。

先ほども市長から答弁させていただいたというふうには存じますが、市内のワクチン接種については市立総合病院と名寄開業医師会、主に市立総合病院については平日、開業医師会については日曜日にそれぞれの医療機関の医師及び看護職員等々で御協力をいただいて、接種対応していただいております。御承知のとおり、受け付ける際には当然受付や案内や接種済み証の交付という事務も出てまいりますので、それについては健康福祉部だけでは担当するとなると相当なボリュームが大きいので、御協力をお願いして、全庁的に当たっていると、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 何かあったときに

職員の方は本当に時間外に随分、土日も出勤されて、ようやくコロナを乗り切ったかどうか分からないところでございますけれども、職員の負担、関係する皆さんの、介護職員、全て関わる方の健康とか、過労にならない労働条件というものをやはり求めていきたいというふうに思っております。特に保育所、学校、学童保育所が休みになりますと、病院とか介護関係職場が回らなかったというふうにもお聞きしています。現状と対策についてお知らせください。

○議長（東 千春議員） 保育所と。

○12番（高野美枝子議員） 病院と介護職場。

○議長（東 千春議員） 保育所が……

○12番（高野美枝子議員） 学校と学童保育所が休みになると病院と介護、ほかもそうですけれども、特に病院とか介護職場がなかなか人員不足になって回らないというお話を聞いているところなのですけれども、実際はどうなのかなと思って、お聞きしているところです。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ちょっと全体的な答弁になるかと思いますが、先ほど市長からも市立総合病院の状況も含めて答弁させていただいたかと存じますが、様々な機関と相互に連携しております。当然保育所が休みになればお子さんを抱えていらっしゃる病院職員はお休みする方もいらっしゃるかもしれませんし、介護される方を抱えていらっしゃる方はデイサービス等々が休止になったりしたときには当然出勤することがかなわないということが出てくるかと思えます。病院については、先ほど市長の答弁の中でもコロナに対するBCPは作成していただいて、業務継続計画について進んでいただいているというふうに聞いておりますし、それ以外の部分については市民の方々の御協力いただきながら、例えば保育所については一定年代のクラスだけを一時的に閉鎖させていただいて、少ない、保育士が確保できないために運営が回らないためにちょっと一時クラス閉

鎖をお願いするだとかというようなことで相互に補完しながら、一部御迷惑をかけた部分あるかと思えますけれども、何とか御父母とか保護者の方々の御協力得ながら乗り切ったというふうに考えております。人数が湯水のごとくいけば一番いいのですけれども、一定基準人数と運営の中で配置者というのは、配置の職員というのは決めておりますので、そこの中でうまく寄り合わせながら今後も実施してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 本当に大変な御苦労があったのかなというふうに思います。高齢者にいたしましても家庭に引き籠もっているということで認知症が進行したとか、また悪化された方とかというのをお聞きしているところなのですけれども、そこら辺の対応にも大変苦慮しているのかなというふうに思います。人生100年時代と言われて、誰もが健康で長生きできればいいのですが、なかなか高齢化により様々身体の不調が現れるところなのです。病気になる前の健診などについても高齢者に対するきめの細かい対応しているところなのですけれども、コロナによって特に気をつけた点ということがあれば、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 各論になりますと全てをちょっと把握しているわけではありませぬので、詳しく述べることはできないかもしれませんが、よくお聞きしているのは市内に独居とか夫婦世帯でいらっしゃる方々でお子様が市外にいらっしゃって、蔓延防止期間とかということで往来することがなかなかかなわなくて、状況が確認ができなかったということで、一部の答弁でもあったかもしれませんが、それを機会に名寄にいるのが厳しくなったというふうな判断をしなければならぬとかというようなこともあ

ったかというふうに思います。そういった一方で、ライン等々の電子機器によってやり取りができた。私施設のほうに3月までいましたけれども、面会の際に国内でなかなか面会できなかったのですけれども、このラインの面会で海外にいる子供と面会されたという事例も聞いております。マイナスの面もあったかというふうに思いますけれども、プラスの面もあったかというふうに思います。そういったことでじかにはできなかったですけれども、新たなやり取りができるという部分も目につくこともできたというふうに思いますので、私どもとしてはそういった部分も今年度以降事業の参考にさせていただきながら推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） まだ終息したとは限りませんが、大分コロナの状況が落ち着いてきたというふうに思っております。関係する各職場の皆様には、また市民においても本当に大変な状況を乗り越えて、これから名寄市の楽しいことを企画していただければというふうに思います。

大項目3の経済建設について、小項目1、ウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナ、まちのにぎわいについて、この間のアスパラまつりや白樺まつりを期待し、楽しんで、本当に多くの市民を目にしたところです。今まで当たり前であったイベントや行事がなくなって初めてその大切さを実感しているという市民の声も多くお聞きしているところです。先ほども今後気をつけながら着実に進めていくという答弁でございましたけれども、再度やはりどんな制限をつけてでもなるべく開催していくように努力していただきたいというふうに思いますが、そこら辺のお考えをお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） コロナ禍におけ

るイベントということで、例えば今議員お話のありましたアスパラまつりもそうですし、昨日までふうれん白樺まつりも開催されたところです。このイベントにつきましては、国で業種別のガイドラインを推奨しております。この中でイベントに関しては日本青年会議所が策定した祭り、イベント等開催に向けた感染拡大防止ガイドラインというのがございまして、私どもとしてはこういったガイドライン、あるいは国や道のチェックリストなどを主催者の方に守っていただくようお願いをしております。今年度に入りまして感染の状況が落ち着きを見せているということもありますので、白樺まつりですとかアスパラまつりにおいても来場者の検温ですとか手指消毒など基本的な感染防止対策を実施をした上で、例えばテークアウトを基本とする飲食店ですとか、あるいはステージから距離を空けて、隣同士も間隔を空けた配席をしていただきたとか、そういったことで少しずつこれまでどおりのイベント開催をしていただけるようお願いをしているところです。例えばこれからになりますと、暑い時期を迎えますので、マスクについて熱中症などに、健康に留意をさせていただいて、距離や会話、飲食といった状況に応じた対応をしていただくようなことで、少しでも従来どおりのイベントが開催できるようにお願いしたいと考えているところです。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） ぜひ開催に向けて努力していただきたいというふうに思います。

小項目3の自然を生かした観光について御答弁いただきました。まずは、名寄市民が、一人一人が大自然、広大な原自然のすばらしさを体験し、発信することが非常に大切であると考えますが、加藤市長はいろんなところに行かれまして、いろんなPRをする機会があるというふうに思いますけれども、自然、観光についてはどのようなPRをしているのかお知らせください。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） この2年間、本当にコロナ禍でなかなか私もいろんなところ行く機会がやっぱり少なかったので、プロモーションする機会というのは正直言ってなかなか限られていたのかなと思います。その中でも名寄市で今SNSだとか動画配信だとか、こうしたことに積極的に取り組んでおりまして、私も微力ですけれども、ちょっと出演させてもらったり、あるいは少しずつ回復してきている状況の中でやっぱりコロナ禍であるがゆえに、あるいは次のコロナ後を見据えた観光の在り方の一つとして、外で自然とというようなことが恐らく今後の大きなキーワードやテーマになっていくのだろうと。このゴールデンウィークも相当数この地域、野外キャンプする方でにぎわっていたと思います。そうした意味では、これからのアウトドア、あるいはアドベンチャーツーリズムと言われているこうしたことの潮流というのは、まさにこの地域にとっては大きな追い風になるというふうに思っています。今後ワールドサミット、札幌で去年オンライン開催されましたけれども、来年度また改めて札幌で開催されることが決まっておりますので、この機会に名寄だけでなく、この地域も世界にこうしたすばらしい自然を発信していこうということでこの間観光連盟の総会でも話をしていたところでありまして、あらゆる機会を捉まえて私も積極的にこの地域の自然、魅力、そしてそれにつながるツーリズムを発信してまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） ぜひ大々的にPRしていただきたいというふうに思います。

春に山菜を収穫して天ぷらを作るという観光協会主催の行事がございまして、参加させていただきました。雨模様の寒い日でしたが、参加された方は本当に大満足で、そこら辺にあるものを天ぷらにただけだったのですけれども、非常に感激されて、お土産に山菜を持ってお帰りになられた。こういうことがやはり都会の方には、地域にいら

っしゃる方も経験することによって口コミで広がるというのですか、市民やお友達に広げていただく、こういう取組をしていけばいいのだというふうに思うのですけれども、なかなか、スタッフということ先ほどおっしゃっていましたが、スタッフが育たないというか、いないということがネックなのだというふうに思うのですけれども、スタッフや指導者というのですか、ガイドさんという方たちをどのように育成しようと考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） スタッフというか、人材のことだと思います。今年度からスタートした第2次の観光振興計画の中でも人材の発掘、育成というものを重点項目に挙げております。まさにおっしゃいますとおり、観光に関わる人材が不足していると。ただ、中にはいるということはこの観光振興計画の策定委員会の中で確認をしたところでありますので、そういった人を発掘するところと。あるいは、今いらっしゃる方の知見、ノウハウなどを、先ほど議員が参加していただいたようなイベントにも参加をしていただいて、継承していくということが大事だと思っております。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 経験すると、みんな同じことをするって本当に楽しいことで、寒さも忘れてしまうのだなというような経験をさせていただきました。

小項目4に入ります。農家の皆様には水田活用交付金、水田活用の直接支払交付金の運用ルールの厳格化、畜産業の飼料の高騰、牛乳の出荷制限、てん菜等の作付制限など厳しい状況が問題になっています。その対応について市のほうとしてどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 先ほど議員のほうから説明ありました水田活用の交付金の見直しに係る影響でございますが、これにつきましては今の

水田の作付の中で長らく転作作物が定着している水田が今後将来にわたって交付対象水田から外れる可能性があるということで、現在生産者の中においても今後の作付体系、どのようにしていこうか、いろいろと御苦労いただいて、悩んでいたという状況かなというふうに考えております。具体的にどのような形で影響が出てくるのかというところがまだ見通せない状況であります。引き続きそういった状況を確認しながら、また農業におきましてはやっぱり生産性、収益性をどのように高めていくのかというのが、これ国の交付金がある、なしにかかわらず課題となるところでありますので、そういった栽培技術といいたいまいしょうか、生産振興の面でも支援に取り組みながらそれぞれ対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） まさにおっしゃるとおりです。やはり強いこの地域の農業にするためには、メリットの多い収益率の高い経営が望まれるのかなというふうに思います。全国に3か所しかない国立薬草試験所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所という薬用植物資源研究センター北海道研究部というふうに言うそうなのですが、試験場のある名寄市の薬草栽培の今後については先ほど答弁いただいているところなのですが、将来的にどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今御質問あったとおり、薬用作物につきましては品目に当然よりますけれども、収益性の高いものが多く存在しております。現在名寄市におきましては特に安定的な需要が見込まれるということで、カノコソウの作付について中心的に取組を進めさせていただいております。また、カノコソウ関しても栽培技術が十分に確立されていない部分がまだございます。そういった点につきましては、先ほどありました薬用

植物資源研究センターのほうと連携を取りながら引き続き技術確立、農業者の指導に当たってまいりたいと思っておりますし、まだまだ作業効率を高めていくということがまだ課題というふうなところにありますので、これにつきましても引き続き研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） ぜひ国の機関、また農業支援センターもありますので、また北海道の農業改良普及センターとも連携しながら進めていってほしいと思います。

あと、女性農業者の活躍についてでございますけれども、なかなか、先ほど答弁ございましたけれども、市民には見えてこないという。頑張っている農業女性がいるのですけれども、それをまちの中に出て、男女平等参画だとかいろんな場面で農業女性が頑張っているところをやはり発表する機会というのですか、何か私たちも共有、市民も共有できるような、そんなことができたらいいなというふうに思うのですけれども、お考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 現在の農村女性の活躍ということで、先ほど答弁の中でも少しお答えさせていただきましたが、指導農業士という形で、これ北海道が進めております認証、認定の制度であります。特に農業の従事者として優良な活動されている、また地域の担い手の育成に当たって中心的に活躍をされている方ということで、この間も認定を受けた都度新聞各社のほうにも取り上げていただきながら、女性農業者がこういった形で中心的に活躍していますというようなことアピールさせていただいているところであります。また、経営を学ぶ女性グループということで先ほど答弁もさせていただきましたが、こういった形で本当に若い女性の方が経営に携わる、また農作業の資格、作業機の運転免許等を取りながら経営にも携わっていくといった取組が広がりを見せてい

るところでございます。私どもといたしましても、そういった支援施策も引き続き取り組みますが、議員から言われたように、もっとそういった取組が多くの方にも認知というか、認めていただけるようにこれ広報ですとか、そういった新聞等の報道なんかを活用させていただきながら努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 女性活躍のためにしっかりと頑張っていたきたいなと思います。一生懸命やっていて、家庭的な問題があって、性格の問題もあるのでしょうかけれども、なかなか出づらいつかなか活動できないというお声もお聞きしているところなので、ぜひそこら辺のところも分かって、誘って行ってあげてほしいというふうに考えております。

大項目4、名寄市立大学の運営についてお伺いたします。大項目1、助産師、大学院のことについてはお聞きしたところでございますけれども、助産師4名というのは実習先だとか教員の先生との関係でそういうふうになったのかというふうに思うのですが、再度確認したいというふうに思います。お願いいたします。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 助産師課程の募集人員4名ということで先ほど市長のほうから答弁させていただきましたけれども、助産師課程の部分につきましては実習のノルマがありまして、普通分娩の症例を1人10症例行わないといけないというハードルがありまして、今各病院等も出生数が少なくなっているという部分で、そういった助産師課程に関わる実習先の取り合いというか、そういったふうになっておりまして、今確保できている部分が募集4名分の実習先が確保できたということで、今回4名ということで募集をさせていただくということで考えています。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 教員配置と施設整備についても助産師課程のほうは大丈夫だということで、進んでおられるというお話だったというふうに思います。大学院のほうについてはかなりハードルが高いということで、先はまだ難しいというふうに受け取ったのですけれども、教員配置とか施設整備、かなりのものがかかるのではないかとというふうに考えるところですが、ここら辺のお考えについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 大学院の設置については、先ほど答弁もありましたように、大きなハードルがあるのですけれども、まずその一つとして大学院の修士課程の卒業論文を指導できる教員というのが必要になります。この部分については、文部科学省から教員の業績調査というのがきっちり審査されまして、その修士論文が指導できる教員かどうかというのを確保しないとまずは申請も受け付けていただけないという状況になります。今回大学の修士論文の指導の部分については、昨年度本学の大学教員の中で修士論文できる教員がいるかどうかということで委託調査をさせていただいて、その結果に基づきまして今回は、先ほど答弁でありましたように、1専攻ということでやっていきたいということで、必要最小限の新たな補充で大学院を設置していきたいというまずは考え方ではいるのですけれども、まだ具体的な細かい内容のカリキュラムの部分までは決定しておりませんので、そこの部分が決まると今いない先生の中のカリキュラムを特色で生かしていこうとか、そういった議論になった場合については新たな教員を採用しないといけないということも含めて、教員の選考の部分について今ハードルでカリキュラムも含めて検討させていただきながら、どういったある程度の教員を採用できるかも含めて今検討しているというような状況であります。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 財政的な面、また少子化による学生数の減少ですか、魅力化とかいろんな要素があって、これから進めていかれるのだというふうに思いますけれども、今後注視していきたいというふうに思います。

大学の魅力度アップということで、旭川大学の公立化ということ、そして少子化問題がこれからの学生募集に大きな影響があるものと考えています。今学生寮建設も計画されていますけれども、大学の魅力度を高めるための一考として、住んでみたいすてきな学生寮の建設についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今現存している大学の寮が建てて25年ということで、老朽化という、いろんなところも傷んできている部分があって、毎年修繕を行いながらやってきているというのが現実であります。大学の寮の部分の一番の私どもの目的としては、公立の大学ということで、少ない低家賃で住んでいただいて、うちの大学で学習していただくということを目的しております。今高野議員からありました魅力あるというような、大学の寮としても大学の魅力の一つとしてキャッチフレーズになるのではないかなというような御意見だと思うのですが、その部分については今民間の部分が検討していただいているということですので、それらと連携しながら、民間の部分が、考えていただける部分がさらに魅力度アップが図られるのではないかなということも含めて大学も一緒に検討しながら考えてまいりたいと考えおります。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） ぜひ魅力ある大学ということで、子供たちに人気のある大学を目指して行ってほしいなというふうに思います。

それでは、大項目5、教育について再質問させていただきます。小項目2、施設整備ですが、名

寄中学校、名寄東中学校が改築、改修が終了しましたら、市内の小中学校の耐震化率はやっと100%になります。しかしながら、名寄中学校、名寄東中学校以外にも建築後20年以上経過した学校もあります。市内のお子様の人数からも今後の小中学校整備についてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今議員のほうから御質問いただきました、今後の小中学校の整備についてどのように考えているかというような御質問だったかというふうに思っています。私どもといたしましては、まずは未耐震化で老朽化が著しい名寄中学校、名寄東中学校を優先して整備して、対応してまいりたいと考えておりますけれども、市内の小中学校、小学校におきましても、議員おっしゃられているとおり、建築後20年以上経過した学校も存在しているところでございます。そういった学校につきましては、やはり学校施設の老朽度ですとか築年数なんかを、経過年数などを考慮しながら随時対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。ただ、いずれにいたしましても個別の整備内容や手法につきましては今後の状況等をよく考慮しながら、皆さん方と議論しながら対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 子供が少なくなったから学校をなくすという時代ではもうなくなったと今日の道新にも出ておりましたけれども、そのところを北海道の教育、道教委の考え方もありますでしょうけれども、名寄市としてしっかり教育に取り組んでいただきたいというふうに思います。

小項目の3の名農のキャンパスの件でございすけれども、旧名寄農業高校としまして7、343名を輩出し、道北の農業に大きく貢献している

学校でございます。長い歴史と伝統、そしてまた名農キャンパスに対する卒業生の思いはやっぱり本当に深いものがあると。山、丘を上がっていったところに俺たちの学校があるのだと、何とかならないものかと、そういうふうなお話もお聞きしているところです。非常に広大でありますし、経費もかかる、どうしていいか分からないというところでも、加藤市長ずっと言っておられる札幌五輪のときの名寄の受入先として、あそこに野球場もありますよね。そういう何か利用できるような、そういう道と国を巻き込んだような、そんな壮大な計画がないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどの答弁、ちょっと繰り返しになりますけれども、跡地利用に関してまずは北海道から我々のほうに打診がありまして、全部ひっくるめて使えないかということでしたけれども、それを具体的に計画するまで私たちはそうした計画を持ち合わせていなかったということと一旦というか、全て利用することはかなわないということでお答えはさせていただきました。一方で、北海道教育委員会、あるいは北海道知事部局にもいろんな事情で、やっぱりキャンパスが一つになって、2つのキャンパスが空くことになりましたので、ぜひ地域に対していろんな配慮はいただきたいと。より積極的にこの跡地の活用について北海道にはぜひ頑張っていたきたいというふうなお話はさせていただいているところであります。我々も地域課題、あるいはあそこの学校、こういった形で使いたいという具体的な議論があれば、そこは北海道さんにもお伝えをし、また場合によっては一緒に協議をするということもできると思いますし、今後ともしっかりと北海道あるいは北海道教育委員会と連携を密にしながら跡地活用の手法についても注視をしてまいるといいますか、人ごとではなくて、我々もできればあそこを地域のために資する利活用方法、利活用できることが

あれば、それが望ましいというふうに考えているところであります。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） ぜひオール名寄で力を発揮して、夢のある公園、夢のある施設にさせていただきたいというふうに思っております。

次に、令和5年度の新設校の開校までもう1年を切っています。中学3年生にとっては進路を決める大切な時期が近づき、非常に不安の中にあるものと思われまます。ぜひとも道教委、北海道教育委員会と連携し、早めに新設校の情報について周知していただきたいと思いますが、今後のスケジュールについてどのようにお考えなのかお知らせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 現在名寄高校と名寄産業高校の先生方で組織している統合推進委員会の中で様々なことが議論され、決定されてきているのかというふうに認識しているところでございます。この間もお話しさせていただいているとおり、私どもは魅力化推進委員会を通じてその統合推進委員会の皆様からなるべく早く情報を出していただきたいというふうにお願ひさせてもいただいておりますし、いただいた情報については分かりやすい形で速やかに発信させていただきたいというふうに思っているところでございます。スケジュール等につきましても今まだ私どものほうには来ておりませんが、今議員のほうからもお話ありましたとおり、先ほどもお話しさせてもらったとおり、速やかにいただいた情報については流していければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） やはり受験生と受験生を持つ御両親とか周りのおじいちゃん、おばあちゃんもそうですけれども、気が気ではない状況であるというふうに思いますので、ぜひ早めに情報を流していただくことを希望いたします。

小項目4の生涯学習について再質問いたします。様々な講演会でいろいろな講演をお聞きしています。なかなか言いづらいのですけれども、地域学校協働活動がなかなかスムーズに進んでいない例もこの間の講演でもお聞きしているところがございます。地域協働活動に対する教育長の見解というのはどのようにお考えなのかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 地域学校協働活動ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長（小野浩一君） 御承知のように、名寄市ではコミュニティ・スクールの体制づくりに6年から7年ぐらいかけて進めております。したがって、今現時点でうちの協働活動があまりうまくいっていないというのは、直接的には私は聞いてはおりません。ただ、地域によって、今7つの地域がありますけれども、7つの地域によって差が生じているという話は聞いております。例えば智恵文小学校でありますとか中名寄小学校は、小規模校の特性をしっかりと生かして、かなり順調に進んでいるということで聞いておりますし、御承知のように東小学校はもともとコミュニティセンターを学校に設置しておりますので、学校と地域との活動をこれまでもずっと続けてこられたということで、ここもスムーズに活動されているのではないかなと思っております。特徴として1つ言えることは地域学校協働活動連絡協議会というをつくっているのです。昨日山田議員のときにもお話ししたのですが、それは今の時点では7人のコーディネーターがそこに集まってきて、地域協働活動の中身についての情報交換やっているわけです。ですから、今何かもうまくいっていないという状況があれば、連絡協議会の中で議論できるような、そんな仕組みになっておりますので、その仕組みを今後うまく利用していただいて、もしそういう事態が起きれば解決していけるのではないかなと、

そんなふうを考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 小項目の1なのですけれども、名寄市は小中高生が連携したいじめ防止サミットを実施し、いじめの根絶に向け、児童生徒自身が取組を進めているところがございます。今現在本当に社会的にも大きな問題になっておりますいじめでございますけれども、いじめ防止に対する教育長の基本的な見解をお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 現在も、今議員御指摘のように、いじめは大きな社会の課題として全国的な問題になっております。いじめ防止に対する私の考え方ということでありますけれども、私はいじめというその行為、いじめの行為、それをどう捉えるかと。いじめというものをどう捉えるか、その捉え方がいじめの解消に大きく影響しているのでないかなと、そんなふうに思っております。言うまでもなく、いじめというのは子供の世界だけの問題ではありません。大人の世界の問題なのです。ですから、大人社会の写しであるということによく言われております。私はいじめがなかなかなくなるのはなぜかという、そういう問いを持っているのですけれども、人間がもともと備えている善と悪の心の問題だと思っているのです。いじめというのは。ですから、いじめというのは常に起きると。常に起きるのだと。いじめの問題は、いじめがあってもなくても常に子供たちには教えていかないと駄目。学習させていかないと駄目だという、そういう問題だと、そう思っております。すなわち、いじめというのは常に恒常的に解決していかないと駄目な教育課題なのだと、そういう捉え方をしております。先生方にはいつもいじめはどんな理由があっても許されない行為なのだとすることを教育のあらゆる場面で全て指導していただきたいと。そういうことで管理職の皆さんには常にお願している大事な問題でござ

います。平成25年に御承知のようにいじめ防止対策推進法、これができました。このときにいじめというのは子供たちや教職員、教育委員会だけの問題ではありませんと指摘されているのです。保護者や地域住民などを含めた社会全体の問題だと。そして、ですから地域ぐるみで取り組んでいかなければいけないのですよという、そういう視点がそこで明確にされているのです。私は、このことは大変重要な指摘であって、これを重く受け止めていじめ対策をしていかなければいけないと、そんなふうに考えました。そのような観点から平成26年に東中学校で小中いじめ防止サミットを開催したのです。高野議員にはこのサミットの開催の時点から常に足を運んでいただいて、私どもも大変感謝しているところでございます。今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。その後、私としては大変うれしいことに、その3年後なのですが、高校生のほうから私方もいじめサミットに入れてくれと。元中学校のときにやっていた子供たちなのですが、3年後に高校の生徒会も中に入れてくれというようなことでお話が、申入れがありまして、いわゆる平成29年に小中高いじめ防止サミットになったと。そういう経過があって、私も涙が出るほど大変うれしい思いをいたしました。冒頭にもお話ししましたように、いじめというものは恒常的な教育課題なのです。ですから、先ほどお話ししましたように、地域総ぐるみで、そして継続的に行っていくと駄目な、そういう取組だと感じておりますので、今後も小中高いじめサミットがさらに工夫されて充実、発展することを心から願っているところでございます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 教育長にはこれだ最後かと思うとなかなか何と申し上げていいかわからない状況で、本当に教育行政についてお世話になりました。名寄市は教育のまちとして教育に一生懸命前から頑張っ、小さいまちでも大学を

持ち、子供たちの教育のために頑張ってきたまちであるというふうに思ひます。教育長がこれから名寄市に提言していただけるとしたら、こういうことをやったほうがいいということがありましたら、最後にお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私は名寄から今後私が退いてもいじめが出てこないような、そんなことを願っていることと、いつも高野議員がおっしゃるように、不登校児童生徒、これの対応を地道でもいいですから、一つ一つ、一歩ずつ進めていただきたいということを今教育委員会の中でお話ししているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 名寄市は、小野教育長のリーダーシップの下、先ほどから伺っています様々な取組を通じ学校力の向上、生涯学習社会の形成を進められてきました。来月からは新教育長にバトンを渡されますが、ぜひこの間に取り組んでいただきましたこのことをとどめることなく、新教育長にも引き継いでいただき、教育都市宣言のまち名寄らしく、チーム名寄としてワンチームでオール名寄で今後も教育のまち名寄のさらなる実現のために新教育長にも引継ぎをいただきたいということをお願いいたします。

小野教育長の11年間の歩みと実績に大いに感謝を申し上げますとともに、これからも名寄市を見守り、機会あるごとに御指導いただくことを切に願っております。小野教育長、誠にありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

これもちまして代表質問を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全

て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 倉 澤 宏

署名議員 遠 藤 隆 男

令和4年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年6月21日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 長 岡 村 弘 重 君
市 務 部 長 水 間 剛 君
市 立 大 学 局 長 松 田 慎 司 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君
産 業 振 興 室 長 佐 藤 美 香 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 岡 川 進 君
監 査 委 員

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 佐久間 誠 議員

17番 黒井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

下水道事業の経営戦略推進に向けて外1件を、東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問をさせていただきます。

大項目の1番目、下水道事業の経営戦略推進について伺います。下水道や浄化槽は、清潔で快適な生活環境を実現し、雨水排除による浸水被害の防除、さらには川、海などの地球環境の保全に貢献するなど、私たちの生活に欠くことのできない重要な都市基盤整備であります。近年、人口の減少傾向や少子高齢化、さらには快適でよりよい環境を求める市民ニーズの変化を含めて、日々の生活インフラを支える重要な事業の一つであり、下水道事業は期待される役割も変化をしているのだと考えます。今後も下水道事業がその本来の目的である公共の福祉を増進しながら、持続可能な運営を行うためにも、中長期的な経営戦略が必要になってくるものと考えます。

そこで、小項目の1番目、下水道事業経営戦略の進捗状況について伺います。名寄市下水道事業経営戦略は、2017年、平成29年から10年間にわたる事業運営が進められております。この

間、令和2年4月から下水道事業を水道事業と同様に企業会計で管理をして地方公営企業法の全部を適用する事業運営となっております。会計方式の変更と併せて経営環境の変化を受けて、令和2年度において名寄市下水道経営戦略の改定が行われております。その見直しに向けては、当初の計画を基本に進められていると思いますが、計画策定時と今回改定後の見直しによる内容と現在までの進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、下水道事業の現状と課題について伺います。下水道事業は、下水排水、下水汚水、個別排水事業に区分され、事業が進められていると考えております。そこで、名寄地区、風連地区の下水道普及率と水洗化率の実態と個別排水事業における浄化槽整備の状況についてお伺いをいたします。一方、最初の整備から50年近く経過した管渠の整備、また下水終末処理場も老朽化をしており、更新には多額の費用も必要となることから、計画的な整備が求められるところでありますが、下水道事業の現状と課題についてもお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、将来の需要予測と経営健全化の取組について伺います。今後人口減少に伴う下水道使用料の減収や老朽化施設の更新など、短期的には収益の増加に結びつかない投資の増加や修繕費など、経費の増加が予想されます。下水道事業を進めていく上で、投資に対する考え方並びに人材育成、経費回収率の向上に向けた施策をはじめとする経営の効率化、経営健全化の取組についての考え方について伺います。

次に、大項目の2番目、魅力ある市立大学運営に向けて伺います。小項目の1番目、コロナ禍における各種対応について伺います。新型コロナウイルス感染症は、2020年1月15日に国内で最初の感染者が確認された以降、日本国内はもとより、世界規模で感染者が拡大し、緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置をはじめとした対策に加えてワクチン接種が実施をされております。

現在は、3回目のワクチン接種が実施をされており、今年5月の大型連休はしばらくぶりに行動制限が解除されたところでもあります。しかし、国内の感染者は減少傾向にはあるものの、平常の生活に戻るのはまだまだ時間がかかるものと思われま。そこで、この間における市立大学のオンライン授業、オープンキャンパス、学生生活のサポートなど、大学運営における各種対応の取組実態について伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、大学院設置への具体的な取組について伺います。名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）は、2017年より実施をされ、2022年度は中期計画の最終年度となります。将来構想の専門教育の充実発展の課題の中で大学院の設置に関する具体的な検討を設置検討部会での審議、教授会での議論、外部評価組織での理解を求めながら前期計画での検討を中期計画では実質化していくとされております。中期計画の最終年度に当たり、大学院設置の具体的な内容及びスケジュール等について伺います。

次に、小項目の3番目、独立行政法人化の取組について伺います。加藤市長4期目、市政執行の所信表明において、市立大学の独立行政法人化の検討を進めていくと述べられております。将来構想の運営委員会形態の在り方において、持続的な発展のための効率的、効果的な大学運営について、前期計画より検討、検証が進められていると理解をしております。独立行政法人制度とは、独立の法人格を与えて業務の質の向上や活性化、効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図ることと明示されております。独立行政法人化に向けてのこれまでの議論経過並びに今後の取組について伺います。

以上、檀上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） おはようございます。東川議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目

2は大学事務局長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、大項目1、下水道事業の経営戦略推進に向けて、小項目1、下水道事業経営戦略の進捗状況についてお答えいたします。下水道は、清潔で快適な生活環境を実現し、雨水排除による浸水被害の防除、さらには河川、海等の地球環境保全に貢献するなど、私たちの生活に欠くことができない重要な都市基盤施設となっております。下水道の整備や施設の改築方針には多額の資本を要しますが、市民に清潔で快適な生活環境を安定的に提供するためにも事業を計画的に行う必要があります。中長期的な視点に立った事業運営を行うため、経営の効率化及び健全化を目指した経営の基本計画である名寄市下水道事業経営戦略を策定し、計画期間を平成29年度から10年間として取組を進めてまいりました。経営戦略については、名寄市総合計画（第2次）を具現化するための計画として策定し、下水道事業における各種計画はもとより、上位計画である総合計画及びその他計画との整合性を図りながら、毎年度経営指標に基づく進捗管理、評価を行い、投資・財政計画と実績との乖離が大きくなった場合は、その原因を分析し、3から4年を一区切りとして見直しを行い、適宜更新していくとしていたことから、令和3年3月に改定を行っております。

改定の内容につきましては、下水道は令和2年4月から地方公営企業法を適用し、特別会計から企業会計に移行するとともに、下水道事業と個別排水事業の2つの特別会計を下水道事業会計の1つの企業会計として事業を進めているところであり、特別会計方式で見通していた投資・財政計画を減価償却費などの企業会計特有の項目がある企業会計方式への変更が主となっております。加えて、下水道使用料や一般会計繰入金などの収入の減少と施設や管渠の老朽化に伴う改築更新費用の増加を見込み見直しております。

現在までの進捗状況につきましては、毎年度の

決算状況と経営指標に基づき、進捗管理、評価を行っており、おおむね計画どおりの進捗状況となっております。今後は、令和3年度決算を踏まえ、経営指標に基づいて評価、分析し、見直し及び改善をいたします。

次に、小項目2、下水道事業の現状と課題についてお答えいたします。本市の下水道事業は、昭和46年7月に最初の事業認可を受け、その後12回の認可変更を経て、現在まで施設整備を行っております。処理区域については、計画区域面積1,044ヘクタールの名寄処理区と188.8ヘクタールの風連処理区の2つの処理区域があります。また、処理場施設については、昭和55年3月供用開始の名寄下水終末処理場と平成9年8月供用開始の風連浄水管理センターがあり、名寄下水終末処理場については汚水処理のほかに、雨天時には合流区域からの雨水を大型ポンプ5台により排水処理を行っております。

まず、下水道の普及率ですが、令和4年3月末現在で名寄処理区で91.8%、風連処理区で57.2%となっており、全体では87.2%となっております。また、水洗化率につきましては、名寄処理区で98.6%、風連処理区で96.7%、全体では98.4%となっており、下水道処理区域内の普及拡大はおおむね完了しているところです。

次に、個別排水事業における浄化槽整備の状況ですが、普及率につきましては名寄地区で92.3%、風連地区で63%で、両地区では79.4%となっております。浄化槽につきましては、生活排水処理基本計画に基づき整備を行っており、平成8年度から令和9年度で616基を整備する計画であり、令和3年度までに547基の整備が完了し、進捗率は88.8%となっております。下水道施設については、管渠を名寄、風連合わせて193キロメートル管理しております。今後10年でそのうちの36%に当たる69キロメートルの管渠が耐用年数50年を経過することから、

平成30年度から計画的に更新をしているところです。

次に、処理場施設では、名寄、風連合わせて1,083点の設備があり、老朽化が進行しているため、平成6年度から劣化の著しい施設を順次更新しております。また、令和元年度からは管渠及び処理場施設共に施設の改築更新計画である下水道ストックマネジメント計画に基づき改築更新を進めております。この下水道ストックマネジメント計画では、下水道施設の健全度について、今後どのくらいの時期に施設の老朽化により状態が悪化してくるのかなど長期シミュレーションを行い、現状の健全度を持続できるよう計画を策定しております。また、年度により事業規模が偏らないよう事業費の平準化を図り、管渠については年間4,000万円、処理場施設では約3億円程度の事業規模で更新を計画しているところです。しかしながら、改築更新費のほとんどを国の交付金事業により実施しており、交付金の配分額によっては事業の進捗に大きく影響が出てくるのが課題となっております。国費の配分については、平成29年度に財政制度等審議会の中で下水道事業については受益者負担の観点から汚水処理の施設の改築は原則使用料で賄うべきと示されたことから、現在汚水施設の改築更新には国費が配分されづらい状況となっております。ここ最近については、令和元年度から本年度までの配分率で要望額に対して平均で78.5%となっており、今後も国費が配分されづらいことが続くものと予想されることから、少しでも有利な補助メニューを活用するなど、施設の劣化状況を見ながら随時計画を見直し、効率的に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、将来の需要予測と経営健全化の取組についてお答えいたします。経営戦略では、将来の需要予測を行い、効率化、経営健全化の取組を反映し、投資費用の検討と財政の検討から策定した投資・財政計画を基に、経営基盤強化と財

政マネジメントの向上を図ることを目的としております。経営戦略改定後の投資・財政計画では、公共下水道は当面現行の下水道使用料と一般会計繰入金によって経営を維持することとしております。また、個別排水事業は、基数の増加に比例して償還財源が不足するため、その不足分を賄う一般会計繰入金が年々増加していきます。公共下水道と一体的に費用の抑制、経営改善等に取り組み、安定的な事業運営に努めることとしております。投資に対する考え方として、人口減少に伴う下水道使用料の減少と労務単価や資材費の上昇による委託料や修繕費など経費の増加が予想されるため、収支が圧迫されることが見込まれます。また、施設や管渠の老朽化が進むため更新需要が高くなることから、下水道ストックマネジメント計画に基づき、投資水準の平準化を図りながら事業を進めていくこととしております。

経営の効率化、経営健全化の取組については、人材育成が重要であると考えております。人材育成の考え方として、今日の公営企業運営では今までに増して職員一人一人の多様な能力が求められ、職員の能力開発の重要性がますます高まっていることから、専門知識に関する研修の充実を図り、ノウハウを継承するため、技術管理マニュアルを整理し、体系化を進めることとしております。効率化の取組として、他自治体では料金窓口業務の包括委託や施設運転管理の包括委託などアウトソーシングが進んでおります。本市としてもコスト削減による業務の効率化はもとより、施設管理や検針、徴収業務などの民間委託の検討や組織の見直しを含め業務全般について精査を行い、将来の事業環境を想定した下水道事業の方向性と組織の在り方を検討することの必要性についても経営戦略の中に記載しているところです。

また、経費回収率につきましては、企業会計移行後の公共下水道の経営経費回収率は120%を超えており、汚水処理に係る費用が使用料収入により賄われている状況となっております。一方で、

個別排水の経費回収率は約52%と低くなっており、併せて今後も下水道使用料の減少と維持管理費及び改築更新費用の増加が見込まれ、厳しい状況が続くものと考えております。汚水処理経費の削減等による経費回収率の向上に向けた取組を行うためにも、将来を見据えた本市の下水道事業のあるべき姿を想像し、上下水道事業経営審議会に諮りながら適正な使用料水準についての議論を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 私からは、大項目2、魅力ある市立大学運営について、小項目1、コロナ禍における各種対応についてお答えいたします。

初めに、授業につきましては、可能な限り対面授業を基本とする方針に基づき、令和4年度前期授業開始に併せて様々な対策を講じてまいりました。まず、文部科学省からの通達で示されております身体的距離を確保しつつ授業を行っていきますと、通常の教室の定員数より少ない人数で授業を行わなければなりません。そのため、本学の校舎の構造上、50人以上の学生が一斉に授業を受けることができる教室が少ないことから、今まで使用していた長机を変更し、1人用の机などを新たに導入し、50名以上が入ることができる教室を3教室追加いたしました。また、換気システムが設置されている図書館大講義室におきましては、二酸化炭素濃度を計測し、80名まで収容できるようにし、履修人数が多い授業についても対面授業を行うことができるようにいたしました。しかし、80名を超える履修者がいる科目につきましては、引き続きオンライン授業を展開しておりますが、学内においてオンライン授業を受けたい学生に配慮するため、さらには学内において自己学習ができる環境の拡大を図るため、学内に設置されております3つのPC室で、今まで自由に利用できなかった図書館等のPC室にも各席にフィル

ターを設置し、学内での学習環境の強化をいたしました。

次に、オープンキャンパスにつきましては、今年度は7月2日、7月31日、10月1日の3回実施予定としております。直近の7月2日土曜日の開催につきましては、6月2日から募集を開始しておりまして、感染対策を徹底し、参集型で実施する予定をしております。

次に、学生生活へのサポートにつきましては、コロナ禍における様々な環境の変化に伴い、大きなストレスを感じる学生がいることから、本学に設置しております健康サポートセンターでは保健師、看護師に加え、今年度から精神科の専門医師も会計年度任用職員として週2日勤務しており、4名体制で電話、メール、対面での相談を随時受け付けており、さらにはサポートセンター側からも気になる学生に対して定期的に面談をするなどのサポート体制を取っており、今後も学生が安心して相談できる体制の充実を図ってまいります。

次に、経済的な支援につきましては、令和2年度に国から給付されました学生等の学びを継続するための緊急給付金が令和3年度に追加で給付されることになり、一昨年度に給付された学生114名に加え、新たに67名の学生に対して追加で給付されました。また、昨年度も実施しました日本学生支援機構からの支援金を活用した学生食堂メニューの割引については、6月13日から開始し、学生の食生活へのサポートも実施してまいります。さらには、市内経済団体をはじめ、様々な市民団体等からも本学の学生に対し生活物資などの支援を受けており、改めて本学の学生に対する名寄市民の思いやりの気持ちに感謝するところがあります。

次に、小項目2、大学院設置への具体的な取組についてお答えいたします。大学院の設置については、地域の抱える様々な課題について研究し、それらを解決することによって地域の新しい未来を開くために、より高い研究、教育を行う道北地

域の研究、知の拠点として、コミュニティケア教育研究センターや関係機関と協働した研究を行い、また学部と連続した教育を行うなど、道北地域の発展に寄与していくために必要であると考えております。一昨年度7月から大学院設置検討会議を14回開催し、この間検討を進める上での参考データとするために、大学院への進学に関する意向調査として本学の在学生及び卒業生、名寄市の近郊で本学の学科に関連した職場で勤務している社会人に対してアンケートを実施いたしました。また、昨年度は文部科学省への大学院設置に関わる申請の際に高いハードルの一つであります教員の組織編成について、現在在籍している教員において大学院での修士論文を指導、補助できる教員数を確保するための業績予備審査について委託調査を実施いたしました。当初は、本学の4学科について専攻科を設置することで検討を始めてまいりましたが、委託調査の結果を踏まえ、大学院設置の際に新たに採用する教員を最小限にし、大学院に関するニーズなども考慮した結果、名称は仮称ではありますが、健康科学研究科健康科学専攻として1研究科1専攻でまずは検討を進めていくこととなりました。この1研究科1専攻で取得可能な学位につきましては、栄養学と看護学の2つの修士を取得することを想定しており、入学定員は毎年度10名程度と考えております。

今後の大学院設置における取組といたしましては、先ほども述べましたが、大学院設置に関わる文部科学省への申請には非常に高いハードルの課題が多々あります。それらの課題を一つ一つクリアしていくためには、実際に大学院の開設に携わった経験に基づく専門的な知見が必要不可欠と考えております。このことから、元札幌市立大学副学長で札幌市立大学において大学院設置に直接担当者として携わった経験を持ち、大学院修士課程及び博士課程において学位論文の指導教員としての実績も豊富である中村恵子氏から大学院設置に関する手続から具体的なカリキュラム編成まで多

岐にわたる内容についてアドバイザーとして指導いただきながら、大学院設置に向けて準備を進めてまいります。

次に、小項目3、独立行政法人化の取組についてお答えいたします。公立大学における独立行政法人化につきましては、地方独立行政法人の一つとして公立大学法人として平成16年4月に制度が施行されました。公立大学協会の加盟大学99校のうち90校の大学が既に公立大学法人に移行いたしました。公立大学法人は、大学の教育研究、人事、組織、予算執行などの運営上の権限が大学の裁量に委ねられ、行政の関与は健全運営を図るための最小限にとどめられますが、一方で運営全般が大学の裁量に委ねられることから成果を厳格に求められる制度となっております。公立大学法人化への移行については、財務会計制度、人事給与制度、組織体制目標評価制度、情報システムの構築など多岐にわたる準備作業など、他大学の事例を見ても約2年程度の時間と多大な労力が必要となります。学内での議論につきましては、名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）中期実施計画の中で運営形態の在り方の検証項目の中でどのような運営形態が本学にとって必要であるかについて議論を行うこととなっておりますが、一昨年度からの新型コロナウイルス感染症に関わる大学運営全般の対応、さらには大学院及び助産師課程の設置に関わる検討などを優先課題として議論を進めてきた経過があることから、具体的な議論には至っていないのが現状であります。しかし、少子化に伴う学生確保など、大学運営を取り巻く環境は年々厳しさが増していくことを鑑みると、本学の運営形態をどのように構築することが日本最北の公立大学であり、道北の知の拠点として、さらには魅力ある大学として存在し続けることができるか、喫緊の課題として再認識し、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれ丁寧な答弁ありがとうございました。与えられた時間の中で再度質問させていただきたいと思います。

最初に、下水道事業の経営戦略推進ということで、小項目3点にわたって答弁をいただきました。

1点目の下水道経営戦略の進捗という中で、私のほうからもお話しさせていただいていた、答弁にもありました令和2年4月から地方公営企業法が適用されたという。特別会計から企業会計というふうなことで、先ほど答弁の中では投資・財政計画、これは減価償却費に振り替わったけれども、おおむね計画どおりに推移をしたというふうな御説明だったかと思います。

進捗管理、これは当然毎年経営資本に基づいてそれぞれ実施をされていると思うのですが、ちょうど半分の策定5年後を経過した令和3年3月改定がされたということなのだと思います。企業会計の変更を含めてほとんど当初の計画どおりなのか、あるいはここを見直したという内容があれば、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 経営戦略の改定内容かと思います。

その前に、先ほど答弁した中で若干数字が違っていたのがありましたので、先に訂正させていただきたいのですが、計画区域面積、風連処理区の面積を188.8ヘクタールとお伝えしているのですが、実際には180.8ヘクタールの間違いでしたので、訂正させていただきます。

まず、経営戦略の内容の変更なのですが、改定した際に、先ほど投資・財政計画の変更が主なものということでお伝えしているのですが、その投資・財政計画を作成するに当たりまして、まず人口減少ですとか将来の需要予測、そちらを変更したのと併せまして、労務単価等の上昇の経費の増加分、それとストックマネジメント計画に基

づいて投資水準を平準化したということをお伝えしておりましたが、それまで実は年平均2億円以下の事業費だったのですけれども、それを3億4,000万円ということで、事業費自体を増加させておりますし、それと企業会計移行時に様々な経費削減の対策が取れたものですから、そちらについても含めながら収支のバランスを確認して作成しております。さらには、総務省から経営戦略というのは示されているのですけれども、改定されたガイドラインの中で経費回収率の向上に向けたロードマップなど、新しい項目を追加するように指示がありましたので、そちらも改定していることと、さらには経営効率化、経営健全化の取組についても具体的な内容を示すようにということでありましたので、そちらについても内容を若干変えながら、経営戦略については改定しているところです。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 特別会計から企業会計に変わった段階で事業計画、これはストックマネジメントだとか人口減、これはまた後ほどお聞きをしたい部分もあるのですけれども、当初の経営指標に基づきながら企業会計の変更と併せて大きく内容的には見直されているというふうな形で理解をさせていただきたいというふうに思います。

それで、もう一点、この分は理解をいたしますが、それで下水道の普及率、先ほど名寄地区91.8、風連が57.2、全体で87.2というふうなことで、水洗化率も全体で98.4と。これは、非常に全体の中では、区域内ではおおむね事業としては完了しているというふうな御答弁だったかと思えます。

個別排水事業、これも資料等を参考にして、今も答弁にあったのですけれども、令和9年度までに616基を整備するという計画だと思うのですけれども、令和3年度までで547基、計画が616基で、残りの69基、これ残りの年数で計画的に今のところ進めていけるのかどうなのか、改

めてこの辺お伺いをします。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 個別排水事業についてなのですけれども、こちらについては平成24年にアンケート、実際未普及世帯に対してアンケートを実施しております。それによりまして、平成25年から令和9年度までの計画、生活排水処理基本計画を立てているのですけれども、その中でアンケートの希望調査によって5年間、25年から29年は12基、それ以降は10基ということで計画をしております。その結果、616基、令和9年度までに整備する計画としているのですけれども、浄化槽整備については申請、要望を受けて事業を進めるものでありますので、そういった意味でいけば、その目標に達するために推進していくものとは実は捉えておりませんで、要望があった際には年間10基予算を持っておりますけれども、それ以上であったり、令和2年度にはコロナの関係で2基しか要望はありませんでしたので、そういった意味で柔軟な対応をしていきたいと思えますし、10年度以降についてもこの整備基数と計画基数検証しながら、またさらにはアンケートを取って今後の事業を進めていきたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 事業の進め方について理解をいたしました。

当初の計画よりも、それぞれの個別の申請を受けた中で実施をしていくということで年間10基程度と。単純に今69、計画に対して残っているとすれば年間14ぐらい。それは、少ない年もあれば多い年、要望に応じていくという形の中で理解をさせていただきます。

関連してなのですけれども、下水道の普及率、普及拡大という面からすると、事業はおおむね完了したというふうなお話もあったのですけれども、いずれにしてもいろんな設備、当初の設置から50年近く経過をしているということで、かなり老

朽化をしていると。その中で、先ほどもありました管渠の整備事業、年間4,000万円ぐらいというような先ほど答弁もあったのですが、この辺の事業の進め方をどのように考えているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 下水道管渠の整備についてですが、ストックマネジメント計画の中で管路調査を行っておりまして、管路調査を基に損傷が著しい路線について優先順位をつけながら、年間4,000万円程度の工事を今後進めていくような計画で今現在更新計画を進めているところです。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 優先順位をつけて、年間4,000万円ぐらいの事業費というふうなことで、今ストックマネジメントというお話、先ほど答弁でもありました。基本的にストックマネジメント計画というのは長寿命化というふうに自分は受け止めて、そういう手法なのかなというふうに思うのですが、距離的なもの、それから老朽化した年数的なものを含めて、既存の設備、先ほども優先順位というお話もございました。この辺で、今の現状の中でこのストックマネジメント計画全体の中で、特に管渠の部分を含めてなのですが、どのように進めていかれようかとされているのか、改めてもう一度お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） スtockマネジメント計画についてなのですが、実は令和元年度からストックマネジメント計画を進めているのですが、従前は長寿命化計画というのを持っておりまして、その長寿命化計画については管渠と施設それぞれに標準耐用年数というのがございまして、それを基準に耐用年数過ぎたものから更新をかけていたところです。ストックマネジメント計画につきましては、それぞれの標準の耐用年数

ではなくて、下水道施設全体、管渠、施設含めて全体の中長期的な施設の状況を予想して、さらには施設、設備ごとにこの状態を監視しながら、目標とする耐用年数を任意で定めて、維持管理と更新を一体的に行うような計画となっております。

その結果、先ほどお伝えしたとおり2億円以下の事業費が3億4,000万円になったのですが、実際に標準耐用年数で更新を単純にした場合、約9億円、年間にかかるという試算が出ております。それと、例えば2億円以下の事業費を進めていくと、実際に15年後には相当数状態が悪化するということも出ておりますので、そのような内容でストックマネジメント計画に基づいて更新を進めているところです。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 標準耐用年数、目標とする形の中で、できるだけ長期化を図りながら、単純にいくと年間9億円ぐらいの投資をしなければならぬというふうなことで、今3億4,000万円でしたか、先ほどのお話。

いずれにしても、それぞれ個別にしっかり監視をしながら、この辺を進めていくというふうなことで、いずれにしても非常に経費がかかっていくと。経費を削減するという中では、昨年の決算委員会の中で有収率、令和元年度から比べると6.6%向上していると。これは、非常に結果としてはよい数字だと思うのですが、なぜここまで向上されたのかという要因についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 有収率ですが、下水道事業における有収率につきましては、汚水処理水量に対して使用料の水量の割合を示したことになるのですが、例えば不明水が少なければ、その有収率が上がるというのが一般的な要因かと思うのですが、実際に名寄市につきましては污水管だけではなくて、一部名寄市街地、合流管がありますので、合流方式ですと汚

水と雨水、両方処理するものですから、雨の降る量や降り方によって、実際に有収率というのが大きく変動するものとなっております。ですから、降雨量によって、実は増減しております、令和2年度については降雨量が多かったので、有収率が実は上がったというのが実態でございます。実際に令和3年度は、令和元年度と同等レベルに落ち込んでおりますので、実は一概に有収率を上げて不明水の効果が出るかということ、その評価についてはなかなかできないというのが実態です。ただ、不明水については、対策を令和2年度から工事のほう進めておまして、その効果としましては排水障害で個人のお宅から苦情が減ってきているという実態もありますので、不明水に対しても効果は一定程度出ているというのも評価しているところです。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 単純に不明水の解消だけにしては、非常にこれだけの率を上げるといえるのは大変なことだなと。汚水と雨水の関係、合流方式ということで理解をしました。

いずれにしても、不明水の対策、今も実施をされているということなのですけれども、これを減らしていくということも非常に収益にはつながっていくのかなというふうに思いますので、引き続き対応を進めていただきたいなというふうに思っております。

やはり下水道の関係、投資・財政計画、冒頭からもお話をさせていただいたとおり、将来の需要予測と経営健全化という部分ではその辺非常に今後厳しい見方をせざるを得ないのかなというふうに思います。先ほども一般会計に与える影響の心配もあるというお話もございました。それから、国の交付金、これも非常に厳しい現状になっているというふうに思いますけれども、先ほども御説明あったかと思うのですけれども、ここ何年か、こちらから申請をしている交付金に対して、実際に補助というか、交付金の割合というのはどのよ

うな実態になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 最近についての交付金の実態ですけれども、令和元年度、本要望に対して交付決定の率が55.3%、令和2年度が66.3%、令和3年度につきましては94.3%、令和4年度、本年度です、90.7%ということで交付決定されているところです。実際に令和3年、4年、決定率が多いのですけれども、先ほどお伝えしたとおり汚水については配分されづらいということで、今回雨水ポンプ更新を令和2年度から進めておりますので、どちらかという雨水に対する交付金がつきやすくなっていたという結果が90%台になったと見込んでおります。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 内容的には、3年、4年、交付金申請の手法なのかなと。いずれにしても、汚水の部分についても計画的に進めていかなければならないのかなというふうには思っておりますけれども、この辺今後また厳しさが予想されるのかなということで思います。

非常にコスト削減に向けて、先ほども御答弁もいただいた内容ですけれども、一部民間委託、ほかの自治体では窓口業務だとか検針をアウトソーシングで進めているところもあるというふうなことで、下水道料金そのものというのも実際には令和2年にたしか一部改定がされたと思うのですけれども、いずれにしても今後やっぱり人口減少なりいろんな形の中で設備の老朽化の更新、いろんなものを進めていく中では、だんだん厳しさが増していくのかなと。当然この料金改定というのは、上下水道経営審議会というところに恐らく答申を、そこでの意見が反映をされると思うのですけれども、現状の中でお答えどこまでいただけるか分からないのですけれども、下水道の料金というのは現状のままでどれぐらい推移できそうな状況にあるのか、お答えできる範囲で答弁いただければと

いうふうに思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 下水道の使用料の改定ですけれども、実は平成20年4月に名寄地区、風連地区の料金を統一して以降、実際の料金改定というのは行っていないのが実態です。平成26年4月と令和2年に消費税の転嫁分ということで増額はしているのですけれども、平成27年に改定の議論を経営審議会の中でしまして、5年間を算定期間として積算した結果、据置きが妥当ということで検討はしたのですけれども、据置きをしております。その算定期間の5年間が経過したのが実は令和2年までの期間で算定していたのですけれども、実際に料金の水準を検討する必要性があったのですが、公営企業会計化をして経営の分析ですとか事業の評価をこの間で判断するには時間が必要だということで、実際の議論についてはまだしていないのが実情です。

ただ、企業会計化をした後の経営分析がやはり二、三年必要だということもありますので、今後水道の料金についても算定期間が令和5年度で終了するということもありますので、それに併せながら経営審議会に諮って使用料の水準、例えば上げる必要があるのか現状維持がいいのか、下げてもいいのかというのを考える時期が来るのではないかと今現在のところ考えているところです。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今お話があって、水道もやっぱりそれぞれ市民の方が日々の生活をする上での重要なインフラの事業なので、適宜遅れを取らないように、大変になってから、こんなに大幅にというふうな形でなくて、今御答弁があったような形の中での対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、魅力ある市立大学運営に向けてということで何点か改めてお伺いをしたいというふうに思います。

コロナ禍における各種対応というふうなことで、

それぞれ御答弁をいただきました。基本的には対面授業を避けるとはいいながら、教室に入れる人数だとか、いろんな形の中でどうしてもオンラインをせざるを得ないというふうなこと。それから、健康サポートの面で新たに医師の方も入れながら、それぞれ対応をされているというふうなことで、当然ハードの面と、それからソフトの面、やっぱり今の医師の方等についてはメンタルの面のいろんなサポートがされているのかなというふうに思いますけれども、実際に相談されている状況だとかというのがもし分かれば、人数的なものが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今御質問ありました健康サポートセンターでの相談の業務なのですけれども、おかげさまでコロナも3年目となりまして、今大学の授業、先ほどもお話しさせていただいたように、約8割程度もう対面授業で、80名以上の履修者がある授業でしかオンラインはやっていないということで、通常の学生生活ができる環境にありますので、具体的な人数は押さえておりませんが、昨年、一昨年から比べると非常に学生の相談件数が少なくなったという印象はすごくあります。

また、相談に来られた部分につきましても、先ほどお話しさせていただいたように、精神科の専門の医師の方が相談に乗っていただけますので、よりアドバイスといいますか、学生も安心してそういった相談もできるというような雰囲気の中で健康サポートセンターが運営されているというような感じでおります。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 名寄市立大学に在学している学生の方というのは、ほとんどが名寄以外の方で名寄に来て生活をされているというふうに思います。今年の3年生は、1学年、2学年、それから2年生は1学年、ほとんど学生と話をすることもできない、大学でのいろんなゼミだとか

そういうのにも参加できない。そういう面でしょうか、今は対面授業も8割ぐらい増えてきたというお話も伺いましたけれども、いずれにしてもそれぞれのハードとソフトの面のサポートというのも非常に重要だと思います。特にオンライン授業の中では自分の下宿、ウェブが繋がらないで下宿を変更したというふうなお話を伺った学生もいらっしゃいますので、その辺しっかりとサポートをしていただきたいなというふうに思います。

残り時間少なくなってきたので、市長のほうにお伺いをしたいと思います。大学院設置と、それから独立行政法人化の取組ということで、旭川市立大学、実は来年開学をするということで、今年の市立の大学ですね、非常に志願倍率が大幅に去年から見ると上がったと。その背景は何かというと、今年1年は入学金は変わらないですけども、毎月の学費が来年以降安くなるというふうなこともあって非常に倍率が上がったということで、その恩恵が受けられるのではないかというお話もあります。当然名寄市立大学と学科で競合する部分もあると思いますけれども、市長として名寄市立大学、昨日も代表質問の中でありましたけれども、日本最北の公立大学として、さらにその魅力を上げていくためにどういうふうな考えでいられるのかということ、やはり独立行政法人化、非常にハードな取組だと先ほども事務局長のほうからございましたけれども、いずれにしても平成16年から99校あって、もう既に90校が独立行政法人化されているというふうなことで今後進めていかれると思うのですけれども、その辺の考え方について改めてお伺いをして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 水間局長からも先ほどお話ありましたけれども、現在大学においては助産師課程を来年度から開設をします。加えて、大学院の設置も今鋭意検討されているということでございます。大学の中でも、さらに大学の学業の質

を担保しつつ一層高めていく、そのことと地域にどう貢献していくかということで、こうした議論がなされ、今そうした状況になっているということ。これは、設置者としても全面的にできるサポートはしていきたいというふうに考えているところであります。

議員おっしゃられるとおり、今後もうずっと、どう考えても日本の18歳人口は年々減っていくという中で、大学の定員というのは全く減っていない状況です。義務教育と違って、大学は全国的な競争の渦中にさらされるということもございませぬ。大学の学問の質を担保しつつも、やはり学生が集まらなないと経営が成り立たないという側面もありますので、今この社会の大きなうねりの中で大学の経営判断をより迅速に、かつ弾力的に、あるいは透明性の高い経営をしていくということは大変重要だというふうに思います。そのことが名寄市立大学の特徴であります地域との関係性、そうした強化にもつながっていくのではないかと考えています。その上で、独立行政法人化というのも大きな選択肢の一つとして考えているところでございまして、これは設置者としてです。今の段階では目の前にある助産師課程、あるいは大学院の設置ということの議論をしっかりと進めている段階でありますので、そこをしっかりと見守りつつサポートしていくということになりますけれども、こうした今大きな時代の変化に対応していくべく組織の在り方の見直しというのを今後進めていかなければならない課題であるというふうに考えています。いずれにしても、名寄市立大学はこの地域の大きな宝でありますので、この大学がさらに維持、そして発展していくことこそが名寄市の発展にもつながると考えておりますので、しっかりとサポートしていくことはお誓い申し上げたいと思います。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） いずれにしても、名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）に基

づき、それぞれ施策の考えの中でさらに魅力のある大学というふうなことで進めていただくよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

環境美化による安全安心の確保を外2件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で3点にわたり質問をさせていただきます。

最初に、大項目1、環境美化による安全安心の確保を、小項目1、空き家に対する取組についてお伺いいたします。名寄市における空き家対策については、名寄市空家等の適正管理に関する条例及び同施行規則を基に第2次名寄市空家等対策計画に沿った取組が進められています。しかし、管理されていない空き家が増えてきていると思われることから、その現状と課題に対する取組の状況についてお伺いいたします。

空家バンクの運用による有効活用された事例についてお知らせください。

また、空家バンクに関する広報、周知の方法については、どのようになされているでしょうかお知らせください。

空き家等は、個人の財産であり、所有者などが適切に維持管理するべきものでありますが、相続により所有するに至った場合も同様であります。空き家の所有者などと連絡方法の構築をすることについては、連絡を途切れさせない方策として雪解け後に（仮称）ふるさと定期便など、空き家等の現状を写真に撮り、所有者に提供することも考えられます。関係構築に向けた取組についてのお考えをお聞かせください。

次に、小項目2、ごみのポイ捨てゼロを目指す取組の施策をお伺いいたします。融雪後の幹線道路沿いには、残念ながら多くのごみが目につきます。町内会や学校、任意団体等による善意のごみ拾いも行われていますが、市全体でさらに踏み込

んだ対応が必要であると考えます。現在はコロナ禍でもあり、素手でごみを拾うことへのためらいもある中、ごみのポイ捨てに対応した環境美化への取組について、市民の方からはごみのポイ捨てゼロを目指す条例等の制定を望む声も聞こえてきます。お考えについてお伺いいたします。

次に、大項目2、生涯スポーツの振興に対する施策についてお伺いいたします。令和4年第1回定例会において、スポーツ施策と体育施設管理の一元化が条例制定により決まり、担当が教育委員会教育部から市長部局総合政策部スポーツ・合宿推進課へと変わりました。この結果、教育部生涯学習課、名寄市公民館、智恵文公民館、風連生涯学習担当、風連公民館の令和4年度事業計画には、前年度には記載されていた生涯スポーツの振興という項目が明記されなくなりました。このことから、以下の点についてお伺いいたします。

小項目1、生涯スポーツの振興を目指す上での行政機構についてお伺いいたします。他自治体では、教育委員会所管によるスポーツ振興が進められているケースも多い中、名寄市は担当部局を移行しました。今後生涯スポーツの振興に果たす教育委員会の役割について、どのようにお考えなのでしょうかお伺いいたします。

次に、小項目2、地域に浸透したスポーツ施策の展開についてお伺いいたします。生涯スポーツの振興と部活動改革とを関連づけた取組について、見解をお伺いいたします。

また、新しいスポーツ施策の展開として、市内体育協会やスポーツ協会とNスポーツコミッションなど、スポーツ団体の発展的組織統合の説明会が進められていますが、名寄市が目指す持続的で幅広いスポーツ振興とはどのような姿であるのかお伺いいたします。

続いて、大項目3、18歳成人年齢の引下げについてお伺いいたします。民法改正により、2022年4月1日から成人年齢は18歳に引下げとなりました。法務省のホームページには、「若者

がいきいきと活躍する社会へ」と記されています。改正の意義を認識し、18歳を迎える一人一人が個に応じ適切な受け止めができるようにと願い、次の点についてお伺いいたします。

小項目1、主権者教育及び消費者教育について。学校教育はもとより、学校教育以外の場面においても教育の機会が提供される必要があると考えます。計画についてお伺いいたします。

小項目2、各種計画へ若年層意見の反映についてお伺いいたします。今まさに名寄市総合計画（第2次）後期基本計画策定に向けた動きが本格化する中、若い世代の思いを反映させることは、まちづくりを次世代へ継承することにつながります。若年層の意見が反映される機会の提供、設定について、具体的な方策をお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 山崎議員からは、大項目3点について御質問いただきました。

大項目1は私から、大項目2のうち小項目1は教育部長から、大項目2の小項目2及び大項目3の小項目2は総合政策部長から、大項目3の小項目1は総務部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、環境美化による安全安心の確保を、小項目1、空き家に対する取組について申し上げます。本市の空き家バンクにつきましては、空き家や空き地等の利活用の促進を目的に売買や賃貸に出す空き家等の情報発信のツールの一つとして平成28年度より運営をしております。空き家バンクは、市ポータルサイトで周知を行っているところですが、本市には不動産業者が多く、物件の流通も活発である状況から、売手、買手共にニーズは低く、これまでの登録数は延べ1件で、当該物件についても登録者から取下げの申出があったため、現在登録している物件はございません。

空き家バンクを設置した目的は、将来的な空き家、空き地の発生抑止を主眼としておりましたが、管

理不全となっている空き家の増加により、限られた人員の中で危険な状態になっている空き家への対応に重点を置かざるを得ない状況にあり、空き家バンクについては他の制度との連携や移行など、今後の在り方について検討を進めてまいります。

また、御提言をいただきました（仮称）ふるさと定期便に類似した取組といたしまして、安全面や衛生面で課題のある空き家等については、写真をつけた文書により改善の依頼を行っているところですが、昨年度より今後の物件の扱いに関するアンケートの同封、所有者等の意向に合わせた不動産情報や修繕、解体を行う企業の情報や不要な不動産の譲渡マッチングを行う民間サービスのパンフレットを同封するなど、ケースに応じて関心を持ってもらう通知に工夫を加えており、今後も状況や所有者等に合わせた工夫をしながら連絡を続けてまいります。

次に、小項目1、ごみのポイ捨てゼロを目指す取組の施策についてを申し上げます。幹線道路沿いをはじめ、道路等へのごみの不法投棄は多く、市ではごみの不法投棄対策として広報等による啓発を行うとともに、パトロールの実施や道路管理者、町内会等との連携による頻発箇所への注意喚起の表示など予防活動に努めております。また、特に悪質なケースでは警察と連携し、行為者の特定、摘発に努めているところです。各団体等のボランティアによるごみ拾いなど、多くの市民の皆様には環境保全運動に御協力をいただいております。深く感謝申し上げます。清掃週間の周知を行う際には、コロナ禍の中、無理のない範囲での御協力について呼びかけを行っているところであり、今後も継続した周知を図り、環境美化の取組への御協力について呼びかけをしてまいりたいと考えております。

御提言をいただきましたごみのポイ捨てゼロを目指す条例につきましては、環境省が公表している令和元年度報告書によれば、道内では38%の自治体で制定をされております。本市では、条例

の制定について検討した経緯はございませんが、条例制定による効果など先行事例について調査研究してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、生涯スポーツの振興に対する施策について、小項目1、生涯スポーツの振興を目指す上での行政機構についてをお答えいたします。

本市においては、名寄市事務分掌条例に基づき、平成31年4月1日より名寄地区のスポーツの振興に関することは総合政策部が所管しております。また、名寄市体育施設の管理に係る関係条例の整備に関する条例により、本年4月1日からはスポーツ施策と体育施設管理の一元化による効率化及び相乗効果の拡大を図るため、スポーツ振興業務、体育施設管理業務を総合政策部が所管しております。そのため、令和4年度の生涯スポーツの振興については、市政執行方針に基づき、総合政策部にて健康づくりやコミュニティづくりにつながるスポーツ事業を実施することとなります。

教育委員会といたしましては、児童生徒が生涯スポーツに親しむ資質、能力を身につけることができるよう、教科としての体育科、保健体育科や特別活動の運動会、生徒のスポーツに親しむ機会を確保し、生徒の自主性の育成に大きな役割を担う運動部活動など、相互に関連させながら学校教育活動全体を通じた効果的な取組の充実に努めてまいります。

また、生涯スポーツの観点に立ち、スキー、カーリングなど、地域の教育資源を生かした活動や縄跳びなど、各学校の特色を生かした体力づくりの各校一実践の取組に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目2、生涯スポーツの振興に対する施策について、小項目2、地域に浸透したスポーツ施策の展開に

ついて申し上げます。

生涯スポーツは、総じて人が生涯にわたってスポーツ活動を楽しんで健康増進を図るとともに、スポーツを通じて人生を豊かにすることであり、大きくは生涯に継続してスポーツに親しむことと、幼児から高齢者まであらゆる人たちがスポーツに親しむこと、この2つの視点があります。

部活動は、学校教育の一環とし、学習指導要領にも明記されているもので、スポーツ、文化活動を通じて生徒の自主性、自発的な参加により、学習意欲の向上や責任感、連帯感を養うものとされています。

国の第3期スポーツ基本計画における施策で多様な主体におけるスポーツの機会創出がありますが、学校や地域における子供、若者のスポーツ機会の充実と体力向上を目指すことと記されており、部活動改革についても触れられていることから、広義では部活動も生涯スポーツに関する施策であると捉えることができます。

生涯スポーツの振興と部活動改革の関連づけた取組に対する見解ですが、時代の流れとともに、部活動に対する考え方が変化している中で、部活動改革の方針として休日の段階的地域移行と他校との合同部活動の推進が掲げられています。

今回の改革では、スポーツや文化活動が持続可能なものになるように環境整備を進めようとする動きであり、生涯スポーツの視点からは今後も学校において継続的にスポーツが行われる環境が保たれるものと考えています。

次に、スポーツ協会とNスポーツコミッションの統合に関して統合後における持続的なスポーツ振興に関する考え方についてお答えいたします。昨年東京オリンピック、パラリンピックが開催され、今年2月には北京オリンピック、パラリンピックが開催されたことで、国内のスポーツ文化は新しいフェーズに突入し、スポーツの意義や役割が変化し、国の施策も大きく変化しています。競技力向上、健康増進の分野だけでなく、スポーツ

によるDX推進、産業化、地方創生、まちづくり、共生社会の実現など、幅広い分野において新たなスポーツ施策が計画されており、地方でも対応が求められています。

今年3月、名寄市から風連スポーツ協会と一般財団法人名寄市体育協会の両協会の理事会の場で、現在のNスポーツコミッションと両スポーツ協会を統合し、これまでのスポーツ協会の機能を有した新法人を設立する内容の素案を提案させていただきました。組織統合後のスポーツ振興、スポーツを通じて地域支援からの新しい価値を創造し、地域経済とスポーツ振興を循環させるスポーツの地域商社型の組織体を目指しており、非営利事業として健康づくり、ジュニア育成などの生涯スポーツの振興に取り組むことをイメージしながら、両協会には説明させていただきました。現在両スポーツ協会には、組織統合の検討いただいている最中で、最終的なお返事はいただいておりますけれども、今後組織統合の合意がかなえば、新法人設立に向けた話し合いの中で新たなスポーツ振興に関する方針や具体的な取組が決めていくことになると思いますので、御理解願います。

次に、大項目3、18歳成人年齢引下げについて、小項目2、各種計画への若年層意見の反映について申し上げます。名寄市総合計画（第2次）は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成し、基本計画は基本構想に掲げる基本理念の下、目指すべき将来像の実現に向けて施策間連携を図ることで一層効果が発揮される取組をまとめた重点プロジェクト及び各主要施策ごとの現状と課題を整理し、目指すべき方向性についてまとめております。名寄市総合計画（第2次）中期基本計画期間が今年度で終了することから、後期基本計画策定に向けてアンケート調査や市長と各種団体との意見懇談会、子育て支援施設及び高齢者学級などでいただいた御意見などを基に、学識経験者や市内関係団体の代表者、公募委員で組織する名寄市総合計画審議会にて課題の整理とその方向性

などを中心に御議論いただいているところであります。

基本計画で示した方向性の具現化に向けた具体的な取組、個別事業を検討するに当たっては、アンケート調査や各種団体との意見懇談等に加え、若い世代についても市立大学連携教育科目、地域との協働の事業や名寄高校、総合的な環境の時間で市長が意見交換を行ったほか、教育委員会と連携して市長と教育長が中学校に出向き、ふるさと未来トークを開催してきており、若い世代を含め広く市民の思いを反映した実施計画をまとめ、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を策定していきたいと考えております。

以上、壇上の答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目3の小項目1、主権者教育及び消費者教育についてお答えします。

初めに、主権者教育について申し上げます。本年の成年年齢の引下げが行われる以前の経緯として、平成27年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳へ引下げとなりましたが、この間名寄市選挙管理委員会では国や道と連携して様々な取組を行ってまいりました。高校生を対象とした啓発活動については、選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深め、将来の政治参加を促すきっかけとすることを目的に、北海道選挙管理委員会により選挙啓発高校生出前講座が実施されております。本市の道立高校においても、過去に3回開催されており、名寄市選挙管理委員会も物品の貸与などで協力しているところでございます。

大学生への対応につきましては、本市では選挙権年齢が18歳に引下げになって初めての選挙である平成28年の参議院議員通常選挙から市立大学に期日前投票所を設置しました。また、学内に選挙啓発コーナーを設置し、選挙公報の配置及び不在者投票や期日前投票についての説明文書の掲示、配布などに取り組んでおり、さらに投票啓発

ポスターの学内掲示、大学隣接地へのポスター掲示場の設置など、学生が投票するために必要な情報提供を大学事務局と連携して取り組んでいるところでございます。

選挙権年齢の引下げに関わる対応につきましては、国が主体的に進めるものと認識しており、各級の選挙管理委員会において連携しながら、その役割の下に進められているところでございます。引き続き国や道と連携しながら、将来の政治参加を促すことができるよう啓発に努めてまいります。

次に、消費者教育についてお答えします。民法の一部を改正する法律の施行により、本年4月から成年年齢が18歳となり、契約を1人で結ぶことができるようになるなど、自分の意思で決定できることが増える一方で、これまで行使できた未成年者取消権の対象から外れることで、契約に対する責任を自分自身で負わなくてはなりません。国民生活センターが集計している全国の消費生活情報によれば、18歳から24歳までの若者の相談のうち、その半数以上が18歳、19歳となっているところでございます。市消費生活センターにおきましても、未成年者取消権の活用により解決に至った相談事案が毎年数件あり、成年年齢の引下げによる若者の消費トラブル予防に向け、改正民法の施行前に市内高等学校の全生徒と教職員に対して成年年齢改正に伴う消費生活パンフレットを配付し、注意喚起を図りました。あわせて、消費生活センター職員が出演しているコミュニティFMの番組での啓発や公共施設へのパンフレット配置による啓発を図っているところであり、今後も継続した啓発に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再度質問させていただきます。

最初に、大項目1に関わりまして再度質問させていただきますが、先ほど御答弁いただきました内容に私が提案させていただきました（仮称）ふ

るさと定期便というような、遠くに住まわれている方への現在名寄市にある所有者の持ち物についての写真をつけての情報提供ということがございましたが、どのぐらいの件数していただいておりますでしょうか。細かい数ではなくても、概算でも結構でございます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほどの答弁の中で議員のほうから御提言のありましたふるさと定期便的な部分で従来から実施していることについて答弁をさせていただきましたけれども、現在空き家になっておりまして、管理不全になっている住宅については、必ず連絡を取るようにはしております。その中で市内のいらっしゃる方についても含めて、市外にいらっしゃる方もおりますので、そちらについては必ずそういった写真ですとかパンフレット等も含めて同封して送付させていただいております。

件数ははっきりここでは、持ってきてないのですけれども、今実際に手がけているところでは10件以内なのですけれども、必ず時期、時期に文書のほうを送付させていただいております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） いろんな手法を取って対応はしていただいているということは認識しています。

せんだって、お聞かせいただきたいということで数字を出していただきました。苦情、相談への対応状況、その数を見ましても、日々業務としてこなしていただいているということは分かっております。ただ、何といたしまして、年数が経過すれば、当然管理不全の空き家については、老朽化というよりも、本当に安全が担保されないような状況が見てとられるようになってきています。名寄の市街地についても何軒か気になるころはありますし、直接私のところに市民の方から御相談の電話をいただくこともあります。その点につき

ましては、担当部長にもその都度御相談させていただいているところではありますが、例えば苦情、相談への対応状況として、年度ですが、令和元年度は前年度が37件であったのに対して14件ということで、かなり減っているのです。この数が減ったということについて、何か要因はありましたでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣鳴市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 議員のほうにも以前にお聞きいただいたときにお示した資料ですけども、例年30件から40件ぐらいの相談とか苦情が参りまして、30年が37件で、令和元年度が14件、2年度で46件、昨年度が37件ということで、令和元年だけが極端に少ないということですけども、たまたまこの年が雪が少ない年だったということで、雪が多くなると屋根が落ちたりとかというようなことが多いということで、元年については雪害による破損だとかそういうものがなかったということで、たまたまこの年は少なくなっているというような状況になっております。それ以外の年については、一定程度雪による破損ということでの通報というのが例年あるということで、元年だけが雪害がなかったということというふうに分析しております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 令和元年度が14件でかなり少なくなっている、その要因について今御説明していただきました内容について理解いたしました。

その次の年が、先ほど部長おっしゃったように46件の3倍近くに膨らんでいるのです。ですので、この地域の自然環境の特徴的なものがここでも見てとれるのかなというふうには思っています。でも、やはり地域の方とお話をしますと、どうしても税金の関係もありまして、空き家を壊して更地にしたところで固定資産税が変わってくるというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいます。

当然壊して、次の御自身のライフワークの中で次のことを考えられるときに、そこにかかる費用がなかなか捻出することができないというお声も聞かせていただきます。この点について、名寄市として何か踏み込んだ施策をお持ちかどうか、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣鳴市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 空き家を解体した後の利用ということで、それを助けるようなそういった助成的なものということでの御質問かなと思いますけれども、現在解体に関する助成につきましては特定空き家の認定になったものに対する補助というのは今現在名寄市でも最高で50万円ということで制度を持っておりますけれども、それにつきまして特定空家の認定をするということでもありますので、一定期間の指導だとか助言だとか勧告とかというのは一定の期間持った中での最終的な代執行まで行くとかかなり期間もかかるということで、そこまで至らないところで所有者の方がそういった助成制度を使って解体をしようかというようなことに対して応援するような形の制度ですけども、現状その形での制度で対応させていただいておりますが、それ以上の単純に皆さん、解体に対する助成というところでは今のところ市としては考えておりませんが、現在それ以外の部分ですと住まいるの助成の関係では建物の解体ということでは加算は制度としては持っておりますけれども、それ以外の部分については現状のところ考えていない状況です。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 特定空家についての取組についても、具体的に安全を確保していただく取組見えておりますので、了解しているところがあります。

しかし、特定空家、今までたしか1軒だったと思います。そこに至るまでの対策というのが本当は地域の中では数多いですし、重要であると思っ

ています。

先ほど部長のお言葉の中にもずっと住みいる応援事業についての言葉があったかと思いますが、これは改修ですとか、それに対しての100万円以上であれば20万円の助成ですとか50万円以上であれば10万円の助成ということでの施策であって、かなり皆さん好評に評価していただいておりますし、使ってもいただいていると思います。

名寄市に長くといいますか、継続的に住みいるというようなことが条件になるのかもしれませんが、やはり古くなった家を壊して、さらに例えばコンパクトシティということにも賛同して住み替えをされると言われる方に対して何らかの施策を取っていかないと、このままどんどん空き家で、皆さんがとっても不安に思われる状況が町中にも広がってくると思っています。これについては、市長、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 空き家について、最近は危険家屋も町中で増えているというような御質問でございました。

担当がお話ししたとおり、帰属する地権者や持ち主の方が基本的には管理するというのが原則でありますので、そこに一定の公金、税金を投入していくということはなかなかハードルが高いということはぜひ御理解いただきたいと思いますが、その上でどうしても危険が迫っているということに関しては、一定の協調して取壊しをしていくというような仕組みはつくっているところでもございます。

一方で、今お話あったとおり、その定住施策として建て替えが前提として取壊しだとかというようなことに関しては、今それこそずっと住みいる応援事業の見直しを今年度議論するという中で、一つのアイデアとしてこのことも議論の俎上にあるということではないかというふうに思います。ただ、解体というのは、今昔と比べて金額も非常に高くなっているということもあ

りますので、ずっと住みいる応援事業も一定の枠を年間、キャップはめてやっている事業でありますので、その兼ね合いも考えなければならないと思いますけれども、議員からそうした定住施策に関わるという御提案もいただきましたので、その辺もぜひ加味しながら今後の議論の一つの切り口とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 市長から前向きな御答弁というふうな受け止めさせていただきますが、今御答弁いただきました。

先日も私の住む風連地区でしたが、建物はもう崩れてしまっているのですが、その崩れたものがそのまま風に飛ばされてくる。そして、通学路でありますので、子供たちがその道路を使うときに危険だという情報をいただきまして、それについてもすぐに担当課の職員の方に連絡しましたところ対応していただきました。所有者が当然そこまで責任を持たなければいけないのですが、名寄市から転出されていて、その状況を見ておられない。しかも、年々その方も高齢化が、誰でもそうですが、進んでいきますので、それについてはやはり関係を切らないということと、次に踏み出すことのできる何らかの市としての施策を強く求めておきたいと思います。

時には、今いらっしゃる担当者に加えて、さらに専門的な知識をお持ちの方、条例の中にも専門的な立場の方を同行して現地調査をすることができるといふ条項あります。それをたびたびその人に要請をかけるのではなく、市の職員でいてくださる方にそのノウハウを習得していただきますとか、そのノウハウのある方、特にごみについても、この後も次期中間処理施設のことについても環境生活課については大変大きな事業を抱えていらっしゃいますので、職員の増強についても一言申し上げたいところではありますが、その点につきましていかがでしょうか、市長。職員の増強というこ

とです。この環境を守る、安全安心を担保するための環境を守るということについての職員の増強です。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 現行どおりで考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 一朝一夕に解決するものではありませんので、お願いだけはしておきますので、御考慮いただきたいと思います。

それでは、大項目2に移らせていただきます。先ほど御答弁いただきました中で、教育部長の御答弁の中で主に学校教育についての御答弁をいただいたと認識しています。教育委員会は、学校教育だけを所管しているわけではありませんので、生涯教育という観点からはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 教育委員会が、いわゆる学校教育以外の生涯スポーツの振興のみやっているのかというふうな多分御質問なのかなというふうに受け止めさせていただいておりますが、例えば青少年の健全育成であれば、子ども会育成会のスポーツ大会ですとか、それとか今月の28日にもピヤシリ大学の方々の体育祭が行われます。そういったことも、いわゆる生涯スポーツの振興になるのかなというふうに思っております。そういった面では教育委員会もそういったところで生涯スポーツの振興の推進に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今御答弁いただきました言葉を伺って、総合政策部と教育部との連携についてはどのように今後進めていかれるのか、石橋部長にお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 生涯スポーツというところでの連携というイメージでよろしかったですか。

生涯スポーツを振興する上で、やはり我々の根拠となっているのがスポーツ基本法、ここの理念が必ずバックボーンにあるということで、ここに書かれている理念というのが自主的かつ自律的にその適正及び健康状態に応じて行うことができるように我々は場所とか機会を提供しなければならないといったことが生涯スポーツの振興の理念になると思いますので、いや、運動したいのだ、体を動かしたいわという方が何らシームレスに、すぐそういったことに取り組めるような環境をやはり提供していく。その中で、我々市長部局、教育委員会、それは組織的な縦割りはありますけれども、そこが別にそれぞれが役割分担をきっちり分けてやっているという認識は全くなく、お互いが必要な部分を助け合いながら、補完しながら市民の皆さんが健康で健やかに過ごしていけるような環境をしっかりと提供していくといったことに尽きるのかなというふうに考えておりますので、ぜひともそこは少しでも、いや、ここはちょっと足りなかったよということあれば、随時御指導いただいて、我々もしっかりと、目的は市民の皆さんが楽しく健康で暮らしていただけることが一番ですので、そこに尽力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 理解いたします。

その中で、今生涯スポーツに対する、総合政策部としては場所の提供ということでのお話でありましたので、場所を提供していただく、機会を提供していただく。どちらかという、設定の中ではハード面に分けることができるかなと思いますが、そこに参加していただく皆さんに働きかけをするのは教育部なのかなというふうに思ったりするのです。先ほど壇上でも発言させていただきましたように、振興計画が教育部の中から明記されなくなっている状況について、これについて名寄市全体としまして具体的に横の連携は当然取っていただいているというふうには思っていますが、

少し認識をしっかりと持てるような、見える形を市民の方にもお伝えしたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 明確な、例えば計画を基に事業を推進していくという、分かりやすいものがないということなのかなというふうに思いますけれども、実際に計画をつくるのが目的で、計画をつくるという形ではなくて、確かに計画がある部分のメリットもあるのでしょうけれども、我々としてはやはりNスポーツコミッションでもそうですけれども、事業計画を基に、その事業計画がいかにも喜ばれるものを提供できるかというところを市民の皆さん方が委員になっていただいて、意見を出し合って形にできてきているつもりであります。この間、例えばイオンの中にウォーキングコースを作っていたりとか、あとチャレンジデーのときにはなよろチャレウオークといういろんなメニューを提供して参加していただくようなきっかけをつくったりとか、あと街なか健康ステーションを展開したりとか、そういったようないろいろな、あとウォーキングイベントですか、ノルディックウォークのイベントもしていますけれども、そういった機会をやっぱり提供し始めたということは、これはNスポーツコミッションが活動を開始したことの成果だと思っています。

また、ノルディックウォークもやはり無関心層をいかに引き込むかということに関しては、このノルディックウォーク、実はコースをあえて町中を歩いています。これは、多くの人目に触れる機会をあえてつくっているという狙いもあって、郊外ではなくて、町中を歩いているということもありますので、小さいかもしれませんが、そういった努力も重ねながら、少しずつ無関心層の方にも広げていけたらなというふうに考えておりますので、よろしくお祈いします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 地域の中で進めていただいておりますことは、小さいことというふうには思わないで、本当に順次積み重ねてきていただいているなというところは当然理解しているつもりであります。

ただ、先ほども小項目2のところでお答えいただきました地域商社という言葉にしましても、やはりスポーツの持つ性格的なところ、たくさんありますけれども、収益性と公益性ということに着目しますと、どうしても今収益性のほうに目が移っているように思えてならないという声が市民の皆さんから伝わってきます。本当に回数を重ねて、いろんな場を提供していただいておりますし、話合いの機会も持っていただいておりますので、それは共に作り上げていくという認識に立って、市民の方も関心を持って見守ってくださっているところではあるのですけれども、やはり心配になるというか、もう少し手応えが欲しいと市民の方が言われるのは、公益性の部分ではないかというふうに思っています。この後もNAYOROスタイル部活動改革の話も一般質問で上がっておりますので、そこでも議論をされると思いますが、子供たちを育てていくということについての、子供たちだけではありません。フレイル予防等に関わるころの健康福祉部の施策に関わりましても、スポーツの持つ公益性の部分をどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 公益性の部分ということで、先ほど部活動のお話もありましたけれども、あくまでも学校教育の、例えば部活動というのはカリキュラムの中で管理されている、いわゆる体育の部分と部活動の部分が学校教育のカリキュラムの中に入っている。その中で働き方改革という課題が出てきて、そこでどう支援していくかといったときには、それは学校外の力が当然地域の力なりサポートが必要になってきたときに、その受皿になってくるというのは可能性として

はNスポーツコミッションも秘めているのかなというふうに考えておまして、そういったところへの展開というのは、まさにこれから準備会を設立して、どのような機能を持たせていくのかといったところ、やはりゼロベースで作り上げていくということになっていますから、そこの中でしっかりと役割については議論がされていくのだというふうに思っております。公益という部分でいうと、先ほど私ずっとお答えしようと思っていたワードが先にお答えされてしまいましたけれども、やはりフレイル予防であったりとか、そういったところもしっかりとNスポーツコミッションとしてはアジャストしていかなければならない事業の一つなのかなというふうに思っております、やはり生涯スポーツの普及によって、最終的にはやはり皆さんが健康で楽しく生活できる環境を、名寄市民だからこの環境が提供できるのだという、誇れるような組織になってほしいなという願いもありますので、しっかりとそっちの方向に議論が進んでいただけるように、我々も支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 同じ質問を教育部の部長にも答えていただきたいと思うのですが、スポーツの持つ公益性、今名寄市の施策として進んでいるものについて、教育部としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 教育部ですので、学校教育の部分でいきますと、先ほどお話しさせてもらった学校体育ですとか部活動のほか、またさらには先ほど石橋部長のほうからの話があった様々なスポーツ施策、いわゆる市民参加型のスポーツのイベントなどの開催を通じて、それぞれの役割の中で生涯スポーツというものが推進されていき、その中で市民皆様方が楽しく健康で生き生きと過ごせるような社会の実現を目指して、これからも庁内の中では地域間連携含めて推進していく

ものかなというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今のお言葉は、連携というところで、名寄市のスポーツ施策はどこか一つの部だけではないという。これは、当たり前のことですが、改めて市民の皆さんにも認識していただきたいと思いましたので、この場で言葉にさせていただきました。

市民の皆様にとって、それから名寄市というまちにとっていいものにつくり上げていただきたいと思いますし、やはり名寄市のこの取組は、北海道にとりましても新たな取組でありますので、大きく注目を集めております。いろんな場面で多くの市民の皆さんの意見が反映されることを求めていると思っております。よろしくお願ひします。

大項目3のほうに移らせていただきます。18歳成人年齢の引下げについて、それぞれ御答弁いただいております。主権者教育についてと消費者教育についてということにつきましては、主権者教育、選挙権に対しての教育、取組について御答弁いただきました。先ほど出前講座3回というお話をいただきましたが、このことについて実際受講していただいた生徒の皆さんからの受け止めとございますか、反応はどうだったでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） この出前講座につきましては、北海道の要望によって開催されたというところがございます。それに名寄市選挙管理委員会も投票箱ですとか、実際に現地に行って協力したというところがございます。3回につきましては、最近コロナ禍で名寄では開催されていなくて、平成28年、29年ぐらいに3回やられているというように認識しております。成年年齢が上がって、平成28年の選挙ですとか国の選挙もありましたので、そういう模擬投票ですとかやられたと思っておりますけれども、真剣に取り組んでいたと聞いております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） コロナ禍が間に挟まっておりますので、本当に進めていただくことにも御苦労があるだろうなというふうに思っています。主催者が道であっても市であっても、やはりそこに参加した高校生なり18歳、19歳の方たちの反応については、しっかり受け止めていただきたいなというふうに思います。アンケート用紙というような新たな形はあまり好まれない若い方もいらっしゃるかと思えますけれども、その場でどうだったというような言葉もかけていただく中で、手応えの感じ取れる仕組みづくりを進めていただきたいなというふうに思っています。

その中で、小項目2のほうの若年代の意見の反映については、教育長と共に学校に出向いて子供たちの話を聞いていただいておりますふるさと未来トークの話も出てまいりました。高校にも行っていただいているということで、その積み重ねが大変大きなものにつながってきているなというふうには思います。ふるさと未来トークの中でどのような内容が次につながる、例えば施策につながるようなものがあつたのかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私も全て随行しているわけではございませんけれども、行けるときには顔を出して、その雰囲気を感じてこようと思っております。たまたま小学生とか、小学校にお伺いしたときに、こちらもわくわくするかどうか、何がしてほしい、何が欲しいという話になったときに、やっぱり動物園が欲しい、水族館が欲しい、このようなやっぱり子供は真剣にそういったものが欲しいのだと思う気持ちと、それを市長、教育長という立場でその場に行って、同じ目線でそこで会話してくるといったこと。子供たちは、そういったことを直接市長さん、教育長さんにお話ししたという、こういったことをしっかり

積み重ねる。我々は、その子供たちの気持ちを受けて、実際に動物園、水族館を造れないかもしれない。造れないかもしれないけれども、その気持ちを理解しながら、実施計画という事業に、予算化というところにつなげていくということが大切なのだろうというふうに思っています。

あとは、例えば高校生についても、やはりアンケートした結果、駅の移設ということで、あそこ通学まで遠かった子たちがここにもし近くなつたらどうだということの子供たちからお話というか、アンケートを取らせていただいて、非常に喜ばれる結果になったということで、そういった意味では提案をこちらからしたかもしれませんが、実際に使う生徒さんたちの意見もしっかり聞きながら、そこは対話という形で結果をアンケートで予測しながら対応してきたといったこともあろうかなと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 具体的なところでそういう話が欲しいなと思っていました。

やっぱり子供たちは、さほど現状を知らない中でも発言をするというところはあると思います。しかし、それを積み重ねていくことで、加藤市長、小野教育長、こういう方でこういう話をするのができたという、その認識が残っていきます。その中で、名寄市をさらに自分はこのふうに見ていくのだというような心が育っていくのではないかなというふうに期待しているところであります。

改めて加藤市長にお尋ねしたいのですが、このふるさと未来トーク、それから高校生との対話、大学生ともされていると思いますが、その対話は同じ児童生徒、高校生、大学生とというわけではないと思います。その都度変わっていくところもあると思うのですが、その積み重ねについてどのような構想をお持ちでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ありがとうございます。構想というと、なかなか難しいですが、すごく有

効な話合いの場というか、事業だなというふうには考えています。子供たちから突拍子もない発想だとか、あるいはこういったことを見ているのだというようなことだとか、いろんなことを気づかされます。そのことが全て具体的な事業に反映できるわけではないかもしれませんが、我々も実はこういうものもあるのだよと新しい提案をして、新しい発見を子供たちがするだとか、そうしたこともあるのかなと思います。

いずれにしても、私と話をする前段で真剣にこのまちのことを子供たちは考えるわけです。考えて、こんなものもあったらいいとか、こうしたことは名寄いいよね、よくないよねと、その気持ちというのが地域を思う気持ちになり、それが具体的な発言をすることによって自分たちのまちなのだという愛着感につながっていくという、この積み重ねというのは非常に重要だというふうに思っていますし、ぜひこれは継続していきたいというふうに思いますし、そうした子供たちの中から、いずれはこの職場だとか地域で活躍をしてくれる、あるいはこの地域を離れたとしても、何らかの形でこの地域にコミットしてもらい、そうしたことにつながるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今の市長の御発言、全く賛同いたします。子供たちが必ずこのまちを動かしていくことになりますので、今考えている後期計画の審議会での内容につきましても、実際のところは子供たちがこのまちで住んでいくことになります。離れたとしても、このまちと関わりを持つ人材になっていただくということは本当に大事なことであります。

改めまして、その仕組みづくりをさらに踏み込んだ形で同じこと、ふるさと未来トークに関わって市長と言葉を交わした子供たちの中から、例えば何人かですとか、一定程度継続的に話ができるような仕組みというのは持てないものではないでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今御提案いただきました。ここで即答ということはできませんけれども、議員の提案につきましては今後しっかりと検討させていただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ぜひお願いしたいと思っておりますのは、やはり今の総合計画の審議会委員の方についても、大学生の方入ってくださっています。そこに、例えば高校生が突然審議会委員というわけにはいかないとはいえませんが、次の世代としていてくださるのであれば、民間のいろいろな子ども会組織ですとか、そういうところと連携を取りながら、こういうことについてこの1年間、何回か話合いを進めていこうかという形の中で、次の人材を育てていくということについては、やはり大変必要なものであると思っておりますので、ぜひ今後の協議の課題にさせていただきたいと思っております。要望して、終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保育サービスの充実について外1件を、遠藤隆男議員。

○8番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問させていただきます。

まず、大項目の1、保育サービスの充実について3点、最初に小項目の1、保育士等不足の現状と影響についてお伺いいたします。我が国で社会的な課題となっている少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童などに対応するため、国や地域を挙

げて子供や子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められ、その流れを受け、国は平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させて、これらの法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行され、子ども・子育て支援新制度において認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が図られており、本市においても子ども・子育て支援法に基づき、平成27年に第1期名寄市子ども・子育て支援事業計画を、令和2年には第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画が策定され、「ここで育て、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」を基本理念に上げ、各種事業による子育て支援施策や教育、保育事業の充実に取り組まれていることと思いますが、保育士不足等による影響は全国的にも本市における保育事業においても様々な影響があるのではと考えるところです。

そこで、本市全体の保育施設、公立認可保育所、認定こども園、幼稚園、その他の保育施設における現在の保育士等の充足率及び現在不足していると考えられる人数及び近年の保育士等の退職、新規採用の状況とそれらを踏まえた今後の本市保育士等の充足率について、どのように推移していくと推測されているのかをお伺いいたします。

次に、待機児童数について、保育の受皿の拡大等により待機児童が解消された市町村も増えておりますが、一方で保育士等の不足が待機児童増加につながっているとも言われております。本市の現在の待機児童数及び希望する認可保育施設に空きがなくて諦めている潜在的待機児童が存在すれば、その人数、要因についてお伺いいたします。

最後に、保育士等不足による通常の保育事業、特別保育事業、延長保育、一時保育、病後児保育への影響及び課題についてお伺いいたします。

次に、小項目の2、人材確保の対策と取組について。保育士等不足の解消に向けた本市の現在の

対策と取組等について、名寄市保育士等就職支援給付金、北海道保育士確保対策事業の活用状況を含めお伺いいたします。また、今後考えている取組等があればお聞かせください。

次に、小項目の3、夜間保育・休日保育の現状等について。第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画において、多様な保育サービスの充実の主要施策に夜間保育・休日保育の充実があり、具体的な取組として保護者ニーズを踏まえながら民間事業所と連携し、実施について検討していきますと記載がありますが、保護者のニーズを含め夜間保育・休日保育について計画策定から現在までの状況、また今後の夜間保育・休日保育についてのお考えをお伺いいたします。

次に、大項目の2、高齢者福祉施策の推進について3点、小項目の1、人材不足による介護サービスへの影響と課題等について。介護職員は、現状で不足しているだけではなく、介護人材の需要推計では2023年度で約22万人、2025年度では約32万人の介護職員が不足すると見込まれており、この問題を解消するためには年間約6万人の新たな介護職員を確保する必要があると言われております。本市においても、高齢者の増加や介護職員の不足により様々な影響があると考えますが、介護人材不足による介護サービス、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスにおける影響と課題についてお伺いいたします。

また、現在不足していると推測される介護職員数及び今後の介護職員数の推移について、どのように推測されているのかをお伺いいたします。

次に、小項目の2、2025・2040問題と人材確保に向けた対策と考え方についてお伺いいたします。我が国では、高齢化の進行が続いており、令和7年、2025年には団塊の世代が後期高齢者75歳の年齢に達し、高齢者の増加による医療や介護などの社会保障費の急増が懸念され、令和22年、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピーク、高齢化

率35%超になるとされる年であり、本市においても高齢化率は増加傾向にあり、令和7年、2025年に33.4%、令和22年、2040年には35.4%に達すると見込まれており、また総人口の減少とともに、生産年齢人口の減少も見込まれることから、地域の高齢者を支える介護基盤の確保は重要であると考えます。名寄市第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、保健・医療・福祉についてのアンケート調査、ワークショップ等により様々な課題も見え、高齢者が地域で安心して暮らすために2025問題、2040問題に対応すべく取組の強化が行われていると思いますが、現在の取組及び今後の進め方についてのお考えをお伺いいたします。

また、介護職員不足対策として、現在行われている介護人材就労定着支援事業の活用状況を含め、人材確保に向けた対策と今後の人材確保の考え方についてお伺いいたします。

最後に、小項目の3、医療介護連携情報共有ICT事業について。地域包括ケアシステム構築の方策の一つとして情報通信技術ICTの活用により、登録された方の情報を医療と介護で共有化し、医療介護連携の促進や地域における包括的な医療介護の支援及びサービス提供体制づくりを推進するため令和3年度から本格稼働し、約1年が経過しましたが、医療と介護の現場における変化等を含めた評価及び登録者家族との連携についてお伺いいたします。また、登録された方のネットワークへの参加のメリット及び本事業の課題等があればお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） ただいま遠藤議員から大項目で2点にわたり御質問い

ただきましたので、私から答弁をさせていただきます。

初めに、大項目1、保育サービスの充実について、小項目1の保育士等不足の現状と影響についてお答えをいたします。現在公立3保育所の合計の入所定員は220名となっております。児童の年齢により最低限必要な保育士の数が国の配置基準で定められており、定員に対します常勤保育士は3保育所合計で32名が必要であります。現在41名の常勤保育士を配置しており、国の基準から見ますと充足率は128%となっておりますが、担任の複数配置や障がいのある児童に対しての加配など、必要なための保育士は足りておらず、少なくともあと2名の常勤保育士が必要な状況となっております。募集をかけておりますが、なかなか応募がない状況であります。

ここ3年間の保育士の採用と退職の状況ですが、令和2年度が会計年度任用職員の常勤を3名採用し、2名が退職、令和3年度は正規職員1名、会計年度任用職員の常勤を2名採用し、2名が退職、令和4年度は正規職員1名、会計年度任用職員の常勤を1名採用しており、退職者はございませんので、3年間で4名の増となっているところでございます。

待機児童につきましては、4月1日の年度開始日でゼロ歳児と1歳児がそれぞれ1名、2歳児が2名の合計4名で、特定の保育所を希望されている潜在的待機児童については2歳児の1名というふうになっております。全て3歳未満の待機児童ということになってございます。待機をお願いしている児童の保護者は、現在求職活動中など入所基準点数が低い方でありまして、保育が必要な場合は一時保育を活用していただくなど対応を行っているところですので。延長保育事業と一時保育事業につきましては、専任の職員を配置できております。また、民間で実施をしている病後児保育事業につきましても、看護師免許を保有している方を確保できており、影響はないものと考えていると

ころです。

次に、小項目2の人材確保の対策と取組についてですが、待機児童解消のための人材確保対策といたしまして、平成29年12月から保育士等就職支援給付金事業、平成30年4月から保育士等宿舍借り上げ支援補助金事業及び保育士等奨学金返還支援助成金事業の3つの対策事業を行っております。このうち保育士等就職支援給付金事業につきましては、これまで公立保育所で23名、民間の保育所等で31名、合計54名の交付実績となっているところです。保育士等宿舍借り上げ支援補助金事業につきましては、事業者が借り上げました宿舎に入居する場合に補助金を支給するものであり、これまでに10名がこの制度を活用しております。

また、名寄市立大学の4大化に伴いまして、学卒者が出なかった平成30年度、平成31年度の2か年に限り市外からの就職者を確保するため実施をしました保育士等奨学金返還支援助成金事業は4名の方に活用していただいております。これら3つの事業を実施することで保育士の確保に一定の効果があつたものと考えております。このほか、令和3年度より保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的に、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置する幼保連携型認定こども園等に対し、国の補助金を活用しました保育体制強化事業を実施しており、令和3年度の実績は1園というふうになってございます。現在のところ、新たな事業は考えておりませんが、継続をしている事業につきましては周知徹底を図り、保育士の人材確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、小項目3の夜間保育・休日保育の現状等についてですが、夜間保育・休日保育につきましては子ども・子育て支援事業計画策定に当たって平成26年及び平成31年にアンケート調査を実施しております。利用を希望する方は少ない結果というふうになってございます。夜間保育・休日

保育の実施に当たりましては、保育士の確保など保育体制の整備が必要となりますが、現状では保育士の確保が難しい状況にあり、認定こども園など保育施設におきます夜間保育・休日保育の実施は難しいと認識をしているところです。代替策といたしまして、平成28年10月より実施しておりますファミリー・サポート・センター事業において朝6時から夜10時まで預かりを実施しておりますので、こちらを活用していただくよう御案内をしているところであります。

また、保護者の疾病や出産、育児疲れの解消など、御家庭において一時的に児童を養育できない場合には、児童養護施設などにおいて児童を預かる子育て短期支援事業を令和3年度より実施しております。こちらにつきましては、夜間保育や休日保育のように定期的に利用できるものではございませんが、各御家庭の事情に応じて1回につき最大7日間の範囲で預けることができるものとなっております。利用に当たりましては、受入れ先施設と調整もございまして、早めに御相談をいただくようお願いもしているところです。

次に、大項目2、高齢者福祉施策の推進について、小項目1の人材不足による介護サービスへの影響と課題等についてお答えをいたします。全国的な少子高齢化と健康寿命の延伸により、75歳以上の後期高齢者は増加をする反面、生産年齢層は減少をしていくため、多くの高齢者を少ない生産年齢層で支える時代が迫ってきています。本市においては、第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の中で将来、人口の減少に伴い65歳以上の高齢者数は減少するものの高齢化率は年々上昇し、令和22年には35.4%となる推計をしております。市内における介護職員につきましては、一部の入所系サービスで不足している状況にありますが、市内介護事業所全体としてはサービス提供ができているものと認識をしているところです。現在介護現場で主に活躍をされている職員は、30代から50代の方が多数となって

ございますが、定年退職や体調不良等による早期退職、また転職する方などもおり、今後の介護現場を担う次世代へスムーズな移行と引継ぎが課題と捉えているところでございます。また、後期高齢者が増加することで介護サービスの需要も増えてくるものと考えられます。介護サービス事業を維持していくための介護人材確保に向けた継続した取組を進めてまいります。

次に、小項目2の2025・2040問題と人材確保に向けた対策と考え方についてですが、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するフレイル状態になりやすいと言われております。団塊の世代が75歳を迎えます2025年、また団塊の世代の子供が65歳を迎えます2040年に向けては、介護サービス事業はもちろんですが、介護予防事業の充実が重要となってきます。現在実施をしております健康づくり体操教室や手芸、手びねり陶芸などの生きがい講座、フレイル予防として実施をしております介護予防教室など、高齢者が要介護状態になることを遅らせたり介護状態の進行を緩やかにする取組が重要となってきます。今後も高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営める支援を推進してまいります。

また、高齢化率が上昇する中、安定した介護サービス事業を提供していくためには、介護職員の充足も重要となってきます。介護人材確保を目的に、平成28年4月から介護人材確保緊急対策事業を、平成31年4月からは名寄市介護職員研修受講費用助成金を実施してきており、令和3年度末までの実績としまして、初任者研修費用助成を22名、実務者研修費用助成を22名、就職支度金助成を40名の方々へ支援をしてきているところです。本年度からは、新たな取組としまして外国人材受入れ態勢整備事業の実施を予定しております。介護人材として外国人を受け入れるための仕組みと体制の構築を目的としましたパイロット

事業を行うことで、今後の安定した介護人材確保の一つにしたいと考えているところでございます。

次に、小項目3の医療介護連携情報共有ICT事業についてですが、本市では医療介護連携の推進を目的として医療介護連携ICT事業に市内の医療機関、薬局、歯科医療機関の約43%、介護事業所においては90%近くの事業所に参加をいただき、令和3年7月から本格的稼働を開始しているところでございます。現在介護保険サービスの利用者を主に同意を得られた方をICTシステムに登録を行っており、昨年度末には登録者数が950名でしたところ、本年6月8日時点では1,053名に達しているところでございます。医療や介護の担当によるICTシステムの利用は入退院の際や在宅での介護サービス提供時に関係機関の間で共有すべき状態が見受けられるときなどの際に有効に活用されております。医療と介護の現場における変化などを含めた評価につきましては、メリットとしてケアマネージャーや医師などからの聞き取りからの内容となりますが、入退院を繰り返していた方がその解消を図れた事例や退院時に自宅で利用するサービス調整がスムーズに行えたなどの声を聞いております。課題としましては、事業所によっては自社利用されています業務ソフトへの入力と、このICTシステムへの入力が二重になっている点や、医療側でのシステム利用がまだ一部に限られているという点がございます。引き続き課題解決に向けた対応策の検討を行い、ICTシステムの深化に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 御丁寧に変詳しく御答弁をいただきましたが、確認事項を含め何点かお聞きをいたします。

まず初めに、保育サービスの充実について。現在本市の保育士等の充足率、不足人員ですが、御答弁にありますけれども、充足について128%と高いのですけれども、実際のところ障がい児保

育とかいろんな部分がありまして、現実的には約2名ほど足りないというところで、本市の保育士等について、現在のところそんなに緊迫した状態ではないなというように感じております。それでも、現在本市にあるほとんどの幼稚園も認定こども園になっていることから、保育園としての子供たちに対しての教育をする仕事のほかに、ほかにと言ったらおかしいのですけれども、保育園としての子供たちを保育する仕事も加わって、業務等において負担が増えているのではないかなというように思っているところであります。

そこで、1点、この部分で確認をさせていただきたいのですけれども、認定こども園法では幼保連携型認定こども園には保育士資格と幼稚園教諭免許を併用している保育教諭を配置するよう定められておりますけれども、令和6年度末までは経過措置により保育士資格か幼稚園教諭免許のいずれかの資格のみでも、もう片方を取得しようとした場合に適用される特例制度が設けられていると思いますけれども、本市においてはこの部分どのように対応されているのかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 今保育士免許と幼稚園免許の関係の御質問かということだと思っております。

本市の保育士におきましては、保育士免許を有しているということもありますけれども、今度新しくできます認定こども園に向けて、保育事業と幼稚園事業と併せてやっていくということになりますので、免許については持たれている方は何人かおられますので、その方についてはその部分の継続というふうに思っておりますし、持たれていない方については新しく講習を受けていただきながらというふうに考えているところです。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） その講習というのは、うちに大学があるわけですから、その大学で講

習を受けるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 大学のほうで保育教諭免許、幼稚園教諭免許の講座をやっていただいておりますので、大学とまた調整をさせていただきながら、そういった機会を創出していただきながら利用させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 本市に大学、専門の社会保育学科があるわけですから、そういうところの協力を得られればスムーズに対応ができるのかなというように思います。また、本市は大学があるという、強みでもあるというふうに思いますので、そういうところで協力し合って進めていってほしいと思います。

次に、本市の近年の保育士等の退職、新規採用状況について、先ほどの御答弁からも実際は近年では増えているという状況であるということで、都会のほうのそういう状況を聞きますと、やはり退職者数に対して新規採用者数が追いついていないという状況ありますけれども、本市の場合、うまく回ってきているのかなというふうに思います。また、その辺も大学があって、そこから入ってこられる方もいるのかなというところも思いますけれども、でも今後どんなふうになるか分かりません。本当に極端に減少していくということも想定をしながら対応していただきたいなというふうに思います。保育士の仕事を続けることができず、退職してしまう理由のトップスリーとして、第1位が妊娠、出産、第2位が勤務に見合った給料ではない、第3位が職場の人間関係というふうに言われております。令和元年10月に保育の無料化が始まったことにより、保育の需要はますます高まっており、全国的な待機児童問題の発生、そこで働く保育士不足の問題も発生した頃だというふうに思っております。保育士が不足する背景とい

うのは様々ではあると思いますが、大きな理由として給料に対して業務負担が大きいという問題があると思います。また、保育園としては子供の保育対応に追われ、保育終了時間後に日誌などの事務業務とか、イベントの製作物の対応だったり、持ち帰っての仕事など、心身の負担が多いというふうにも言われており、保育士になっても2から3年以内で退職となるケースも多くなっているというふうにも言われております。本市においては、そういう退職状況ありませんので、そういうことはないと思うのですけれども、そういう業務負担の軽減を図るべく、国の補助金制度によるICT化推進、また保育のICT深化とともに、導入を進められている施設も年々増えているというふうにも言われております。導入に当たり、当然メリット、デメリットはあると思うのですけれども、本市の今後の保育のICT導入の部分についてのお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 今後のICTの導入の関係でございまして、ICTの導入につきましては認定こども園がオープンいたします、新しくなります認定こども園の整備に合わせまして、タブレットの導入を現在考えているところです。このタブレットを導入することによりまして、登園時間の管理ですとか午睡時のチェックなどを行えるようなシステム導入のほうも検討しておりまして、保育士の負担軽減にこういったものがつながるだろうというふうにも思っているところでございます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 今後タブレット等の導入が予定されているという御答弁がありました。いずれにしても、負担軽減につながる業務というのは大事だと思いますので、保育のICT導入を含めて、さらにまた業務負担軽減につながると思うようなことは積極的に早めに取り組んでい

ただいて、保育士等の方が子供たちの保育、教育に関わってよかったと思えるような、よりよい勤務環境づくりを引き続きお願いをしたいというふうに思います。

次に、本市の待機児童と潜在的待機児童についてですが、現在は若干名ですか、いるというところであります。できれば本当はこういった部分がゼロになればいいのですけれども、ここの部分についてはなかなか、いろいろ保育士の問題とか親御さん、潜在的待機児童についてはやはり空きの部分とかいろいろあると思いますけれども、なるべく解決できるようないい対策を取っていただきたいというふうに思います。

また、保育士不足による通常の保育及び特別保育事業に対しては、特別影響はないという御答弁で理解をさせていただきます。先般子育て中の保護者の方とお話をする機会がありました。いつもだったら厳しい御意見ばかりいただくのですけれども、その方からは名寄市の子育て支援には満足しており、名寄市は大変子育てがしやすい環境にあると、そういうふうにも言っていました。私も驚いて、本当うれしかったのですけれども、やはり日頃から御尽力されている職員の皆様がそういう気持ちというか、また情報を素早く提供できるホームページ、またライン等、そういう情報等を活用できることによって、市民の皆様の意識も変わってきているのかなと。厳しい意見を言われる方もいるのですけれども、中にはそういう理解をされて、本当に名寄で子育てをしていてよかったという方もいますので、自信を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

しかし、その一方、病後児保育の部分については、やはり受け入れてもらいたいときに空きがなく、もっと考えていただければというような御意見もいただきました。

そこで、特別保育の中の病後児保育の部分で再度お聞きしますけれども、現在受入れをしているところは名寄大谷認定こども園だけありますけ

れども、実際の保護者のニーズを含めた現状、今後の病後児保育の考えについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 病後児保育の考え方ということですが、病後児保育につきましては現在大谷幼稚園様のほうで実施をさせていただいておりますけれども、近年の利用実績も実は平成29年に2件あったところで、それ以降はないという状況になってございます。病後児保育ですので、病気が終わった後の保育ということで、まずその病気がどういう病気で、どういったことがあるのかということも含めて、まず事前に登録していただくような制度を取っていることが利用にもつながっていないのかなというふうにも思っているところです。登録を事前に申請していただくから利用ということになりますので、この部分の周知も含めて多分徹底をしているつもりなのですが、なかなか浸透していっていないということが一つにあるかというふうに思っています。病後児保育、病気の明けたお子さんを預かるということで、預かる側につきましても少し体制を整えながら見ていかなければならないということもありますので、なくすということでは全然考えておりませんので、どういった形がいいのかということも含めまして、民間の幼稚園等も含めまして話し合いもしながら、今後の部分について利用がしやすいような周知、啓発も含めてさせていただければというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 病後児保育の現状、今後の考え方については理解させていただきます。ぜひいい方向に行くような取組となるようによろしくお聞きしたいと思っております。

また、夜間保育・休日保育については、先ほど

現状及び考え方についての御答弁ありましたので、理解をさせていただきますけれども、先月の5月30日だったですか、に行われた市総合計画の後期基本計画策定に向けた意見交換会において、日曜日、祝日に子供を預ける保育所が少ないため出勤できない子育て世代の母親が多くいるといった御意見もあったかと思っておりますので、その辺もよく考慮していただきまして、いずれにしましても特別保育事業、夜間保育・休日保育というのは、子育て中の仕事をしている保護者からは必要とされている事業であることは間違いありませんが、今後は本市の保育事業の現状というのもしっかりと保護者の皆様に理解をしていただきながら事業を進めていく必要があるのかなというふうに考えております。一方的にはなくて、実情も保護者の方に理解をしていただきながら、保護者、また保育士の皆さんにとって一番いいような方策になるように取り組んでいただければというふうに思います。保育士不足等含めた課題は多々あると思っておりますけれども、特に特別保育事業、夜間保育・休日保育についてはいい形での事業となることを要望いたします。

それでは次に……その前に1つお聞きするのを忘れていました。低年齢児保育の産休明け、育児休暇明けの対応、受入れの部分ですが、若干待機児童がいるということは、なかなかその部分というのはスムーズに行われていないのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 産休明けの預け方ということでよろしいのでしょうか。答弁させていただいた待機児童につきましては、年度当初といいますか、4月1日現在でのお話でありますので、今後待機児童イコール産休明けとか、そういったことの待機とはまた別というふうに思っただけだと思いますけれども、基本的に産休、育休に入るまで保育所に預けられてい

た方については、その期間一度御自宅に戻ってもらうということもあろうかと思うのですけれども、産休明け、育休明けに仕事に復帰されるというところにつきましては、空き状況を含めながら適宜対応しているところなのですけれども、今一時保育の預かりですとか、そういったところも少し利用していただきながら、若干待っていただいているような状況も多分あるかというふうに思います。いずれにしても、預けたい方が預けられるような体制整備というのを今後進めていかなければならないと思っていますし、新しい認定こども園オープンしましたら、少し人数のほうが増えるということもございますので、何とか待機児童が出ないようにといいですか、何かしらサービスが使えるように保育の需要をより注視しながら施策をいろいろさせていっていただければなというふうには思っています。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、小項目の2ですね、人材確保の対策と取組についてという部分で、いろいろな3つの対策といいですか、補助金であったり奨学金だったり、その対策をされて、活用状況というのも結構多くの方に利用していただいて効果があったというような御答弁ございました。理解させていただきませぬ。特に新しく考えている取組についてはないと言いますが、継続事業という部分で引き続きそういったことをしていただいて、人材確保、保育士不足の解消とか不足にならないような対策、取組というのをよろしく願いいたします。

人材確保について、今後もし不足するような事態が起きれば、潜在保育士といいですか、そういった方の復職が最も早いというふうに私は考えませぬ。本市にどれぐらいの潜在保育士がいるかというのは、把握するというのは個人情報等も含めてなかなか難しいと思います。例えば復職を考えている方がいて、長期間勤務に携わっていない方の

不安解消策として、例えば研修や講習等、本市に大学がありますから、大学の協力を得ることにより可能であると思うのですけれども、そういった部分を含め潜在保育士の方への復職の取り組み方の今後のお考えというのがあればお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） コロナ禍になってから、少し差し控えさせていただいていた可能性はあるのですけれども、その前も市立保育所というか、公設保育所のほうで潜在保育士の方々に対して研修する機会を、ハローワーク等々と連携させていただきながら設けさせていただいていた実績がございます。

看護師や保健師は、保健所に登録をするという制度がありまして、一定就業されていない方の数とかということ把握しているのですけれども、保育士については免許を教育機関で出したきりと言ったら悪いですが、出した後の登録の義務というのが特設設けられておりませぬ。介護福祉士も任意でございますけれども、登録するということの立てつけが二、三年前から出てきているように聞いておりますので、今後保育士もそのような形になれば、私どももそのような状況の把握をすることができれば、なおありがたいのかなというふうに思っておりますし、先ほど議員のほうから出産や結婚を契機に一度職を離れたという方ももちろんいらっしゃると思って、そのときに戻るきっかけが何かといったときに、そういったことも有効な施策だというふうに思っておりますので、今後いただいた御提言は有効にまた活用しながら就業できるようなチャンスをまたつくってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ぜひよろしく願いいたします。

私、以前聞いた話なのですけれども、知人のお

姉さんの話なのですけれども、60歳で保育士資格を取得して、現在保育士として勤務しているという話を聞いて大変驚いたことを思い出したのですけれども、これはやはり以前60歳というのは定年の時期でありまして、大体その後引退することも多かった社会であったのかなというように思います。今では年金受給制度とか再雇用などの制度、健康寿命も延びたということから生涯現役で働きたいという人が増えてきたのかなというところも思うところなのですけれども、そんなことでいろいろ調べた中で平成30年に厚生労働省の発表した60歳以上の保育士に関わる求人、求職状況によりますと、60歳以上で保育士の再就職を希望する人や資格を持っていないが子供たちと関わる仕事を希望する人が増加傾向にあるとの内容でありました。また、この動きにより保育士不足解消に向け60歳以上でも働ける環境の整備を整え始めている保育園もあるとのことでありました。

先ほども言いましたけれども、保育士の仕事を続けることができない退職の理由、3つありましたけれども、60歳代の方というのは子育ても終盤を迎えまして、子供の自立によって時間の余裕もできまして、また金銭的負担も軽減する時期でありますから、人生経験豊富な60歳代の方から見れば、それらの理由は特に問題にならないのかなというように思います。本市において60歳代で新規に保育士資格を取得する方がいるかどうかは何とも言えませんけれども、潜在保育士の方については復職する可能性はあるわけですから、60歳代の方含めて復職のきっかけとなるような施策をぜひ検討されて取り組んでいただきというふうに思います。

近年定年を迎えて、何か新しいことを始めたい、まだまだ元気だから社会を支えるサポートをしたい、そういったニーズからの新しいスキルを身につけるといいますか、そういった方の資格講座が増えていると言われておりまして、今グランドシッターが保育士不足の打開策として注目されて

いるというふうになっております。そこまで本市は保育士が不足していないわけですが、グランドシッターというのは民間資格で、保育園、幼稚園、学童保育、子育て支援の現場で保育士補助やサポート業務を行うシニアの職種と言われておりまして、人手不足の緩和、保育士の業務不足軽減、豊富な経験を生かし、子供たちが安心して過ごせる保育環境づくりにつながるなど、多くのメリットがあるというふうになっております。資格を取得するには、関東の会場で2日間の講習を受けることにより認定されるそうです。

そこで、1点、本市においてこういったグランドシッターのような本市の独自の取組ができないだろうかというふうに考えるところでもあります。本市に大学、専門の社会保育学科があるわけですから、大学の協力を得て、将来的にはそういった保育士補助やサポート業務ができる資格をつくれなかと考えるところですが、そういった部分の可能性を含めてお考えをお聞かせください。
○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） グランドシッターということで御意見いただきまして、ありがとうございます。グランドシッター、定年を迎えた方などがこれまでの経験を生かしまして保育補助をして働いていただくという制度かというふうに思います。都市部では、こういった部分、民間の研修を受けながらということで増えてきているというのは承知しておりますが、現在名寄市としては、本市としてはこういったものはやっていないのですけれども、子育て支援員の制度というものを実は活用しまして、本市では6名の支援員が現在研修を受けながら、延長保育ですとか通常保育の補助を行っているという状況でございます。

グランドシッターは、いわゆるベビーシッター的なイメージなのかなというふうに思いますので、家庭に入りながらというような形なのかなという

ふうにも思いますが、本市としては子育て支援相談員というのを育成しながら、現在のところは対応していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 今現在も6名の支援員の方がおられるということで、今後も共働き世帯の増加によりまして、保育士のニーズ増加というのは一時的なものではないというように思います。この先も変わることなく、今後も保育施設の需要は高い水準で維持されていくのかなというように考えております。

現在本市においては、そこまで人材は不足していないという状況でありますけれども、今後そうなった場合、シニアの方にも御協力をしていただくような時代も来るのかなというように思いますので、ぜひそういった取組というか、そういったことも検討していただきたいなというように思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、高齢者福祉施策の推進についてというところで、人材不足による介護サービスへの影響については特にないということで理解をさせていただきます。

次に、介護職員についても、特にそこまで多く不足している状況ではないという御答弁だったですか。いずれ高齢者が増えるとともに、介護職員も間違いなく減少しているのではないかなというように私は考えております。現在本市においては大変厳しい状況ではないということでありますので、それは理解をさせていただきます。

それでは次に、2025・2040問題についてですけれども、現在の取組としてフレイル予防とか、様々な取組を実施していただいて、そういったところの予防対策にも力を入れていただいているというところで理解をさせていただきます。また、補助金制度というか初任者研修への補助とかいろいろ利用されている方も20名とか22名とか、就職の援助についても40名利用されてい

るといふことで、結構利用されているのかなと。いろいろ活用されているなというように思います。その分の情報提供という部分も引き続きしていただいて、そういった人材確保につなげてほしいなというふうにも思います。

人材確保で先般議員協議会でも説明がありましたけれども、外国人材受入れ態勢整備事業進められるということで、介護人材が極端に減少する前に人材確保についての対策を積極的にやっていかなければならないかなというふうに考えます。減ってからではもう遅いというところ、今本市はそこまで苦しくない状態というところでありますけれども、こういった外国人材受入れ態勢整備事業を始められるということで本当に期待をするところでもあります。ぜひよろしく願いをいたします。

また、人材確保については、そのほかにいろんな方法があると思います。例えば地域おこし協力隊の制度を活用しても、そういった介護人材を呼べるのではないかなというように私は思っております。また、本年度移住定住コーディネーター、本市のほうで計画をされていると思いますけれども、もし来られたら、そういった方を利用されて、活用されて、名寄市のPRによる介護人材の呼び込みについても考えられるのではないかなと思いますので、そういった部分も検討いただいて実施していただきたいなというように思います。

次に、2025・2040問題なのですが、本市においても高齢者の増加により高齢単身世帯、高齢夫婦世帯、これは増加していくものというふうに考えております。それに伴ってデイサービス等の支援を必要とする高齢者も増加していくというふうには私は思っております。やはり介護認定を受けることなく生活し続けるためには、フレイル予防対策、今後さらに強化していく必要があるのかなというように思っております。高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の方にお話を伺う中で、特に家庭での入浴が不安になってくるとよくお聞きをいたします。また、準備や清掃も大変になって

くるほか、特に入浴中、何かあった場合のことを考えるととても不安になるとお聞きをいたします。私もそういった方には、市の地域包括支援センターへ相談してくださいというふうにお伝えはしているのですが、今後はさらにそういった入浴への不安、家庭で入浴ができない高齢の方が増えてくるのではないかなというふうに考えております。

ピヤシリ温泉についてもお聞きしてみるのですが、現在改修中で入浴はできないのですが、ピヤシリ温泉も私有車を保有していない後期高齢の方には、幾らバスが無料でもバス停まで歩く時間とバスに乗っている時間を考えたら時間もかかり、遠いのであまり利用しないのだといった声もお聞きをいたします。

昨年の9月に一般質問で地域包括支援センターに相談をしていただければ、介護認定を受けていなくても入浴に不安を持っている方も社協内で行われている自立デイサービスで受入れをしていると御答弁をいただきました。現在自立デイサービスですか、月水金ですね、社協でやっているやつです。火木土ですか、障害者手帳等を持つ方の入浴の日になっていると思いますけれども、施設の老朽化に伴うボイラーろ過装置、スペース的な部分からも現在受け入れている人数で限界ではないかなというふうに思うところがあります。以前から高齢者の入浴については2025・2040問題の対策において何度か質問させていただいたことがあるのですが、やはり入浴支援について考えた場合、今のままでは支援を受けたくても受けられない高齢者が増加していくのではないかと危惧しているところがあります。やはり自立のデイサービスについては、月水金だけではなくて、増やす必要があるというふうに私考えております。そのためにも、障害者手帳等を持つ方が入浴する場所と自立デイサービスで入浴支援する場所ですね、この先を見据えても別々にする必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、

新設か増設かを考える時期に来ているのではないかなというように私思うのですが、お考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今ほど介護認定をお持ちでない高齢者の方々が若干生活に不安がある、特に入浴等々の不安がある方に対する御質問だったかというふうに思います。

もちろん社会福祉協議会が入っています総合福祉センターの中でも週3回、通いの場を提供させていただいているのですが、そのほかにも名寄地区で市のデイサービスが2か所、それから風連のほうで市のデイサービスが1か所と、社会福祉事業団でやっていますデイサービスが1か所ございまして、合計4か所で、介護認定をお持ちでなくて、若干生活に不安がある方というふうに認定された方々のデイサービスを実施させていただいております。ですので、これから2025・2040問題に向かって充足で満タンにあるかとなると、またこれは今後検証していかなければならないかなというふうに思っておりますが、現在のところその定員が満タンで使うことが厳しいというふうなお話をお聞きしていません。ただ、一部この曜日ではないと行けないのだということで、もしかしたら待っている方がいらっしゃるかもしれませんが、現在のところその4か所の中で何とかぎりぎり回らせていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ほかの場所でも介護認定を受けていなくても受け入れていただいているということは、私も勉強不足でした。初めて知りましたので、そういった情報提供の部分、しっかりとさせていただいて、不安な方は地域包括のほうに相談をするというのが一番だと思いますけれども、その辺しっかりと情報提供させていただいて、

お互いにいい形になるような取組になるようによろしく願いをいたします。

時間が迫ってきましたので、次に医療介護連携情報共有ICT事業ですけれども、今現在登録者数も1,053名ですか、6月8日付で1,000名を超えられたというところで、若干の課題等も見えてきているなというふうにも先ほど御答弁にあったと思います。また、メリット等についても、先ほどお聞きいたしましたケアマネもスムーズに今のところいっているというところでありましたので、理解させていただきます。

そこで、介護における情報共有については、介護現場の職員の方、タブレットを使用して入力作業等を行うと思うのですけれども、初めから全ての介護職員の方がスムーズにそういった操作ができれば問題はないと思うのですけれども、中には操作が苦手な方がいて当初大変苦勞され、負担になったのではないかなと思う部分あるのですけれども、そういった入力操作とか、そういったものの現状というのはどうなのでしょう。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 現場の御意見ということだと思っておりますけれども、議員の今おっしゃるとおり、二重に入力していくという作業があるのが実は手間というのは手間なのです。それとはまた替わって、こういったICT機器に弱い方については入力が非常に難しいという声を最初のうちは聞いておりました。ですけれども、実はこの講習会、入力のやり方ですとか、そういう統一した方法を講習することで、機械が苦手だったという事業所様から入力しやすいし、情報も共有しやすいし、非常にいいというお声も実はいただいております。中には人それぞれあるのかもしれないのですけれども、アンケートなんかは実はこのICT導入した後に事業所さん、医療機関にそれぞれ取らせていただいておりますけれども、約7割から8割の方がこのICTのシステム、

事業に将来性を感じるといいますか、期待を持っているというようなアンケート結果も出ておりますので、一定程度このICT事業についてはこの後も浸透していくのではないかとこのように考えているところです。どっちにしましても、この後使う方々、まだ事業所全部参加していただいておりますので、参加する事業所が増えていけば、また情報の共有もスムーズにできますし、いろんな面で業務の効率化にもつながっていくというふうに思っておりますので、これからも浸透がされていくように、我々としては周知、また研修等を含めてさせていただき、このICT事業が名寄市でございというふうに言われるように目指していきたいというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 分かりました。

初めは、苦勞された方もいるということで、やはり慣れればできるのです。実は、我々もタブレットが導入されましたので、そういったところ、私も苦勞する部分もあるのですけれども、多く触れること、慣れることが一番だなというふうに分かりました。

もう一点、医療介護連携情報共有ICT事業において、この事業、大切な事業であるというふうに私も思っております。本当に多くの市民の皆さんに御理解をいただくということは必要だなというふうに思っております。

家族との連携について1点お聞きしたいと思っております。今後は、家族との連携が非常に重要になってくるのではないかなというふうに私は思っているところです。以前、本事業が本格稼働する前の一般質問でもお聞きしましたが、技術的には家族とのネットワークの加入が可能であるというふうに御答弁をいただきました。本事業も本格稼働して1年が経過したばかりだと思っておりますけれども、今後は家族のネットワークへの加入、遠方にある御家族を含めたネットワークへの加入ができるよう進めていくことが重要ではないかなというように

考えますけれども、今後ネットワークを深化させていくための家族等の連携について、どのように進められていくと考えているのかお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 御家族との共有という形なのかなというふうに思いますけれども、このシステムは今医療介護の情報をまずは事業所同士で連携をして共有していくというつくりでさせていただいております。いろいろ個人情報の問題であったりセキュリティーの問題であったりというものが実はございまして、今は事業所間でしか利用ができないというふうに思っております。

住民向けといいますか、そういう御家族向けの部分については、セキュリティーの観点からいけば別なネットワークでやるべきことなのかなというふうにも思っていますけれども、一部別なところではこういったものを一緒にやっているような事例もあるというふうに聞いておりますので、この後ICTの深化も含めまして、どういった形でやっていけるのかということは研究してまいりたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） もっとこの部分について議論させていただきたかったのですが、できれば並行的にやっていただきたいのですが、ある程度固まりましたら、家族との連携の部分、非常に大事だと思います。本当に家族とのコミュニケーションという部分でも効率的になると思います。いろんな部分で画像とか、そういった部分でも提供してできると思っていますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。これ要望しておきます。

最後になりますけれども、保育士の皆様、介護職員の皆様、日々の勤務、また人材不足に対応し

て御尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げて、質問のほうを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

NAYOROスタイル部活動改革推進事業に関わって外1件を、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より御指名でありますので、通告順に従い、順次発言をさせていただきます。

大項目の1つ目、NAYOROスタイル部活動改革推進事業に関わってお伺いをいたします。今年度から始まる新たな取組といたしまして、個人的にも最も大きな期待を寄せている事業であります同スタイル改革事業であります。学校で働く教職員の働き方改革を推進するという目標達成のため、従来から当然のように行われてきました学校部活動の在り方を大きく見直し、生徒、職員、保護者、地域などが連携しながら取り組む事業であると認識をしております。

当事業は、部活動指導員配置促進事業、学校応援隊地域人材バンク事業、部活動学校間バス移動モデル事業、ICT部活動支援事業、中学校生徒対外行事参加奨励費、以上5つの事業で成り立っておりますが、各事業の概要とその進捗状況について、小項目1番としてお知らせをください。

続いて、小項目2、現段階での課題と対策についてお伺いいたします。さきにも述べましたが、今年度からスタートをしている事業であることから、従来の取組から大きく転換する事業であることなど、様々な課題が予想されているかと考えております。現段階で判明しております課題あるいは懸案事項、そしてその対処方法についてお知らせください。

小項目3、将来のあるべき姿の部活動を目指した取組についてお伺いいたします。先ほどの事業を組み合わせることで働き方改革と部活動改革、その両方を目標としているところでありますが、

その目標達成まではある程度の具体的な指針の策定が必要ではないかと考えております。今後の展開と部活動改革としての最終目標をどう設定されているのかお考えをお知らせください。

続いて、大項目2、名寄市病院事業についてお伺いいたします。現在名寄市病院事業においては、新名寄市病院事業改革プランを策定し、安定的かつ継続した地域医療を提供する体制を構築してまいりました。しかしながら、一昨年来からのコロナ禍はもちろん、道北地域における慢性的な人口減少や進む高齢化など、多くの要因から経営状況は楽観視できるものではないと、既に皆様も御承知のことかと思えます。昨年、総務省において持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示されました。この中では、医師の働き方改革や新興感染症対策といった条項が盛り込まれるなど、将来にわたる経営課題の解決に資する内容であると認識をしております。行政としても策定すべきではないかと考えておりますが、本市のお考えをお知らせください。

以上、大項目2点にわたる質問であります。これまで踏み込みづらい分野である教育、そして医療、そこへの働き方改革の推進、そこに関わる内容であることから、多様化する社会環境への課題を見据え、行政サービスの維持向上につながるやり取りができることを期待して、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今村議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は病院事務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

大項目1、NAYOROスタイル部活動改革推進事業に関わってについてお答えいたします。

まず、小項目1、事業概要についてであります。中学校における部活動改革では、国が示した運動部活動の段階的な地域移行と合理的で効果的

な部活動の推進という2つの視点から、教師の負担軽減と生徒の活動機会への確保を両輪とした部活動改革を推進していく必要があります。このため、本市においては今年度より学校と地域の実情やニーズを踏まえたNAYOROスタイル部活動改革推進事業の取組を進めているところです。具体的には、教職員の部活動指導に係る負担軽減や生徒が専門的な指導を受けることで活動の質の向上を図るよう部活動指導員を配置する部活動指導員配置促進事業及び部活動指導員を担っていただける地域の方やボランティアとして部活動等を支援していただける方に登録いただく学校応援隊地域人材バンク事業について、現在22名の方に登録いただき、活動を開始しております。

次に、合同部活動による学校間移動に係る生徒の安全と保護者や教職員負担の軽減を目指す部活動学校間バス移動モデル事業は、風連中学校と名寄中学校のバレー部による合同部活動において5月より運行が開始されております。

また、ICTを活用して外部の専門講師からオンラインで指導を受け、効率的、効果的な部活動指導の質の向上を図るICT部活動支援事業は、活用を希望する部活動を募集しており、応募があり次第、運用を開始する予定であります。

最後に、中体連等の地区大会出場に係る経費負担を軽減するため、貸切りバス借上げ料の補助割合の見直しなどを行った中学校生徒対外行事参加奨励費については、大会開催に併せてそれぞれの部活動において活用いただくこととなっております。

次に、小項目2、現段階での課題と対策についてお答えいたします。NAYOROスタイル部活動改革推進事業は、今年度より開始している事業のため、今後様々な課題や懸案事項が生じてくるものと思われませんが、まず現段階においては部活動改革の内容に対する周知の不足が大きな課題だと捉えております。そのため、学校、教師に対しては教育改善プロジェクト委員会の教育経営の充

実に関する研究グループにて各学校の教師に対し部活動改革への理解や認知度の向上を図る取組を進めてまいります。また、保護者には本改革の内容の周知や部活動指導員への理解を図るよう、各学校を通じて事業の説明やリーフレットの配付を行う予定です。さらに、地域や各スポーツ団体には会議や会合等において事業の説明を行い、周知の徹底に努めていこうと考えております。今後、事業が進む中で多くの課題や懸案事項が生じてくるものと考えておりますが、学校、保護者、地域、各種団体が一体となり、本市の実態を踏まえたNAYOROスタイル部活動改革の推進に努めてまいります。

次に、小項目3、将来あるべき姿の部活動を目指した取組についてお答えいたします。運動部活動の改革について、スポーツ庁では運動部活動の地域移行を着実に推進していくため、地域におけるスポーツ環境の整備方策等について、令和3年10月より運動部活動の地域移行に関する検討会議において集中的に検討が行われ、先日検討会議としての提言が取りまとめられました。提言では、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本に、その目標時期を令和5年度から3年後の令和7年度末を目標としているところです。そのため、本市においても運動部活動がこの提言による目標年度内に地域移行できるよう取組を進めていく必要があるものと考えております。部活動改革は、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けた取組であり、持続可能な部活動となることが何よりも大切であると考えております。また、部活動改革を通じた教師の働き方改革により、教師が時間的、心的余裕を持ち、これまで以上に子供たちに寄り添う時間の確保を図れるよう取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私から

は、大項目2、名寄市病院事業について、小項目1、国策との連携による新たな強化プランの策定に向けた取組についてお答えいたします。

令和4年3月に総務省から持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示されました。これまでは、平成27年3月に通知された新公立病院改革ガイドラインに基づいたプラン策定を求められていたため、当院では令和2年度までを期間とする新名寄市病院事業改革プランを策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化や再編、ネットワーク化、経営形態の見直しなど、様々な経営改革に取り組んできたところであります。

今回の公立病院経営強化ガイドラインでは、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師、看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視しながら、新興感染症の感染拡大時等の対応といった視点も踏まえて、地域における公立病院の役割、機能を明確化、最適化し、病院間の連携を強化することや新興感染症に備えた平時からの取組、また医師の働き方改革への対応などについて記載したプランを令和9年度までを標準期間として令和4年度、または5年度中に策定するよう求めているところです。

現在の当院の改革プランは、総務省から令和2年夏頃に示される予定でありましたガイドラインが遅れたということでございまして、従前の新名寄市病院事業改革プランを時点修正した内容になっておりまして、期間も令和3年度から7年度までとなっています。そのため、今回示されたガイドラインに沿った内容のプランとするため、東病院に関する事項も含めて改めて本年度中に経営強化プランを策定するよう情報の収集と共有及びスケジュール調整などの作業を進めることとしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それぞれ御答弁をいただきました。

檀上でも申し上げましたが、非常に大きな改革に踏み切っていただいたなというところが正直な印象であります。

この活動推進事業であります、あくまでも現在は運動部というところのスタートになっているのかなと思います。後のほうでもやり取りさせてもらいますけれども、その辺も今後の検討のかなと思っております。

小項目の1番については、了承いたしました。ぜひ進めるように私も協力をしたいなと思っております。

小項目の2番であります、課題と対策という点、教育部長もおっしゃられたとおり、非常に多くの意見がある。そしてまた、現状においても保護者のほうからも結構いろいろと意見があるのではないかなというように感じております。細かいことで失礼でありますけれども、各種細かくお聞かせいただきたいと思っております。

まず、指導員の確保に向けた取組ということで、現在22名が登録をされているというふうに聞きました。この指導員であります、例えば全く該当する運動部の経験がない方でも可能なのか、それともあるいはどこか勉強されてきたのか、過去に経験がある方なのかという点、お聞かせいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 部活動指導員につきましては、やはり中学生のまずは部活動をしっかりと指導していただくというところから、この指導していただける方のスキルはやはり必要になってくるものかなというふうに考えておりますので、今まで経験されたことがないスポーツについての指導に対しては、それは難しいものかなというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） そうだと思います。

自分もあまり運動部の経験がないものですから、私の子供もバレーやっておりますが、指導してくれと言われても難しいということで、苦慮しておりました。その中で指導員さんというのを見つけていただく、学校の関係で見つけていただくのかなと思いますが、指導員さんのお立場といたしまして、どのような立場で指導に当たるのか、その点お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 中学生の生徒にとって、やはり良好なスポーツ環境を整備していかねばなりませんので、専門性ですとか資質能力を有する指導者の確保はしていかなければならぬかなというふうに思っております。

今年度より実施させていただいております部活動指導員につきましても、そういう面で部活動指導員の研修会を受講するという事は求めておりますし、研修の中で指導者としての資質向上を図らせていただきたいと思いますと思っておりますのでございます。

今年度は、まずはこれまで外部コーチとしてボランティア等で指導いただいていた地域や各スポーツ団体の皆さんに声かけをさせていただきながら、人材バンクの登録により部活動指導員を担っていただいているところでございます。各学校におきましては、その人材バンクへの登録のお願いといたしまして、部活動のみならず、様々な学習指導についてもぜひ登録いただきたいということで、保護者に案内文などによって周知を努めさせていただいているところでございます。そういった展開を図りながら、少しでも多くの方に部活動指導員を担っていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） なるべく多くの方に登録をいただきたいということは、やはり子供たちにとっても教えていただける幅が広がるという意味で非常にいいのかなと思います。

ちょっと気になっておりましたのが、先ほどもおっしゃっておりましたけれども、令和7年末を目標にということでしたでしょうか、休日から地域にということで移行されると。地域になった場合に、例えば各大会までの送迎ですとかがどうしても必要になってくる。そのときの事故の対応等々というのももちろん検討されているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今回部活動指導員の方々には、学校教職員のほうにもなっていていただくことになりますので、当然保険にも加入していただくことになっておりますので、そういう対応はさせていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。確かにこの送り迎えという点だけ一つ取っても、非常に今苦勞しているといいましょうか、そういう状況が散見をされております。今名寄市内、風連から名中ということでありましたけれども、これは今後、例えばですが、風連の野球部でしたら、今下川中学校と合同の練習ということで、風連から下川へ行ったり来たりということが頻繁にあります。この辺、例えばですけれども、名寄から下川へのバスを出すとか、そういうお考えについてはどうでしょうか。ありますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 現状、合同部活動なのですけれども、今私どもの押さえている段階で4つの部活動が合同部活動されているとなっております。先ほどの答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、風連中学校と名寄中学校のバレー部、それからこれは市内なのですけれども、名寄中学校と名寄東中学校の野球部、それから風連中学校と下川中学校の野球部、最後に智恵文中と美深中の野球部というふうに合同部活動を組まれているということになっていきます。

現状は、それぞれ例えば今議員のほうからお話

ありました風連、下川につきましては、どうしても平日やっぱり移動時間がかかってしまいますので、移動時間だけで部活の練習が終わってしまうということから、平日につきましてはそれぞれの学校で練習して、土日については合同で練習すると。これは、智恵文、美深も同じような扱いをさせていただいているということになっているそうです。名寄中学校と名寄東中学校にもそれぞれ同じような、市内ですけれども、平日は学校で練習して、土日に合同で練習をしているということになっております。

今後の名寄市と違うまちとの送迎ということだったのですけれども、状況によってはやっぱり考えていかなければならないかなとは思いますが、先ほどお話しさせてもらったとおり、平日になると移動の時間だけで相当時間かかってしまうということから、なかなか現実的ではないのかなというふうにも今ところは認識させていただいているところでございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 平日は大変だということですので、例えば土日については検討をいただけると聞かせていただいたと認識してもよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今年から全ての先ほどお話しさせてもらった5つの事業を始めさせていただいています。合同部活動の部活動間バス事業につきましては、現在は平日を対応させていただいております。土日につきましては大変申し訳ございませんけれども、保護者の皆さんの負担ということで何とかお願いをしているところでございます。これからいろいろな話合いの中でいろんなことが出てくるとお思いますので、何ともこの場ではいい悪いというのはなかなか申し上げづらいのですけれども、今後そういったいろんな皆さん方のお話を聞きながら検討させていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 検討していただくと、非常に心強く思っておりますので、どうぞ前向きに検討いただければなというように思っております。

今野球部あるいはバレー部といった部活動であります。これの大会に、例えば中体連等々あると思います。それに参加するときには合同の部活動だと参加できませんよといったような資格といたしまししょうか、レギュレーションがあるのかなと思うところもあります。その辺の整合性について、何か統一的な見解とかあればお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今中学校の生徒を対象とする大会といたしましては、やはり大きな大会といたしましては中体連が主催する大会、それから競技団体が主催する大会、それから各種スポーツ団体が主催する大会というのがあると思えます。また、その大会に参加する要件というの、学校単位であるものとか、地域のスポーツ団体に限るものとか、そういった要件が全くないものとか、いろんな参加要件になっているのかなというふうに思っているところでございます。大会というのは、やっぱり生徒にとって日頃の練習の成果を発揮する非常に重要な貴重な機会でもございますし、技能の向上にも非常に寄与しているのかなというふうに思っています。

そうした中で、今情報が入っているのは、日本中体連においては地域のスポーツ団体の中学生の全国中学校体育大会の参加を承認することを決定し、いわゆる地域のスポーツ団体が中体連大会に出られるということを決められたと。また、参加条件等によっても各都道府県の中学校体育連盟と協議中ということになっておりますので、こうした参加条件が地域の実情と捉えて、参加要件が緩和される、また拡充されるということを我々も注視させていただきたいなというふうに思っている

ところでございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。確かに全国的な動きで今後休日から地域へという目標立っている以上、中体連側としても、大会開催する側からしても無視できる話ではないのかなと思っております。ぜひそういうところの情報をしっかりと取りながら進めてほしいなと思っております。

ちょっと気になってはいたのですが、各学校から集まってくると着ているユニホームがなかなか統一されないと。同じチームなのに、こっちは違うユニホーム、こっちは違うものという、そういう状況が今出てきているのかなと思っておりますが、これは例えば保護者が負担する部分もあるかと思えますけれども、行政としてやはり統一感を持ったチームとしては、ある程度財政出動も必要なのかなと思っておりますけれども、御意見をお聞かせいただければと思えます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 恐らく合同部活動で、例えば今先ほどお話しさせてもらった名寄中学校と風連中学校のバレー部であれば、名寄中学校の子は名寄中学校のユニホームを着ているし、風連中学校では風連中学校のユニホームを着ていて、それを一つにならないかというようなお話のかなというふうに思っているところでございます。

ユニホームの問題というの、多分恐らく各中学校の中でそれぞれの部活動で、例えば2年に1回だとか3年に1回だとか、そういうサイクルの下、各部活動のユニホームを市が新調されるサイクルになっているのかなというふうに思います。また、このユニホームだけでなく、それぞれ大なり小なりいろんなこれから課題が出てくるのかなというふうに思っています。そういった面についても、これからいろんなところで協議していく場があると思っておりますので、そういったところで1つずつ、先ほどお話しさせてもらった大きな課題

や小さな課題もクリアできるものかなというふう
に思っていますし、クリアしていけばいいなと
いうふうに思っていますので、よろしくお願
いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） といいますのも、各学
校それぞれだと思いますが、部活動に関する用具
をそろえるために資金造成を各学校知恵を出しな
がら行っておりました。具体的に言えば、ビール
パーティーといったのが今主流になったのかなと
思いますが、このコロナ禍の中で一切開催するこ
とができないという状況があります。もちろん大
会も少なかったのは少なかったのですが、
子供にとっては3年しかないうちの1年ですから、
非常に大きなロスと言ってしまうのは間違いか
もしれませんが、何もできない期間を過ごさ
せてしまったというのは、私保護者としても残念
に思っております。

今どうこう答弁をいただくとは思ってませ
んけれども、ぜひこの部活動の道具に対する支援
というのは、これからも検討していただければ
なというふうをお願いをしたいと思います。

続きまして、先ほども答弁いただきましたが、
情報共有が必要、情報交換が必要だということ
でありました。実際、先日名寄市PTA連合会の
会議の中で参加をさせていただいたのですが、
東中学校と名寄中学校の耐震化の話の説明はあ
りましたが、なかなか中学校の部活動推進事
業については難しいといひましようか、説明
する側も恐らく大変なのだろうなという認識
をしています。これは、やはり説明する場所
ですとか方法、回数、ある程度思い切って動
いてもらう必要があると思っておりますが、
そのパンフレット等々という言い方して
いましたけれども、具体的にもいつやるぞ
とか明日からやるぞとかありましたらお知
らせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） まず、大きな課題と、

最初に答弁させていただいたとおり、やはり部活
動改革ということの周知が不足しているな
というふうに、4月からこの事業をスタート
させて十分認識しているところです。特に学
校現場においても、やはりまだ進んでい
ない。そこで、なかなか教師の皆さん方
にしっかりとした事業の内容と制度について、
教師の皆さんの共通の認識をまずは持
っていただくということが今非常に重要
なところなのかなというふうに思っ
ていて、それと並行しながら保護者の
皆様にもしっかりとそういうことを
やっている、そういうことなのだよ
ということを伝えていければな
というふうに思っています。

なので、なかなかタイミング、いつにパン
フレット配るのだとかリーフレット配
るのだというような御質問な
のですが、まずは私どもとい
たしましては学校の中で、先
ほどもお話しさせてもら
ったとおり、プロジェクト
委員会の中でしっかりと先
生方にもこの内容につ
いて、いろんな疑問点を
先生方もお持ちだと思
っていますので、そう
いったところも我々も
把握しながら情報を
取り、しっかりと共有
しながら、まずはその
内容について理解度
を深めていき、そ
して並行しながら保
護者や地域の方々
にも周知をしてい
ければなという
ふうに思っ
ております
ので、よろ
しくお願
いしたい
と思
います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。
取りあえず現状ということ
で周知が不足している
という点、そして私先
ほども例を挙げまし
たけれども、課題につ
いては山積している。
ぜひこれを解決して
いただきたいという
ふうにお願
いしたい
と思
います。

小項目3番目、将来あるべき姿という
点で、今のやり取りを総括するよ
うな格好にはなりません
けれども、まずこの
事業、部活動改革、働
き方改革と言っ
ておりますが、ま
ずははっきりさせ
ておきたいのが誰
のための事業なの
かと、はっきり申
し上げていただ
きたいと思
います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 子供たちが将来にわたって、今日午前中の山崎議員のほうにもお答えしましたけれども、将来にわたって持続可能にスポーツに親しむことができるために、この改革があるものだというふうに認識しております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。いい話を聞かせていただきましたと言ってしまうたら変な話ですけども、先生方についても空いた時間を使って子供たちと向き合う時間がつくると御答弁をいただきました。まさにそのとおりであります。さっきも言ったかもしれませんが、子供たちにとってはたかだか3年しかないと言いますが、その3年の中で精いっぱい部活動に取り組んで、そのきっかけとして生涯スポーツといった話、午前中にもありましたけれども、そのきっかけに十分なってくると。非常に学校教育の中でも大きなウエートを占める授業、部活動だと思っておりますので、その辺しっかりと捉えていただきたいと思います。

先ほど、いつ頃、例えばチラシ等々を含めて難しいという話をしておりましたが、国のほうで令和5年から7年末を目標として動くという示された話であります。これに向かっては、具体的なタイムテーブルといいましょうか、計画的なもの、ある程度指針的なものが必要なのかなと思っております。その策定に向けて取り組むお考えはありますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほど小項目3番のお話の答弁の中でもスポーツ庁の提言の中でお話しさせていただきましたけれども、その提言の中におきましても、自治体のスポーツを担当している部署とか学校担当部署、さらにはスポーツ団体ですとか、様々な方々から成る協議会等を設置して、地域の実情に応じた活動ですとかスケジュールを検討していきましようというようなことも示され

ているところでございます。

私どもも部活動改革推進委員会というものが今立ち上げさせていただきたいところではございましたけれども、そういった先ほどの全体的な周知不足等もございまして、そこは一度4年度入って素早く動きたかったのですけれども、やはりこういった課題をまずはしっかり克服することが優先的でもあるし、地域の中で皆さん方にもこの改革についてよく御理解していただきたいということもあるので、一旦今はその部活動改革推進委員会をどのような体制にするかというのは今検討しているところです。これもなるべく素早く立ち上げさせていただいて、その中でやはり今回先ほどお話あった、7年度末を最終的には目標とするのですけれども、その目標に向かって進めさせていただきたいなというふうに思っています。

先ほど子供たちのためにという話は、当然子供たちのためなのですけれども、やはりもう一つは学校の先生方の働き方改革、この両輪の事業でございまして、学校のほうにもしっかり理解してもらわなければならないなというふうに思っておりますので、そういった面で地域、学校、そして各関係者が一体となってこの部活動改革を進めていくために努力させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひその両輪合致させながら、いい活動になるように私も応援したいなと思います。どうぞよろしく願いします。

それ以外にも、この部活動というのは今文化系の部活動もちろんありますし、例えば地域の少年団の活動ですとか、あるいは高校生あるいは大学生、また市民サークルの方々といった、そういう方々、社会教育を中心としてやられている方々についても十分部活動の指導員といいましょうか、一つの部活としての幅が広げられるのではないかなというようにも考えております。その点、まだまだ将来的な話にもなりますので、明言難しいか

と思いますが、例えば冬季のスポーツ、冬になったらピヤシリのジャンプ台へバス出すよとか、そういうような事業、これからの将来展望みたいなところのお話を聞かせていただきたいなと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） まず、文化系の部活動についてなのですが、文化部の地域への移行の在り方についてでございますけれども、今私どもが分かり得る情報でいきますと、文化庁が文化部活動の地域移行に関する検討会議という中で今議論中だということで伺っております。今年の7月頃、だからもう来月ですね、来月頃をめぐりに提言がまとめられるというふうな予定だというふうに伺っておりますので、それらを参考にしながら文化系の部活動の取組も進めていければなと思っています。

それから、細かいといいましょうか、具体的な事業についてはなかなかお話しすることというのは難しいのですが、今今村議員のほうからもありましたけれども、やはり中学校の部活動だけにとどまらないで、少年団、さらには中学校の部活動、そして高校の部活動と、そういったところを見通しながら、子供たちの継続的な活動の場と、さらには指導者の指導体制の構築というのが非常に重要なことなのではないのかなと思っていますし、ある意味それが最終的な目標に近い形になってくるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。ぜひそのようになるように期待をしておりますので、庁内横断的に協力しながら、ぜひ取り組んでいただければと思います。

そうしたら、続いて大項目の2つ目に移らせていただきたいと思います。名寄市病院事業ということで、今までの病院事業改革プランから変わっていくというような認識をさせていただいており

ます。この中において、各目標が設置をされていたのかなと思っております。ガイドラインの概要という資料、国で発表されております、それを参考とさせていただきますと、まず公立病院経営強化の必要性があると。ここに再編ですとかネットワーク化、経営形態の見直しといった文言が並んでおりまして、これは当地区において考えますと、医療連携法人がそれに該当するのではないかなというふうに考えておりますので、その変化の関わりといいましょうか、これから医療連携法人の役割、どう変わっていくのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 同じ概要の資料は手元にはございますが、先ほど答弁させていただいたところから若干踏み込んだお話をさせていただきますと、今回改革プランから経営強化プランという形に名前が変わりました。概要の資料にも書いてありますとおり、今後に向けては連携の強化、それから働き方改革、引き続き経営形態の見直しですとか、経営の効率化等を行っていきなさいという中身になってはいますが、新興感染症への対応というものがタイムリーなネタとして組み込まれているというようなことになっていきます。

これと並行しまして、コロナの間に少し話題が減りましたけれども、全国的に経営困難、改革が必要な病院名が公表されたというような実例もございました。こうした、概要にも書いてございますが、経営を確保し切れない病院がありますよね。そうした前提で経営を強化しなさい。自分のところで生きていくことが大変厳しい病院については、連携を強化しなさいということになってくるのが、これは当然のことございまして、こうなると経営強化プランと、それから地域医療構想、今後においてはかなり重複したテーマがそこに出てくることになります。それらを見越した上でプランをつくっていかねばいけないということ

になります。そうしたときに誰がコントロールしていくのか。特に連携ですとか、そういったものが非常に問題になってくると。これは、当初の段階から分かっておりましたし、この連携には中心になる病院と連携をしてもらう病院というのが当然出てきますから、それらについては働き方改革などで一番効果が出てくると思いますけれども、中心的な病院に医師、看護師をできるだけ集めて、自分のところの病院で働き方改革を達成しづらい病院などに対して、人を提供する、アシストするというような仕組みをつくっていかねばならないということになります。その上においては、地域医療連携推進法人は法人に参加している病院同士では、その中で実質的に職員の融通をすることができるという特徴がございます。ベッドの融通もできるというようなことにはなっておりますけれども、そうしたことにつきましてはせんだって法人の会議をやった際にも今すぐできるという状況ではありませんけれども、今後に向けてはそうした機能を持たせていこうという話をさせていただいているところでございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 例えばですけれども、この持続可能な地域といいたいまいしょうか、医療連携法人という話でありましたけれども、その法人以外にも、例えば個人経営の病院さんですとか近隣の医療関係の方、施設含めて、そういうところも今後連携を図っていかねばならない内容になっていると、また図っていくのかと考えているのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） そうした民間ですとか地域の公立病院、公的病院といったところの連携ということでございますが、これにつきましてはもう名寄市立総合病院としましては、過去に平成25年、24年ぐらいからスタートしておりますポラリスネットワークというもので、実質的な医療圏、稚内まで広げた形でネット

ワークを組んでいるということでございます。

この間、機能拡充するなりしてきた経過がございますし、昨年度もケースラインという仕組みで救急搬送の迅速化のシステムを組み込んでやってきております。そうした今回のガイドラインの中にも出ておりますけれども、デジタル化の推進というところは、そうした地域の医療連携にとって非常に大切になってくるだろうということで、もう既に相当の病院と連携を強化してきている状況でございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 今の話を総合して、私の頭で判断をすると、地域全体をまとめて一つの病院にしていこうと、そういうような考えに感じております。そういう考えに立ちますと、先ほど来からやり取りがありました医療介護連携ICTネットワーク事業と、これも非常に大きな役割を果たしていくのかなと思います。これの影響といいたいまいしょうか、事業自体の役割がさらに広がるのかなと思っておりますが、その辺病院側からどうお考えなのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 昨年稼働いたしました市の医療介護のネットワーク、これは先ほど申し上げましたポラリスネットワークの一部ということで、機能拡充ということで追加をさせていただいております。サービスの範囲は、現在名寄市内ということでございますが、実はポラリスネットワークに参加しているそれぞれの自治体がございます。そちらの自治体も、順次システム機器の更新を迎えるということになります。その更新時に当たっては、こうした医療介護連携のシステムをぜひ参考にさせていただいて、それぞれの自治体でも構築をしていただきたいというようなお話をさせていただいているところでございます。

そうしますと、今度自治体の壁を超えた情報連携ができるようになってくると。例えば名寄市立

病院で手術をしました。士別市立病院に入院しました。その一連の流れの処方結果、退院時サマリーとか、そういったものが地区全体で共有可能になってくるということが実現してきますので、そうした役割も持って対応していただきたいというお願いも今させていただいているところでございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひそういう対応にこれからなっていきたいなというように思います。

このプランとは離れる部分もあるかもしれませんが、新しく考え方が変わってきますよ、広域化しますよという周知の部分といいたいでしょうか、患者さんが何で名寄市立病院に入院したのに、士別の市立病院に送られるのだとか、そういった言い方をされる方いらっしゃるかなというように思います。やっぱり市民の方に広くお知らせをして、これからの病院、こういう在り方になっていくのだよと周知するというのは非常に大切なのかなと思いますが、その辺の手腕といいたいでしょうか、手法についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） こうした役割の分担というものが進むことにつれて、実質的に事例としては数は少ないですけれども、そうした名寄と士別と、士別と名寄と、名寄市内においてもということたくさん起きていることでございまして、これらにつきましてはこれまで毎年3回ぐらい、市立病院として市民に対する公開講座、説明会を開催してきているところでございまして、この間もコロナ前は和泉管理者によりましてそうしたお話を毎年させていただいているところでございます。そうした機会を失っているということございまして、また今後それが復活できるような形になりましたら、また生で管理者からお話しいただくというのが私は一番いいのではな

いかなというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 生でというお話でありました。先ほどからデジタル化云々という話もありますので、そういうデジタル媒体等々使いながら、ぜひ効率的に市民周知を図っていただいて、市民だけではなく、医療圏域全員が病院事業に対して支援をしていただけるような情報共有の仕方というのをぜひ考えて構築していただければと、要望させてもらいたいと思います。

続きまして、この同改革プランの中では、働き方改革ということがうたわれております。現状も対応されているといいたいでしょうか、さすがに医療の現場って非常に難しいところもありますので、一筋縄でいかないと私も承知をしております。まず、この働き方改革が新しい改革プランの中でどういう位置づけ、そしてどう変わっていくのか、まずお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） このガイドラインの中には、大きな1項目ということでうたわれているわけでございますが、正直私も働き方改革を、これを徹底して最適化していった場合には、経営は悪化するというふうに考えています。それだけの人的なゆとりが必要になりますし、あてがいも含めてかかる経費、そうしたことをどうやってバランスよく調整していくのかということが必要になるというのがまず1つでございます。

当然、まずは医師の働き方改革ということになります。これにつきましては、総労働時間の規制がまず一番のメインになってきますので、現在も医師に関しては出退勤管理を継続して、実質的な勤務時間がどれぐらいあるのかということのデータについてもこの3年間ぐらい、全部整理をされている状況にあります。やはり一部では規制の範囲を超える時間外になる診療科もございまして、

そうした部分、例えば医師を1名増員しなければいけないですとか、それができなければ業務の分担をしなければならない、ほかの診療科による手伝いが可能であれば、そうしたものをしていかなければならないと。様々な調整をしていかなければいけないということになりますので、そこら辺を今和泉管理者を中心に対応している最中ということで、今年度中にそうした計画を立てて評価を受けなければならないということになっています。その評価は、北海道医師会のほうが担当するということになっておりまして、当院の和泉管理者もその評価委員会のサーベイヤーの一人ということになっておりますので、最新の情報を得ながら、これから積み上げていきたいというふうに考えているところです。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 働き方改革すると経営が悪くなると、非常にショッキングな言い方でしたが、これは正直そうだなというように私も思います。例えばあまり想像はしたくないのですけれども、市内で新型コロナウイルスあるいは新興感染症といったものがクラスター化しました、出ましたと。そうしたら、一遍に市立病院に入ってきます。なかなかその対応も難しくなってくるのかなと思います。これから、考えたくはないのだけれども、あり得る話という部分の中で、例えば看護師、医師に対してそういう緊急事態に当たってくれた方、非常に激務こなしておりますから、その例えばインセンティブをつけた給与体系にする、あるいは支払うといったようなお考えがあればどうか、考え方をお知らせください。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） この間もコロナ対応、早期の段階から行うに当たりまして、直接担当した職員に対しましては、職種に応じて1日当たり5,000円なり4,000円なりというような手当を創設しながら対応に当たったということでございますし、そうした頑張りに

対して、国のほうからも看護師の処遇改善、これは保育士さんとかも一斉に出ましたけれども、この2月から看護部所属職員に対して月額での上乗せ手当を支給しているという状況になります。

今後さらに10月以降には、診療報酬で0.2%上乗せするので、月額3%程度、1万2,000円程度の引上げを行いなさいということになっているのですが、その制度の詳細についてはまだ示されていない状況にありますので、どこの病院も対応に苦慮しているところがございますけれども、情報を収集しながら対応について検討していきたいと考えているところがございます。

医師につきましては、今後働き方改革の検討が院内でも進んでいくということになります。もう一つ、これには多職種による働く業務の内容ですね、シェアしていくということになってきますので、そうしたものが整理された後に先生方に対するインセンティブのことについては相応の見直しが行われていくものというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 非常に多くのスタッフを抱えながらの病院事業であります。今年、令和4年度の予算書を見させていただきますと、年間で110億円のお金が動く病院事業であります。そのうち60億円が給与のお金になると。これは、昨年基幹産業の農業の産出額が96億円ちょっとだということを考えますと、全然無視できない規模の産業というように私も認識しております。もちろん病院でありますから、健康ではなくなった人たちが来てしまって、そこで健康を取り戻して、それぞれの地域でまた経済活動を行うといったような循環がやはり病院がないとできないことにもなります。ぜひそういう目線で、病院としてこれからも名寄市中核の病院だと思っております。病院としてあり続けられるように、いろんな方向性が考えられるのかなと思いますが、いろんな手腕を使いながら、ぜひ病院経営をしっかりと執り行っていたいただきたいというようにお願いを申し上げます。

たいと思います。

市立病院から離れてはしまうのですけれども、地域の中でもう一つ大切な病院ということで東病院があるのかなと思います。従来からかなり古くなっているというお話もありました。これは、本来でしたら東病院が急性期が終わった患者さんを診るといいますか、そういう役割分担をする病院になるのかなと思います。これから建て替え、あるいは整備について、現状で何か変更点ですとか新しく変わったこと等あればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 東病院の今後につきましては、当然経営強化プラン、これを一緒に策定していくということになります。ただ、その前段といたしまして、今後に向けて老朽化した施設をどうするのか。これは、市や指定管理者の上川北部医師会さんなどと十分な事前協議を行っていく必要があるというふうを考えているところでございます。その上で、実情に合いました地域医療構想とも合う役割、また圏域内のほかの医療機関の変化、それらを踏まえた上で今後どのようにしていくかというところを、そう遅くない段階で協議をスタートしていくことになるだろうというふうを考えているところでございます。その中で方向性が決まってくるかというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 同事業の改革プランの中には、財政措置も含まれているという事業もあります。いろいろな方法があると先ほども申し上げましたが、名寄市の病院事業をしっかりとこれから持っていただきたいというようお願いを申し上げて、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。
お疲れさまでした。

散会 午後 2時56分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 佐久間 誠

署名議員 黒 井 徹

令和4年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年6月22日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 長 佐 々 木 紀 幸 君
事 務 部 次 長 水 間 剛 君
市 立 大 学 局 長 水 間 剛 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 松 田 慎 司 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 佐 藤 美 香 君
会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員 岡 川 進 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山 崎 真由美 議員

16番 山 田 典 幸 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

消費税インボイス制度について外1件を、富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） おはようございます。通告順に従い、質問をしてみたいと思います。

大項目1、消費税インボイス制度について伺います。2019年10月に消費税が10%に引き上げられ、長引くデフレにより景気が低迷しております。新型コロナウイルス感染拡大やウクライナの情勢、そして急激な円安の波、あらゆるものの物価高騰を受けて中小、零細事業者の業種によっては売上げがさらに落ち込んでいるのが実情です。国や道、そして市による各種支援金や協力金の給付、また貸付けなどで辛うじて持ちこたえている事業者も多く、事態は深刻さを増している状況であります。その渦中において、来年2023年10月に消費税インボイス制度の導入が予定されています。消費税インボイス制度について理事者の見解を伺ってまいります。

市内の免税事業者数の把握について。国税に関わる消費税の新しい制度、インボイス制度、適格請求書等保存方式の実施が2023年10月から導入される予定になっています。それに伴いまして、昨年10月からインボイス発行事業者の登録

申請が始まっています。現行の帳簿方式では、年間売上げが1,000万円以下の小規模事業者は消費税が免除されています。しかし、インボイス制度が導入されますと、仕入れや経費を支払う相手先から適格請求書が受け取れなければ、売上げに係る消費税から仕入れ税額控除ができなくなります。それによって、課税事業者は消費税納入額が増加してしまうことが想定されます。課税事業者は、仕入先から経費の支払いまで適格請求書を発行できる事業者を選定し直す必要が生じます。一方で、そもそも適格請求書を発行できるのは課税事業者だけですので、売上げが1,000万円以下の小規模免税事業者は取引先から適格請求書の提出を頼まれても発行することができません。そのために、免税事業者は取引を停止、排除される懸念が生じます。取引を継続するために免税事業者がインボイスに登録をして、課税事業者になるという選択肢もありますが、そうしますと少ない売上げの中からさらに消費税の納税が重くのしかかることとなります。こうした市内の免税事業者がどのような影響を受けるか、そして影響を受けることが見込まれる免税事業者が本市内にはどの程度いるのか、把握状況について伺います。

小項目2、インボイス制度の周知と相談体制について。国税庁のホームページを見ますと特設サイトが開設されており、オンラインでの説明会や専用ダイヤルでの相談を行っているところであります。取引する目的や相手の立場によっては、適格請求書が必要な事業者と不要な事業者があります。煩雑な仕組みを簡単に理解するのは難しい部分もありますので、小規模免税事業者が一定数いると思われる本市においてインボイス制度のさらなる周知と相談体制づくりが必要になるものと思われませんが、本市の考え方についてお知らせください。

小項目3、企業会計に関わるインボイスについて。インボイス制度が導入されますと、本市と取引のある事業者にも影響があると思われませんが、

どのようにお考えをお持ちなのか伺います。

一般会計に関わる部分に関しては、消費税の申告義務から外れるのかもしれませんが、取引事業者側から適格請求書の提出を求められた場合、本市もインボイス発行事業者としての登録申請が必要となると思いますが、どのような対策を講じていくのかお知らせください。

また、公営企業会計の市立総合病院と上下水道に関しては、消費税の申告義務が発生する課税事業者でもあります。そこで、仕入れ額控除の適用を受けるために課税事業者に対して適格請求書の提出を求めることになるわけですが、免税事業者との取引はどの程度あって、インボイス制度導入後はどのように対応していくのか、考え方について伺います。

小項目4、地域経済循環や総合計画などへの影響について。中小企業振興条例の中で強調されておりますのは、地域内経済循環であります。域外への財貨の流出を避け、域内で循環経済の仕組みを構築していく上でも中小事業者の受注機会の増大が必須とうたわれています。その中には漏れなく免税事業者も含まれると思いますが、インボイス制度導入によって課税事業者との取引の状況によっては取引の中止や消費税分の値引きを迫られたり、場合によっては廃業に追い込まれかねない事業者も出てくるものと思われます。さらに、地方創生施策のまち・ひと・しごと創生総合戦略に照らしてみても免税事業者の基礎体力を奪うことのないようきめ細かい施策規則などへの配慮が必要不可欠になると思いますが、どのような見解であるかについて伺います。

また、来年度以降名寄市総合計画後期計画に進んでいくわけですが、名寄市の中長期的展望への影響評価についてどのように考えているかについて伺います。

大項目2、市民と愛玩動物の共生について。少子高齢化や独身、独居者、そして長引くコロナ禍において生活の癒やしや安らぎを求めて犬や猫と

暮らす人が増えています。一方で、多頭飼育崩壊や動物虐待、飼育放棄や野良猫の増加、そして殺処分などが社会問題化しています。2013年に改正された動物愛護管理法では、動物の殺傷や虐待、飼育放棄などに対して罰則が強化されています。名寄市においても市民部生活環境課が市のホームページに愛玩動物飼育に関する啓発項目が掲載されております。以下4点について見解を伺います。

小項目1、本市の多頭飼育崩壊と野良猫の対策について。行政と獣医師、愛玩動物看護師、動物愛護推進員、地域ボランティア、民間、動物愛護NPOなどの連携によって多頭飼育崩壊や野良猫の保護活動や保護猫の譲渡会などがなされています。本市における現状と対策について伺います。

小項目2、アニマルウエルフェア、動物福祉と殺処分ゼロに向けた取組について。改正動物愛護法の施行によって苦痛とストレスのない安心できる環境での飼育と保護した動物の殺処分を減らす取組がなされております。その結果殺処分は全国的にも減少傾向にあるということは、大変喜ばしいことではあります。アニマルウエルフェアの観点から保護動物の譲渡促進などにより殺処分ゼロに向けた取組について本市の見解を伺います。

小項目3、マイクロチップの装着義務について。犬や猫の飼い主の情報が分かるマイクロチップの装着が本年6月から繁殖業者や販売業者に義務づけられました。何らかの事情で行方不明になった犬や猫が飼い主のもとに帰ってくるためのツールとして期待されています。しかし、一般市民への周知不足は否めないのが実情です。また、チップを装着した犬や猫を業者から購入した飼い主は登録変更などの手続が必要になります。登録手続は有料で、オンラインで300円、書類で1,000円かかることから、飛躍的にマイクロチップの装着が広がりを見せるとは言い難い側面があります。本市として犬や猫の飼い主へのマイクロチップ装着推進についてどのような見解であるかお知

らせてください。

小項目4、不妊去勢手術助成補助金について。多頭飼育崩壊や飼い主のない猫たちの繁殖制限をかけていくためには、動物愛護管理法を遵守するための啓発活動も必要ですが、これまでのようにボランティアや市民の寄附や善意に頼るだけではなく、行政による不妊去勢手術に係る費用の助成や補助も必要な時期に来ているのではないかと思います。地域の生活環境と環境衛生を良好に保ち、飼い主のいない猫の頭数調整と殺処分を減らしていく上でも、そして市民と愛玩動物が幸せに暮らしていくためにも何らかの補助制度の創設が必要になると思われませんが、本市の見解を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） おはようございます。富岡議員からは、大項目2点について御質問いただきました。大項目1の小項目1及び2並びに大項目2は私から、大項目1の小項目3は総務部長から、大項目1の小項目4は産業振興室長からのそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、消費税インボイス制度について、小項目1、市内の免税事業者数の把握について申し上げます。令和5年10月1日から導入が予定されております消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度においては、消費税の仕入れ税額控除のために適格請求書の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うためには既に開始されております税務署への適格請求書発行事業者としての登録申請が必要となります。インボイス制度の開始に当たって登録しない免税事業者への想定される影響としましては、適格請求書の発行をできないことで売上げ先の事業者と比較して取引条件についての情報量や交渉力面での格差により取引条件の見直しを求められることなど一方的に不利になりやすいことや、課税事業者を選択した場合に小規模事業者が消費者に

消費税を転嫁しづらいケースも出てくるのではないとも言われております。制度の円滑な移行のため免税事業者からの仕入れについても制度導入後の3年間は仕入れ税額の80%、その後の3年間は仕入れ税額の50%を控除できる経過措置が設けられております。また、免税事業者が課税事業者を選択した場合、消費税の申告、納税等が必要となりますが、インボイス制度の実施後も基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は事前に届出をすることで中小事業者の事務負担軽減に配慮した簡易課税制度を適用でき、売上げに係る消費税額にみなし仕入れ率により仕入れ税額を計算することができます。さらには、簡易課税制度を適用している場合、インボイス制度の実施後も適格請求書を保存しなくても仕入れ税額控除を行うことができますので、仕入れ先との関係では留意する必要がないとされております。想定される免税事業者数ですが、市では課税売上高の把握ができないため正確な数字はお示しできませんが、一定数の事業者はいるものと考えており、免税事業者の不安が解消でき、制度の導入に向けて混乱が生じないよう市としてできる広報や周知に努めたいと思っております。

次に、小項目2、インボイス制度の周知と相談体制について申し上げます。インボイス制度のスタートは令和5年10月1日からとなっておりますが、適格請求書を交付するためには令和5年3月31日までに登録する必要があり、影響の大きいフリーランスの方や個人事業主などの免税事業者の方々は制度の理解と対応について判断する時間が必要になると考えられます。この間国からは様々な媒体を通じた広報や税務署による説明会が実施されておりますが、市としてもインボイス制度の広報、周知につままして問合せがあった場合に国の相談窓口の案内を行ったり、市広報紙、ホームページへの掲載、市庁舎内への制度PRチラシの設置などの対応を含め税務署等からの依頼に対して積極的に協力してまいりたいと考えており

ます。市内における事業者支援として、名寄商工会議所においてはインボイス制度の概要と実務対応をまとめた事業者向け小冊子を会員企業に対し配付しているほか、会員企業に限らず広く市内事業者を対象としたセミナーを定期的に開催しています。また、風連商工会においては早期に制度の理解を深める会員向け講習会を先月開催したと聞いております。引き続き商工会議所、商工会及び名寄地方法人会名寄支部など各団体と連携し、同制度の事業者への周知、相談体制の構築に努めてまいります。

続きまして、大項目2、市民と愛玩動物との共生について、小項目1、本市の多頭飼育崩壊と野良猫対策について申し上げます。飼い主がペットを適正な措置を行わないまま無計画に飼った末に異常繁殖が繰り返される多頭飼育崩壊が全国各地で発生し、社会問題となっておりますが、本市においても猫の多頭飼育崩壊事案が昨年度1件発生しております。市では、市民に幅広く適正飼育について広報、啓発を行うとともに、昨年度より多頭飼育崩壊の当事者である飼い主とのコンタクトを図った上で、市で公益財団法人どうぶつ基金の救済支援を活用した不妊手術を実施したほか、北海道が委嘱する動物愛護推進員や地域ボランティアの皆様、NPO法人ツキネコ北海道等の御協力により保護を行っていただいているところです。野良猫につきましては、広報等により餌やり防止の啓発を行うとともに、市民苦情により戸別訪問やチラシ配布など注意喚起を行っているところです。保護につきましては、負傷している猫については北海道動物愛護管理推進計画により北海道が保護収容を行うこととなっていることから、保健所等と連携した対応を行っております。

次に、小項目2、アニマルウエルフェアと殺処分ゼロに向けた取組について申し上げます。動物の保護や殺処分については北海道の業務となっていることから、市として殺処分ゼロに向けた具体的な取組を行っているわけではありませんが、生

活環境の保全や不幸な猫をつくらないことを目的として広報等により飼い猫の適正飼育や野良猫の餌やり防止の啓発を行っているところです。また、保健所からの依頼により保護猫に関する公告を行うなど保護猫の引取り先確保への協力を行っており、今後も啓発等の取組を進めてまいります。

次に、小項目3、マイクロチップの装着義務化について申し上げます。マイクロチップの装着に関する販売業者に対する義務化や現在犬、猫を飼っている方などへの努力義務化により装着された犬、猫が飼い主と離れ離れになったときに飼い主のもとに帰ることができる可能性が高まることが期待できるものと考えております。市としましても、市のポータルサイトから国のサイトへのリンクを貼り、市民への周知強化を図っております。

次に、小項目4、不妊去勢手術の助成補助金について申し上げます。全国では、飼い主のいない猫の増加を抑制することなどを目的に飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用に対する補助制度を設ける自治体があり、道内では旭川市や下川町で補助制度を制定されていると認識しております。先行している自治体では、補助により野良猫を捕獲、不妊手術し、元の場所に戻すことによる効果として子猫が増えない、餌の散乱や腐敗による環境悪化を防止、猫の尿の臭いが薄くなる、ふん尿による被害が減少、繁殖期の鳴き声がなくなると周知している事例もあり、本市においても同様の苦情が多いことから、これまで行ってきた餌やり防止の啓発を継続するとともに、補助制度を実施している先行自治体の状況などについて調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目1の小項目3、企業会計に係るインボイスについてお答えします。

地方公共団体のインボイス発行事業者登録については、一般会計のほか、個々の特別会計、公営

企業会計ごとに行うことになります。インボイス制度が開始する令和5年10月1日以降は、付番される登録番号等、インボイス制度に適合した事項を記載した請求書などを発行しなければ、取引事業者が仕入れ税額控除の適用を受けることができなくなります。このため、課税事業者との取引を有する一般会計、特別会計、公営企業会計については適格請求書発行事業者登録を行うべく作業を進めている状況でございます。

次に、企業会計におけるインボイス制度の導入に関する対応状況についてですが、病院事業会計は基準期間に課税売上高が1,000万円を超える課税事業者であることから、適格請求書発行事業者の登録申請を行うための準備を進めております。一方、現在病院事業費用においては給与や減価償却費などを除いた大部分の物品を課税仕入れにより調達しております。そのため、制度導入後は適格請求書の発行ができない事業所との取引は仕入れ税額控除の対象外となることから、当該事業者が消費税相当額を価格に反映させる場合には当院への影響は大きなものになると想定しております。免税事業者との取引については、これまで競争入札を伴わない軽微な取引においては当該事業者の消費税の届出区分の通告を求めていなかったことから、正確な把握はできておりませんが、今後はインボイス制度導入に向けた準備を進めていく中で各事業者の届出区分を把握し、適正な申告事務に努めていきます。なお、病院事業においては現在インターネットを介した電子請求受領サービスを利用しており、本サービスによる請求書がインボイス制度の要件を満たしていることから、適格請求書のフォーマット作成に苦慮されている事業者を中心に支払い業務の効率化を兼ねて本サービスを利用した請求書提出への切替えについて改めて周知を図っていく予定でございます。

次に、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、現在消費税の課税事業者であり、取引の大部分を占める水道料金及び下水道使用料は課

税取引となっております。両会計とも消費税の課税事業者としてインボイス制度への対応が必要となることから、適格請求書発行事業者として登録申請を行い、既に登録を受けております。また、インボイス制度への対応のため料金システム及び企業会計システムの改修、検針票や納入通知書等の用紙類の変更、交付したインボイスの写しの保存方法の調整を行っております。免税事業者との取引については、病院事業と同様の理由により正確な把握が難しい状況となっております。水道事業及び下水道事業は、水道料金及び下水道使用料による収入、いわゆる受益者負担により経営を行っており、インボイスに対応しない事業者との取引は仕入れ税額控除ができないため、経営に大きな影響を与えるものと想定しております。インボイスに対応するかは各事業者の判断によりますが、水道事業及び下水道事業としてはそれぞれの取引の内容や規模に応じて適切な判断を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは大項目1の小項目4、地域循環経済や総合計画などへの影響についてお答えいたします。

地域経済の活性化においては、地域で生産されたものがその地域で消費されるなど地域内での経済循環が重要であり、これと併せ地域外からの財貨を獲得することにより経済循環が持続的なものとなります。中小企業の振興は、この地域循環型経済の構築を図ることで豊かに暮らせるまちづくりを実現するよう推進することが重要であると考え、昨年12月に中小企業振興条例を全部改正し、基本理念や役割などを定めるとともに、同条例に基づく支援メニューを事業者のニーズに応える使い勝手のよい制度となるよう見直し、関連予算を今定例会に補正予算として提案をしているところでございます。国の税制であるインボイス制度導入に当たりましては、国において様々な中小企業

向けの支援が用意されており、その中には本則課税の事業者と取引がある免税事業者がインボイスを発行するために登録事業者、すなわち課税事業者になるに当たっての支援もあり、商工会議所や商工会で丁寧な説明を行っております。免税事業者がインボイス発行事業者になるかどうかは経営判断によるものと認識をしており、本市においてはいずれの場合においても制度導入が地域経済の活性化、地域内の経済循環に影響を及ぼすことのないよう本市中小企業振興条例に基づく新たな支援メニューの周知、利用促進を図り、中小企業の経営基盤の強化、地域商業の発展に向けた取組を推進してまいります。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画などへの影響については、今年度同計画を策定するに当たり中小企業振興審議会、各団体との意見懇談会、名寄商工会議所及び風連商工会と市との3者協議、産官金連携なよろ経済サポートネットワークなどにおいて幅広く意見を伺いながら地域経済の中長期的展望について検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） それぞれ御答弁いただきました。再質問をさせていただきたいというふうに思っております。

周知とか、市民への周知等々に関しては、恐らく商工会議所の担当の方もおっしゃっておられましたけれども、把握をしていくのは、免税事業者がどれだけいるかと把握するというのは個人情報の問題もあったり、税務署の所轄だったりなんだろうということでもなかなか難しいという話もありましたけれども、行政として事業者を下支えしていくためにもさらなる工夫を凝らした、判断期間が短いという状況もありますので、ホームページなどで広く周知をしていただければというふうに、広報していただけるとありがたいというふうに考えております。なかなか、当事者の方々にお話を聞きに行ってもやっぱりまだ7割近くの方

々が理解をされていない、あるいはインボイスへの準備をどうしたらいいかが分からないというような状況もあるというふうに思って、そういうお話が結構出てきておりますので、その辺も含めて併せてお願いをしたいというふうに思うところです。

行政からのバックアップ、連携というのも非常に大事になる部分なのですけれども、財務省の推計によりますと消費税免税事業者というのは全国で488万者いるというふうに言われておりまして、その中でも企業間取引をしている事業者のうち財務省はおおよそ161万者の方が課税事業者に転換をして事業を行っていくというふうに想定をされているという数値が上がっているところですが、ところが課税事業者へ転換した結果、1事業者当たりへの負担というのが15万4,000円が新たに消費税納税という形で増えるということが試算されています。財務省としては、それによって年間2,480億円の消費税の増収を見込んでいるというわけでありまして、企業間取引のある課税事業者の20%がインボイスをもらえない、免税事業者との取引は行わない意向であるという商工会議所のリサーチの結果も出ております。その中で取引から除外される、あるいは値引きを迫られるという業者が出てくるということに関してどのようにお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、議員のほうからもありましたとおり、それぞれの事業者の方の今回のインボイス制度に関わるどういうふうな形で対応していくかというところがありますので、そこについては行政側からこうなさいということとははっきりお伝えすることはできないのですけれども、先ほど答弁させていただきましたが、経過措置ですとか、そういった優遇措置も含めてそれを活用していただくということを繰り返し御説明をさせてい

ただいて、制度スタートまでにはそういった不安を解消できるような形で市としても周知活動に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） そのように進めていただけると非常にありがたいなというふうには思うのですが、市民の皆様から声を聞いてきたところによりますと、取引先がたくさんあるので、その中のごく一部の免税事業者との取引であれば目をつぶるかなという課税事業者さんもいらっしゃいます。そういう方はまれなのかなというふうには思うのですが、またある免税事業者さんは無理やりにでも事業を継続していくにしてもインボイスのやり取りが必要のない範疇でやるということになると事業の縮小ですとか、あるいはダブルワークも考えなくてはいけないということをおっしゃっておられる方もいらっしゃいました。また、別の事業者さんはもうこの際事業を畳んで、名寄市から出て行って、都市部で大手の企業の傘下に参入することも考えなくてはいけないなということもお話をされておりました。企業間取引をされている免税事業者の方々にしてみれば、この消費税分の価格への転嫁というのは非常に難しいのだらうなというふうに思われます。その中で、商工会議所のリサーチの調査結果でもおよそ4%から最大で9%の事業者が廃業を検討せざるを得ないというような結果も出ているという状況があります。売上げが1,000万円以下の免税事業者が課税事業者になったとしても、先ほど申し上げたとおり、15万円ほどの消費税の負担、平均ですけれども、負担になるということは経営上非常に重くのしかかってくる部分だというふうに思っております。そんなような状況の中で免税事業者さん、個人事業者さんというのは仕入れから加工、販売促進、営業、宣伝などなど光熱費も備品や什器も全て自賄いという形になっておりますので、そういった状況の中で弱体化を招きかねないのか

なというふうにも思うところでもありますけれども、市としては免税事業者さん、今後市内の経済を回していく上で、これまで下支えをしてこられた地域の小規模事業者さんの暮らしと地域の循環経済を支えていく上でどのようなサポートをされていくのかということについてお聞かせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） インボイス制度導入に当たっての小規模事業者といたしましうか、免税事業者への対応といたしましうか、御質問だと思います。国の税制については、まず国のほうで様々な支援を用意しております。例えばその中の免税事業者がもし課税事業者になろうとした場合については、持続化補助金という国の制度の中でインボイス制度導入後の環境変化も見据えて取り組む小規模事業者の上限額を引き上げるなどといった、そういった支援もござります。また、市としては免税事業者がインボイス発行事業者になるかどうかというのはまさに経営判断によるものと認識をするところではありますが、このたびの国の税制が本市経済に影響を及ぼすことのないようにしたいというところで、免税事業者がインボイス発行事業者、すなわち課税事業者になる場合においても、あるいは免税事業者のままでいる場合においても地域経済の活性化、地域内の経済循環を推進するために、先ほど申し上げましたけれども、中小企業振興条例に基づく新たな支援メニューの周知、利用促進を図って、中小企業の経営基盤の強化、地域商業の発展に向けた取組を推進することかなと考えているところでござります。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） その辺は理解をさせていただくところでありますけれども、事は国税に関わることでありますので、市は恐らく国の方針等々に沿ってやっていくことになるというのは理解できなくもないわけではありますけれども、殊さらやはり国の事業だとはいえ影響を受けるのは

名寄市民であって、名寄市内の事業者であるわけです。インボイス制度の導入で影響を受ける免税事業者たちはこれまでも地域の暮らしと循環経済を支えてきたという自負を持たれているという話も、いろいろなところへ訪ねて話を聞いたところそのように申されている事業者さんも多かったわけなのですけれども、名寄の産業基盤のこれからの強化や地域の循環経済政策において、名寄市としては大きい企業と法人とかと小規模事業者のまづもってどちらに保護の手を差し伸べるべきだというふうに考えているのかについてちょっとお伺いしたいなと思うのですが。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 大きい企業か小さい企業かということではなく、私どもは中小企業の振興においては市内中小企業、中小企業の中には定義として小規模事業者も含まれておりますが、の振興をもって地域経済の発展がするように施策を進めていくというのが私どもの務めだと考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） まず、どちらも大切だということは言うまでもない話なのだろうと思いますし、ちょっと愚問だったかなというふうにも思ったのですけれども、これまでの2年半に及ぶコロナ禍の救済政策、あるいは物価高騰に対する市内の経済対策について本市としてはこれまで非常にスピーディーに対応されて、御尽力をいただけてきているのだなということはあるがたいこととして重々承知をしているところでありますけれども、地域の循環経済を推進していく上ではまずは私としては小規模事業者をきちんと下支えをしていくことが大事なのかなというふうに思っております。それは、人道的な理由とかではありませんで、やはり先ほども答弁の中にもありましたけれども、市外への財貨の流出を防ぐ、あるいは大手企業に一極集中が起こらないような施策を取っていくということが必要になってくるのかなと

いうふうに思っております。せつかくの地域循環経済の仕組みも恐らく小規模事業者がいなければ成り立っていかないものがあるのだろうなというふうに考えております。財貨が市外の大手企業に流れて出てしまうということもありますし、心配もありますけれども、あとは通年雇用を促進したり、あるいは移住定住促進策等々、あるいは大学生、高校生の卒業生たちにこの地域で労働生産世代として生活をしていただくためにも、あるいはそういった労働生産世代の方々が市外へ流出していくということも抑えなければいけないなというふうに思っております。インボイス制度、これによって影響を大きく受ける業者がごそっと減っていくことになると、恐らく市内の中規模、大規模の事業者さんたちも大きな影響を及ぼすのではないだろうかというふうに懸念されております。産業の衰退につながっていく負の連鎖を生み出さないような方策を考えていただきたいというふうに思うのですけれども、改めてその辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 議員おっしゃるとおり、まさにこの地域の経済循環をすることがこの名寄市の経済を、あるいは地域の経済を活性化するものだと思います。そういったことを含めて基本理念ですとか役割などを定めた中小企業振興条例の全部改正を昨年12月にさせていただき、4月1日から施行しました。そこで、今年の広報の4月号にこの条例の概要を載せさせていただきまして、その中で地域循環型経済というもののポンチ絵といいたいまいしょうか、模式図も示させていただいて、その中で市外、域外から財貨を獲得する産業を興し、さらに獲得した財貨を循環させることで地域経済が発展すると。その中には、今議員がおっしゃった小規模事業者の皆様の御活躍、あるいは通年雇用の問題、雇用を市内で起こすこと、あるいは移住定住で市内に来ていただくことですか、大学生の就業の定着ですとか、そ

ういったことも全て含まれてくるものだと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひともその辺を含めて十分に、もう時間もあんまりない状況の中ですので、しっかりと対策を講じていただければありがたいなというふうに思っているところです。いずれにしましても、見渡していきますと、小規模事業者が地域の循環経済の核としてこの地域活力を地道に生み出してきたという成果を鑑みますと、地域の小規模事業者がこの先もこの地域で活躍をしていける環境整備と市内での事業再構築をしていけるような助成の仕組みというのも考えていく必要があるのかなというふうに考えております。インボイス制度の導入に関しては、日本商工会議所をはじめ全国建設労働組合総連合会、農民運動連合会などなど、日本税理士会連合会などなどがコロナ禍や物価高騰で疲弊している今、早急に導入すべきことではないという見直し提案を上げております。本日公示になります7月の参議院選挙の争点の一つとしても注目をされているところでありますけれども、名寄市の総合計画後期計画を創造していく上で、行財政改革や中長期財政計画、あるいは10年後、20年後、30年後の名寄市のまちのランドデザインをどう描いていくか、未来世代にツケを回すことのないような取組を進めていく上でも、持続可能なまちづくりを創造していく上でも消費税のインボイス制度は市政に大きく影響を及ぼすものというふうに考えておりますけれども、その辺について副市長の见解をお聞かせいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 富岡議員の今までのやり取りの中で中小企業の立ち位置については、私も同様の见解を持っておりまして、中小企業の中には本当に一生懸命やっただいて、名寄の経済を下支えしていらっしゃる企業さんもいらっしゃることも認識しております。今話題となってお

りますインボイス制度、このものにつきましては国策、国税ということでありますので、お話しになったことが名寄市だけなのか、あるいは日本全国様々なところでこういう問題が出てくるかについては、これ国政の場での議論になるかと思いません。となると、私どもとしてはやはり今まで中小企業含めてここの地域経済をどういうふうに活性化していくかというのはこれ非常に大きな課題でありますので、田畑室長のほうからも中小企業振興条例の様々な補助制度の中で、あるいは、今お尋ねの総合計画の中でこの経済をどういうふうに活性化していくか、非常に大きな切り口だと思っております。後段出てまいりましたけれども、移住定住あるいは市内の大学生、若者の就職口、必ずしも大手企業に就職するだけが求めているものではないのかもしれませんが、自分で一人親方として事業を構えて思う存分やってみたいという方もいらっしゃると思っております。そういったニーズに様々な制度設計で応えていくのはまた市の役目だと思っておりますので、やれるところについては一生懸命やらさせていただきたいと思っております。そういった道筋を示すことで次の総合計画にいい議論ができるかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 恐らくまちづくりに関する思いというのが一致する部分というのも多大にあるなというふうに今の副市長のお話からもうかがえたところでありますけれども、ちょっと市長にもお伺いしたいなと思うのですけれども、地方創生、地方分権を軸にしてこの市内の地域循環経済の仕組みをさらにブラッシュアップしていくためにも、国税の制度とはいうものの名寄市としても、先ほど申し上げたように、市内事業者の影響を鑑みて、インボイス制度、この国策自体を市内、庁舎内、庁内で検証をしていただいて、地方から国に対して意見を上げていくということも必要になるのかなというふうに思うのですけれども、

その辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） インボイス制度の導入における地域の、あるいは中小企業の影響についてどういう状況にあるのか、あるいはどういう状況が想定されるのかということは当然しっかりと我々も検証していかなければならないと思います。一方で、それぞれ今自治体の中でも同じように同様の導入がされるということでもありますので、そうした横のというか、それぞれの市町村の状況等もよく連携、相談をしながらしかるべき対応、必要によっては市長会だとか、そうしたところを通じて国に対して影響がかなり厳しいという状況があるのであればしかるべき要望していくと。しっかりと対応して、対応というか、そこは影響をしっかりと鑑みて、やるべきことはしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。個人的にはぜひ反対の声を上げてほしいとか撤回の声を上げてほしいという、延期を求めているという思いもあるところではあるのですが、国税の制度をきちんとこの中で検証して、もみながら一番いい形に収められるような形で、本市の大切な財産である財貨の流出、あるいは生産世代の市外への流出を防ぐ上で、今北海道新聞でも漏れバケツにならないような連載物が掲載されておりますけれども、地域経済の循環とそれらを実効性あるものとしてこの消費税インボイス制度への対応策を進めていただきたいなということを申し添えておきたいと思います。

次に、愛玩動物との共生についてでありますけれども、冬が厳しい環境の中であって、道北内陸部においては地域猫の存在が、野良として生き延びるということは長い冬があると考えとなかなか難しい。地域猫の世話をする、餌をあげたり、あるいは冬の寝床を用意してあげる、そういった人がいないと恐らく一冬も越せないのだろうなと

いうふうに思うのですけれども、飼育崩壊のほうは今ちょっと名寄市としては大きな問題なのかなと。ツキネコさんのホームページのブログを見てもユーチューブを見ても名寄市、猫、多頭、飼育崩壊と入れると結構検索で上がってくるというようなこともありまして、その中で先ほど御答弁にもありましたけれども、公益財団法人どうぶつ基金、こちらでTNRの活動に行政枠として名寄が参加をされているということは承知をしているところであります。地域猫活動、TNRに積極的に参加をされて、どうぶつ基金を行政枠として使っているというような状況があるのかなというふうに思うのですけれども、登録後の、これまでにどのような形でどうぶつ基金を使ったかについての詳細についての実績について分かればお知らせください。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほどの答弁の中で、昨年1件多頭飼育の関係で発生をしまして、対応させていただいております。いわゆるTNR、野良猫を捕獲して、不妊手術をして、また帰すという活動については今全国的にもそれぞれ導入されていまして、今回多頭飼育の関係につきましてはちょっと詳細については個人情報になりますので、ないですけれども、いわゆる行政枠のチケットについては申請をさせていただいて、その際に今回昨年の1件ありました多頭飼育の関係では19件の不妊手術ということでチケットを発行させていただいて、助成を受けて、実際に行っておりまして、チケット発行させていただいて、そのうち、先ほど19件ですけれども、7件は緊急性があったので、ボランティア団体のほうが費用を負担していただいて、残り12頭分をチケットを使わせていただいたというような状況であります。また、市内のボランティアの関係の方ですとか、それから道が委嘱しています動物愛護推進員の方の、そういった方々の協力もいただきながらこの多頭飼育の関係については対応させていただいてきた

ところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） その辺詳しくは恐らくどうぶつ基金のホームページの行政枠というところを検索すると出てくるのかなというふうにも思っております。その中で、今回の名寄市が申請をした事例の中では多頭飼育崩壊という形で40頭ほどの猫が保護されたという話を伺っております。その中でも猫は8頭死亡されて、32頭がボランティア団体に保護されたという話を聞いてるところなのですけれども、多頭飼育崩壊となりますと、どこかからの通報がなかったら分からないとか、あるいはそういった申出がないと非常に発覚しづらいものなのかなというふうにも思うのですけれども、とりわけこの飼育崩壊の現場では市の生活環境課の担当職員さんたちも大変な御苦労されているということも伺っております。動物愛護推進員の方のお話等々も伺っていくと、まずもってその前段で恐らく高齢者の方とか、あるいは独居の方という方の多頭飼育崩壊というのが多いのかなというふうにも思うのですけれども、その辺に関して健康福祉部の高齢者包括支援センターなどときちんと連携をしながら未然にそれを防いでいくというような方策も必要なのかなというふうにも思うのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 昨年の多頭飼育の関係につきましては、実は高齢者が絡んでおまして、その部分も含めて健康福祉部の包括支援センターとも連携しながら多頭飼育されている方の生活の改善も含めて、それから猫の多頭飼育の対応も含めて連携しながら取り組んだ案件でございまして、今回の猫の関係の苦情については負傷したとか保護したというもの以外の苦情としては年間二、三十件毎年ございまして、その中にはやはり通報が多いということで、猫が出入りしている

のを例えば隣の方が見かけたり、臭いがしたりというようなことで、そういった形での通報も多いですし、また包括のほうだったり、そういった連携した中でそちらのほうからの、実際にはその家庭の方の支援に行ったときにそういう状況も見見したりとかということも含めて情報もいただいておりますので、そういったことも含めてこの多頭飼育の関係、それから野良猫の対応の関係については連携しながら、また保健所、道振興局も含めて連携しながら現在も対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 分かりました。猫の、動物の話になると市税を使うのは動物よりも人のほうが先ではないのという話も、御意見も結構聞かれるところなのですけれども、地域猫の対策活動というのは私は一部の猫好きの人たちだけのものではないというふうにも考えておまして、やっぱり市民の生活環境、あるいは環境衛生活動、そういったものにも資するものだというふうにも思っております。町内会の活動や、市立大学にももふもふサークルというのがあるというふうな話も伺っておりますけれども、そういったものと今まで取り組んでこられた様々な方々との連携をしながら、飼い主不明の猫を減らしながら屋内での適正飼養の必要性、あるいは終生飼育を啓発していくためにも地域全体で意識を変えていくために市民の一層の理解を求めていくことが必要になると思います。その辺に関して再度何かこれはというのがあればお知らせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今いただいたものを含めまして、先ほどの答弁の中でも一部触れさせていただきましたが、おっしゃるとおりで、そういった地域の理解も含めて飼い主のモラルだったり、それから周りにいらっしゃる方々の理解も得ながらこういった取組をしていかなければならないと

いうふうに考えておりますし、北海道のほうで先日発表ありましたけれども、動物愛護センター、道が4か所開設するというので、今まで道のほうでは設置をしておりますませんでしたけれども、一部政令市等で設置をしていましたが、実証実験が開始されるということで、動物を保護する専門の施設が今後設置されるということもお聞きしましたので、名寄市としても今なかなかそういった猫が増えてきている中で、受け入れる施設ができるということは非常に市としても担当者としても今喜んでいうような状況もございますので、その設置もできれば近くにできたらいいなというふうには考えておりますけれども、そういったところも期待しながら今後もますます対応についてはきめ細かく周知も含めて行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 北海道で保護施設ができるというのは私も承知をしているところでございますけれども、できれば道北も広いので、中核都市である名寄に一時保護をできるような施設を、遊休施設などなどを使いながら検討していくということも必要なのかなというふうにも思っておりますので、その辺検討していただければありがたいかなと思います。多頭飼育崩壊がなぜ起きるかというのは、施設に入所したりとか病院に入院したり、あるいは介護度が増えていくという状況を抱える市民の方々がそういうことにつながっていくのかなという部分も考えられるわけですが、そのためには先ほど言ったように高齢者福祉、あるいは包括支援センターとの連携というのも非常に大事になるのかなというふうにも思っているところなので、市内の獣医師さんのお話をちょっと伺ったのですけれども、名寄市の野良猫は増える一方で、今のところ減る気配がないと。ここ四、五年は特にひどいということで、それなぜ起こるのかという話をしたのですけれども、そのドクタ

ーがおっしゃるには命を軽視する感覚ですとか、そういう風潮が社会に蔓延しているという現実があると。その反面、短絡的に愛玩動物に癒やしとか、そういうものを求めて、精神的に依存してしまうという。飼ったは飼ったけれども、無責任にまた遺棄してしまったりとかということもあるというようなこともあって、モラルに対する目の厳しさとかも近所からも出てくるのかなと思うのですけれども、多頭飼育崩壊を起こす人というのは経済的にも精神的にも余裕のない人が多いのだらうなという話をドクターはされておりました。その中で、先ほども申し上げましたけれども、市税は犬、猫よりも人の生活を守るために予算すべきだという意見も多く聞くのですが、そういったもろもろの活動等々を鑑みていくと、相談支援センターを整備することも必要になってきますし、不妊去勢手術等に関わる費用に関して行政は予算を組んで取り組むことというのは全く無意味ではないというふうに言われておりました。その中で、この不妊去勢手術費用の助成制度、旭川市やお隣、下川町も行っております。下川は、足りなくなったら補正を組むというふうに財務の担当の方が話をされておりましたので、そういったことをぜひとも検討していただきたいというふうに思うのですが、前向きな御回答をいただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほど答弁もさせていただきましたが、旭川市の例、それから下川町の例も担当のほうからも聞いておまして、その効果も含めてどういう形が望ましいのかと。どういう形で事業を行っているかも含めて検証させていただいて、調査研究ということで、答弁させていただいたとおりなのですが、させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） よろしくお願ひいたし

ます。

以上で質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

公共施設整備とまちづくりについて外1件を、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） ただいま議長より指名をいただきました。通告順に従い、大項目で2点について理事者のお考えをお聞きしてまいります。

初めに、大項目1、公共施設の整備とまちづくりについてお伺いをいたします。名寄市のまちづくりにおける、ランドデザインとなる見直された名寄市都市計画マスタープラン、またそれに含まれる名寄市立地適正化計画の計画期間がスタートして2年が経過しました。計画におけるまちづくりの方針である、人々が集い、にぎわう魅力と活力にあふれた拠点づくり、将来にわたり安心、快適に暮らせる市街地づくりを実現するための誘導施策、それらの実施や誘導施設の配置に係る子育て支援関連施設の整備など一部具体的に動き出しております。本年3月に名寄市公共施設等再配置計画が策定され、立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域での公共施設等の整備方針が示され、またさきの議員協議会では市内の中学校の整備方針についても説明があったところです。そこで、それらに関連して小項目5点についてお伺いをいたします。

小項目1、立地適正化計画と公共施設再配置計画について。本年3月に策定された名寄市公共施設等再配置計画では、名寄市公共施設等総合管理計画、名寄市立地適正化計画の連携を推進、また施設の効果的な配置とコンパクトなまちづくりを推進するとありますが、当面5か年、計画書の中ではフェーズワンと記載のある計画期間における施設整備のスケジュールと令和4年度当初予算に195万円が計上されている名寄市公共施設等再配置計画推進業務委託料について既に契約の締結がなされていれば契約の方法、業務の委託先、業

務内容等についてその詳細をお知らせください。

小項目2、学校施設整備についてお伺いをいたします。本定例会初日に開催された議員協議会に先立ち、総務文教常任委員会においても名寄中学校と東中学校の整備方針が示されたと思いますが、その内容について名寄市立小中学校適正配置計画と名寄市立小中学校施設整備計画及び昨年3月に策定された名寄市学校施設長寿命化計画との整合性、また今後のまちづくりにおける学校施設の整備の関わりについて理事者の御見解をお聞かせください。

次に、小項目3、都市再生整備計画と子育て支援施設についてお伺いをいたします。南保育所の代替施設として、名寄市幼保連携型認定こども園の整備についてですが、この一般質問通告後に執行された入札結果を拝見したところ、同施設の建築主体工事の入札が不落に終わったようですが、都市再生整備計画の助成事業として始まることを前提にお聞きいたします。本年2月10日に開催された市民福祉常任委員会で説明のありました西保育所の閉所と東保育所での3歳未満児に特化した保育の運用について、今後の保育施設等の整備方針と名寄市立地適正化計画と都市再生整備計画の都市構造再編集中支援事業との関連についてお知らせをください。

次に、小項目4、保健、衛生、コミュニティー醸成施設についてお伺いをいたします。昨年の第4回定例会の私の一般質問において提案をさせていただいた温浴施設の名寄市公共施設等再配置計画への追加検討については、残念ながら当該計画への掲載はございませんでした。同じく追加検討をお願いした健康づくりやコミュニティーの場としての保健センターに包括支援センターや温浴施設の機能を併設した施設整備の検討経過についてお知らせをください。

次に、小項目5、まちづくりのランドデザインについてお伺いをいたします。この間まちづくりや公共施設等の整備に係る様々な計画が作成さ

れてきておりますが、個別の施設の配置場所や整備する施設の規模などを含め、名寄市が今後どのようなまちづくりを目指しているのかが市民には市街地の将来像が直感的にイメージしづらいと考えております。名寄市総合計画（第2次）の総仕上げである後期計画の策定を控え、今後のまちづくりの全体構想を市民に分かりやすく示す時期を迎えていると考えますが、そうした取組に対する理事者の御見解をお伺いいたします。

続きまして、大項目2、会計年度任用職員の処遇についてお尋ねをします。2020年6月1日を基準とした総務省の2020年度制度調査によれば、自治体における会計年度任用職員の平均比率は38.3%、特に一般市町村では50%以上が2割強、40%以上が4割前後となっております。職種別の会計年度任用職員の比率は、消費生活相談員、学童指導員が9割以上、婦人相談員が8割以上、図書館職員が7割以上、学校給食関係職員、学校用務員が6割以上、保育士が5割以上と恒常的な業務に多くの会計年度任用職員が従事し、地方行政の重要な担い手となっております。適正な任用、勤務条件の確保を目的に2020年4月から会計年度任用職員制度がスタートし、各種休暇制度の確立や期末手当の支給など一定程度は改善してきておりますが、常勤職員との均等、均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況です。安定した行政サービスの維持向上のために会計年度任用職員等の処遇改善、雇用の安定は急務であると考えます。

そこで、小項目3点についてお伺いをいたします。小項目1、任用と配置についてお伺いをいたします。名寄市に勤務する会計年度任用職員の数については予算審査特別委員会の追加資料の中で示されておりますが、会計年度中に在籍する全会計で働く全ての非常勤職員について把握がされているのか、また常勤職員との割合及び男女比率についてお知らせをください。

次に、小項目2、人材確保についてお伺いをい

たします。会計年度任用職員の中には専門職としての役割を持つ職種もあると思いますが、そうした専門的な職種の人材確保は順調にできているのか、また専門的な職種の人材確保のためにどのような取組を行っているのかお知らせください。

小項目3、国への要請等についてお伺いをいたします。会計年度任用職員の適正な任用や勤務条件を確保することを目的とした法改正の趣旨を踏まえ、地方財政計画に必要な財源を盛り込むよう、また雇用の安定のために任期の定めのない短時間勤務職員制度の創設について国に要請すべきと考えますが、御見解についてお伺いをいたします。

以上、この場からの発言とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 倉澤議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1の小項目1、4及び5については私から、小項目2については教育部長から、小項目3については健康福祉部長から、大項目2については総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、公共施設整備とまちづくりについて、小項目1、名寄市立地適正化計画と名寄市公共施設等再配置計画について申し上げます。名寄市では、これまで公共施設延べ床面積の具体的な縮減目標を掲げた名寄市公共施設等総合管理計画、コンパクトなまちづくりを目指して都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めた名寄市立地適正化計画、さらに各公共施設の維持補修、建て替え、除却などの施設方針を示す名寄市公共施設個別施設計画を策定し、令和4年3月にこれらの計画と整合性を図り、公共施設の再編や再配置等の方策、時期を示すロードマップとして名寄市公共施設等再配置計画を策定いたしました。再配置計画の計画期間は人口減少や少子高齢化、デジタル技術の進化などを鑑み30年間とし、5年後、15年後、30年後と大きく3つのフェーズに区切り、社会情勢等の変化に応じて適宜計画の評価や

検証、改定を行うこととしております。5年後までを計画期間とするフェーズワンの対象施設はまちづくりや行政サービスの観点から重要な役割を果たす老朽化が進む公共施設に加え、にぎわいづくりに向け新たな設置が想定される施設など図書館、児童センター、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設の5施設とし、図書館を軸として3つのパターンをお示ししました。フェーズワンでの施設整備についてですが、計画で示した再配置パターンの絞り込み、中心市街地の活性化に向けて必要な機能や規模等を含めて検討するため講演会、タウンミーティングを開催するとともに、市民ワークショップを開催し、議論を重ねてきているところです。また、当初予算計上させていただきました名寄市公共施設等再配置計画推進業務委託についてですが、業務内容は再配置パターンの絞り込み、中心市街地の活性化に向けて必要な機能や規模等を含めた市民意見集約、市民ワークショップ及びパネルディスカッションを行うタウンミーティングの企画、立案、報告書を含むファシリテーション業務を中心市街地にコミュニティースペースnanirOBASE&Lab.を運営している合同会社ないろ研究所に委託しております。契約方法についてですが、中心市街地を拠点に商店街や大学生と交流イベントやワークショップなどを開催してきた実績があり、地域に根差した活動経験や意見集約経験が豊富で、現状を理解している市内業者であることに加え、ワークショップや対話会の企画運営、ファシリテーション、講義、講演活動なども行っており、十分な成果を得ることができると判断し、随意契約で契約の締結を行いました。

次に、小項目4、保健、衛生、コミュニティーの醸成施設について申し上げます。温浴施設の計画登載の必要性としてコミュニティー形成の場としてまちづくりに対する役割もあると認識しておりますが、本市の財政状況において多額の建設経費、継続した運営費を要するため、2つの公共温

泉を設置するのは難しいと判断し、未登載としたところです。しかしながら、現段階で公共での設置は検討されておりませんが、民間事業者から公衆浴場設置検討の相談などがある場合に各種制度での支援を検討してまいります。また、保健センターは老朽化しているものの、名寄市公共施設個別施設計画で必要に応じた修繕により施設の機能維持、長寿命化を図る施設と位置づけており、再配置計画フェーズワンの対象施設要件をまちづくりや行政サービスの観点から重要な役割を果たす老朽化が進む公共施設に加え、にぎわいづくりに向け新たな設置が想定される施設としてしていることから、検討を急ぐ図書館、児童センター、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設の5施設を対象施設といたしました。また、中心市街地に必要な機能について市民ワークショップなどにおいて議論いただく中で、健康づくりの場やコミュニティーの場といった機能と相乗効果が期待される組合せとして排除するものではないと考えております。

次に、小項目5、まちづくりのランドデザインについて申し上げます。今年3月に名寄市公共施設等再配置計画を策定し、対象5施設の考え方について3つのパターンを示したところであり、計画の推進に向けて計画策定段階から御指導いただいております北海道大学の森教授に引き続きアドバイザーに御就任いただき、パターンの絞り込み、中心市街地の活性化に向けて必要な機能や規模等を含めて検討を始めたところです。検討に当たり、講演会と併せてパネルディスカッションを含むタウンミーティングを開催するとともに、アドバイザーの御協力をいただきながら都市計画やコンパクトシティに向けた考え方、議論に必要な情報を共有させていただきながら、30年後を見据えて中心市街地に必要な機能などについて市民ワークショップを開催するなど、市民議論を重ねていくこととしております。市民議論を基に案の策定を行い、市議会でも議論をいただき、具現

化へ向けて進めてまいります。土地の問題も含めランドデザインの作成はかなり難しいものと想定しております。個別施設の配置場所や規模を含め、現段階では市民議論をいただいている最中であることから、お時間をいただきたいと思いますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目1の小項目2、学校施設整備についてお答えいたします。

市内小中学校の施設整備については、児童生徒が安心して学習ができ、豊かな学校生活を送るために学校の施設設備を適切に維持、管理、改善していくことが不可欠となっています。そのため、名寄市立小中学校施設整備計画においては、児童生徒にとって良好な教育環境を確保し、保障していくため名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針と連動し、将来の児童生徒数の推移を踏まえた施設の適正規模を考慮の上、計画的に改修等を進めるとしております。また、名寄市学校施設長寿命化計画では、学校施設の目指すべき姿として、施設整備においては安全性の確保が最も優先すべき事項であるとしております。そのため、今回の名寄中学校、名寄東中学校の整備方針についてはこうした計画に基づきながら将来の生徒数や学級数の推計、耐力度調査の結果を踏まえ、両中学校を統合するのではなく、各校で整備を行うものとし、その整備手法については名寄中学校は改築、名寄東中学校は耐震化改修を進めるのが望ましいと考えております。

次に、今後のまちづくりに対する考えとの関わりについてであります。中学校に限らず学校施設は地域コミュニティー施設や防災拠点施設などの役割も担っていること、また市民が居住地を考える際の大きな要素となり得る施設であることなど、まちづくりを考える上で重要な施設であると考えております。一方で、学校はにぎわいづくり

や集客施設ではないこと、その設置場所に大規模な敷地が必要であることなどから、立地適正化計画における都市機能誘導施設とはなっておりません。そのため、これまでも学校が統合したり、その設置場所に大きな変更が生じる場合以外については議会や地域、学校関係団体などに状況を説明しながら現地での改築、改修を進めてきております。今後におきましてもこうした考え方の下、学校施設の整備を計画的に進め、耐震化率100%を目指してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目1、公共施設の整備とまちづくりについて、小項目3、都市再生整備計画と子育て支援施設についてお答えします。

老朽化している公立保育所においては、令和5年度中の認定こども園のオープンに向けて本年度は本体工事に着手する予定であります。認定こども園のオープンに伴い、西保育所は令和5年度末をもって閉所とし、3歳未満児の利用ニーズは依然高いことから、令和6年度から東保育所を3歳未満児に特化した保育所として運用してまいります。認定こども園などの整備に当たっては、名寄市立地適正化計画に基づく国の都市構造再編集集中支援事業交付金を受けての実施となります。事業期間が令和4年度から令和6年度までとなっておりますので、認定こども園の建設や外構工事のほか、閉所後の南保育所及び西保育所の解体までこの3か年で実施する予定となっております。3歳未満児に特化し、運用する東保育所につきましても建築して45年を経過することとなり、今後小規模改修を行う予定ではありますが、老朽化が進んでいることから、新たな保育所の整備についても検討してまいります。新たな保育所の整備は、認定こども園等整備事業が終了後の令和7年度以降と考えており、名寄市立地適正化計画などの整合性を図りながら、活用できる交付金の動向に

も注視し、将来の出生数や利用ニーズを見据えて場所の選定を行いたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、会計年度任用職員の処遇について、初めに小項目1、任用と配置についてお答えします。

会計年度任用職員の任用については、名寄市会計年度任用職員の任用に関する規則に基づき2か月を超える任用の場合は公募によるものとしており、総務部、または市立総合病院事務部で一括して募集の手続を行うため、公募により任用する職員は全て把握しているところです。なお、2か月以下の短期雇用の場合については、原課対応による任用になるため、随時の把握はしておりません。

また、常勤職員との割合と男女比率についてですが、市立総合病院を除く会計年度任用職員の人数は本年4月1日現在356人で、全職員に占める割合は44.6%、会計年度任用職員の男女割合は、男性21.9%、女性78.1%となっております。同様に市立総合病院の会計年度任用職員の人数は271人、全職員に占める割合は34.7%、男性7.4%、女性92.6%となっております。

次に、小項目2、人材確保についてお答えします。会計年度任用職員の人材確保については、特に保育士や介護支援専門員、保健師など資格を条件としている職種において正規職員と同様に公募をかけても必要な人数の充足が難しい状況にあります。これら専門職の人材確保については社会全般において課題となっており、とりわけ会計年度任用職員については家族の転勤等により転出する場合があることから、新規の任用に当たっては非常に苦労しているところでもあります。人材確保の取組としては、令和2年4月1日の会計年度任用職員制度の施行に伴って上限年齢を撤廃するとともに、制度施行前の経験年数も配慮した昇給制度を導入しているところであり、人材確保と雇用定

着を図っているところであります。また、本年2月からは国の経済対策により保育所及び児童センターで月額9,000円、市立総合病院看護部で月額3,000円の処遇改善を実施しているところです。加えて、会計年度任用職員の公募に当たってはハローワークでの公募のほか、広報紙や地元紙、ホームページ、ラインなどを活用し、広く周知しており、今後もこれらの昇給制度や処遇改善の取組を含めて周知し、人材の確保に努めてまいります。

次に、小項目3、国への要請等についてお答えします。令和2年度の会計年度任用職員制度の施行に伴い、地方自治法において期末手当の支給について規定されるなど多くの自治体において非常勤職員の処遇改善が図られた一方で、増加する経費に対する財源確保が課題となっている状況です。現状では、期末手当の支給に係る経費については地方財政計画に増額計上されているものの、昇給などの処遇改善に係る経費については計上されていないことから、この間本市としても国に対し要望しているところでございます。今後も必要な財源について国へ要望していくとともに、任期の定めのない短時間勤務職員制度の創設など働く者の立場に立った雇用情勢の把握と労使関係構築に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） それぞれ御答弁をいただきました。答弁の順番が、小項目、若干入れ替わっておりますけれども、通告どおり再質問をさせていただきますというふうに思います。

初めに、公共施設等再配置計画推進業務委託料の関係でございます。内容については御答弁あった部分で理解をさせていただきますけれども、私若干業務の内容を勘違いしていたのですけれども、実際この公共施設再配置計画を進めるに当たっての用地の買収であったり、建物の規模の選定、実施計画という部分の計画策定に係る業務なのかな

というふうに思っておりましたけれども、市民のワークショップの開催であったり、タウンミーティングなどの業務というのが中心だということでお話がありましたけれども、これ今やるべき業務なのかどうなのか改めてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この間も市民の皆さん方の御意見という、コロナという期間もあって、集まっていたく機会もなかなか創造しづらい中で、こういった差し迫った公共施設の再配置という作業に入るときにやはりしっかりといま一度市民の皆さんとも膝を交えて意見交換をする場であるとか、いろんな方々の意見を吸い上げながら、最終的には聞いた意見に対してでは声の多い形を選択するかというと、決してそういうことではなくて、きちっといろんな意見を聴いた中で、我々行政としては公共施設を配置するときに30年後とか50年後、今年生まれた子たちが30年後30歳とかなっているわけで、そのときにしっかりと何でこんな施設造ったのだと言われないうなものを残していかなければならないといったときには、当然スタートは市民の皆さんからの御意見をしっかりと聴いていくと。最終的には行政としていろいろな知見を入れながら判断をした案をつくっていくという我々責任持っていると思っていますので、そこの工程の中で市民の皆さんの意見を聴くという場をつくるというのは非常に重要な部分だと思っていますので、その部分を今年やらせていただいているということでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 一定程度理解をさせていただきたいというふうに思いますけれども、昨年度330万円の予算の下、策定された名寄市公共施設等再配置計画、拝見をさせていただきました。この計画書ですが、中身だけで61ページにわたるものでございます。ページ数だけでいえば、立地適正化計画書よりも10ページ以上多いもの

でありました。計画期間が30年ということもあって、そのベースとなる計画書であれば当然のボリュームなのかなというふうに思いますけれども、この計画書、パブリックコメントを募集していた際から概要版、見させていただいておりますが、公共施設整備事業の進め方が非常に理解しづらいというところがございます、私的には。改めてお聞きしたいのですけれども、この計画期間、5年間のフェーズワンに具体的に何を行おうとしているのか改めてお知らせいただきたいのと、この本文中に、4ページなのですけれども、これらの計画、フェーズワンに記載されている施設の整備の実現に向けた具体的な配置と実施計画の検討とありますけれども、この先また何か別な計画書を策定することになるのかお聞きをいたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この中でフェーズを3つに区切って、全体的な計画をまずつくらせていただいております。答弁でもあったとおり、フェーズワンということで、まずは5年間の期間の中で何をしていくかというところでいうと答弁でもありました5施設についてまずは検討していくと。では、何でその5施設を選んだかというのもこの計画書の中で一応触れて、答弁でも触れさせていただきましたけれども、その5施設の中心として、中心的な施設としてまず図書館というキーワードが、都市機能誘導区域の中でどこにでは配置していったらいいのだろう。名寄市の特徴といえましょうか、一番難しいなと思うところがなかなか公有地を有していないといったところが非常に難しく、実は都市機能誘導区域の中に一定程度それなりの面積がある土地というのは御存じのとおり南広場程度しかなかなかなくて、ではそこで固定してしまうのかということではなくて、いろんな機能、図書館という皆さん御存じのとおり図書館がぽんとイメージされるのでしょうか、図書館、いろんな機能、どんな機能を町中に必要とするのかと。まずは、建物のイメー

ジ縛りではなくて、機能がどんなものが必要なのかということを一先懸命いろんな機会をつくりながら皆さんの意見を聴いているといったところで、この5年間の中にはあるべき、まちの中に、都市機能誘導区域の中にぎわいをつくっていきけるような公共施設として配置していったほうがいいという機能をまず意見集約させていただいて。そのイメージが固まった段階で施設としての提案を行政としてさせていただいて、またいろんなところで、当然議会の場でもしっかりとそこは議論を進めていかせていただくと。それを具現化するのがフェーズワンの中で図書館を含むこの5施設をどうしていくかということをしかりと形にしていきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今お話をちょっとお伺いしていると、この5年間の中に、ではこの施設に関する整備はまだ行わないというような理解でよろしいのか改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 我々としては、やはり老朽化は止まりませんので、しっかりとそこは着手できる段階になったら着手していくという腹積もりであります。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 計画の中でにぎわいの拠点の核となる施設の表現としてコア施設ということで、先ほどからお話出ておりますけれども、位置づけられている図書館、こちらメインの施設となるというふうに考えますけれども、一体この図書館、具体的に令和何年度に完成して、何年度から供用の開始を目指しているのかお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まだ明確にいつから設計を依頼してとか、何年間かけて建てるといった具体的な年次はありません。なぜかということ、実は再配置計画の中でも建設手法も触れてい

ます。ここはPPP、PFIも含めて官民連携による建て方ということも建設手法として入れておりますので、なかなかお尻を決めて動き出すということではなくて、今私たちが言えることは今年度中に一定程度市民議論を終わらせていきたいといったところで、来年度に向けて施設のイメージをつくり上げていきたいというイメージで、考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 私もこの計画ができて、中心市街地の公共施設の配置についてスピード感が増して、どんどん進んでいくのかなというふうに認識しておりますので、若干私の考えと違っていたというふうに今お話を聞いて感じたところですけれども、ちょっと次移りたいと思っておりますけれども、小項目2の学校施設整備についてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

御答弁いただいた方針が示された名寄中学校、東中学校ですけれども、名寄中学校、現地建て替えを基本にということで、本定例会に追加議案として基本設計、実施設計委託料4,600万円、債務負担行為補正で1億5,000万円の提案がされております。審議中の補正予算ですので、設計に関する具体的な内容は避けますけれども、名寄中学校、東中学校、それぞれ改築、耐震改修の概算の総事業費も示されておりました。約75億円、両校とも改築で77億円、一方両校を統合整備した際は53億円という説明もありました。これらの事業費提示された上で、両校をそれぞれ整備していくという方針に至った議論経過について改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今定例会の初日に議員協議会を行わせていただきまして、その中で名寄中学校と名寄東中学校の生徒数の推計ですとか、それとか現在の校舎の老朽度、耐力度調査の結果を踏まえた今の状況、そして先ほどお話しさせてもらいました生徒数の推計などから名寄中学

校、東中学校、この後まだまだ統合せずに、それぞれの学校で、単独の学校で設置するほうが望ましいということから、整備手法についてこの間御説明させていただいたところでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 学校施設長寿命化計画における学校施設整備の基本的な方針で適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保されている場合には70年から80年程度の長寿命化が図られる。また、市立小中学校整備計画では、現在改築、改修、耐震補強が必要な4校は改築、改修という視点だけではなく、市の財政運営や後年に過大な負担を残さないよう効率的、計画的に進めるというふうに記載しておりますけれども、改めてこの辺との整合性について、今示された方針についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 令和3年3月に作成させていただきました長寿命化計画において、今議員最初にお話しされたのがそちらのほうかと思っておりますけれども、今後の小学校を含めて大規模改修なり改築なり行われる際につきましては、今20年以上経過した建物がございまして、そういった建物、施設については長寿命化計画に基づきながら進めていくものかなというふうに考えているところでございます。

しかし、一方で名寄中学校、名寄東中学校につきましては、御存じのとおり相当耐力度結果から見ても早急に改築、改修する必要がある校舎だというふうに認識しております。そういった面からも今回先ほどお話しさせてもらいました児童生徒数の推計から2校がこの後複数年まだ適切な規模で保てるという判断もしておりますので、そういった面からそれぞれの学校を改築、それから改修させていただきたいということでお話しさせていただいているところでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 学校施設整備、それぞれの学校施設関係の計画があるということで、先ほど御答弁ありましたけれども、立地適正化計画や公共施設等再配置計画と切り離して議論しているというところは理解をさせていただいております。あと、去年の12月と今月3日に開催された北大の森先生の講演会の中でも学校の配置の重要性について話があったところです。私もまちづくりの核となる最も重要な公共施設はやはり学校だというふうに考えております。代表質問でも町内会の活動の一部をコミュニティ・スクールが担う可能性についても御答弁がありました。そうした意味でも、学校の配置は非常に重要だと考えております。今後まちづくりと連動させ、学校整備に関して市民はもちろん、議会も含めて設置場所の議論、行っていくべきというふうに考えておりますけれども、理事者のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今回名寄中学校と名寄東中学校につきましては、特にまずは先行して名寄中学校の話をさせていただいておりますけれども、現地建て替えということもあるということ、それからやはり御存じのとおり相当大きな面積を有するというのもございまして、そこについてはこれまで同様に地域の方々含めながら議論のほうさせていただきたいと思っています。また、今定例会の補正予算、可決されましたら基本設計等に進んでいくわけでございますけれども、その際におきましては校舎の改築検討委員会というものを立ち上げさせていただきながらいろいろ協議させていただくつもりでもございますし、その中でそういった関係の皆さん方と議論する機会もあるのかなというふうに思っているところでございます。ただ、今お話あったとおり、今後の学校整備につきましては、さきの代表質問の中もお話しさせていただいているとおり、児童生徒数の推計というのがこれからキーになってくるかな

というふうに思っておりますので、そういった推計を逐次行いながら適正な学校の配置となるように努めていきたいと思っておりますし、今後も大きな変更がある場合につきましてはやはり市民の皆さんと一緒に考えていく必要があるなというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） いずれにしても、学校の施設整備、多額の費用を要する部分でもございます。整備するに当たっての配置場所も含めた慎重な議論が必要だというふうに考えておりますので、ぜひともその辺を考慮しながら事業を進めていただきたいというふうに思います。

続いて、小項目3、都市再生整備計画と子育て支援施設についてお伺いをいたします。いただいた御答弁では、築45年経過する東保育所の代替施設の整備は令和7年以降というふうにございました。それに先立って今回の国の都市構造再編集集中支援事業交付金、南保育所の解体だけでなく西保育所の解体まで実施というふうにございました。こちらの部分で西保育所の解体後の跡地活用についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 西保育所の解体、先ほども申し上げましたが、認定こども園の建設に当たっては、国の都市構造再編集集中支援事業交付金を受けての整備となります。南保育所と西保育所を統廃合するという形になるため、3か年の中で計画の中で解体を行うことで交付金の対象とすることから、実施をしたいと考えておりますが、跡地利用につきましては現在のところ明確には決まっておりません。取壊し後につきましては、未利用地の一つとして候補地になるかなというふうに思っておりますが、名寄市立地適正化計画等の整合性を図りながら将来の出生数や利用ニーズを見据えまして、場所の選定を行ってまいり

たいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今跡地活用の部分で建て替えの可能性も含めてのお話ありましたが、西保育所の所在地は立地適正計画の中の居住誘導区域、都市機能誘導区域に入っているのかどうなのかお知らせをいただきたいと。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 西保育所につきましては、誘導区域外ということで承知しております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 東保育所の建て替えの件に関してですけれども、市内の保育施設、現在学童保育施設として活用されている旧中央保育所、こちらでございます。その建物の裏には生きがいホビーセンター、解体された、空き地になっている跡地の市有地もあるというふうに思いますけれども、旧中央保育所ですけれども、こちらの建築年は何年に建築された建物でしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 旧中央保育所につきましては、昭和45年というふうに把握しております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 昭和45年ということで、建築年数も52年経過している施設です。先ほどの東保育所よりも古い建物というふうに思いましたけれども、今後東保育所の代替施設、建築に当たってなのですけれども、旧中央保育所の施設、今現在も学童保育施設として民間運営でやられているというふうに思いますけれども、今後も同様の活用を継続していくということであっても、改築の時期を迎えているのかなというふうに思います。先ほどの公共施設再配置計画の中にはこの施設、含まれていませんけれども、立地適正化計画と整合性を図るのであれば、保育所と学童保育、

こちら併設した複合施設として整備を行うことが効率的であるというふうに考えますけれども、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今倉澤議員からお話のございました現在市の建物、旧中央保育所、民間の学童保育事業所にお貸しして、利用させていただいて、運営をしていただいているという状況になっておりますが、当然裏の旧生きがいホビーセンターの跡地が敷地面積が約720平米ほどあるようで、東保育所の建て床面積が573平米あるということから考えると、一定の候補地の一つになるのではなからうかなというふうには考えております。今倉澤議員からお話のありました例えば合築だとか合同だとかということについては、また今後の視野に入れながら、またそれに対する障壁があるのかなのか、障害があるのかなのかということも含めて補助的なメニューに対しての障害があるのかなのかということをよく調べた上で、方法については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 公共事業に関しても様々な施設が次から次へとできて、理事者の方も大変頭が痛いのかなというふうに思いますけれども、子育て支援の観点からしっかりと整備していく必要があるものについては早急に整備のほう進めていただきたいというふうに思います。

続いて、小項目4、保健、衛生、コミュニティの醸成施設についてお伺いをいたします。温浴施設についてですけれども、御答弁いただきましたけれども、昨年の第4回定例会と同様な部分なのかなというふうに思いますけれども、市内から公衆浴場がなくなって、お風呂の確保が困難であるという相談はない、保健衛生上の役割としての使命は終わっているといった答弁が昨年の第4回定例会ではございました。一方で、公衆浴場は現在コミュニティの場としての役割がメインであ

るといふ答弁もいただいております。改めてコンパクトなまちづくりに向けて、以前も申し上げましたが、立地適正化計画の居住誘導区域、また都市機能誘導区域への誘導施策として温浴施設、公衆浴場は有効な動機づけとなる施設であると考えますけれども、市民からも市街地での温浴施設を必要とする声も多く聞きます。加藤市長、同じく昨年の定例会で今後の議論の中で今回いただいた温浴施設の提案を含めどういった機能が必要なのか具体的な議論を加速させたいというふうにも答弁をいただいております。市長にお聞きしたいというふうに思います。6か月経過しました。改めて議論の中身と必要な機能としての温浴施設のお考えについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 温浴施設というのは一定のにぎわいというか、市民のコミュニティーという意味では一つの施設としての機能としてあるのかなというふうに思います。一方で、前々からお話ししている、これを公共でがちっとやるのかということに対しては、やはり2つを維持することがなかなかできないという経過の中で現状に至っているということもぜひ御理解いただきたいというふうに思います。部長からも答弁あったかもしれませんが、今後町中の様々なにぎわい創出の中で、5つの公共施設ということをお話ししましたけれども、公共施設、ハードだけでなく、どんな機能が必要なのか、あるいはあったらもっと利便性が高まる、あるいは我々の生活が豊かになるのだろうか、そんな議論もぜひ積み重ねていただく中で、そうした議論が出てくればそれはそこを尊重したいというふうに思いますし、前々からもお話ししているとおり、民間事業者等はそうした意欲のある中で、そこに対しては一定の温浴、浴場施設に関しては支援をするメニューはあるということで、つくりましたので、つくりましたというのか、追加しましたので、そうしたことも

我々としてももしそうしたニーズ、要望があればできる支援はぜひ行いたいということによろしいでしょうか。御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 確かに公共としての設置についてのお考えについては一定程度私も理解はしている。官民連携も含めてこうした部分でなかなか助成制度だけ用意していても待っているだけでは来ないというところがありますので、察するところ、何とか来てもらったり、設置してもらったりする手法、考えていただきたいというふうに思いますけれども、先ほども申しましたけれども、温浴施設を求める声、一定の世代中心に非常に多くあるということで私お聞きしています。今若い世代中心のワークショップなのかもしれないですけれども、そうした声、なかなか出てこないのかもしれないけれども、求める声については若い世代が、先ほどもありましたけれども、30年後、40年後の声だということで捉えていただいて、そうした声なき声にしっかりと耳を傾けて、今後の事業を進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、小項目5、まちづくりのグランドデザインについてお伺いいたします。御答弁をお聞きしておりますが、名寄市が目指すコンパクトなまちづくりをどのように進めていくのか、都市計画も含め市民に分かりやすく伝えていくことが重要だというふうに考えます。なかなか今現在すぐにそうした部分を示すということが難しいということでもありましたけれども、現状皆さんも同様に感じているのかもしれないですけれども、名寄地区で申しますと専用住宅、共同住宅が豊栄地区や徳田地区といった南地区にどんどん、どんどん広がっていった傾向が見られると。都市計画の観点でも工業地区や準工業地区、また現行用途区域外の比較的若い世代の居住人口が落ちている傾向にあるように見受けられているところです。その要因の一つにも、先ほども触れましたけれども、

やはり新しい学校施設の整備が少なからず関係しているというふうに考えております。今後名寄市がコンパクトなまちづくりを目指していくということであれば、居住区域、居住誘導区域等への学校施設の配置も含めて誘導施策も併せ区域外に何らかの規制を含めた取組も必要ではないかと考えますけれども、理事者の御見解をお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おっしゃっていることは非常に我々もよく分かりますし、そのとおりではあるなというところもある一方で、土地の問題というのがやはりかなり難しいなと思っております。学校施設の話が、今義務教育施設の話が出ましたけれども、例えば施設を誘導区域に持ってこようとしたときには今の条丁目という大体2条分ぐらい全部潰さないといりません。そういうことを考えると、やっぱりなかなか土地のことを考えると誘導し切れないものも多分中にはあるのだろうと。ただ、その中で今回公共施設の再配置計画の中でお示ししている部分については、これは行政と市民の皆さんの意見を基に機能としてそこにごうにか集約していこうというところで、都市機能誘導区に対してのインセンティブ、こういうにぎわいをつくりますというところについてはしっかりと形にまずしていくことが大事なのだろうと。それプラス今続けている市民議論、市民の皆さんとの議論、こういったものをしっかりとやって形になる、だったらこれがどんどん積み重なっていくのだということも、市民の皆さんへのアプローチも非常に大切になってくるかなと思っております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 慎重な議論と市民意見の聴取というところでは重要なところだというふうに思いますけれども、今50代、60代、70代、30年後もう多分ほとんどいないと思います。なかなか時間がない方もたくさんいらっしゃいま

すので、コンパクトのまちづくりを進めるといったところではやはり今後の名寄市、経済も含めて活性化させていくためにも非常にコンパクトなまちづくりというのは重要になってくるというふうに思いますので、ぜひともスピード感を持って進めていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

次に、大項目2、会計年度任用職員の処遇についてお尋ねをいたします。御答弁いただいた部分では、名寄市の会計年度任用職員、病院除く部分で44.6%、職員との比率が、数字が出ておりました。冒頭申し上げた平均比率、全国ですけれども、38.3%よりもかなり多いのかなというふうに考えております。男女比率に関しても市のほうは女性が78.1%、病院が92.6%という御答弁だったというふうに思います。圧倒的に女性のほうが多いということで、この間休暇制度とかは女性も働きやすい環境をかなりつくっていただいているのかなというふうに私のほうも認識しております。そこで、現状の名寄市の行政機関において会計年度任用職員、先ほどの答弁は職員比率や多くの専門職も担っているということも含めて、市民に行政サービスを安定的に提供していく上でなくてはならない存在であるという認識は理事者の皆さんも共通の理解であると思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるように、また先ほど答弁させていただきました職員の比率なんかも踏まえまして、私ども行政を運営していくという立場にある中で、一般職も含めて会計年度職員の皆様とも連携しながら業務を進めておりますので、当然お互いに、連携という言い方悪いですが、責任ある立場として業務を進めているというところで御理解いただきたいとします。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） その処遇に関してなの

ですけれども、特に勤勉手当、こちらの総務省が制度導入時に事務処理マニュアルで支給をしないように指導しています。短時間勤務の会計年度任用職員はそもそも地方自治法で支給できる規定が存在していないのが現状でございます。一方、国家公務員の非常勤職員には省庁間で支給月数が違うものの、既に勤勉手当が支給されており、地方自治体の会計年度任用職員との均衡が取れていない状況にあると。名寄市議会でも、会計年度任用職員の処遇改善に関する意見書の採択に向けて議案として提案できるよう議論を行っております。市長にもお聞きします。地方自治体の良質で安定した公共サービスの維持と向上のためにも先ほど申し上げた国の非常勤職員との均衡を踏まえ、全ての会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるよう地方自治法、具体的には203条の2、204条の改正と会計年度任用職員に係る財源について地方の責任において確保するためにも国に対して必要な処置を行っていただけるよう市長会を通じて求めていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 関係する近隣、あるいはその他自治体の皆さんと、地元の状況もそれぞれあると思いますので、よく状況を確認し合いながら必要によってはそうした要望等もさせていただくということは検討させていただきたいと思いません。

○議長（東 千春議員） 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

子供、子育て支援の充実に向けてを、五十嵐千絵議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目1点につき質問させていただきます。

人々の生活様式や家族の形、個々の価値観は変化を遂げている中で、職員の皆様方には感染症対策を講じながら日々課題の解決や福祉サービスの向上に尽力していただいているところです。名寄市では、これまでの取組と成果の検証をし、本年3月に第3期名寄市地域福祉計画が策定されました。計画策定の趣旨には、支援を必要とする人が分野に関係なく必要なサービスを利用しながら自立した生活ができるよう個々の状況や状態に応じた施策が今まで以上に必要になる、重要となると書かれています。本市では、分野ごとの個別計画がそれぞれ策定されていますが、その中から第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画に関連する部分も併せて質問させていただきます。

まず、小項目1、HPVワクチン接種について伺います。子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスへの感染を防ぐワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨が令和4年4月から9年ぶりに再開されることとなりました。HPVワクチンは平成25年4月から定期予防接種となりましたが、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、平成25年6月よりほぼ9年間積極的な接種勧奨が差し控えとなっていました。その後接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことにより、国は令和3年11月に積極的な接種勧奨の差し控えを廃止しました。そこで、本市の接種者への個別通知のスケジュールについてお知らせください。

また、保護者のみならず被接種者への正しい知識の説明など従来からの郵送による個別の通知では本人の目に触れない可能性もあることから、できる限り学校での周知の機会を設けていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

また、接種機会を逃した平成9年から平成17

年度生まれの女性のキャッチアップ接種を3年間無料で実施することとなりましたが、本市のキャッチアップ接種対象者についてお知らせください。

HPVワクチンの積極的接種が差し控えられていた方たちは、令和4年度には17歳から25歳となり、高校生から働く世代にまで差しかかっています。スムーズな接種を受けることができるよう対応が必要になると考えられますが、本市の考えをお聞かせください。

次に、小項目2、母子健康手帳のよりよい活用について伺います。新型コロナウイルスへの対応に追われながら母子保健事業を途切れることなく進められており、職員の業務量は日々膨大なものであると懸念されます。母子保健事業全体の効率化を図るためにも母子手帳のアプリ利用も含めたデジタルトランスフォーメーション化を進めていく必要があると考えますが、お考えを伺います。

令和元年の第4回定例会の一般質問において一度質問させていただいており、母子手帳アプリの導入予定についてはないとの返答をいただきました。この間には新型コロナウイルスによる業務の停止を余儀なくされるなど様々な状況の変化を踏まえた中で、現在のお考えをお聞かせください。

また、母親の改姓などによる母子手帳の再発行や表紙の氏名書換えなどの対応について伺います。母子手帳は、予防接種の状況によっては15歳くらいまで使うものです。直接子供の目に触れる機会もあることから、記載への配慮が必要な家庭もあります。つまり離婚や再婚による改姓においては、子供への配慮も必要だと考えます。お考えをお聞かせください。

次に、小項目3、多様な家族の形に寄り添った支援についてお伺いします。令和2年3月1日より保健センターにおいて名寄市子育て世代包括支援センター事業が実施され、子育てサービスや子育てに関する悩みなどにワンストップで支援ができるようになりました。母子保健コーディネータ

一による妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないサポート体制があることで、ここで産み育てることに安心ができると考えます。本市においても母子家庭はもとより、父子家庭、また子供を連れての再婚によるステップファミリーなど家族の形は多様になっています。そのようなことからそれぞれに抱えている問題や悩みはマニュアル化できるものではありませんが、支援体制についてどのように準備されているのか、本市の実態として把握されている部分も含めてお知らせください。

子供の成長する過程において新たな支援が必要になることも少なくありません。学校への引継ぎの状況や連携について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目1、子供、子育て支援の充実についてお答えいたします。

初めに、小項目1、子供、子育て支援の充実に向けてについて申し上げます。HPVワクチンは、平成25年6月から積極的な勧奨を一時的に差し控えていましたが、令和3年11月に専門家の評価によりHPVワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされ、令和4年4月から他の定期接種と同様に個別の勧奨を再開することとなりました。本市におきましては、積極的勧奨の再開に当たり対象者が多数いることから、市内医療機関にHPVワクチンの接種に関する最新情報や道内の相談支援、医療体制に係る取組等についてお知らせし、実施可能な医療機関に接種体制を整えてもらっています。個別通知については、定期予防接種の対象である中学1年生から高校1年生相当の女子384名と個別接種をお勧めする取組を一時的に差し控えられた間に定期接種の対象者であったいわゆるキャッチアップ接種の対象者である令和4年度に17歳から25歳になる女性1,038名へ本年6月13日に郵

送を開始したところでございます。

次に、学校などでの周知をとの御質問でございますが、令和3年11月26日付厚生労働省健康局長通知におきまして、市町村長はHPVワクチンの定期接種については予防接種法第8条の規定による勧奨を行うこと、具体的には対象者または保護者に対し予診票の個別送付を行うことなどにより接種を個別に勧奨することが考えられ、予防接種法施行令第6条の規定による周知についてはやむを得ない事情がある場合を除き個別通知として確実な周知に努めることとされていることから、学校での周知については想定しておりません。また、予防接種法上、接種の実施に当たって16歳未満については保護者の同意が必要であることから最新の科学的知見を踏まえ改定されたリーフレットを対象者及び保護者へ個別に送付するとともに、市ホームページや広報等を活用した正確でタイムリーな情報提供に努めてまいりますので、御理解ください。また、キャッチアップ対象者についても厚生労働省が作成したHPVワクチンのキャッチアップ接種に関するリーフレットを個別通知し、確実な周知に努めるとともに、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報提供を行ってまいります。

次に、小項目2、母子健康手帳のよりよい活用について申し上げます。妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録であり、乳幼児の保護者への保健、育児情報を記載する母子健康手帳は、母子健康保健法に基づき市町村が交付しています。おおむね10年に1度見直しが行われており、直近では平成24年4月に乳幼児身体発育調査の結果を踏まえ、必須記載項目と任意記載項目の様式の改正が行われています。令和4年度は、厚生労働省が母子健康手帳の在り方で検討会を立ち上げ、母子健康手帳の電子化や母子健康手帳の役割、多胎児、低出生体重児、障がいのある子供、外国人家庭など多様性に配慮した情報や父親の育児を推進する方策についてを検討する予定となっております。

ます。また、電子化すべき乳幼児健診の母子保健情報についても年度内にその方向性を検討することとなっておりますので、現時点ではその結果を注視してまいりたいと考えております。

次に、母親の改姓などによる母子健康手帳の再発行や表紙の氏名の書換えなどにつきましては、母子健康手帳交付時に未入籍の場合は入籍後に書換えができるよう名字のみを鉛筆等で記載して交付を行っております。また、改姓され、再発行を希望される場合は妊娠中の経過やお子様の成長記録、予防接種、健康診査の記録など転記が可能なことは最大限行い、再発行の対応をしております。しかし、例えば母子健康手帳の最初のページに記載される出生届け済み証明は公印が押印されるものとなっておりますので、書換えに対応ができない記載欄もあることから、ほとんどの方につきましてはそのまま御使用いただいている状況となっております。

続きまして、小項目3、多様な家族の形に寄り添った支援についてお答えいたします。保健センターにおきましては、子供が健やかに生まれる、育ち、安心して子育てができるよう産婦健康診査及び産後ケア事業など、特に妊娠、出産の初期段階に係る支援の強化を図ってきておりましたが、令和2年3月からは母子保健コーディネーターである保健師が子育ての様々な相談にワンストップで対応しながら必要な支援につなげる子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の拡充に努めています。具体的には、母子健康手帳交付時と妊娠中期に保健師が子育て応援プランを作成し、その人に合った子育てができるような情報提供や一体的な支援を心がけています。また、子供の発達や様々な御家庭の状況に応じて母子保健コーディネーターである保健師と令和元年4月から開始していますこども未来課の子供家庭総合支援拠点事業の相談員が必要に応じて一体的に支援することで、医療機関や基幹相談支援センター、子育て支援サ

ービス機関、教育委員会、児童相談所等との関係機関との横断で包括的な連携強化による支援に努めています。議員御指摘のとおり、お子様の成長過程で新たな支援が必要となることが多く、それぞれ抱える問題や悩みも多様化しており、一概にマニュアル化できるものではなく、子育て中の保護者やお子様の困り感に寄り添いながら、解決に向け日々共に悩みながらきめ細やかな支援を続け、安心できる子育て環境の充実に努めてまいります。

学校への就学に当たっては、こんにちは赤ちゃん訪問の際に「すくらむ」のリーフレットをお配りして、活用を紹介し、母子健康手帳に添付していますお子さんの成長記録などを活用しながら、お子さんがよりよい就学を迎えられるよう保育、医療、教育、福祉、保健分野が連携し、切れ目のない支援に努めております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 御答弁をいただきましたので、それぞれ再質問してまいりたいと思います。

まず、小項目1のHPVワクチンの接種について、本来の定期接種対象者の方が現在384名ということとキャッチアップ世代が1,038名ということで、結構な人数がいらっしゃるということで、対応も一気に来られると大変なのかなという感じはします。実際先々週ぐらいの段階ではまだ通知のほうに来ていなかったということもありまして、同年代のお母様方からどうなっているのかというような話も結構出ていたのですが、先週の14日には名寄市のホームページも更新されておりましたし、ちょうどそれと同じ時期にキャッチアップ世代のほうと普通のほうにも、対象者のほうにも郵送で予診票のほうを送られてきたということで理解させていただきました。その中で、ホームページのほうではウイルスの感染症についての説明ですとか、ワクチン接種のスケジュール

ですとか、種類ですとか詳しく説明がされておまして、副反応や予防接種健康被害救済制度についての説明とか、そういったものもしっかり記載されておりまして、こちらを見ればある程度理解ができるなというふうに感じました。その中で、HPVワクチンの接種を自費で受けた方への説明のところなのですけれども、本市の定める金額を上限として接種費用の一部助成を行うというような記載がありました。上限が定められているのだということは理解しましたが、金額についての説明をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま予防接種のかかった際の金額がどの程度が上限なのかという御質問かというふうには存じます。それぞれ市内においては、一定把握していると思うのですけれども、ちょっとすみません、金額今持ち合わせていないものですから、また改めてお知らせしたいというふうに思います。ただ、ほかの市町村については、市町村というか、よそのまちに就職だとか入学、学校に行っていらっしゃるだとかというようなことで、名寄市に住民票を置きながらよそのまちに住まれているという方々についても一度お金を払っていただいて、申請していただければ、その対象分については市のほうから補助するというような形を取らせていただいているところでございます。金額については後ほどまた御手元のほうにお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 金額の件はちょっと失礼しました。なぜかといいますと、今回定期接種で認定されているものが2価のワクチンと4価のワクチンという種類のものですが、そちらが定期接種の対象となっているのですが、現在国でも9価ワクチンというまた9つの効果があるワクチンのほうもこれから定期接種になるかどうかという判断がされているそうなのですが、そのような

中で自治体によっては9価ワクチンを自費で受けた場合にも、ちょっと高価らしいのですが、その差額分相当は支給しますよというようなお話もあるのですが、名寄市としてそのような9価ワクチンの任意接種を希望する対象者の費用を一部助成するようなお考えがあるのかなのかについてお聞きします。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 一応国でお示ししています標準的なワクチン接種について今想定して動いておまして、今五十嵐議員が御指摘いただいた内容の高価なワクチンについて上限額をあれして、それも認めていくかということについては今のところまだ現場のほうで内容については想定しておりませんので、今後それについて実施可能かどうかというのについては、可能になればまた住民の皆様にごうこうすることで可能になりましたということでお知らせをしてみたいというふうには考えておりますが、現在のところについてはその9価ワクチンというところの設定までは今のところは検討していないところでございます。以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。

もう一つ、それと同じような話になって申し訳ないのですが、後志管内の余市町では男性にも接種費用を助成する方針を決めたということです。家族やパートナーの感染予防につながることはもちろんですが、女性だけの問題ではなく、実は男性にも関係があるワクチンで、咽頭がんですとか肛門がんへの効果が認められているということからも男性への接種費用を助成するというこ

とを独自で決められたということなのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 男性も罹患の可能性があったり、男性から女性の方に感染する可能性があるということは私どもも承知しておりますし、五十嵐議員の御指摘については先日報道等でも出されていたかなというふうに思っております。ただ、名寄市については男性のところまで拡大してそれについて助成していくということについては现阶段についてはまだ検討していないところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） これも例えば女性だけの問題ではなくて、男性にも通じる問題だということもありましたので、もし可能でしたら助成の件ではなくて、例えば男女共同参画セミナーですとか、そういったところで男性も女性も関係のあるお話なのだとことを周知していただければなと思いましたので、その辺は要望したいと思います。

あともう一つ、キャッチアップ対象者の件なのですが、市内に、本市に住民票を置いていない名寄大学の学生への情報の提供について少しお伺いしたいと思います。もちろん住民票をこちらに置いていないものですから、市民とはならないのかもしれないのですが、市内でも接種ができて、住民票のある自治体から接種費用の償還を受けられるということ、健康福祉部からになるのか、大学には健康サポートセンターも有していることですから、保健師もいらっしゃると思いますので、その辺の正しい情報の提供が行われていく必要があるのかなと考えますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今五十嵐議員のほうから御質問ありました件ですけれども、五十嵐議員も述べられたように、健康サポートセ

ンターがありますので、私どものほうもこちらのほうの部分については健康福祉部とも連携取りながら学生に周知するような形で今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。市内の大学生、先日東川議員の一般質問の中でも市長が名寄市立大学の学生が地域の宝だというふうにおっしゃっておいりましたので、まさに在学中はもちろんのこと、卒業後も名寄に残って就職してくださる学生もいらっしゃいますから、そんな地域の宝の方々にもそういった周知などをし、対応していただけるとありがたいと思います。

広報なよろや市のホームページ、個別送付による情報提供とともに、より効果的な情報提供についても検討できないかということ考えたのですが、今名寄市でも公式のラインも開設されていますが、ピンポイントで対象者に情報を送ることはできないという認識ですが、市ではHPVワクチンが定期接種の対象であると周知するだけでなく、そもそもこういったワクチンは何であるかという啓発をお願いして、終わりたい、次の質問に移りたいと思います。

次、母子手帳のほうに移らせていただきます。先ほど馬場部長からの御説明のほうで再交付の対応は可能だということでお聞きしました。なかなかその辺実はよく知られていないといいますが、私も持っているのですけれども、旧姓のままで使っていて、ちょっと恥ずかしい思いというか、している部分もあったのですけれども、なぜ、先ほど私15歳くらいまで使うというふうに言ったのですが、実は母子手帳、先ほどお話ししたHPVワクチンなどの予防接種を受ける際はもちろんですけれども、例えば海外に行く場合の国によってはビザの申請に予防接種記録が必要になったりすることもあります。あとは、高校ですとか大学に入学する際に母子手帳の提出を求められることも今現在ありますので、そういった際にやはり目に

ついでしてしまうこともありますので、つまり18歳になっても、ちょっと大人になっても使う場面が現状では今出てきています。そのような中で、家庭の事情などで改姓しているということをお子に知られたくない場合、母子手帳を紛失したことにして、子供の目に触れないようにしている方もいらっしゃる状況があります。また、隠していなくても子供が名前の違う母子手帳を予防接種などで使用してはいけない状況があります。小さなこととはいえ当事者にとっては複雑なところがありますので、出生証明などはもちろん書き換えるのは難しいということがありますので、その辺のまた配慮ができればなということで質問させていただきました。

母子手帳のデジタルトランスフォーメーションについてなのですが、先ほど母子手帳のアプリは単体で使うものではなくて、従来の紙の母子手帳と併用して使うようにできていますので、アプリを導入したからといって手帳がなくなるということではないのですが、自治体間の情報の取得はもちろんのことですが、子育てに関わる御家族皆さんでアプリを使って成長の記録を共有できるなど、そういった利点もあります。また、先ほど、今厚生労働省で審議されているということですが、外国語でも対応しているということもありますから、外国人居住者にとっても使いやすいものではないかなと考えます。そういったところから、外国人への対応というのは今までどうなっていたのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） すみません。個別の外国人の方々に対する母子手帳の対応について今お答えを持ち合わせておりませんので、具体的なことについてはお答えについてはちょっとできないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 市内であり数は多

くないと思うのですが、外国人の御家族の方もいらっしゃるって、こちらで生まれる場合もあるかと思うのですが、そういったときのこともやはり想定しながら準備をしていただければなと思いましたが、御対応のほうでしたらよろしくお願いたします。

このほど新型コロナワクチン接種でも活用されたラインからの接種予約、そういったラインからの誘導方法を乳幼児健診や子育て相談、そういったものに活用できないかなというふうに考えたのですが、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 貴重な御提言かなというふうに思います。特に母子健康手帳を電子化していらっしゃる、要するに紙媒体と併用していらっしゃる自治体さんも幾つかあるというふうにお伺いしていますが、その最も有効な方法というのは今議員がおっしゃった健診だとか予防接種だとか、様々な子育て情報がプッシュ型で受け取ることができるということが有効な内容だというふうにお伺いしています。過去にも、答弁の中では取り入れるについてはちょっと差し控えるというか、していないという御答弁させていただいた時期もあったのですが、検討していなかったわけではなくて、いろんな対応については検討させていただいて、今国のほうで行く行くは電子化していくという可能性も今年度検討されているということだとか、今かなりお薬手帳、関係ないですけども、お薬手帳がかなり電子化されてきていて、私2011年の東日本大震災のときにちょっとボランティアに行った際にお聞きしたのが紙媒体のお薬手帳を津波によって紛失してしまって、自衛官の医官の方だとか薬剤師さんが薬はあるのだけれども、飲んでる薬が分からなくて、お出しすることができなくて、高血圧の薬なのだけれども、高血圧の薬っていっぱいあって、それが分からなくて大変苦労したというようなことが

あって、お薬手帳も電子化が一気に進んだというふうなお話を伺いました。名寄でも災害が全く起きないというわけではございませんで、議員御指摘のとおり、何かあった際に電子化されているものがあれば今後クラウドから情報をダウンロードして、その方の情報についてひもづけることができるということもできるかもしれません。今後個人的にはそうなればいいなという思いもございますので、国の状況を併せて注視してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 馬場部長からなかなかうれしいお話を聞きました。先ほど部長おっしゃっていたように、厚生労働省が今母子健康手帳の見直しに向けて検討会を開催しているということでしたので、その辺でまた電子化になったりですとか進んでいくのかなという気もしますので、その辺の国の動きを見ながら検討を進めていただくということをお願いしたいと思います。

次に、小項目3に移らせていただきます。先ほど御答弁のほうにもありましたが、名寄市では子育て世代包括支援センター事業ですとか、子ども家庭総合支援拠点事業によって切れ目のないサポート体制が構築されているということで、母子保健コーディネーターも保健センターのほうにいらっしゃるということで、子育ての体制がしっかり構築されているということでした。また、教育委員会のほうとも保健センターと児童相談所などでも情報が共有できているということで伺っております。教育委員会のほうではスクールソーシャルワーカーもまた今度2人体制で始められるということでしたので、その辺でさらに子供と家庭の支援の充実が図られることと期待しております。

「すくらむ」の活用と母子手帳の活用、そういったもので、それもデジタル化によってまた進んでいくのかなというふうには思います。その中で、ちょっと独り親家庭のことなのですけれども、独

り親家庭の日常支援事業については自立支援教育訓練給付金事業ですとか、高等職業訓練促進給付金事業、また福祉資金貸付制度など生活の安定を図るための給付金や貸付制度というものはかなり充実しているのではないかなと肌で感じるころではあるのですけれども、その中からひとり親家庭等日常生活支援事業なんかは一時的に日常生活支援が必要な場合に家庭生活支援員を派遣して、独り親家庭等の生活の安定を図っていただいていると。この辺は日常的なものではなく、一時的なものだったと思うのですが、例えばそういった方が一時的にというよりは日常的に何か相談に乗ったりというような使い方というのですか、そういうことは想定されているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） こども未来課に母子父子自立支援員というのを配置させていただいております。様々な相談に乗らせていただいております。議員の分は実際サービスというか、具体的に支援に通じるということもしているのかという御質問なのかなというふうに思うのですが、その相談の中で市内に幾つかのサービスを用意させていただいておりますので、御相談というか、の内容をお聞きした上で必要なサービスにつなげるだとかというような内容についてはそれぞれさせていただいているというふうに認識しております。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。ちょっと金銭的な支援も必要ですが、そういった相談体制というのにも必要になってくるかなと思いますので、よろしく申し上げます。

ちょっと父子家庭について少しお伺いしたいのですが、父子家庭、金銭的な支援というよりは例えば成長期を迎えて、女子だった場合に生理が始まったりですとか、体の変化にとともに必要な下着をそろえたりしなくてはならないですけれども、父子家庭では特に身近に祖母ですとか女性の兄弟、

姉妹、いらっしゃるような場合は相談できたり、買物を任せたりということが可能だと思うのですが、そうではない家庭も実際ありますので、そういうときに必要に、そういった家庭が正しい知識や情報、あと必要になったときに頼れるようお願いしたいのですが、その辺はどのように対応できますか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 母子家庭がクローズアップされがちですけれども、当然議員のおっしゃるとおり父子家庭の方にも様々なお悩みだとかというのがあるというふうに思っております。こども未来課に配置しております母子父子自立支援員についても当然母子だけではなくて、父子の方に対する御相談を受けることもあるようでございまして、今言ったような、私もちょっと一部各論を聞いているだけです。そして個人情報にもわたりますので、詳しいことを申すことはできませんが、そういう御相談を何年か前にも受けたこともあるようにお伺いはしております。今現在もちろん窓口での御相談もあるかというふうに思いますが、当然稼働というか、お仕事を持たれて、日中の開庁している時間中に御相談に来ることがなかなか難しいという方もいらっしゃるというふうに思います。それが先ほど御提言いただきましたラインだとかというツール、SNS等で使って質問を送ることも市のほうにできるかというふうに思っておりますので、そういう質問についてはお受け取りさせていただいて、必要な情報をまたSNSというか、メール等々でお返ししていくということも、これ今だからこそできる内容なのかなというふうに思っておりますし、そういうことがあるのだということも、母子父子自立支援員と共にこども未来課でそういう方がいらっしゃるということも念頭に置きながら、意に配しながら業務を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） まさに男の方は意外とそのここが開庁している時間に相談に来るといのは困難な場合が多いですから、ラインですとか、そういったもの活用しながら意思の疎通を図っていただければと思います。やっぱり子供目線で考えても下着ですとか、そういった生理用品に関しましては、生理用品は特に何種類もいろんな種類が必要であったりとかありますので、ちょっと父親とお買物に行くというのはなかなか抵抗がある場合がありますので、そういったところもサポートももしいただければなと思いますので、その辺もよろしくお伺いしたいと思っております。

次、ステップファミリーについてお伺いしたいと思います。ステップファミリーは対人関係がやっぱり複雑になりやすいということで、お互いに家族が一つになってしまうわけですから、生活習慣ですとか今までの家庭のルールが急に変わってしまうなど様々な悩みや課題を抱えることもあるようです。きめ細やかなケアや見届けが必要かと思いますが、このようなステップファミリーという家族の形というのは今や珍しいものではないと思っております。ただ、新たに家族として生活することでの困難がやっぱり多いのも事実ですから、その辺は明確な支援のプログラムというのはあまりないのではないかなと思ったのですが、本市としてどのようにそこら辺で支援プログラムというのをつくっていきけるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 保護司をされている五十嵐議員ならではの専門的な見地に立たれた御質問だなというふうに思っております。様々な御家庭の形態だとか様々な状況があって、違う生活をされていた方々が一つの家族になるということというのは今や珍しいことではないのかなというふうに思っております。それが幼少期になる場合だとかそれぞれ多感な時期だったとか、そ

それぞれの形態があるというふうに思っておりますが、私どもとしましてはマニュアルというものは今すぐに持ち合わせているものでもございませんし、個別の職員がそれぞれの専門研修等々に出させてさせていただいておりますので、そういうところの見地みたいな、また学んだものを課や部の中で広めていきたいなというふうには思っておりますが、そういう学んだ中で部内や課内で広げていくということをしてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 市の職員の方は皆さん専門的な知見も持っていらっしゃると思いますので、その辺は心配はしていないのですが、ちょっと目が届きにくいといいますか、やっぱり父子家庭、母子家庭ですとか独り親家庭と違って、ステップファミリーというものには本当に目が行きにくいのですが、それでいて、意外と失敗も多いというか、またそこが離れてしまうという家庭も多くあると思います。そういったところも周りからもその大変さというのを理解してあげながらなるべくうまく家庭が築いていけることをサポートしていければなというふうに考えるのですが、京都府のほうではこういった状況を踏まえて当事者はもとより、家族や子供に関わる機関である市町村ですとか教育機関ですとか保育施設ですとか、そういったところがステップファミリーについての正しい知識と理解を得るための啓発用冊子なんかを作っていたりするのですが、きっと北海道ではそういったものはないのではないかなと思うのです。ただ、冊子を作ればいいということではないので、先ほど部長がおっしゃっていたように、専門の知見のある職員さんがいらっちゃって、また研修などにも行かれて、その結果を市内で、庁内で共有していただければと思いますので、切れ目のない支援のほうをよろしくお願いしたいと思います。

最後に、全体的な質問をさせていただきたいと

思いますが、先ほどの母子手帳ですとか予防接種の件にも関わってくるのですが、将来の構想についてお聞きしたいと思います。市民が疾病の療養、または介護が必要になった場合においても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステム構築の方策の一つである名寄市医療介護連携ネットワークのさらなる可能性として、先ほど部長もおっしゃられていたように、母子手帳の記録ですとか、例えば健診の予診票、予防接種記録、共有することができればと考えますが、その辺の将来構想は名寄市の中にあるのかなのか、その辺お聞きして、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） この間代表質問でも医療介護ICTの御質問いただいて、答弁させていただいたかというふうに思いますが、医療介護ICTについてはベースが病院で持っているシステムに介護のほうの一部乗せてもらっていると言ったら変ですけども、いただきながら横の連携を取らせてもらっているというような形になっているところがございます。今五十嵐議員の御提言いただいたものについては、恐らく今後もしかしたら、今の時点ではすぐできる、できないというお話はあれなのかなというふうには思っていますが、いずれにしてもICTの絡みについてはもちろん市町村として進めていくということもこれ有効な内容ですし、病院事業とか各医療事業、それから介護の事業についてもICTを進めていくということは一定国策、国で進めていくということで国民のための利に関するということと国としても進めている内容で、当然医療報酬だとか介護報酬だとかでインセンティブを取るような形も今後進められるのかなというふうに思っています。必要な事業なのですけれども、例えば医療とか介護を行っている方々の事業所にとってもプラスになり、かつ住民の方にも喜ばれる。滋賀県で三方よしという言葉があるそうですけれども、そういう形になっていけばいいなというふう

には思っております。私ども健康福祉部としては、そういった中で意思決定支援というのがしていければいいのかなというふうに思っています。先ほどからワクチンの問題についてもそうですし、それぞれのステップファミリーだとかの家族の問題、それぞれ考えられる部分については、健康福祉部の中の地域福祉計画の中では自立支援ということを見せていただいておりますが、自立していただきというふうにただ言ってもなかなか難しい部分があるかと思えます。意思を決めていくための支援というなことも今後必要になってくるかなというふうに思っていますので、そんなことも意に配しながら部の仕事のほう、健康福祉のほうの業務を努めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 以上で五十嵐千絵議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

教育宣言都市名寄の現状と課題、そして将来像を、佐藤靖議員。

○11番（佐藤 靖議員） 子供たちに生きる力を確実に身につけさせる教育や生涯にわたり生き生きと学び続けることができる社会の実現を目指し市民の皆様の期待と信頼に応える教育行政の推進に誠心誠意努めます。これは、平成23年7月19日に開催された名寄市議会第3回定例会の壇上で小野浩一教育長として初めて述べられた就任挨拶の言葉です。この6月末をもって11年間教育都市宣言のまち名寄市の先頭に立ち、教育行政の推進に努められた生活に終止符を打つこととなりますが、就任時に誓われた子供たちに生きる力を確実に身につけさせる教育、生涯にわたり生き生きと学び続けることができる社会の実現、市民の皆様の期待と信頼に応える教育行政の推進の3

本柱について自らどう評価されているのかお伺いします。

教育長就任時、名寄市の小中学校の状況は小学校11校に普通、特学を含め95学級があり、1,480人の児童が学んでいました。一方、中学校は4校に同じく34学級、734人の生徒が在籍していましたが、今年5月1日現在で小学校は7校に普通、特別を含め78学級で、児童数は1,172人、中学校は4校に同じく36学級、生徒数589人の状況にあります。この約10年間で児童数約21%、生徒数でも約20%の減少となっています。この結果、平成25年3月には風連日進小中学校が、さらに28年3月に豊西小学校、東風連小学校、31年3月に風連下多寄小学校が閉校となりました。時代の趨勢ではありますが、まさに激動の11年でもありました。一方、この間平成28年2月の西小学校増築、南小学校校舎及び屋内運動場の改築をはじめ、同年には南小児童クラブ改築、東児童クラブ開設、そして31年には風連中央小学校校舎、屋内運動場改築、さらには耐震構造上課題のあった智恵文小学校、名寄中学校、名寄東中学校にも改築や改修の道筋をつくられましたが、教育環境の変化が児童生徒に与える影響について教育長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

また、この智恵文小学校の改築によって市内の小学校は全てオープンスペース教育となりますが、今後改築、大規模改修を計画されている中学校においても従来の閉鎖型教室とするのか、オープンスペース教育とするのか、教育長のお考えをお伺いします。

小野教育長在任中の2017年、名寄市総合計画（第2次）が策定されました。御案内のとおり、2026年までの10年間を展望した計画であり、まだ実行途上にあります。そこで、特に小中学校教育の充実に関わる5点、質問させていただきますので、小野教育長の本音をお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、教育効果を高めるための計画的な学校施設の整備とありますが、小野教育長が目指した教育効果を高める学校施設についてお伺いします。

2点目は、安全、安心な教育環境の整備として危機管理体制の確立、施設内の保全対応を掲げていますが、具体的お考えをお示しいただきたいと思えます。

3点目は、全国学力・学習状況調査科目について目標値を全科目全国平均以上とし、毎年度上回ることを目標とするとしていますが、達成度合い及び今後の見通し、さらに目標達成や継続に必要な不可欠な事項の見解についてもお伺いをします。

4点目は、同じく全国体力、運動能力、運動習慣などについても目標値、目標を示されていますが、現状及び課題をどう捉えているのかお伺いします。

最後に、5点目に、令和2年度で全校に設置した学校運営協議会について保護者及び地域住民等の学校運営への参加促進とありますが、現状の評価と課題についてお伺いします。

小野教育長とは平成25年の第1回定例会代表質問を皮切りに昨年の令和3年第1回定例会代表質問まで都合4回この場で質疑をさせていただきました。また、様々な場で名寄の教育について議論させていただいたことに改めて心より感謝を申し上げます。その中で昨年の代表質問では限られた任期で目指すもの取り上げさせていただき、教育長は学校教育の重点施策としてGIGAスクール構想及び中学生から選ばれる魅力的な新設校の設置、社会教育においては老朽化の著しい児童センター、市立図書館の在り方について議論を進めると答弁されましたが、改めてこれら課題についてのお考えをお伺いします。

特に過去において市内中学卒業生185人のうち54%に当たる100人が市外高校に進学している状況下において、議論途上ではありますが、多くの現場を経験されるとともに、北海道教育委

員会でも活躍された小野教育長が求めている中学生から選ばれる魅力的な新設校とはどういうお考えなのか、これも本音をお聞かせいただきたいと思えます。

また、いまだに実現していない課題もあります。それは、平成26年第2回定例会一般質問で取り上げ、教育長と質疑を交わした名寄市の文化度を高めるためのEN-RAYホールの活用についてであります。この場からあのすばらしい舞台に市民の皆様が一度は立てる機会を設定すべきと提言させていただき、教育長から前向きな答弁をいただきました。しかし、コロナ禍もあり、残念ながら実現には至っていません。改めてEN-RAYホールを拠点とした名寄市の文化度を高める取組についてのお考えをお伺いします。

名寄市は幼児教育から大学教育までの連携の下、学校、家庭、地域が手をつなぎ、豊かな心と知性を育み、生涯にわたり生き生きと学ぶために基本に教育都市宣言をしていますが、退任を前にした小野教育長が理想とする名寄市の教育と指導及び次代に引き継ぐ課題についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 佐藤議員からは大項目1点、教育都市宣言名寄の現状と課題、そして将来像について御質問をいただきました。まずは、小項目1、教育長11年を振り返ってについてお答え申し上げます。

私は、平成23年7月に着任以来11年間にわたり名寄市の教育行政に携わらせていただきました。この間学校教育については教育改善プロジェクト委員会を立ち上げ、子供たちの生きる力、すなわち知、徳、体の調和の取れた子供の育成を目指してまいりました。一方、社会教育では市民の皆様が夢と希望を抱き、生きがいのある人生を送ることのできる生涯学習社会の形成を目指して取り組んでまいりました。とりわけ子供たちの生きる力の育成では確かな学力や豊かな心、健やかな

体をバランスよく育む教育活動の充実に向け校長や教職員、保護者、地域の皆様の絶大なお力を借りながら取組を進めてまいりました。

確かな学力の育成では、児童生徒の発達の段階を考慮した名寄市統一の学習規律を作成いたしました。学習規律を統一することにより落ち着いた学習環境が整い、児童生徒の学習習慣を確立することができました。また、学力向上をさせるためには児童生徒が安心して学べる環境が大切なことから、学年、学級経営が重要と考え、具体的に指導の手だてを記述することができる名寄市統一の学年学級経営案様式を作成し、その活用を図っております。さらに、全国学力・学習状況調査の結果を受け、各学校の分析を基に児童生徒が抱える学力の課題について明らかにし、その課題を解決するための方策を全教職員で共有するとともに、校内研修で授業改善などについて取り組んでもらいました。また、名寄市PTA連合会の協力を得て、学校と家庭とが一体となって家庭学習を充実させる取組を進めていただきました。その結果、全国学力・学習状況調査においては名寄市の平均が全国平均とほぼ同程度となってきております。

豊かな心の育成では、道徳教育の充実のため北国博物館や市立天文台と連携し、名寄市にゆかりのある人物の功績を取り上げ、小学校では名寄市出身力士の名寄岩、中学校では木原天文台を建設した故木原秀雄氏を題材にした道徳読み物資料を開発いたしました。そして、本題材を使用した道徳科における授業実践を通して、児童生徒の道徳性の育成に努めてまいりました。また、いじめ根絶に向けての対応では平成26年度に名寄市いじめ防止基本方針を策定し、小中学校によるいじめ防止サミットを開催いたしました。平成29年度から高校にも参加していただき、小中高いじめ防止サミットを開催し、現在に至っております。不登校児童生徒への対応では、学校や教育相談センター、こども未来課などの関係機関の連携の下、組織的、計画的に支援に努めてまいりました。そ

の際児童生徒理解教育支援シートや子供理解支援ツールほっと及びQ-Uなどの各種データを活用し、一人一人の児童生徒に応じた支援に努めてきたところであります。また、今年度より不登校の解消や未然防止に向けてスクールソーシャルワーカーを任用し、効果的な支援について各校及び関係機関と連携しながら取組を進めております。さらに、今後1人1台端末を活用した不登校児童生徒支援を検討しているところです。

健やかな体の育成では、教育改善プロジェクト委員会において学習の見通しを立てる活動を取り入れた体育の授業改善を図る取組、新体力テストの効果的な実施に係る実技研修会の開催、地域の自然や施設を活用して、スキーや歩くスキー、カーリングの授業の実施、地域人材の活用の3点を基に児童生徒の体力向上に向けた取組をスタートさせました。その後、児童生徒の体力向上に係るNスポーツコミッションと連携した取組や各学校において休み時間や体育の時間を活用した運動しやすい環境づくり、体力手帳を基に縄跳びや持久走などの1校1実践の取組などを進めてまいりました。その結果、体力合計点が全国平均同程度以上の成果を上げることができました。

特別支援教育では、議員も御承知のとおり、名寄市において文部科学省の委託事業である特別支援教育体制推進事業の推進地域として北海道教育委員会から指定を受け、管内では最も早く特別支援連携協議会を立ち上げ、全道的にも先導的な役割を果たしてきました。また、平成29年度には文部科学省の教育支援体制整備事業、切れ目のない支援体制整備充実事業の指定を受け、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制を整備するため、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の改善を図りました。そして、その「すくらむ」を名寄市の未就学児から児童生徒全員、約2,500人に配付し、必要に応じて活用を図ってきたところであります。さらに、特別支援教育に関する教師の専門

性の向上を図るため、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターによる特別支援教育コーディネーターの研修の充実や名寄市立大学免許法認定公開講座の活用による特別支援学校教諭免許状の取得率の向上を目指し取り組み、一定の成果を上げることができました。

次に、生涯にわたり生き生きと学び続けることのできる社会の実現についてであります。市民一人一人が自分に合う方法によって自発的に学習を行うことにより自分自身が豊かになる。その個人個人が集まり、社会を還元することによって社会が豊かになっていくこと、これが生涯学習型社会と呼ばれております。その生涯学習社会の実現のためこれまで名寄市総合計画を基本に第1次及び第2次の名寄市社会教育中期計画、平成30年度からは単年度の名寄市社会教育推進計画に基づき学びの場である社会教育施設を拠点に市民がいつでもどこでも学習することのできる生涯学習環境の整備、改善を行い、市民が学習する機会の充実に取り組んでまいりました。また、市民が学びたいときに学び、効率的な学習活動を実践していくために情報提供や相談体制の整備を行い、その時々々の市民の学習ニーズに合った学習機会の提供を行ってまいりました。例を挙げますと、公民館活動における市民講座や公民館講座、高齢者大学、学級、家庭教育支援講座の実施や市立図書館の利用促進と読書活動の推進、市立天文台における観望会や天文イベントを通じた天文普及活動や情報の発信を行ってまいりました。コロナ禍により学習拠点である社会教育施設の利用が制限され、生涯学習活動を停止せざるを得なくなったことは大変残念でありました。しかし、コロナ禍においても学びを止めないための取組をそれぞれの社会教育施設が行っております。今後も全ての市民一人一人の学びたい気持ちに寄り添い、生涯にわたり学び続けることができる環境整備に不断の努力を行うことが大切と考えているところであります。教育委員会といたしましては、この2つの柱の取

組を通して市民の皆様の期待と信頼に応える教育行政の推進を図ることができたものと考えております。

次に、小項目2、教育環境についてお答えいたします。統廃合は児童生徒にとってこれまでなれ親しみ、愛着のある学びやを離れることに対し不安や寂しさを感じさせるものと思います。ただ、同時に地域への愛着や誇りなどを育てることにもつながると思います。一方、新しい学校に行くという教育環境の変化については新しい友達との出会いもあり、これからの未来を考え、進んでいこうという意欲も生まれる機会になっていると思われます。そして、多くの仲間との出会いにより、多様な考え方に触れ、学び合いの機会や切磋琢磨する機会、地域の人々と交流する場面も増えることによりコミュニケーション能力や自立心が高まり、自己の人間性、社会性を育むことができるものと考えております。新しい学校へ行くという教育環境の変化は、子供たちにとって最初は不安や戸惑いを感じることでと思われます。しかし、学校では子供たちの心的負担を軽減するために全力でサポートしております。子供自身の適用力に差はありますが、日にちがたつにつれ環境に慣れ、たくましく育っていくものと思います。

次に、従来型の教室とするか、オープンスペース型の教室とするかについてであります。オープンスペース型の教室については1984年頃、当時の文部省が多目的スペース補助制度を発足させ、全国的に教室の壁を取り除き、従来の廊下ではなく、多目的スペースを備えた形の学校が広まりました。オープンスペースとは、学習集団における多様な活動に対応できる共有の空間のことで、多目的スペースのことを指しております。このオープンスペースを備えた教室のメリットとして、学年全体が把握しやすいこと、それからクラスの境界線がなくなり、学年の一体感を感じ、他クラスと交流しやすいこと、教室内外にスペース的なゆとりがあり、様々な形態の授業に変更しやすい

こと、習熟度別指導を実施しやすいことなどが挙げられます。逆にデメリットとして気が散る、授業に集中できない、音を出す活動が他のクラスに気を遣う必要があること、広い空間、騒音が気になったり、不安になる児童生徒もいること、視覚的情報が入り過ぎること、感染症が拡大しやすいことなどが挙げられます。このようにメリット、デメリットもあり、一概にどちらのスタイルがよいとは言えません。特に中学校では学習に集中させたい場面が多く、オープンスペース型の教室よりは従来型の教室のほうがよいときもあると考えます。しかし、学級間の生徒同士が意見を交流したり、総合的な学習の時間などで調べ学習やまとめる活動などを実施したい場合には、オープンスペース型の教室がよいとも考えられます。現在教室とオープンスペースとの間に可動式のパネルなどの仕切りを設置するなどして、従来型の教室とオープンスペース型の教室の両方の機能を有効に生かした教室も見受けられます。いずれにしても、今後改修、改築の際には学校側とのヒアリングを通して児童生徒にとって安心できる教室空間づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、途上にある名寄市総合計画（第2次）についてお答えいたします。まず、1点目の教育効果を高めるための計画的な学校施設の整備についてであります。学校施設は子供たちにとって一日の大半を過ごす学習と生活の場であり、教育効果を高めるための重要な教育施設であります。これからの時代に求められる生きる力を育てる教育の推進にふさわしい充実した教育活動を行うためには、多様な学習内容、学習形態に対応できる柔軟性を確保した施設の整備が求められています。また、信頼される学校づくりの推進にふさわしい充実した教育活動を行うためには、安全性と防災性を備えた高機能かつ多機能な施設環境を整え、防犯や衛生面に配慮した快適で安全、安心な施設でなければなりません。さらに、学校施設は地域住民にとって身近で生涯にわたる学習、

文化、スポーツなどの活動の場として活用される地域コミュニティの拠点でもあり、災害時には指定緊急避難所として利用される重要な役割を果たすなど、これまで以上に地域や学校関係者との協力の下で計画、設計を進めていく必要があると考えております。これまでの取組としては、名寄東小学校ではコミュニティセンターが地域住民により設置、運営され、学校施設を活用したコミュニティカレッジの開設やラベンダーの植栽による環境美化、スノーランタン作りによる雪や冬に親しむ活動などの地域活動が取り組まれています。名寄南小学校の学校施設には南児童クラブが設置されており、放課後には体育館が利用されています。校舎内には各階にワークスペースが設置され、係活動などの教育活動に活用されています。また、風連中央小学校では、平成30年度の改築により図書室に地域の人々が活用できる図書館機能を持たせて、一般開放をしております。新しい図書室では、児童と地域住民が同じ空間で読書活動に取り組んでおります。今後も教育効果を高めるための学校施設整備の在り方についてさらに検討していく必要があると思っております。

2点目の安全、安心な教育環境の整備に係る危機管理体制の確立、施設内の保全対応についてお答えいたします。学校は子供たちが集い、互いの触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、子供たちが生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには子供たちの安全の確保が保障されることが不可欠であります。このため、学校では学校教育活動全体を通じ自らの安全を確保することのできる基礎的な資質、能力を継続的に育成しております。また、学校安全は自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会に貢献できる資質、能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりができるようにすることを狙いとしていることから、各学校では児童生徒の実態を踏まえ生活安全、交通安全、災害安全の3つの観点から具体的な活動を推進しております。1

つ目は不審者防犯訓練や登下校時の見守りなどの防犯対策、交通安全指導や安全マップを用いた通学路の安全確保、避難場所、避難経路の設定と点検、確保及び避難訓練の実施、2つ目は学校においては日々の施設設備、器具、用具等の安全点検を行うとともに、教職員の危機管理意識を高め、組織体制の機能強化や危機管理マニュアルなどの充実、3つ目は教室や職員など校舎内外の日常的な美化、整理整頓を行い、安全で潤いのある教育環境の整備などに努めているところであります。

次に、3点目、全国学力・学習状況調査の達成度合い及び今後の見通しについてお答えいたします。学力向上の取組については平成24年度から本格的な対応を進め、全国学力・学習状況調査結果から見られる本市の児童生徒の学力における課題を分析し、その対策を講じております。本市の小中学校とも平成26年度から平成30年度にかけては全国平均と同程度の水準になりました。また、令和元年度から令和3年度まで小学校においては全国平均と同水準で推移してきております。しかし、中学校においては新型コロナウイルス感染症拡大以前は全国平均と同程度でありましたが、感染症拡大の影響もあり、小中学校間の教職員同士の授業交流ができず、また授業においては体験活動や生徒同士の意見や考えを交流する活動の制限等もあり、この数年は全国平均より若干下回る傾向にあります。このようなことから、教育改善プロジェクト委員会において学力向上の在り方、改善策を検討してまいりました。現在各中学校では教育改善プロジェクト委員会の検討内容を受け、休み時間や放課後を活用した学び直しの時間の設定、各学校間の教職員による授業参観と指導方法の交流、家庭と連携した家庭学習の取組などを行っております。学力向上については、小中学校間問わず校内研修の充実や学年、学級経営が重要であります。校内研修では、学力の向上を視点とした研究主題を設定することや学年、学級経営では教室内における児童生徒相互、児童生徒と教職員の

よりよい関係づくりをすることにより安心して学べる環境づくりを行うことなどを重視した学校経営を充実させることが大切と考えております。

4点目、全国体力・運動能力調査の現状と課題についてであります。体力向上に関する取組については、平成25年度より本格的な対応を進め、全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査の結果から見られる本市の児童生徒の体力における課題を分析し、その対策を講じてまいりました。本市の小中学校とも平成27年度から令和元年度にかけては体力合計点が全国平均と同程度の水準になりました。令和2年度は全国体力・運動能力調査はコロナの影響を受けて実施されませんでした。令和3年度の本調査においては小学校男女、中学校男子、体力合計点で全国を上回る成果が見られました。一方、中学女子については体力合計点で全国を超えることはできませんでした。このようなことから、現在名寄市教育改善プロジェクト委員会や教育研究所体育班においてその原因の分析と対策について検討しております。

また、全国体力・運動能力調査における本市の小中学生、中学生の共通課題は、全国平均に比べて走力にあると捉えております。この走力を高めるため体育の授業や日常生活において児童生徒の体力の状況や発達の段階に応じた運動を選んだり、組み合わせられたりすることが大切と考えております。今後も体力向上に向けた取組を各学校の創意工夫の下、これまでの取組を発展させながら継続してまいります。

5点目、学校運営協議会の現状と課題についてであります。平成29年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律では学校運営協議会の設置や学校運営に必要な支援について協議することが規定されました。本市では、この法律に基づき令和元年度中に全ての学校に学校運営協議会を設置し、全ての学校がコミュニティ・スクールとなりました。コミュニティ・スクールとは、保護者や地域の方々、学識経験者などの委員から

成る学校運営協議会を設置した学校のことです。学校運営協議会の主な機能としては、必須機能として学校運営の基本方針を承認すること、学校運営に必要な支援について協議すること、任意機能としては学校運営について意見を述べること、教職員の任用に意見を述べるすることができます。それぞれの学校運営協議会では、学校経営計画の承認や学校評価などの取組を行っておりますが、これらの取組が本格的に始まった令和2年4月以降はコロナ禍により運営協議会委員はなかなか学校に足を運ぶことができなくなり、会議も一部書面で行われたこともありました。このようなことから、保護者や地域の方々の学校運営の参画は図られておりますが、まだまだ道半ばと言えます。

次に、小項目4、耐震構造上に加え、老朽化の激しい社会教育施設についてお答えいたします。まず、学校教育の重点施策としてGIGAスクール構想についてであります。議員も御承知のように、GIGAスクール構想とは義務教育を受ける児童生徒のために1人1台の学習用タブレットと高速ネットワーク環境を一体的に整備する計画のことをいいます。この計画がつけられた背景には、OECD、経済協力開発機構の平成30年の生徒の学習到達度調査では日本は学校での授業や宿題にICTを利用する時間が加盟国中最下位であったということでもあります。こうした事態を重く見て、国は令和の時代における学校のスタンダードとして日本の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとを組み合わせることでいくことによりこれからの学校教育を変えることを念頭にGIGAスクール構想の実現に向けた方針を示しました。この方針を受け、本市では現在1人1台端末が児童生徒全員に配付され、学校教育活動全体で使用されております。学校のICT教育環境については、校舎内どこからでも無線によるインターネットが接続できるようになりました。これにより児童生徒がどこにいてもインターネットで検索し、

調べ学習を進めることができるようになっております。また、全ての端末に学習支援プログラムロイロノートという教材を取り入れ、授業の中で児童生徒同士の意見や考えを端末の画面上で交流したり、発信したりしております。今後の課題として、新規転入職員に対するICT研修、タブレット端末の活用を図る教職員研修会の充実やタブレット端末を使用し続けると故障等もあることから、ICT機器の更新整備を図っていくことなどが挙げられます。

次に、老朽化の激しい社会教育施設についてであります。本市は令和4年3月に名寄市公共施設等再配置計画を策定し、図書館をはじめとする各施設の再配置について市民議論を重ね、令和8年度までに具体的な整備の方向性を検討していくこととしております。児童センターについては、昭和42年の竣工から55年が経過しようとしており、図書館についても昭和45年の竣工から52年が経過しようとしております。教育委員会といたしましては、いずれの施設も老朽化が著しく、施設設備の優先度は高いものと認識しており、できるだけ早期に施設が整備されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目5、市内外から入学生が希望される魅力ある高校像とはについてお答えいたします。名寄高校と名寄産業高校の再編統合によりできる新設校については、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールの設置が必要と考えております。コミュニティ・スクールは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。また、学校運営や学校の課題に対して広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みであります。当事者として子供の教育に対する課題や目標を共有することで学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていきます。高等学校は義務教育諸学校とは異なり、生

徒の選択により入学する学校種であるため、通学区域が広範囲にわたることに留意する必要があります。しかしながら、広く地域や社会の参画、協力を促進することは学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化に資するものであり、学校運営協議会の設置は非常に有効なものと考えております。名寄市内の小中学校には7つのコミュニティ・スクールがあり、ここに高等学校のコミュニティ・スクールが加わることでより小中高とまさに地域一体となって特色ある学校づくりが実現することができれば、新設校がコミュニティ・スクールのよさを十分発揮して、保護者、地域にとっては頼りがいのある、また子供たちにとっては学びがいのある魅力的な学校となると考えております。また、高等学校生徒資格取得費補助事業や高等学校学習教材支援事業などの生徒や保護者に直接援助する事業も魅力の一つと考えております。さらに、再統合する新設校においては普通科4学級、情報技術科1学級の合計5学級とするとともに、両学科へ単位制を導入することとされております。単位制導入は生徒の多様な興味、関心や進路指導等に応じた主体的な学習が可能となることと考えられるため、現在の多様化している中学生の進路選択においても魅力ある有意義なものになると考えております。

次に、小項目6、名寄市の文化度についてお答えします。EN-RAYホールは、平成27年5月の開館からこの7年間714件に上る事業により延べ14万人に近い方々に御来場いただいております。その稼働率についてはコロナ禍の令和2年度には4割台まで減少したものの、令和3年度には7割台まで回復しております。EN-RAYホールでは名寄市教育委員会や名寄舞台芸術実行委員会の主催事業のほか、著名なアーティストを含めた貸し館事業など幅広く多彩な公演が開催されております。また、EN-RAYホールの開設により市民会館を使用していた頃にはほとんど見られなかった市民実行委員会形式による事業がコロナ

前までは年間10件程度行われており、市民が文化、芸術の振興に主体的に関わる機会が増えていると感じております。EN-RAYホールを活用した事業においても市民会館を利用していた頃は年間20件程度でありましたけれども、EN-RAYホール開設後コロナ前までは年間70件程度の事業が行われており、多くの市民が質の高い舞台芸術に触れる機会がつけられているものと考えております。また、市民文化祭をはじめ各種発表会や宴会、演劇など市民が舞台に立つ機会も設けているほか、コロナ禍前には幾つかの公演でワークショップを開催いたしました。さらには、ホールに直接足を運ぶことが困難な介護福祉施設を訪問し、アウトリーチ事業についても実施してきているところであります。今年の3月には小学3年生から6年生までを対象にEN-RAYホールの裏側をちょこっと体験できるツアーを開催し、音響、照明、スポットライト、舞台監督といったホール業務を演劇の実演とともに体験する事業を実施いたしました。参加した小学生は、本番さながらの舞台芸術を体験したところであります。このようにコロナ禍で若干の足踏みはありますが、EN-RAYホールを核とした様々な取組や市民活動の活性化により本市の文化度の向上に大きな成果が出ているものと考えております。文化度については、それぞれ人により捉え方が様々なことから、今後は文化度を捉える視点を共有化して、市民の皆さんに評価していただけるような形式を取り入れて、文化度を捉えていきたいと考えております。

次に、小項目7ですが、教育長が理想とする教育宣言都市とはであります。名寄市に昭和35年に開校された名寄女子短期大学の存在がこの宣言が出された根底にあるのではないかと考えております。また、聞くところによりますと、この教育都市宣言の制定に当たっては佐藤議員が直接携わったと伺っておりますが、改めて敬意を表する次第でございます。議員御指摘のように、平

成19年に告示された教育都市宣言は地域、幼保、小中高大がそれぞれ連携しながら市民の皆さんが生涯にわたって生き生き学ぶための教育体制づくりを目指しましょうと呼びかけていると思います。すなわち、名寄市のこの教育都市宣言は教育行政を推進するための重要な理念の一つであると捉えております。今後も教育都市宣言の具現化に向け教育都市宣言の理念を常に念頭に置いて教育行政の推進に努めていくことが大切と考えております。

また、次代に引き継ぐ課題についてであります。その一つはコミュニティ・スクール制度の効果的な運用であります。また、もう一つは本市の特別支援教育の上川北部地区の拠点としての体制強化についてであります。この2つが当面次代に引き継ぎたい私の大きな課題であると考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 教育長の熱い思いをじっくり聞かせていただきました。大分再質問の時間がなくなりましたが、まさに教育長の11年の教育長としての集大成の言葉をいただいたというふうに思っておりますけれども、これからの再質問については今さら申し上げるまでもなく、やっぱり一般行政と教育行政は独立組織でありますので、物によっては既に教育委員会の所管を離れているものもあるかと思っておりますけれども、あるときには教育長、小野浩一さんとして、あるときには小野浩一さん個人として御答弁をいただきたいと思っております。

1つは、これから改築あるいは改修に入る中学校のオープンスペースのことでありますけれども、言っているメリット、デメリット、教育長がおっしゃるメリット、デメリットは分かるのですが、結果的には生徒が安心できる教室というのはどちらなのという。我々は今年総務文教常任委員会では広島県立の叡智学園というのを、現場は見ることはできませんでしたが、県教委のほ

うから状況を教えていただいて、やっぱり施設、あるいは地域、あるいは熱意、理想、これが子供たちを育てるのだなというふうな、非常に肌として感じてまいりました。できればいずれ現地行って、子供たちの声も聴いてみたいと思っておりますけれども、学校の映像や何かを見ると、やっぱり一定オープンスペースという感じであったというふうに記憶しておりますので、本当は小野浩一さんはどっちがいいというふうに認識されているのかお答えいただきたいと。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私の正直なところなのですが、先ほど答弁でもお話ししたように、保護者や子供たちの考え方によるのではないかなと思うのです。地域にもよると思っておりますので、だからもともとある効果を狙ってオープンスペースになってきたと思うのですけれども、でも今の時代は保護者や子供たちの多様な考え方が出てきておりますので、先ほど結論的に申し上げましたように、やはり協議すべきだと。学校を使う保護者、それから子供たちの状況をしっかりと踏まえて対応していくということが非常に大事なことだと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 新設校の話もそうでもありますけれども、私も主体は子供たちというか、やっぱり児童であったり、生徒であったり、本当に例えば中学校の改築に当たっては、では子供たちの声をしっかり聴いて学校施設を考えていくべきと教育長は思っているのか。あるいは、本当に中学生から選ばれる魅力的な新設校というのは、中学生は地域とか学校とか、そこが連携を求めているのか。もっと、私は中学生というのは、うちの子供もそうでもありますけれども、中学時代というのはそんなに自分の専攻を決めるということ、思考がそこまでいかない。できれば、今名寄高校行けばそうでもありますけれども、理系、文

系に分かれるのでしょうかけれども、ではそこで一つ理系なのか文系なのかという選択は出てくるけれども、結局普通科志向、そこで自分の親としては手に職をつけてほしい、この時代だからそう思っても、子供はやっぱりそこに選べる状況にはないときに中学生が選ばれる新設校というのはどう考えるべきなのかというのは私は大きな柱だと思います。今の議論の中で本当に中学生が選ぶ新設校になっていくのか、あるいは地域と学校の連携を中学生が知るのとは多分何年か先ということになると思いますが、そのときに名寄高校の間口が維持できるのか、あるいは名寄から出ていく子供たちの流出を止めることができるのか、教育長、その辺はどういうふうにお考えになっていますか。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 中学生に選ばれる学校という視点に立って私は考えて、先ほどの魅力ある学校に関わって3点ほど、必要なのはコミュニティ・スクールだと。それから、もう一点は支援事業ですか、支援事業、あるいは単位制の問題だとかと話しましたけれども、私はもうちょっとシンプルに子供たちの考えを捉えますと、自分の思いや願い、これを実現することができる、そういう学校だと思うのです。それが中学生に選ばれる学校像でないかなと率直に思っております。ただ、議員も今お話ありましたように、中学生の段階で、それで自分で自分のなりたい将来や職業のことを考えて高校を選択できる中学生がどれだけいるかということなのです。私は、このことについては中学生自身には非常に難しい課題でないかなと思います。小学校から、高学年から進路指導というのが学校でありまして、自らの将来を考え、生き方を考えて、自分で主体的に進路を考えて、進学先を決定すると、それ目標になっているのです。小学校から中学校にかけて、そして高校に入っていくと、そういう流れになっているのですけれども、率直な話、考えてみると、実際に進路を子供たちが考えるとき例えば親の経済的なことを考え

たり、それから自分で決められないという現実を踏まえて、どちらかという普通科へ進学、今のところしておこうとか、そういう判断がほとんどの子供たちの現実ではないかなと思います。したがって、地域の学校というのでしょうか、例えばうちでいえば産業高校であるとか名寄高校についてなのですが、地域の学校というのはあくまでもやっぱり今現実にいる子供たちと保護者の実態をしっかりと踏まえて、その願いに添えていかなければいけないのではないかと思います。そこで初めてやっぱり子供の思いや願いが実現できる学校になっていけるのではないかと。そのためにやっぱり地域の学校というのは全力を尽くしていかなければならないのではないかと私は常日頃、ざっくばらんにお話ししますと、そういう考えでおります。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 私もコミュニティ・スクールは考え方間違っていないと思う。先ほど申し上げた広島の叡智学園もそうでありますけれども、地域としっかり連携をして学校づくりをしているというのが県教委の担当者からは自慢の声でありましたので、方向性は間違っていないと思いますけれども、私も中学生の思いを持ってぜひこのところは検討、特進コースもいいでしょうけれども、では本当にそこに行っていっていい大学行けるのかということ、進学塾とやっぱりちょっと違って来るわけですから、それは成果が出ないとなかなかそこに行かないということもありますでしょうし、そこ少し議論を教育長の言葉として残していただきたいというふうに思いますし、もう一点、これは既に教育委員会から所管を外れていますけれども、私毎日というか、最近はこちらとサボりぎみですけれども、ウオーキングのとき豊西小学校の前通るのです。豊西小学校を通過して右と左、東と西を見たときに、東側は浅江島公園があって、EN-RAYがあって、非常に整備されているけれども、豊西小学校のほうは最近草刈りをきちっとしましたけれども、ごみは投げてあ

るわ、草は伸びているわ、学校はロープでくるのであるわ、あの状況が本当に子供たちにとっていい環境になるのか。新しい教育長、あそこに2年いらっしまったみたいですけども、閉鎖した学校をいつまでもあの状況で置いておくのが本当にいいというふうにお考えになっている、これは教育長の個人的な意見として1つと。

もう一つは、地域の声もあって、南小学校は校歌で歌われているシラカバを全部切りましたし、80周年で一旦いろんな木々も全部切りましたけれども、豊西小学校の南側の庭の、庭というのですか、ところにやっぱり非常にきれいな桜が毎年咲くという。あれももしそういうときにやっぱり切るというのは私も環境的にはどうなのかというふうに思いますけれども、子供たちのそういう教育環境というのについては教育長、どういう見解をお持ちですか。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 議員御指摘のように、やっぱり望ましい環境ではないと、そんなふうに私も考えております。先ほど議員のほうからお話ありましたけれども、私が来てから日進小中学校と、それと風連東、それから豊西、そして下多寄と4校それぞれ閉校になりましたけれども、それぞれの、豊西小学校以外の3校については大体いろんな形で使用されていると。地域の方に学校が使用されている状況なのです。ただ、豊西小学校は違うのです、豊西小学校だけ。ただ、豊西小学校も私しょっちゅう朝のランニング、通るのですけれども、あそこに開校記念樹の何か石碑みたいなのがあって、イチイ、イチヨウの木ですか、でありますとか、今最後に閉校記念碑なんかも置いてありますので、多くの卒業生が出てきた地域でありますので、やっぱりその辺はきちっと整備して後世に残す必要があるのではないだろうか、そんなふうに私としては感じているところでございます。やっぱり卒業生があそこの学校が建っていたところに来て、みんな思い出を語り合うという

ことも非常に大切なことであると考えております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 時間もなく、本当教育長と積み残しは名寄市の文化度のお話、あるいは本当の意味の教育都市宣言、今回通告書で私教育宣言都市というふうに書いて、誰か指摘するかなと思ったら誰もされなかったのですけれども、私は教育都市宣言と教育宣言都市は違うというふうに思っているの、教育都市宣言というのはまさに施設だとかいろんなことを含めて、あるいは小学校から、幼稚園から大学までを備えている施設関係を含めて教育都市宣言というふうに。教育宣言都市となると、やはり一人一人がしっかりやっぱり学ぶ意欲、あるいはいろんな意味での文化度を含めて名寄は高いのだということを強調するのが私は教育宣言だと。だから、教育宣言をする都市なのだという意味でこういうふうに書いてある。こここのところはもうちょっと議論したかったなというのがありますし、そういう意味ではこれを含めて、ただ教育宣言都市というのは言うはやすし行うは難しで、簡単に言葉では言うけれども、そんなに、非常に難しいものであるし、ここがうまくいけば私は名寄の子供たちは名寄の地元の小学校で学び、中学校で学び、地元の高校で学び、地元の市立大学へ進むというルートが確立されれば、本当の教育宣言都市になるというふうに思っていて、そのための中間点である新設校というのは一つ大きなステップ台になるし、その、当然教育長の11年の中で連携は図られてきたというふうに思いますけれども、より強固にすれば、私のところもそうですが、親としてはやっぱり地元の高校へ行ってもらって、地元の大学行ったら、相当仕送りは助かるというところがありますので、できればそういう子が本当に増えてくれることを願う取組をしていってほしいと、そういう願いを込めて、教育長はそういう私の思いも含めてこれから次代にどういうふうな教育都市名寄になってほしいというふうに思っているのか最後にお聞きを

しておきたいと。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） ちょっと私と佐藤議員の受け止めがちょっと違うのです。私は教育都市宣言というのは幼保から、それから大学まで連携し合って、そして市民のために、市民の、先ほどお話ししておりましたけれども、市民が生き生きと学ぶためにですか、存在しているのだという考え方でありますので、教育都市宣言というのは我々教育行政を進める者が具現化していかなければならない理念なのです。そういう捉え方しております。だから、一人の人間が幼稚園から大学まで行って、そしてここで暮らすのだという、そういう意味ではないのです。そんなことを御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 理念が違うわけではなくて、物の進め方が多分教育長と見解の不一致になっている。結論は同じだと思うのです。いずれにしても、教育長にはこの11年いろいろ教育行政のトップで教えていただきましたし、名寄市の教育発展のために御尽力いただいたことには心から感謝を申し上げたいと思います。私歴代の人で本当に一般質問で御礼を申し上げるのは多分中尾副市長、佐々木副市長に次いで小野教育長が3人目だと思います。本当に、今19年議員やっていますけれども、いろいろ教えていただいたのは教育長に教えていただきましたし、プライベートでもいろんな話をさせていただきましたけれども、これからもぜひ名寄を見捨てることなく、しっかりと名寄の行く末を見詰めていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時51分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 山 田 典 幸

令和4年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年6月23日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第2号 名寄市ピヤシリスキー場
条例の一部改正について（経済建設常
任委員長報告）
日程第4 議案第9号 令和4年度名寄市一般会
計補正予算（第4号）
日程第5 議案第10号 令和4年度名寄市介護
保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第11号 令和4年度名寄市食肉
センター事業特別会計補正予算（第1
号）
日程第7 議案第12号 令和4年度名寄市水道
事業会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第13号 財産の取得について

1. 追加議事日程

- 追加日程第1 議案第14号 令和4年度名寄市
一般会計補正予算（第5号）
日程第9 意見書案第1号 2022年度北海道
最低賃金改正等に関する意見書
意見書案第2号 地方財政の充実・強
化に関する意見書
意見書案第3号 義務教育費国庫負担
制度堅持・負担率1/2への復元、
「30人以下学級」など教育予算確保
・拡充と就学保障の実現に向けた意見
書
意見書案第4号 物価高騰に伴う悪徳
商法や便乗値上げを許さない意見書
意見書案第5号 森林・林業・木材産
業によるグリーン成長に向けた施策の
充実・強化を求める意見書

- 日程第10 報告第8号 例月出納検査報告につい
て
日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出につ
いて
日程第12 委員会所管事務調査報告
日程第13 委員の派遣について
日程第14 委員の派遣報告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第2号 名寄市ピヤシリスキー場
条例の一部改正について（経済建設常
任委員長報告）
日程第4 議案第9号 令和4年度名寄市一般会
計補正予算（第4号）
日程第5 議案第10号 令和4年度名寄市介護
保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第11号 令和4年度名寄市食肉
センター事業特別会計補正予算（第1
号）
日程第7 議案第12号 令和4年度名寄市水道
事業会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第13号 財産の取得について
追加日程第1 議案第14号 令和4年度名寄市
一般会計補正予算（第5号）
日程第9 意見書案第1号 2022年度北海道
最低賃金改正等に関する意見書
意見書案第2号 地方財政の充実・強
化に関する意見書
意見書案第3号 義務教育費国庫負担
制度堅持・負担率1/2への復元、
「30人以下学級」など教育予算確保

・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
意見書案第4号 物価高騰に伴う悪徳商法や便乗値上げを許さない意見書
意見書案第5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

- 日程第10 報告第8号 例月出納検査報告について
日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出について
日程第12 委員会所管事務調査報告
日程第13 委員の派遣について
日程第14 委員の派遣報告

1. 出席議員（18名）

- | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 議長 | 18番 | 東 | 千春 | 議員 |
| 副議長 | 11番 | 佐藤 | 靖 | 議員 |
| | 1番 | 富岡 | 達彦 | 議員 |
| | 2番 | 倉澤 | 宏 | 議員 |
| | 3番 | 山崎 | 真由美 | 議員 |
| | 4番 | 佐久間 | 誠 | 議員 |
| | 5番 | 三浦 | 勝秀 | 議員 |
| | 6番 | 今村 | 芳彦 | 議員 |
| | 7番 | 五十嵐 | 千絵 | 議員 |
| | 8番 | 遠藤 | 隆男 | 議員 |
| | 9番 | 清水 | 一夫 | 議員 |
| | 10番 | 川村 | 幸栄 | 議員 |
| | 12番 | 高野 | 美枝子 | 議員 |
| | 13番 | 高橋 | 伸典 | 議員 |
| | 14番 | 塩田 | 昌彦 | 議員 |
| | 15番 | 東川 | 孝義 | 議員 |
| | 16番 | 山田 | 典幸 | 議員 |
| | 17番 | 黒井 | 徹 | 議員 |

事務局	長	伊藤	慈生
書記	開	発	恵美
書記	石橋	恵美	美諒
書記	加藤		

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	渡辺	博史	君
総合政策部長	石橋		毅君
市民部長	廣嶋	淳一	君
健康福祉部長	馬場	義人	君
経済部長	山田	裕治	君
建設水道部長	東	聡男	君
教育部長	木村		睦君
市立総合病院事務部次長	佐々木	紀幸	君
市立大学事務局長	水間		剛君
こども・高齢者支援室長	松田	慎司	君
産業振興室長	田畑	次郎	君
上下水道室長	佐藤	美香	君
会計室長	鈴木	寛	君
監査委員	岡川		進君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

13番 高橋 伸典 議員

14番 塩田 昌彦 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） ここで、馬場健康福祉部長より発言を求められておりますので、これを許します。

馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） おはようございます。昨日御質問いただきました五十嵐議員のHPVワクチンの接種のワクチンの補助の上限額についてお時間いただきまして、御答弁申し上げたいと思います。

上限額につきましては1万5,350円というふうになっております。

また、外国人向けの母子健康手帳の状況についてのお尋ねがございましたが、これにつきましては年間大体1人程度該当者がいるようでございまして、何か国語かがございますので、必要に応じて取り寄せて、お渡しする場合もございます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

物価高騰等に対する学校給食費の取扱いについて外2件を、高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問してまいります。

まず、1点目、物価高騰に対する学校給食の取扱いについてでございます。新型コロナウイルス感染症の長期化並びにロシアによる領土侵犯による戦争により、ウクライナ危機や世界食料危機による物価高騰の影響が日本各地の学校給食の値上がりにつながる懸念があります。学校給食の食料費は保護者負担が原則の考え方ではあるものの、その考え方を維持しつつ自治体の判断により保護者負担を増やすことなく給食が実施できるよう国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の枠組みを本市も活用することを推進いたします。去る4月1日に内閣府地方創生推進室より発出されました令和4年度における新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金の取扱いについての中において、活用が可能な事業に物価高騰に伴う学校給食に関する負担軽減が追加されております。また、各教育委員会に対応を促進するため、4月5日に文部科学省より事務連絡が発出されたところであります。その意味で3点をお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月以降のロシアのウクライナ戦争による食料危機のため原材料価格の高騰や4月には政府が輸入小麦の売渡価格17.3%を値上がりし、また各市町村も足立区は2,400万円の補正予算、そして給食担当は野菜をキャベツにしたり、食材15グラムを10グラムに変更するなど食料費の値上がりが一層懸念されております。そこで、学校給食の食材調達の現状と食料費、予算のバランス等を含めた今後の見通しについてをお伺いをいたします。

2つ目に、本年4月に内閣府が発出されました、物価高騰に伴う学校給食に関する負担軽減の項目の物価高騰に伴う学校給食値上げを抑えるため地方創生臨時交付金の活用ができるものであります。本市においてもこの交付金を活用すべきと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

今般食料費価格の高騰は、輸入材料に頼る状況に起因するものです。さきの質問に相反する部分もありますが、地域、地元産の食材を採用するこ

とによって小麦を米粉に替えると供給の安定を図られるとともに、地域農業の振興や食育の観点からも有用と考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、原油価格、物価高騰等総合緊急対策についてをお伺いをいたします。地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分が4月26日に決定をされました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、これらにおける原油価格、物価高騰対応分が創設されました。これにより地方自治体が実施する生活に困窮する方々の生活支援、また児童扶養手当受給者での非課税の子育て世帯支援、また農林水産業者や輸送交通分野をはじめとする中小企業の支援といった取組にしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記されております。本市も確実かつ具体的に実現することが生活に困窮する方々の生活支援であり、子育ての世帯生活支援特別給付金の対象拡大や給付の上乗せなどが子育て支援であり、燃料や肥料の高騰による農林水産業者や運輸交通分野をはじめとする中小企業の支援といった取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記されております。コロナ禍において原油価格、物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業には、住民税非課税の臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、水道料金などをはじめとする公共料金の負担軽減等が活用可能な事業と、また原油価格、物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業にはバス、タクシーなどの地域公共交通の経営支援、トラックなどの地域の物流の維持に向けた燃料等の経営支援、また水道料金などをはじめとする公共料金の補助事業の産業支援が活用可能な事業とされております。現在原油価格、物価高騰は目に見えるほど市民に負担としてのしかかっております。5月30日までに値上がり品目は8、385品目に上り、6月から7月にはさらに3、100品目が値上がりすると

言われております。新たな対応分の実施計画の提出は、7月29日締切りとなっております。既に4月28日付の各自治体の交付限度額が通知されており、予算議決、交付決定すれば国の交付決定前でも対象事業に着手することが可能ですので、積極的な活用の検討の理事者の御見解をお願いします。その意味で4点お伺いします。

生活に困窮する方々の生活支援の考え方、子育て世帯の支援の考え方、水道、下水道料金をはじめとする公共料金の負担軽減の考え方、4番目に燃料高騰によるトラックなど物流事業者の維持に向けての支援についての考え方の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、母子健康手帳の名称についてであります。母子手帳の役割は、母子の健康、育ちを守ることにあります。妊娠中の経過や赤ちゃんの健診、予防接種など1冊にしたもので、6歳まで記入欄があります。母子健康法では母子健康手帳と呼ばれていますが、特に名称を規定しているわけでもございません。子育てをめぐる環境、価値観の変化もあり、名称については各市町村、他市町村では親子健康手帳と併記する自治体が増えていると報道がございました。併記することによりメリットとしては、父親の育児参加の促進につながる、妊娠中のパートナーとして役割を意識できる、家族のみんなが受け入れやすい名称である、独り親世帯が父親である、父親が母子の健康についてより理解を深めることができるという考えであるそうであります。母子健康手帳を親子手帳と明記することの理事者の御見解をお願い申し上げます。壇上での質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） おはようございます。高橋議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1と小項目2、大項目3は健康福祉部長から、大項目2の小項目3は上下水道室長から、大項目2の小項目4は産業振興室長からの答弁となりま

すので、よろしくお願いいたします。

大項目1、物価高騰に対する学校給食費の取扱いについてお答えいたします。まず、小項目1、食材調達の現状と今後の見通しについてですが、学校給食の献立は、各月の給食目標や指導内容、使用する旬の食材、行事食などの項目を設けた年間献立計画に基づき栄養教諭が毎月の献立を立案し、実際に給食を提供する月の前月の献立会議にて決定いたします。献立の立案には文部科学省で示される学校給食摂取基準と献立計画を踏まえ、日常家庭の食生活で不足しがちな栄養素を補うよう配慮し、立案しております。

次に、食材調達の現状についてですが、給食センターでは食材を献立決定後に発注いたしますが、昨年の冬期頃から新型コロナウイルス感染症の影響などにより調味料や加工食品の価格の高騰や品不足の状況に不安を感じていたところです。児童生徒から喜ばれ、安全、安心な給食提供を行うには、安定した食材の調達が必要となりますが、この物価の高騰は給食提供においても少なからず影響を受けており、現在は学校給食摂取基準の栄養価を下回ることのないよう献立の工夫などを図りながら対応しているところです。しかしながら、今後も食材価格の高騰が続く場合はこれまで同様の給食提供は難しくなることも想定されるところであります。

次に、小項目2、地方創生臨時交付金の活用についてをお答えいたします。国においては、コロナ禍における原油価格、物価高騰等の総合緊急対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、その取組例の一つに学校給食費等の負担軽減を掲げております。本市の学校給食費は、学校給食法第11条に規定されているように、給食実施に必要な施設設備、人件費など運営に係る経費は設置者である名寄市が負担し、保護者にはそれ以外の経費である食材費を学校給食費として御負担いただいております。また、本市の学校給食費は各小中学校の校長、保護者、給

食業務担当者、事務局である学校給食センターで構成する学校給食会の総会の決議により決定され、現在の学校給食費については令和元年12月に開催した臨時総会で議決され、令和2年4月から改正となったものです。改正時点では、新型コロナウイルス感染症や不安定な世界的社会経済情勢などによる急激な経済の変化を想定しておりませんでしたので、現在の物価高騰による影響については、さきに御説明のとおり、献立内容の工夫や新たな献立への対応などを行い、今年度は現状の学校給食費を据え置き、対応しております。しかしながら、現状の学校給食費についてはこの6月での様々な食材の値上げや10月に予定されている各種食材価格の変動から献立内容の変更などによる対応のみではこれまでどおりの栄養バランスや量を保った給食の提供が難しくなるものと想定されます。そのため、学校給食会において食材価格の動向をしっかりと注視し、検証しながら、やむを得ず学校給食費の値上げを検討せざるを得ない状況となった場合には、地方創生臨時交付金の活用を視野に保護者負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、地産地消の推進をについてお答えいたします。給食センターでは、地産地消を心がけた献立を立案し、食材の発注には安全、安心を図るため、1番目には名寄産、2番目には北海道産、3番目に国産の産地とする発注の指定順番を決めております。年間献立計画で使用予定の名寄産食材については主に青果となり、毎年度アスパラガスから始まり、寒締めハウレンソウまで旬に収穫が可能な地場産の食材を使用しております。その実績といたしまして、令和3年度の名寄産食材の使用率は主食を含む重量ベースで60.84%、令和2年度は65.35%、また名寄産を含む道内産使用率は令和3年度で83.17%、令和2年度で87.61%となっており、毎年度名寄産食材は約60%、道内産食材は約80%を使用しているところです。本市は積雪期での収穫

種類が限定されるため、献立内容を考えると現在の使用量が最大限の使用ではないかと考えております。また、青果以外での地場産の加工食品も通年で使用しており、10月頃には「名寄給食」と題した主たる食材を名寄産で構成した献立週間も予定しております。今後におきましても学校給食では献立を創意工夫し、使用する食材については安全で安心な食材の選定に細心の注意を払い、生産者や納入業者と連携し、地産地消に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目2、原油価格、物価高騰等総合緊急対策について、小項目1、生活に困窮する方々への生活支援の考え方について申し上げます。

原油価格の高騰による市民生活への大きな影響に対し、令和3年度においては生活困窮者等の低所得者世帯を対象とした暖房費用緊急支援事業を実施いたしました。現在も高止まりが続く原油価格ですが、実施計画の提出期限でございます7月29日時点では暖房費用等がかさむ時期の見通しが難しいものと考えております。生活困窮者への支援も含め庁内議論の上、政策を判断し、議会へも相談してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、子育て世帯への対象拡大や給付金の上乗せについてお答えいたします。子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、児童扶養手当を受ける世帯と住民税非課税世帯に児童1人当たり一律5万円の給付を実施すると4月28日付で国から通知がありました。児童扶養手当を受ける世帯については令和4年4月分の受給者に対して6月中の支給、住民税非課税世帯については7月中の支給に向けて準備を進めていたところですが、6月8日付で国の給付金に1万円を上乗せし、給付金を支給すると北海道から通知があったところであり、速やかな支給に向け準備を進めてまいります。

次に、大項目3、母子健康手帳の名称について、小項目1、親子健康手帳についてお答えいたします。本市で交付しております母子健康手帳は、既製の母子健康手帳の中から内容や使いやすさを考慮し、活用する保護者のニーズに合うものを採用し、交付しております。以前は親子健康手帳という名称のものを使用させていただいておりましたが、数年前に廃版となり、現在の母子健康手帳という名称のものに変更した経緯もございます。内容は大きく変わってございませんが、表紙には保護者2人の氏名と子の氏名を記入する欄が設けられ、親子の手帳であることが意識できるものとなっております。現在保健センターでは、妊娠の届出の際に母子健康手帳とともに父子健康手帳の交付もしております。また、マタニティー教室への妊婦とパートナーの参加など妊婦の体や心の変化、子供の成長、発達など父親も理解を深められる機会を提供してございます。今後も一人一人の子育てに寄り添った母子保健事業を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 私からは大項目2の小項目3、水道、下水道料金をはじめとする公共料金の負担軽減についてお答えいたします。

水道事業及び下水道事業は、公営企業の原則として独立採算制の経営を基本としており、経営に要する費用は受益者負担が原則であり、事業の活動のために必要となる収入は使用者からの料金収入などによって運営されなければならないと、使用料に応じた上下水道料金の負担をいただくことが原則と考えております。水道事業及び下水道事業として特定の使用者に軽減措置を講じることは、他の使用者に負担を転嫁することとなり、受益者負担金の公平性の確保が図られないと考えております。また、生活困窮者等や子育て世帯への各種手当など他の経済的負担を軽減する制度と重複支給となることが懸念され、一般使用者との負担の公平性の観点から課題があると考えており、上下水

道料金の減免については現在のところ考えておりませんので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは大項目2、小項目の4、燃料高騰によるトラックなどの物流事業者の維持に向けての支援についてお答えいたします。

北海道におけるガソリン及び軽油の小売価格の推移について、資源エネルギー庁の石油製品価格調査によるとレギュラーガソリン価格は昨年4月の148.1円から本年4月には171.3円と23.2円、15.7%上昇し、軽油の価格は昨年4月の130.8円から本年4月には154.2円と23.4円、17.9%上昇しました。原油価格、物価高騰は市民生活や各産業に深刻な影響を与えておりますが、中でも物流業界をはじめ燃料が経費の多くを占める業種においてはコロナ禍で経済が停滞しているところに経費が膨張し、利益を圧縮しているものと推察しています。現在申請を受け付けている地域経済再生応援金は、調査でいただいた御意見にお応えし、コロナに加え、燃料などコスト高騰の影響を受けた事業者を支援するため、売上げ減少の要件のほかに利益減少の要件を新たに設け、支援に取り組んでおります。しかし、厳しい経済の要因がコロナに加え、不安定な世界的社会経済情勢の長期化による燃料などコスト高騰にシフトすると見込まれることから、これからはウィズコロナの社会経済に対応していくために中小企業等に対するコロナ経済対策として今後は現金給付という手法ではなく、持続可能な方策が必要であると考えております。一方で、原油価格、物価高騰はほぼ全ての事業者や市民生活に大きな影響を及ぼすものであり、自治体単独による特定業種への支援は公平性や効果の面で難しいと考えているところです。そのため、国や道の施策を注視しながら経済団体や金融機関と緊密に連携し、地域経済の再生と活性化に資する対策

を研究してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

行政の皆さん言っていることは、十分理解させていただきたいというふうに思います。きっと市のほうには内閣府地方創生推進室からいろんな部分の施策の部分が出てきていると思います。通常分の交付金、国庫補助金等々と地方単独事業のものは去年からの継続で、同じ道を使っていいという部分や何かがあるというふうに考えますし、7月29日までの申請ですから、どのような形で本市が申請を出すのかというのを期待したいなというふうに思うのですけれども、まず給食費に関してちょっとお伺いをさせていただきます。

まず、先ほど木村部長が言いました給食費、学校給食会有一些程度食材は保護者の負担ですという部分、全然分かるのです。結局は2年4月から給食会で決めた給食費が決まったわけですから、それをどうのこうの言っているわけではなく、この新型コロナの感染症地方創生臨時交付金の活用部分だとかというのを今回初めてうちの党が言って、この給食会のものの値上がりのものの補助金を使えるような形にしたのです。その中で、全然使えというわけではなく、ほかの部分、生活困窮者に使ってみたり、いろんな部分使えると思いますから、使ってもいいのですけれども、今現状タマネギ、昔30円ぐらいで買えたものが今百何十円です。そして、先ほど言いましたけれども、学校給食、東京のほうなんていうのは野菜、普通のものが買えなくて、キャベツだとかもやしにして代用しているという状況が続いているという。食材もやっぱりお肉を15グラム1人に与えなければいけないのを10グラムに抑えて給食費を抑えているのだ、足立区は2,400万円の補正をやらないと無理ですという状況までいっているという。その中で、名寄は今現状は栄養士さんと本当にいろん

な部分で食材を工夫しながらやっているのですが、献立を変更しながらやっていると言っていますけれども、現状、今はできていますけれども、本当にこれから続く高騰の中で学校給食会として、一番は先ほど部長が言われたように、子供の栄養面、家庭で補えない栄養とその分の量というのですか、食材の量を提供していくのが名寄の給食の一番の課題だというふうに思いますから、それをやっていくために今すごく努力をされていると思います。その中で、先ほど6月の値上げ、食材費というか、調味料や何かの値上げ、これから本当に6月に値上げして、10月もまた値上がりするという段階に入るとい部分なのですから、給食会として、給食会からそういうお話というのは、給食センターや何かにこれだけ食材が上がって、子供たちが栄養バランス的に取れなくなっているのではないかとこの苦情だとか、苦情と言ったらおかしいですけども、そういう母親、保護者からの連絡というのは入っていないのでしょうか、給食会のほうには。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 給食会に何かそういったことが入っているかということでしょうか。私が今押さえている範囲では、そういうふうに保護者の方からそういったことを給食会のほうに御連絡いただいたということはまだ聞いておりません。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） この部分では、食材が上がるのは保護者が悪いわけでもないですし、子供たちが悪いわけでもないですから、ぜひ活用するときには活用していただきたいなというふうに思います。そして、これ小中学校の学校給食だけではなくのです。保育所も幼稚園も認定こども園、認可保育所、そして介護施設等の給食食材もこの臨時交付金の対象になっておりますので、ぜひ各分野、本当に介護部分でしたらしっかり栄養取らないといけないと思いますし、その部分し

っかり見ていただいて、活用できる部分ですので、どんどん使っていただくようお願いを申し上げたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それで、次なのですから、まず生活困窮者の部分です。先ほど生活困窮者には暖房費用として差し上げましたよという部分がありました。7月29日までですから、ある程度の見通しがつけばしっかりと上げていただくような形をお願いしたいのと、子育て世帯、本当に先ほど言いましたが、給食費は給食で対応するのですけれども、家庭で食材を買う部分というのが大変やっぱり苦労されているみたいなのです。本当に4月に値上げ、6月に値上げというダブルパンチが来て、生活困窮者、または子育て世帯には大きくのしかかっているみたいの部分なのですから、この子育て部分の、去年も子育てには5万円を支給したり、いろんな部分支給されましたけれども、今後どのような考えをされて……暖房費用の部分はある程度分かりますけれども、市としていろんな部分の対応ができる部分があると思うのです。非課税世帯だとか、あとは新型コロナの感染症で影響受けている家計だとか、いろんな部分で対象となっているところがつくられるみたいなのです。住民税非課税含めてなのですから、部長としては去年も、3年度も含めて同じ項目をやっているといふのですから、ある程度部分、去年のこの部分は何とかできるのでないかという部分があればちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいまコロナ禍だとか景気の状態に対する支援が何かあるべきでないかという御質問だったかというふうに存じます。先日道議会がございまして、北海道のほうでも補正予算で道と協調事業で市町村のほうにも一定の生活困窮というか、非課税の方々にも対処するような事業ができるような話もお聞きしておりますし、一部事務的な説明会もあるように聞い

ております。ただ、要綱等がまだ詳しく出てきておりませんので、私どもも高いアンテナを張って十分情報収集しながら、また今議員から御指摘いただいたように、市町村独自の交付金の使用方法もあるかというふうに思いますので、総合的にどのような形にしていくことが市民の皆様にとって一番いいのかということを一定の判断をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願いたします。

次に、水道、下水道をはじめとする公共料金の負担軽減の部分であります。室長が言うのは、じっくり分かっております。住民がやっぱり全員が負担して、赤字の部分をつくらないという部分は全然分かっております。それをやるのでなくて、この新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用すればできる部分だというふうに考えているのです。資料の2で事業維持等の部分、事業者、トラック輸送車に対する燃料費高騰の負担軽減等の中も含めて、その中に事業者に対する公共料金の補助、下水道料金の負担軽減、これもこの交付金活用に含まれている。いろんな事業者いますから、トラック業界だけでなく、中小企業含めて私はやってほしいのですけれども、今何件かトラック協会というか、トラックを何十台持っているところに御挨拶に行かさせていただいたときに、同僚議員にもそういう関係の方いますけれども、その社長は去年燃料費600万円だったけれども、今年1,000万円超えましたと言っていました。だから、仕事は去年までは中川だとか遠いところ行っていたのだけれども、とてもでないけれども、向こう行けないから、近間で仕事取れないと。それだけやっぱりこの燃料高騰で悲鳴を上げている業者というのは多いのです。1週間前のテレビでは、運送業者が全国で三十何社倒産したとか、本当に運送業者、大変な思いで今こ

の燃料高騰の部分でやられています。政府で何ば30円、40円の補助を出すといっても追いついていかないというのが現状でありますので、その中でこの地方創生交付金を活用した事業というのは、そういう公共料金の部分も補填できるというふうに載っています。だから、そういう特定の業者だけという部分ではないと思うのです。そういう本当に苦しんでいる中小企業の部分のところにやっぱり目を向けてあげるのが行政の仕事だと思いますし、私は活用できる部分はしっかりと活用していただきたいというふうに思っておりますので、室長に答えていただくのはかわいそうなので、副市長が何かあればいいと思うのですけれども。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今地方創生臨時交付金の様々な対策に使い勝手のいいものではないかということをお話をいただいております。名寄市分は約1億6,000万円ぐらいだと承知しております。前段田畑室長、それから佐藤室長からも答弁しましたけれども、これからどういう形になっていくか、国、道の施策も恐らく出てくると思います。そういった面については子育ても含めて高いアンテナを張って、情報を収集しなければなりませんけれども、いたずらに不安をあおるつもりはありませんけれども、市役所としてこの年度内、例えば冬場で原油高騰が続いたらどうするかだとか、特に名寄地方、冬、本当に燃料等も使いますので、そういった少し長期的なスパンにも立った上で政策を打っていかねばならないと思っております。先ほどの臨時交付金については、事業計画等についてはもうすぐ出さなければなりませんけれども、その中で最終的にはこれ恐らく財政問題に帰着していくものだというふうに認識しております。ですので、例えばこの交付金を入れることによって別の財源が生まれてくる、それをまたうまく回す、ちょっといろんな組合せが考えられますが、現下の情勢については非常に中小

企業の皆さんも含めて生活困窮者の皆様も大変厳しいものだというのは認識しておりますので、改めて情報の収集と、それから現場の状況、業界の状況も含めて情報収集に努めて、年度内にはまた何回かの対策も打たなければならない、そういう時期も来るものだ、そういうような気持ちで進めてまいりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひお願いしたいというふうに思います。名寄市、1億6,000万円来しました。本当にいろんな部分、商業も助けなければならない、タクシー業者もバス会社もホテル業界も助けなければいけないという部分は分かります。本当にだから全産業がこのコロナ禍でも生き残って、名寄市の財政のために少しでもやっぱり継続していただける体制をつくるというのが行政の仕事だというふうに思いますので、ぜひその部分進めていただきたいというふうに思います。

先ほど田畑室長が言われていました地域再生支援金という部分で、今、今月までですか、受付をされていると思います。今回のものは売上げが減少云々でなく、利益計上は何%という部分だったので、きっと使い勝手が悪い中小企業もいたのではないかなという部分もあるかなというふうに思います。その中でこれって、先ほどトラック業界の方々が大変だったという部分で、そういう関係の方々申請を出されている件数というのはお話しできるのかどうか分かりませんが、あるのかどうかと。ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今やっている地域経済再生応援金ですけれども、今のところ交付決定をする段階で97件来ております。その中でおよそですが、運送業者では10件にはまだ至っていない状況です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます

す。今回のこの地域経済再生応援金はちょっと前回と違って、前はきつと370件ぐらいあったのかなというふうに思いますけれども、今回やっぱり経常利益の部分だとかというのが入っているので、申請しにくい部分があったのかなというふうに私は考えています。それはいいのですけれども、燃料高騰のトラックなどの物流事業者への維持、先ほど言っていましたけれども、レギュラーガソリンで約23円20銭、そして軽油で23円40銭という部分の値上がりが運送業者に相当のダメージを与えているという部分は間違いなくありますので、この部分しっかり、橋本副市長は冬の燃料の部分や何か言われておまして、それを鑑みてやっぱり1億6,000万円、名寄のための政策をつくり上げていかなければいけないというふうに考えていると思いますけれども、いろんな施策があると思います。本当に今回出た感染症対応地方創生臨時交付金の活用部分、しっかりと行政の方が熟知されて、そして学校給食も含め、水道料金も含めいろんな対策が取れると思いますので、まず市民が名寄で暮らして、全国、今国民の皆さんが大変な思いで物価高騰に耐えてという部分で、それも耐えていただいているのかなという部分があると思うのですけれども、そういった部分でやっぱり行政はしっかりとそういう方々の低い目線に立って政策をつくり上げていただくことをお願いして終わりたいと思うのですけれども、最後に、すみません、健康手帳の件です。親子健康手帳から母子、父子手帳に変えましたという部分分かりました。ぜひ活用しやすい方法をつくり上げていただきたいというふうに思います。部長、リトルベビーハンドブックって知っていますか。リトルベビーハンドブック、これは母子手帳が持てない1キロ以下で生まれた子供の母子手帳なのです。今これが出ていますので、これもぜひ活用していただきたいなというふうに思います。昨日同僚議員が言われていましたマイナポータル

も含めて、子育て、そして子供生まれる方ってやはりほとんど、95%、100%に近いぐらいスマホを持っておられると思うのです。母子手帳もマイナポータルに入れて、介護だとか、そういう出産だとか、全部やっぱりそこでできるような体制、今DX、名寄は進めているのですから、そういう体制に持っていける体制をしてやるということも必要なのかなと。私は男ですから、あまり影響ないと思うのですけれども、女性の方々はやっぱりスマホで完結にぱぱっとできるという部分は楽なのかなというふうに思いますので、私でなく、五十嵐同僚議員が言ったこのマイナポータルに入れるという部分をお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

高齢者への支援策について外1件を、川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目2点にわたって質問をさせていただきます。

1つ目、高齢者への支援策について伺います。総合計画基本目標の一つ、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりに関わり、高齢者への支援についての考えを伺います。年を取っても、障がいを持っていてもこの地をついの住みかとして暮らし続けられる支援が必要であります。自立と共生の地域社会づくりを進めると述べています。特に高齢者や障がいを持った方たちにとって自立のための日常的な暮らしの中での支援は欠かすことができません。

そこで、小項目1、除雪、草取り、買物などの日常生活支援について伺います。特に独り暮らしの高齢者、退院後の生活が不安との声も聞きます。高齢者事業センターの働き手の減少により受注事業が減っていると伺います。頼みにしていた草取りがしてもらえない、誰に頼んだらいいのか、春先事業縮小の案内はがきを受け取った方からの切実な声であります。生活支援コーディネーターが

配置されていますが、その認知度についての受け止めについて伺います。

小項目2、補聴器購入支援について伺います。加齢性難聴者への補聴器購入支援については、道内でも支援の動きが始まっています。改めて支援についてのお考えをお聞かせください。

小項目3、運転免許証返還後の移動支援について伺います。利用しやすい市内循環バスなどの支援が必要です。お考えをお聞かせください。

小項目4、障がい高齢者への支援について伺います。高齢になって、身寄りがなくなる、年金の問題、医療費負担の問題などや精神障がい者は金銭の管理も含め買物支援が必要など、多岐にわたる支援が求められています。複数の障がいを持つことが多いことから、地域生活支援拠点等の取組がされています。総合相談窓口について、基幹相談支援センターぽっけがありますが、一定の方たちは利用されているようですが、中には行きづらいついとの声も聞いています。さらなる支援体制が求められるところです。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

大項目2つ目、名寄市立大学の独立行政法人化について伺います。市長は、所信表明の中で名寄市立大学の独立行政法人化の検討を進めるとしています。

そこで、小項目1、独立行政法人化について市長のお考えをお聞かせください。名寄市立大学は、言うまでもなく名寄市民がつくり育ててきた大学です。公立大学として営利が目的ではない学校づくりが必要と考えます。お考えをお聞かせください。

小項目2、独立行政法人化の進め方とスケジュールについて、どのようなスケジュールで進めようとしているのかお伺いをいたします。

以上、この場からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） ただいま川村議員からは大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目の1の小項目1、2、4は私から、小項目3は総合政策部長から、大項目2は市立大学事務局長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、大項目1、高齢者への支援策について、小項目1の除雪、草取り、買物など日常生活支援についてお答えをいたします。単身の高齢者世帯に限らず、見守りや安否確認、買物や食事の支度、掃除などの家事全般といった日常生活の支援を必要とする高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、実情に合った多様なサービスを提供していくことが重要と考えております。介護認定を受けている方には介護保険事業で、受けていない方については地域支援事業により様々なサービスを提供しているところでございます。高齢化に伴い、自力で除雪が困難である高齢者に対します除雪サービス事業と屋根雪下ろし助成事業は冬期間における安全で安心な生活支援であり、緊急通報システム設置事業は単身世帯等における見守りの支援であり、配食サービス事業は調理が困難な方に定期的な食事を提供するとともに、安否の確認を行う日常的な生活支援事業として実施をしているところです。買物支援についても介護保険事業や地域支援事業の総合事業により介護認定にかかわらず訪問介護事業を利用し、買物支援が受けられることになっております。いずれにしましても、サービス利用につなげるための総合相談支援が重要であり、関係者とのネットワーク構築や実態把握などを通じて必要な支援を進めてまいります。

生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員は、多様な主体による様々なサービス提供を地域全体としての取組となるようコーディネートをする役割があります。平成31年までは町内会や老人クラブ、民生委員児童委員連絡協議会など各団体が活動する場に赴き、生活支援コーディネーターの活動内容について周知を図ってまいりまし

たが、コロナ禍のため縮小を余儀なくされているところです。この間は地域ケア会議や介護予防事業への参加、関連する事業所からの情報収集などの活動を行い、令和2年10月から実施となりました名寄市ごみ出し支援事業や低栄養状態等のフレイルを予防、改善することを目的とした楽食健康講座でのレシピ集作成に関わるなど実施設計を重ねてきております。令和3年度に開催をされた上川管内生活支援コーディネーター情報交換会では、これらの名寄市の取組につきまして他市町村から多くの関心をいただいております。これまでの活動に一定の評価をしているところではあります。市民の認知度についてはまだまだ十分ではないというふうに認識しております。今後におきましても各種講演会や会議などを通じて積極的な広報、周知に努めてまいります。

次に、小項目2の補聴器購入支援についてですが、加齢に伴う難聴は男女ともに65歳を超えると難聴者の比率が高まり、75歳を超えると補聴器所有者の比率が高まる傾向が見られるという調査結果もあります。公的な補聴器購入助成は、身体障害者福祉法に規定をする身体障がい者で障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度、重度難聴者が対象となっているところです。補聴器の使用は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、健康寿命の延伸、医療費の抑制などにもつながるものと考えられています。また、耳の聞こえが悪くなることは認知症の危険因子の一つとも言われており、聞こえの悪さに早期に気づくことが認知症予防につながると考えております。このようなことから、第1回定例会で御質問のありました聞こえのチェックシートにつきまして現在実施に向けて準備を進めているところです。7月上旬に発送を予定しております介護保険料納入通知書に例年同封をさせていただいております認知症予防のための物忘れ目安リスト、これと併せまして聞こえのチェックリストを同封する予定でござ

ございます。御自身で耳の聞こえに関するチェックを行っていただくことで自己の状態を把握し、早期の病院受診へつながる一助と考えているところです。今後加齢性難聴の早期発見に向けた取組につきましても、国の動向なども注視するとともに、様々な機会を通じて国、道に対して公的助成制度の創設をするよう要望してまいります。

次に、小項目4、障がい高齢者への支援についてですが、地域生活支援拠点等については名寄市地域福祉計画及び名寄市障がい者福祉計画に基づき障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい児や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして取組を進めているところです。基幹相談支援センターにおいては、障がい者の総合相談窓口を行っており、障がいのある方、またその家族などから様々な相談に対しまして利用できるサービスなどについての支援を行っているところです。障がいのある御本人について多くは御家族が支援をしていることというふうに思いますが、身寄りが親しかいない場合などはその親が高齢となり、やがて亡くなってしまうと本人への支援が途絶えてしまうということにもなります。親亡き後に備えて基幹相談支援センターへ事前に御相談をいただくことで金銭管理については日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用、買物支援については障がい福祉サービスの利用、一人で生活が不安な場合についてはグループホームの入所など相談者の様々なニーズに対応しながら、早めの備えができるよう支援を行ってまいります。引き続き障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう切れ目なく支援を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目1、小項目3、運転免許証返還後の移動支援について申し上げます。

年齢を重ねても障がいがあっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住民ニーズを踏まえた公共交通の構築が不可欠であり、本市では地域の足を守るための指針となる名寄市地域公共交通網形成計画を策定し、移動手段の確保に取り組んでいるところです。高齢者による重大事故の増加は全国的な問題となっており、本市では関係機関や団体との連携により高齢者大学や老人クラブにおける交通安全教室を開催するなど注意喚起を図っております。また、交通安全運動推進委員会においては、運転免許証を自主返納された方に対し主に歩行時における安全確保に役立てていただくため、反射材等の交通事故防止グッズをお渡ししているところであり、広報紙により周知を図っております。免許返納された方へは免許返納に関するアンケート調査を実施して、免許返納のきっかけや免許返納後の移動手段を把握し、公共交通行政の参考としております。これまでも市街地において運行しているコミュニティバスについては、高齢化社会を見据えた低床バス導入や公共施設への運行経路の確保、障がいのある方への運賃割引など利用しやすいバス路線となるよう努めてまいりました。しかし、公共交通は地域において生活に欠かすことのできない社会インフラであります。新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛のため利用者が減少している厳しい状況にあります。引き続き名寄市地域公共交通活性化協議会などで議論し、既成概念にとらわれない手法など、事業者とも連携しながら高齢者や障がいのある方にとって望ましい移動手段の確保と維持に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 大項目2、名寄市立大学の独立行政法人化について、小項目1、独立行政法人化について市長の考えについて、まずは大学の考えについて私からお答えいたします。

東川議員への答弁でも申し上げましたが、公立大学法人化への移行については財務会計制度、人事給与制度、組織体制、目標評価制度、情報システムなど様々なシステムの構築、諸規定の制定が必要となります。公立大学法人化へは最終的には国からの認可が必要となりますので、法人化への準備作業は公立大学法人制度に定められた項目をクリアしていくこととなります。また、公立大学法人化のメリットとして一般的にうたわれております法人独自の裁量による機動的で柔軟な運営が図られることとなりますので、本学のこれまで積み重ねてきた歴史、気風、教学内容を継承していくシステムも重要と考えております。公立大学法人は、企業会計年度の導入によってより大学経営の厳格化が求められることから、人件費や施設維持管理などの運営経費のコスト削減を徹底し、最低限の教育の質を維持していくようなイメージの大学運営になっていくのではないかと他大学が法人化へ取り組んだ際に心配される意見も多かったとお聞きしております。一方で、公立大学法人は地方公共団体から指示された中期目標を達成するための6年の期間の計画として地方公共団体が設置する評価委員会の意見を聴きながら議会の議決を経て定める中期計画と毎年事業年度の開始前に定める1年間の計画である年度計画の策定義務が課され、計画年度ごとに評価委員会、さらには議会において客観的にチェックされることとなりますので、今まで以上に道北の知の拠点として魅力ある名寄市立大学となる大学運営が求められることになると考えております。

次に、小項目2、進め方とスケジュールについてお答えいたします。公立大学法人化への移行については、多岐にわたる準備作業のため他大学の事例を見ても約2年程度の時間と多大な労力が必要となります。一方で、公立大学法人の策定義務が課される中期計画、年度計画に関して今まで以上に評価委員会、市議会において客観的な視点でのチェックが行われることとなりますので、知の

拠点としての道北の高等教育機関として、さらには新たな知識や技術の発信源として、市民をはじめ地域社会や産業界からますます大きな期待が求められると考えております。このことから、公立大学法人化への移行には基本的な枠組みは他の公立大学法人と同じではありますが、学内での議論、市民説明、議会審議等を考慮すると、他大学の事例よりは少し期間を要することが想定されます。公立大学法人化は本学の大学運営にとって大きな転換点になるとともに、急速な少子化によって大学進学者数も年々減少していくと見込まれており、大学同士の競争も激しくなっていくことを予想いたしますと、公立大学法人化を含め本学の大学運営形態の在り方の検討について今まで以上に深い議論を行っていくことが必要と考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問等含めて議論させていただきたいと思っております。

まず、高齢者への支援策についてであります。日常生活支援、介護認定を受けている方々にとってはいろいろなそういったケアマネジャーさんとか、そういう方々と接する機会もありますから、御相談する機会もたくさんあると思うのですが、そこまで至らないのだけれども、でも一人ではできないという方が結構私の町内の中にもいらっしゃる。実はこの間こんな話を聞きました。白内障の手術をするように言われたと。だけれども、独り暮らしなので、入院させていただきたいと。手術をして、日帰りで帰れますよと言われた。だけれども、一人なので、家に帰った後のほうがすごく不安だったので、入院させていただきたいとお願いしたら、近隣の病院、市立総合病院も含めて日帰り手術しかできないですよと言われてしまって、非常に困ったと。不安で不安でしようがないというような声が寄せられたところですが、こういった場合どういうふう

支援したらいいのか、支援の方法があるのかどうかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 日帰りで手術をされて、家に戻った後にどうしたらいいのかというお話だというふうに思いますが、さっき議員もおっしゃっていただきましたとおり、介護認定を受けていれば介護保険サービスでいろいろサービスが使えるわけですが、介護認定を受けていなくても地域支援事業というもので一定程度サービスが受けられるというようなことになってございます。あと、民間のほうでもいろいろヘルパー的なサービスを受けられる場合もございますので、そういったケースにつきましては、24時間の見守りというのはちょっと難しいのかもしれませんが、一定程度のヘルパーなり、そういった民間のサービスを御紹介はできるのかなというふうに思っています。相談する場所としましては、地域包括支援センターがその該当になりますので、地域包括センターになかなか行きづらいとか行ったことがないとかいうことであれば、地域の民生委員さんや何かにも少しお話をさせていただければつなげていただけるような体制は取っておりますので、そういった部分で、ずっと入院しているかのように見守りや何かは少し難しいかもしれませんが、ある程度不安の払拭ができるようなことはできるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） どこに相談したらいいのかということが大きいと思うのです、まず。病院でこういうふうに言われて、誰に聞こうか、どこに行ったらいいのだろうか。今おっしゃったように、包括支援センターに相談すれば場所が分かりますよということだったら、市役所に電話すればそういうふうに教えてもらえるのだというこ

とが分かれば御本人も安心すると思うのです。ただ、ちょっと今聞いていて、民生委員さんにもというふうにおっしゃったのですけれども、民生委員さんが皆さんこうした状況のところ押さえていらっしゃるのかどうかというのが私はちょっと、大変失礼なのですけれども、不安であります。こういったときには、まずは包括支援センターでお電話するなり、行くなりして相談してくださいというふうにお伝えするというのでいいのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 今民生委員さんのお話出ましたけれども、少し私の言い方が悪かったのかもしれないのですけれども、民生委員さんの役割といたしましては地域でのお困り事や何かについての相談を受ける窓口になってございますので、民生委員さんに相談していただければ、民生委員さんが市役所につないでいただけるというふうに答えたつもりなのですが、民生委員さんが必ずしも入退院をされている方の情報を知っていると言われると、それは多分知らないというふうに思いますので、窓口として民生委員さんも御活用いただけるのかなという意味でちょっと言ったつもりなので、すみません、誤解をさせてしまいまして申し訳ないです。

（何事か呼ぶ者あり）

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） すみません。包括支援センターについては、市役所に来ていただいてもいいですし、市役所にお電話をいただいて、こういうことで困っているということであれば、高齢者ということでちょっと電話交換のほうからも包括支援センターのほうに回りますし、直接地域包括支援センターにつないでくださいというふうにおっしゃっていただければつながるようにはなっております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ありがとうございます

す。

あと、先ほどちょっと触れました高齢者事業センターの働き手が減少して、受注事業が減っているという状況です。地元紙を見ましたら、総会の記事の中で働き手の減少によって将来的な事業の縮小や事業廃止も見据えなければならない厳しい状況だという地元紙の記事でした。先ほどお話ししましたように、いつもお願いしていた方が春先に今回は請け負えませんという案内はがきを頂いた。がっくりきて、誰に頼もうか。年も取ってきているし、庭先のちょっとした草取りはできるけれども、カッターでこういうふうにしてするのはとてもとてもできないしというようなお話でした。私も除雪のお願いはよく高齢者事業センターに頼んだという話は聞いていたのですけれども、こうした夏の間も草刈り等でお願ひして、お世話になっていたという話を随分あちこちで聞いて、中には個人的にこういうカッターを持っていらっしゃる方にお願ひしたという話も聞きました。でも、それはそんなにそんなに多くはないと思うのです。これからどういうふうにしていったらいいのかというあたり、先ほど除雪支援、屋根の雪下ろし支援あります、確かに。でも、皆さんがこれを利用できるということでもない中の事業センター利用だったというふう思うのですけれども、その点について今後この事業センター、どういうふうな形で市民の皆さんの本当によりどころになっていたかなというふう思うのですが、このことについてお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 高齢者事業センターの受注の状況というか、従事者等の減少に伴ういろんな課題についての御質問だったかというふうに思います。高齢者事業センターについては、高齢者の方々が生きがいを求めながらでき得る範囲の中でいろんな作業を通じて健康で元気に暮らしていただきながら、持っている技能を生かしながら市民の方々に使えるものについては役立つと

というような立てつけで実施しているものでございまして、利益を求めているわけではないので、比較的安価でできるのですけれども、ただ人数的な問題だとかによって一般の民間の方々に比べるとすぐ対応できないだとか、事前に予約が必要だとかというようなことで対応はお願いしているのですけれども、ただ会員の方々が減少してきているということで、今議員御案内のと通りの状況になっているところでございます。健康福祉部としましては、そういういろんな技能を持っている方々がずっとうちに閉じ籠もりがちになるのではなく、社会に接することで元気に暮らしていただくということを一義的には考えているものですから、その支援ということでそれぞれ運営費といひますか、事務費等の補助させていただいているのですが、今議員の御質問になってくると、それぞれの生活、市民の方々の生活課題についてどう寄り添うかというふうになってくると、これ一定、先ほどの生活支援コーディネーターの話ではないのですけれども、生活課題についてどういうふうに対応していくかとなってくると、これまたすぐ一朝一夕に解決できる課題ばかりではないのかなというふうに思っておりますし、一義的に私ども全部把握しているわけではないのですけれども、民間企業さんでもそういう対応して下さるところもあるかもしれません。物によってはそういうところもありますよという御紹介ができるかどうかちょっと分かりませんが、そんなことも含めて市民の中にそういう課題があるということを出して、寄せていただくことで課題解決ができるかどうかというようなことについては今後課題にさせていただきますというふうに思っています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今部長のほうから働き方についてもお話があったので、ちょっと後で再質問としてさせていただきたいと思うのですが、生活支援コーディネーターが配置されているとい

うことで、今おっしゃったように、そういった方々の状況把握だとか情報提供だとか、先ほど認知度について私のほうでお伺いしたら、十分ではないのではないかというふうな受け止めというふうにお聞きをしました。今後こういった、先ほどの包括支援センターにつなげることも含めてなのですけれども、この生活支援コーディネーターという、こういう方がいる、制度があるということをやはりもっと広く知らせていただきたいなというふうに思うのですが、この点についてのお考え、再度お聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 生活支援コーディネーターの部分ですけれども、配置をしてからまずはこのこと各団体さん向けに講演会等でお邪魔をさせていただきながら、生活支援コーディネーターとはこういうものだということの説明はさせていただいております。コロナ禍を理由にするわけではないのですけれども、人との接触が難しいこの状況にあっては、まずはそういった会議がこれからはまた増えてくるだろうというふうに思っていますので、再度改めてそういった場でまずは周知をしていきたいと思っていますし、いろいろな部分で、ホームページ等も含めてになるかと思っておりますけれども、こういった内容のことをするのが生活支援コーディネーターだよということについても周知のほうはさらにやっていきたいというふうに思っています。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ホームページも必要なのですが、私も含めて高齢になってきて、なかなかそういうデジタル関係は目につくことが少ないですので、ぜひ紙でお知らせをいただければというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

それから次、加齢性難聴者への補聴器購入の件です。最近それこそコロナ禍でありましたから、久しぶりにお会いする方、結構皆さんがえっ、え

っというふうに聞き返される方が非常に多いのです。よく見たら補聴器をつけているけれども、えっ、えっ聞き返すというのは合っていないということです。これがやっぱり買換えの時期になっていても高く買換えることができないという状況なのかなというふうに思いながら、いろいろ話を聞かせていただいでいたところなんです。前回提案させていただいたセルフ、御自分でチェックするシートについては今準備中というお話いただきまして、感謝したいなというふうに思いますが、そういうふうになったときに御自分に合った補聴器が買えるための支援もぜひお願ひしたいというふうに思っています。国を動かすのはなかなか大変ですから、地方のほうから少しずつ、少しずつやっていただければなというふうに思っています。耳が聞こえないことの大変さは先ほど室長のほうからもお話しいただきましたので、私からは言いませんけれども、そういったことでの支援をお願ひしていきないうふうに思っています。よろしくお願ひします。

次に、運転免許証返還後の支援であります。公共交通、市内循環バス、本当に頼りになるのですが、最近電動アシスト自転車というのですか、あれが非常に多く走っているなというふうに、かなり金額も以前より安くなってきているという話も聞いています。ただ、安全面のところでは非常に気になる場所がありますので、やはり反射材の話もされていましてけれども、そうした安全運転、そういう自転車の安全運転も含めて啓蒙、啓発が必要かなというふうに思っています。それと、デマンドバスも時々見かけます。そういうふうなことで、これから循環バスが便が少なくなればこういったことも考えていかなければならないのかもしれないけれども、そういった部分で少し、将来、何年も先も待っていられません、高齢者ですから。待っていられませんけれども、近い将来のところではどんなふうにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 高齢者の事故防止も含めた今後の市の考え方ということで御質問いただいたと思います。この間全国的に高齢者の重大な事故だとか続いておりまして、報道を通して大きな問題にもなっておりますし、実際に被害者になっている例も最近本当に毎日報道されております。繰り返しになりますけれども、特に高齢者の事故が多いということも含めて関係機関、それから各団体と連携しながらいろんな大会ですとか研修会の開催、そういったことを含めて警察署のほうからも講話をいただいたり、様々な形でのそういった周知というか、広報活動を進めていきたいと思っておりますし、今回この免許証の返納の関係につきましても年々増えてきているところと、それから道路交通法の改正によりまして75歳以上の方の免許更新に係る講習と申しますか、1つ増えたということ、ちょっとハードルが高くなっているということ、今後免許返納になる方が増えていくのかなと思っておりますし、それに併せて歩行中の事故だとか、そういったことも当然増えてくるのかなと思っておりますので、今まで以上のそういった広報、周知活動を強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今川村議員のほうから公共交通の在り方ということでの改めてのお問合せをいただきました。おっしゃるとおり、我々も公共交通のカバー率といういわゆる物差しがあって、それで今まで御説明をさせていただきました。これバス停の半径300メートルを円で囲って行って、どの程度の人をカバーしているのかというものなのですけれども、これが、今これだけ少子高齢化が進んで、そしたら最低でも長い人で300メートル移動しないとバス停にたどり着けないといったところもカバーされているという表現になってしまいますので、そういった部分

を含めて利用していただける公共交通を考えなければならないという時期にやっぱり来ているのだらうと思っています。最初の答弁でもさせていただきましたが、活性化協議会という事業者、市民の皆様で構成する団体がありまして、そこでしっかりと承認いただきながらの手続になりますので、今この段階で最大限前向きな答弁をさせていただいたつもりの表現が実は既成概念にとらわれないことを検討していきますということで答弁させていただいておりますので、議員の気持ちも市民の皆さん方の気持ちも受け止めて、しっかりと前に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ありがとうございます。既成概念にとらわれずに、高齢者が一番車がなくて困るのは病院に行くときと買物に行くときなのです。先ほど日常の支援のところでもお話ししましたように、買物支援が本当に困っている。そこについていろいろ既成概念にとらわれないいろんな案を提案していただければ大変ありがたいなど。私のほうも地域の皆さんと話しながらこんなふうにしてほしいというのがあればまたお伝えしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、障がい高齢者の方々への支援についてお聞きをしたいと思います。いろいろな対応を進めていただいているところではありますけれども、ただこうした皆さん方が障がいと病気とろんなものを併せ持っていますので、ここがありますよ、ここに来て相談してくださいと言ったら、はい、そうですかというふうにはならない状況が多いということも私も改めてお話を聞いて感じました。そういった部分で、先ほども言ったように、ぼっけがありますから、そこ行ってくださいと言っても私はこの時間帯は気が進まないので行けないとか、ある方は雨が降ったら、風が吹いたら行

けないとか、いろんな理由があって行けない方もいらっしやる。そういったときにそれだったらばここにありますよというような、そういう部分があるといいのかなというふうに思っているのですが、それとあとグループホーム等々も民間の方々の手も借りながらこういったことがされているわけですが、そういったことも含めて支援を広めていただくといったことについてお考えをいただければというふうに思いますが。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま御相談をいただく場合の窓口が固定されていて、そこが使いづらかった場合のというようなことの想定のお質問だったり、現実としてそういうところがあるという実態についての御質問だったというふうに思います。先ほどこども・高齢者支援室長からも申し上げましたが、一義的に地域包括支援センターだったり、基幹相談支援センターだったり相談の担当窓口になってはおりますが、相談の窓口とか、そこにつなげていただくためのチャンネルはいっぱい用意していたほうがそれぞれ何か困ったときに、議員おっしゃられたとおり、調子の悪いときにそこが空いていないだとか、その方とはちょっとどうも馬が、男性が苦手で、その方々には行きづらいたとかその反対だとかというようなこときつとあると思います。そういった意味で民間の事業者さんだとか、先ほど申しあげました民生委員さんだとかというようなところで、実はそんないろんな機関というか、方々がいらっしやるというのはそういうチャンネルがたくさんあることでどこかにつなげられれば、そこで相談の窓口にまでつなげていただくことができるものなのではなかろうかなというふうに私も思っているところがございます。ですので、そういう機関の方々にそういった方の情報を得たときにはぜひ地域包括支援センターや基幹相談支援センターにつなげてほしいという情報を出させてもいただいておりますし、民生委員さんの会議に担当課が足

を運ばせていただいたりだとか、例えば認知症の症状だとかというのがなかなか分からないという場合もございますので、こういうことが認知症の症状だよということで、もし地域の中でいろいろお困り事があった場合については早めに気づくようなきっかけづくりといたしますか、そういうような対応も今後もさせていただきたいなというふうに思っておりますので、そんなチャンネルはお互いの情報交換しながら持ち続けたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど高齢者の働き方の問題のところちょっと再質問をさせていただきたいというふうに思うのですが、いろいろ情報、調査結果等調べていきますと、ある研究者の方が国民生活基礎調査から高齢者の経済生活がどうなっているのかという調査した、ありました。その中で高齢者の貧困率が非常に高くなっていて、4件に1件が実質的生活保護基準以下、1人世帯で年収160万円以下の所得で生活しているという状況にあるということです。これが2019年の調査なのですが、2016年からこの貧困の状況は変わらず、同じような感じにいるというふうな調査結果がありました。それで、元気で現役で働いていた方々がそのまま続けて働いているというのものもあるのですが、そうではなくて、やっぱり生活のために働かなければならないという方もいらっしやる。それから、先ほどおっしゃったように、自分の能力を生かしながら生きがいとして働くといったこともあるのかなというふうには思うのですが、ただ、今言ったように、貧困が多いというふうなことが明らかになっています。さらに、気になるのが貧困者ほど孤立感が強いという調査も出ています。孤立して、閉じ籠もってしまっているという状況です。これは、やっぱり黙って見過ごすわけには

いかなのかなというふうに思っているのです。やっぱりいろんな形で働く場を提供していくこと必要ではないかなというふうに思っているのですが、それが私は今回取り上げている高齢者事業センターがあるのではないかなというふうにちょっと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 高齢者事業センターにつきましては、それぞれそこそこのところで定款等つくられて、市の関連機関というよりも市が補助金を出させていただいている機関でございまして、市が指導する立場ではございませんので、私どもがどうこうということは言えないのかなというふうには思いますけれども、ただ、今議員の言われていたような閉じ籠もりだとか、そのような状況で働く機会を逸してしまっている方々にどういうふうに支援していくという部分については、障がい認定を必ずしも持っていないでもそういういろんなサービス機関、障がいのサービス機関とかでも御相談に乗らせていただいて、必要な仕事に結びつけるといったような事例もあるようにも聞いておりますので、個別の対応については今ここでは言えませんが、御相談させていただければ潜在化しているものを顕在化していくことによって制度につなげられるかどうかということも含めたことについてはちょっと顕在化してみないと分からないところもあるかというふうに思いますので、お寄せいただければありがたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ぜひ相談に乗っていただきたいなというふうに思います。障がいを持った方々の働き方についても、障がいを持った方々の働き方でいうと、リハビリも兼ねていると言われています。ボランティア的な形も含めて助け合いながらできる仕事が求められているというふうに言われていますので、この点についても御検

討、さらに今少しずつ広がってはきている、名寄市内においても。ですが、といった部分で広げていただくことをお願いしていきたいなというふうに思います。ちょっと時間がないので、飛ばさせていただきます。

それで次に、生活支援のところで道路の段差についてちょっとお願いをしていきたいなと思っています。病気で車椅子を使用しなければならなくなった方から名寄市内、車椅子で移動したら段差だらけだし、道路は凸凹道路だし、大変で、障がい者のことが考えられていないのではないかといて怒られました。この段差の問題は、私たち高齢者にとっても本当にちょっとした段差でもつまずきます。ということで、やっぱりこの段差の解消は重要なことというふうに思っているのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今道路の段差についての対応状況についてということで御質問あったかと思えます。まずもって基本線で私ども名寄市地域福祉計画というのを持ってございまして、障がいのある、なしにかかわらず全ての市民が安心して快適に生活ができるよう建物ですとか道路、あと移動手段につきましてもバリアフリー化を図りましょうと。そうした中でユニバーサルデザインの普及啓発を図るということを基本目標としているところではございます。道路につきましても、段差解消につきましても新しい道路造るときには平成24年度から名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例ということで制定をさせていただいて、道路の段差や勾配についてはバリアフリー新法と呼ばれるものに則した形で整備を進めてきているところではございます。だがしかし、一方で未整備の道路ですとか防じん道路で整備されていない道路は経年劣化ですとか、毎年春先のしぼれ上がりの凍上の関係で道路の段差や穴ぼこが発生して危険であるというお話、大変多く市民の皆様

からはいただいているところでございます。どうしても、私どももお話はいただいているのかもしれませんが、段差がひどいので見に来てくださいということで現場には行くようにしてございますけれども、やっぱり状況の悪いところから、ひどいところからということで対応しているものですから、なかなか全て対応し切れていない部分もあるのかもしれませんが、今後につきましても都度早急に不具合箇所あれば対応してまいりたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ぜひバリアフリー化に向けて取組を進めていただきたいと思います。そして、さっき叱られましたと言いましたけれども、この方から実はまちの中を歩いているといろんな市民の方からお手伝いしましょうかということで優しく声をかけてもらうことが非常に多いと。こんなに優しい人が名寄市内にいっぱいいたのだとって感激したという話もお聞きいたしました。これはすごくうれしかったことですので、皆さんにもお伝えしたいなというふうに思います。そうした温かい心と、またハード面での温かさも加えて進めていただくことをお願いして、市政執行方針でおっしゃっていました高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるようにしていきたい、これをぜひとも進めていただくことをお願いしていききたいと思います。

大学の話に移らせていただきたいと思います。独立行政法人化の問題の中でそれぞれ代表質問、一般質問の中でもされていて、答弁がされていたところでもあります。今回も今お話が事務局長のほうからありましたように、少子化による学生確保への大学間競争の激化が予想されるのだといった中で運営形態の在り方も検討していくことが必要ではないかというようなお話がありました。それで、私は名寄短大も卒業して、ついこの間と思っ

ていたら20年以上も卒業してたっていましたけれども、やっぱり自分がお世話になった学校ということで、非常にどこに行っても名寄の大学という言葉がちらっと出たり目にしたりするとすごくうれしくなります。そうした中で、いろいろ魅力ある学校づくりというふうに、旭川の市立大学のこともありますけれども、そんなことでいつも思っているのはオープンキャンパス、今年も3回行うということで先日報告がありましたけれども、実は昨年行った学生の皆さんと議会との意見交換会の中でオープンキャンパスに来て、私は心をつかまれたと。それで、名寄に決めましたと言った学生さんがいて、私は物すごくうれしかったです。そして、そういった機会をたくさんつくって、いろんな人に、学生さんに来ていただいて、名寄のよさを感じていただけたらいいなというふうに思っています。また、御一緒に来られた保護者の方々の市内視察、これも今行われているのかどうかちょっと分からないのですが、以前来られた方のお母さんにお話を聞いたときに非常に良かったと好評でありました。こういった取組が進められている。それから、小規模校であることの優位性、また自然環境のよさ、最北の公立大学という立地の優位性、これもあるかと思えます。さらには、研究機関としての役割を発揮することが求められていくところでもありますけれども、ある研究者の方が法人化されていないことが選択肢となるのではないかとの指摘もありました。今名寄大学、教授会を中心にした大学自治が進められているところでもありますけれども、学内の運営がどんなふうになるのか、またさきに行われて、法人化を取り入れたところの話を聞くと、トップダウンになっているのではないかというような危惧もされています。さらに、理事者の方々の報酬も発生していく、それから事務費、事務量が増えるというお話もありました。ですから、多くの大学で教員の皆さん方が疲弊しているという情報もあるところで、今市長が所信表明で検討を進めるというふう

におっしゃっているわけですが、今のこの名寄市立大学、学生と教授の皆さん方が輪になった、つながった、そういう大学、このまま私は進めていただければなというふうに思っているところですが、最後に市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 川村議員の御意見は、御意見として貴重な意見と受け止めさせていただきますが、今局長からもお話のあったとおり、これまでも大学の先生方や学生の皆さん、そして地域の皆さんも一つになりながらすばらしい大学経営をしていただいたものと敬意を表するところですが、一方でここにきて18歳人口が大きく減少していく時期に来ているというようなこと、加えて今周辺の大学の問題もそうですが、そうした問題に加えて、社会の環境や価値観も大きく今変化をしてきている、そんなような時代だと思います。大学の経営というか、運営、当然今の、これまでのすばらしい名寄市立大学の気風を維持していくと。いいところはさらに伸ばしていくと、こうしたことも重要だと思いますが、一方でこの間どなたかの議員の御質問にも言わせていただきましたけれども、この間大学の定員数、全国的には全く減っていない状況の中で大変な競争になるだろうと。学生の皆さんに選ばれる大学になり続けることには大学の存続もしていけないというのもこれまた事実であります。そうした意味では、この時代に即応した柔軟な、あるいは機動性のある経営判断、さらには市民の皆さんにより大学のやっていることをさらに理解をしてもらって、より大学が地域に認められる、そうしたしっかりとした情報公開と皆さんの参画をさらに求めていく、こうしたことがさらに求められていく時代になっていくのではないかとこのように思っています。そうした意味で、独立行政法人というのは一つの大きな選択肢であると我々というか、私は設置者として考えているところでもあります。病院も当然公益

性が高い市立総合病院でありますけれども、これも法人化をかなり前にして、それなりに人事も財源も一定の権限、当然その中で我々ルールの中で支援をするわけだけども、今回もハイブリッドの手術室だとか、かなり専門性がやっぱり高まっていく中で、より機動的な判断の中でこの高度急性期、地域から大切にされるというか、頼りにされる病院としての価値をさらに高めていっているというふうに思っているところでもあります。いずれにしても、今大学の中では次の助産師課程の準備と、さらには大学院設置に向けての議論が学内でもかんかんがくがく進められているということでもありますので、まずはこの議論をしっかりとさせていただき、我々もできることしっかりと支援をさせていただきながら、法人化も含めた組織形態の見直しというのは最終的には設置者判断になりますので、そこは大学の皆さんともこれよくしっかりと相談しながら話を進めていかなければならない問題だというふうに思っていますので、いずれにしても大学はよりこれからは価値のあるものになって、地域としてもしっかりと応援していくということには変わりはありませんので、そのことだけはしっかりと申し添えておきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時01分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第2号 名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、山田典幸委員長。

○**経済建設常任委員長（山田典幸議員）** ただいま議長より御指名をいただきましたので、これより令和4年第2回定例会で経済建設常任委員会へ付託されました議案第2号 名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について、6月10日及び6月14日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告をいたします。

6月10日の委員会では、審査に当たり説明員から資料を基に条例改正の内容の詳細について説明を受け、質疑に入りました。また、6月14日の委員会では、利用料金の算出根拠について資料を基に説明を受けた後、質疑を行い、その後採決を行いました。

2回の委員会における主な質疑の概要ですが、指定管理者の収益的な試算について質疑があり、説明員からは今回温浴施設を改修し、機能向上が図られるということもあり、利用料金の見直しを見据えて計画を立てている。名寄振興公社では、適正な利用料金をもって収益の確保に努めることを考えているとの答弁がありました。次に、利用料金の改正による利用者負担について質疑があり、説明員から今回の改正は利用料金を値上げすることではなく、上限額を改定するものである。上限額の範囲内で指定管理者と市長が協議して利用料金が承認されるので、値上げありきではない。特に宿泊施設の場合は繁忙期、閑散期などの様々な料金設定があり、その中で民間施設と同様に季節に応じたセット料金などフレキシブルに考え、公社の収益確保に努めることも必要であるとの答弁がありました。また、利用する市民の負担について質疑があり、説明員からは利用料金については様々な設定の仕方があり、リフト料金は市民に対するシーズン券を安価に設定している。宿泊料金は基本的には市外の方が利用されるということで、外貨を獲得し、公社の収益向上に資することを考えている。足元マーケットである市民の利用については、一定程度いろいろな料金設定をでき

ると考えているとの答弁がありました。その他条例第13条の解釈、市民理解と周知などについて質疑が行われました。

全ての質疑が終了した後採決を行い、本委員会では採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして令和4年第2回定例会議案第2号 名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正についての審査の経過及び結果の報告を終わります。

○**議長（東 千春議員）** これより委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（東 千春議員）** 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（東 千春議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時06分

○**議長（東 千春議員）** 再開いたします。

日程第4 議案第9号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

6月6日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

山崎真由美議員。

○**3番（山崎真由美議員）** 1点質疑させていただきます。

頂いております、先日頂きました議案第9号の16ページ、17ページに関わっております。7款商工費、1項3目スキー場費、18節のピヤシリスキー場管理運営事業費についてであります。このたびピヤシリスキー場指定管理料追加負

担金という名目で1,000万円が計上されておりますので、この詳細についてお知らせください。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 指定管理料の追加負担金の内容につきまして御質問いただいたと思います。令和3年度における新型コロナウイルス感染症ですとか、あと燃料費高騰の影響額につきまして、指定管理料を支払っております指定管理施設を対象に令和3年度予算額と決算額との比較を含めまして調査いたしました。その結果、今ピヤシリスクー場の関係出ていましたが、森の休暇村ですとか天塩川さざなみ公園の3施設について収支がマイナスとなって、コロナの影響、もしくは燃料費の高騰の影響を受けているということが判明したというところでございます。この3施設の収支のマイナスの内容につきまして、それぞれ基本協定書で定めているリスク分担表でございます。これを踏まえて市の負担分を算出したというところで、今回予算計上させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） コロナ禍等に関わる燃料費高騰に関わっての試算ということで今御説明いただきました。これについては、当初予算の中では計上することができなくて、それは時間的にそれが計上することができなくて、このたびの補正という形にしかならなかったというふうに判断するべきかと思うのですけれども、その辺の時系列に関わっての判断基準、どのようにされたのかお知らせください。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今回の負担金ですが、令和3年度分の1年間の収支を計算、精査したというところでございまして、当初予算につきましてはそれぞれ予算のときに指定管理者と協議しながら予算編成しているというところでございますので、時系列的にそれには間に合わず、そして令

和3年度1年分で4月から3月分の部分を全部調べて、今回上げたというところで、今回の次の補正の提案になったというところで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 理解したいと思いません。

最後に、1点だけ確認させていただきますが、コロナ禍ということですので、なかなか見通すことができにくい状況というのはこの後も続いてくると思っております。この点に関わってこういう負担金に対する考え方、どのようにお持ちか、これをお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 若干答弁前後しますけれども、当初予算におきましては市の予算の積算におけるそれぞれの燃料単価を使っているということなので、例えば重油ですと1リットル当たり幾ら、ガソリンですと1リットル当たり、それを使って当初予算を組むと。今回については、燃料高騰が年末から出てきているので、全て想定するとその時点では燃料の修正はできないということでありましたので、協定に基づいての修正になります。今御質問いただいた関係につきましてですけれども、それぞれ指定管理者の間で年度協定が済んでおりまして、リスク分担出ております。どうしても事業者の責によらない部分については協定の中で市と協議しながら決めていくこととなりますけれども、必ず、それが今回コロナという部分もありましたので、当然事業者の努力もどれぐらいしているのかというのは物差しの一つになると思いますので、そこしっかり見極めた上で、こういったような仕組みを取っているところであります。これからは恐らくコロナの関係出てくると思いますので、そこは十分指定管理者と協議して、今副市長の立場としてのお話をしておりますけれども、十分協議しながらこういったものについて

は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 1点確認をさせていただきたいというふうに思います。

10款教育費、3項中学校費、学校管理費についてお尋ねをしたいというふうに思います。昨日一般質問でも若干触れさせていただいています名寄中学校の整備事業費、名寄中学校整備基本設計・実施設計委託料4,600万円についてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。今回設計の委託料、基本設計と実施設計委託料、これセットで上がっておりますけれども、この配分の割合、あとスケジュール感についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今回基本設計と実施設計を一括で行わせていただきたいということで予算のほうを提案させていただいています。今配分ということでございましたけれども、基本設計については約5,000万円、実施設計は約1億円かというふうに思っているところでございます。スケジュールにつきましては、基本設計につきましては年度内に予算を議決いただいた後、年度内には基本設計を終わらせて、新年度に入って実施設計をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今年度中に基本設計ということで、新年度以降実施設計ということで理解をさせていただきますけれども、これセットで上げた理由、別々の契約になるのかなというふうに思いますけれども、こちらどのように契約のほうお考えなのかお知らせいただきたい。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） あくまでも一括で今回発注したいというふうに考えているところでございます。別々の契約ではなくて、基本設計と実

施設計を一括で発注させていただきたいと思っております。メリットといたしましては、やはり設計の工期が短縮できるということもございまして、設計費がそれぞれ基本設計から実施設計に継続されるということで、業者さんが同じ業者さんでございまして、そういったところも一つ図れるのか、ずれが生じないというところもあるのかなというふうに考えてございます。いわゆる我々と業者さんとの指示というか、話し合いも引き続き協議はスムーズにいくものかなというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） この先それぞれ入札等に入っていくのかなという、可決されればの話ですけれども。入札に至る過程の部分で一般競争入札なのかプロポーザル方式なのか、その辺分かればお知らせをいただきたいのと、あとその他報酬も計上されておりますけれども、こちらの部分9万8,000円上がっておりますけれども、昨日の御答弁にもあったかもしれないですけれども、検討委員会等を設置しながら、設計に係る、整備に係る検討委員会、こちらの報酬なのかなというふうに昨日の答弁聞いてからちょっと思ったのですけれども、そういう設計、整備に係る検討委員会の報酬なのか、またその委員会、設置をするということになればその委員の構成、どのようにお考えなのかお知らせをいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） まず、設計の発注方式につきましては、これは今後入札等審議委員会等含めて決定されるということでございますので、この段階ではお話しすることではないのかなというふうに思っています。

それから、その他報酬についてですけれども、これ私も昨日お話しさせてもらったとおり、ごめんなさい、委員の名称というのですか、協議委員会の名称をちょっと度忘れしてしまいましたけれ

ども、名寄中学校基本設計協議会とか、そんな、そういう形だったかなというふうに思っています。

（何事か呼ぶ者あり）

○**教育部長（木村 睦君）** 協議委員会だったか、ちょっとごめんなさい、その名称まで頭に入っていないくて申し訳ございません。

それで、メンバーなのですけれども、9人、学校の校長先生、教頭先生はじめ、それからPTAの役員の方、それから学校評議員いらっしゃるのです、そういった方々もこの中に参画していただきながら、この基本設計について少し協議していただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○**議長（東 千春議員）** ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（東 千春議員）** 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（東 千春議員）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（東 千春議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○**議長（東 千春議員）** 日程第5 議案第10号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

6月6日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○**10番（川村幸栄議員）** 介護保険特別会計の事業勘定の中で事業費、施設介護サービス事業費の外国人材受入れ態勢整備事業に関わって確認をさせていただきたいというふうに思っています。

これ全て一般財源から出るというふうになっています。国もいろいろ介護人材が不足ということで従事者への支援も含めているところなのですけれども、こういったところで国からの支援等は全く利用できなかったのかどうかひとつお聞きしたいと思います。

それから、外国人材の中で言葉の問題なんかも随分、東川町が行っている外国語学校がありますけれども、そういった部分で来られた方々の言葉の支援といえますか、そういった部分をどのようにお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○**議長（東 千春議員）** 松田こども・高齢者支援室長。

○**こども・高齢者支援室長（松田慎司君）** 今外国人材受入れ態勢整備事業についての御質問ですけれども、補助メニューが使えなかったかという御質問だったかというふうに思いますけれども、一ついろいろな制度調べさせていただいたのですけれども、今回名寄市としてこの外国人の体制整備事業を実施する上において該当するようなまず財源が少なかったということで御理解いただければと思います。初めて我々も、行政も入りながらやるという事業になりますので、まずは軌道に乗せることが目的にもなっておりますので、まずはしっかりと外国人を受け入れる体制を整備するというので、行政のほうから支援をしていきたいというふうに考えているところです。

もう一つ、外国語の言葉の問題についてですけれども、こちらの事業の中で一定程度外国人を受け入れる際には外国語の相談をできる体制をつくりなさいというのが義務の一つになってございます。御承知のとおり、今回ネパール人ということで、ネパール国ということで採用をする予定でござ

ざいまして、ネパール語を話せる方がそんなに名寄市内にもいないかなというふうに思っておりますので、ここの部分も含めて実は業者のほうに外国語の相談を受け入れるというメニューがありますので、まずはそこを活用させていただいて、今回名寄に来ていただける外国人についてはその業者のリモートの対話に基本的になるかとは思いますが、そういった形で外国語の対応のほうはまずはしていきたいというふうに思っています。英語が万国共通ということで、多少英語が話せるというふうにも聞いてございますので、英語の部分は職員含めて勉強しながら対応はさせていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 財源の部分では理解をしたところですが、この言葉の問題がすごく気になるところです。介護人材ですから、やっぱり人対人のお仕事になってきます。来られた方々のいろいろな生活の中での不安や分からないこと等、知るすべもなくなってくるということもありますし、また介護する相手の方へどういうふうに伝えていくのか、コミュニケーションができてくるのかということら辺でも非常に心配が膨らんでいきます。今英語がある程度というふうに言っていますが、ただ介護を受ける側ができるかどうかということも不安なのですが、そういった部分、実際に介護に携わってるところを想定して進めていらっしゃるのだと思うのですが、その部分で再度お聞きをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 様々言語等々の御心配の御質問だったかというふうに思います。まずは、日常生活会話程度を特定技能で受けるものですから、日常生活の日本人の方と会話ができる程度のスキルをお持ちの方をお受けするという予定でまずいるというのが第一です。それと、今議員御心配いただいています、対人支援の仕事で

ございますので、一定利用者の方々は日本語しかお話しできない方々です、その対応については日常会話ができるというところはありますけれども、そこは意を配してまいりたいというふうに思っていますし、何度か御説明させていただいていますが、初年度事業でパイロット事業ということで、どんな課題があるかとかというようなことも含めながらその検証も十分行っていきたいというふうに思っていますし、事業団のほうでも一応担当職員のほう決めて、受入れ担当したいというふうをお願いをしていますし、過去に、もう五、六年前になるそうですけれども、社会福祉事業団さんのほうで外国の方の、先ほど言った東川にあります介護福祉学校の学生さんでやっぱり外国人の方が来ていたときに1か月ほど実習を受けたという実績をお持ちだそうでございます。ですので、受ける清峰園のほうも過去にそういう方を一度受けた、期間は1か月でしたけれども、受けたという実績はお持ちみたいですので、そのときのことを参考にしながら、あとはちょっと重ねていろんな形に持っていききたいというふうに思っていますし、あと今年度予算で市のほうで予算つけていただきました介護のほうのICTの関係でタブレットやいろんなシステムを入れる予定になっているのですが、一応事業団さんのほうでそれに基づいて、今実はいろんな介護業界も多様化しております、外国の方をやっぱり受けなければ回っていかないという、全国的にそういう状況になっていて、他国語をタブレットに向かって話す日本語に訳して記録に落とししてくれるというシステムもあるように聞いておりまして、その導入についても検討しているというふうに伺っていますので、できるだけ負担少ない形でどのようなことができるのかというようなことを検証しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第11号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

6月6日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第12号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

6月6日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで、市長より追加議案の提出を求められております。追加議案の協議のため、議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時35分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

ここで、木村教育部長より発言を求められておりますので、これを許します。

木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私先ほど倉澤議員から御質問いただきました名中学校舎改築検討会の委員の構成を尋ねられた答弁の際に校長、教頭、PTA、それから学校評議員とお答えいたしました。正しくは学校運営協議会委員ですので、修正させていただきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第13号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、公共施設照明LED化事業に伴うLED照明器具の賃貸借を行うものであり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定し、現地調査を行った結果、三井住友ファイナンス&リース株式会社から1億1,880万円で提案を受け、これに消費税及び地方消費税1,188万円を加え1億3,068万円で契約を締結しようとするものでございます。LED照明器具は、リース期間満了後本市に所有権が移転されることとなります。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 先ほど休憩中に市長より議案第14号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第5号）が提出されました。これについては、さきに行われた議会運営委員会にて日程に追加し、議題とすることと決定しています。

お諮りいたします。お手元に配付の追加日程第2号のとおり日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

議案第14号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 追加日程第1 議案第14号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 令和4年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を補正しようとするものであり、歳入歳出それぞれ179万8,000円を減額をし、予算総額を240億2,380万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款総務費におきまして情報化推進事業費48万4,000円の追加及び3款民生費における北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費571万8,000円の追加は、国の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の支給対象世帯に対し北海道の事業として児童1人当たり1万円の支給をするため、必要な経費を追加しようとするものであり、財源につきましては17款道支出金にて予算を計上しております。

同じく3款民生費における認定こども園等整備事業費90万円の減額及び10款教育費における智恵文小中学校整備事業費710万円の減額は、それぞれ昨今の資材高騰等に起因をする入札不調の影響により工期の見直しが必要となり、工事費、施工監理業務委託料に変更が生じたものでございます。

次に、歳入について申し上げます。17款道支出金におきまして北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金を計上したほか、23款市債にて事業費の変更に伴う減額をしようとするものでございます。

次に、第2表、継続費補正につきましては認定こども園等整備事業外計2件の事業費を、第3表、地方債補正につきましては認定こども園整備事業外2件の限度額をそれぞれ変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○11番（佐藤 靖議員） それでは、今提出された補正予算の関係で何点か質問させていただきたいと思っておりますけれども、今市長の御説明にもありましたように、認定こども園と智恵文小学校の改築の関係では資材高騰により2回の不調になっているということで、工期変更に伴っての補正でありますけれども、当然ながらこの2つの事業とも関係者にとっては念願の施設でありますので、今さらどうのこうのというわけではありませんけれども、資材高騰ということの背景を考えると、一過性のものではひょっとしてないのかなと。今の諸物価の高騰、あるいは資材の高騰状況が続く、あるいはロシアのウクライナ侵攻を含めた木材の関係を含めて考えると、非常に厳しい工事が今後控えるだろうと。ただ、名寄市は今総合計画の途上でありまして、老朽化施設を含めいろいろ公共施設の建て替え、改修をこれから考えると、この影響度というのは、あるいは今回の認定こども園、あるいは智恵文小の落札のための補正も今後予想されると思っておりますけれども、含めて今後への影響について少し御説明をいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今回の2件の入札不調に端を発しまして、その中身等につきましては詳細については控えさせていただきますけれども、間違いなく市長の今の提案理由の御説明にあったとおり、資材高騰ですとか様々な要因が絡んでおります。特にここ最近はや安ということも含めましてかなりその影響も出てくるかと。議員御指摘のとおり、これは一過性のものだというようなことになると、ちょっと油断することになりかねないなと思っております。非常に先行き不透明ですので、これに対してこういった手法が一番いいというのはなかなかお話しすることは難しいのですけれども、やはり一番はほかの市町村の状況、あるいは国全体の状況も含めて情報収集に努めること、まずはこれが第一のやるべきことだと思っております。加えて、総合計画の中ではそれぞれ様々な事業がのっておりますので、これをどういうふうになしていくかというのは、名寄市の財政状況も踏まえると、やはり交付金ですとか様々な補助金を用いながらということを優先しておりますので、そこに与える影響はこれ国のハンドリングになってくると思います。そちらについても十分情報を集める必要があるかと思っております。正直言います、かなり難しいかじ取りはしなければならぬと思っておりますが、今後総合計画の中で今回の認定こども園、それから智恵文小中学校の整備事業もそれぞれ継続費組んでおりますので、4年、5年の事業になりますので、総合計画の中の事業ということになりますので、そこ工期も含めて十分検討していかねばならないと思っております。一度総合計画のまとまる段階、あるいはその前段階として今後予定されている大型の工事についてどういうものがあるのか、その中でどれぐらいの財源が必要となり、工期はどれぐらいなのかちょっと一回見える化しないと非常にハンドリングが難しいと思っておりますので、その辺の細かい考え方の整理も今回の事例も踏まえて進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今の副市長の御説明、大方は理解しますと。昨年11月、理事者から議会に対して名寄市中期財政計画及び名寄市における財政課題が示されました。中期財政計画では、5年度以降8年度まで財政調整基金をはじめ4基金プラス備荒資金超過納付金から10億7,700万円、14億8,400万円、15億7,850万円、16億4,450万円というのを取り崩して、それを調整財源として予算編成をするということであります。5年度に見込む財調プラス減債基金の残高は今の32億3,409万2,000円から僅かに2億8,099万2,000円、このとおりいくということではございませんけれども、これを見込んでいるのと、もう一つは庁舎建設を見込んで積み上げてきた備荒資金の超過納付金は8年度でゼロという状況もあります。一方、財政展望の中では厳守してきた財政規律ガイドラインを大幅に見直しまして、実質公債比率は13%から15%上限値を、これを総計の期間内に限ってではありますけれども、臨時財政対策債を除く市債発行額を毎年度元金償還分以内とするというのも、これも一時凍結と。あるいは、財政調整基金、減債基金残高期間中の下限額18億円を10億円というふうに大幅に総計の後期の中では見直すということを考えるのがあって、今、今回の不調に終わった資材費の高騰、あるいはこれから大きな中間処理施設の建設ですとか、先ほども議論になっていました名寄中学校、あるいは名寄東中学校の改築、改修、さらには図書館、児童センターといろいろ公共施設の老朽化している施設のものを控えている状況にあって、本当にまた財政規律を見直していくようにお考えが副市長の頭の中にあるのか、あるいは去年の11月に言ったこのことは最低限厳守して臨むという決意を持っていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今非常に難しいかじ取りにあるのは間違いありません、財政におきましては。今回資材高騰ということはありますけれども、ちょっと繰り返になります。これがいつまで続くのか、一過性のものなのか、これ非常に判断難しいのですが、少なくとも財政運営の中ではこういった傾向が続くものという認識の中で進めることが肝要だと思っております。財政規律につきましては、今持っている、今佐藤議員おっしゃられた財政規律のままでいけるかどうか、これ今判断はしておりませんが、先ほど申しました全ての建設事業を並べてみたときにどれぐらいになるかというのは、それと起債については交付税の償還がついてくるものを主に使っておりますけれども、その中で組めるかどうか非常に難しいと思っております。現状の財政規律の中で難しいと思っております。ですので、それに代わる新しい財政規律をつくることができるのか。間違いなく言えるのは、何らかの財政規律をもって進めないといこの名寄市の財政はいつどうなるか分からないという状況はこれ間違いありませんので、新しい財政規律をつくるのか、それとも今までの財政規律でいけるのかについては今まだ全ての材料出ておりませんので、判断は保留しておりますけれども、間違いなく非常に厳しい財政運営をしなければならないのはあります。例えば今お話しのとおり、ごみの中間処理施設についてはこれは衛生施設事務組合のほうでやる事業ですけれども、名寄市においては負担金という形でそこを進めていくこととなります。かなり大きな事業ですので、これがどうなるかということも非常に大きな要因になるかと思えます。今全てのことで判断するのはできないというようなお話になるかと思えますけれども、少なくとも夏からは総合計画の議論が活性化してまいりますので、それと並行作業になるかもしれませんけれども、どういう財政規律が必要なのか、財政規律の裏づけとしてどういう考えでいくのか、これは早急にまとめなければなら

い本当に大事な課題だと思っておりますので、情報の精査も含めてもうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） もうしばらくといってもいつまでもうしばらくなのかちょっと分からないです。副市長の頭の中で施策を優先するのか、あるいは財政を優先するのか、どういう判断をされているのかが1つと、私はある意味いつもここ何年か、それこそ小泉内閣の改革以降名寄市の財政というのは非常に厳しい状況が続いているとずっと言い続けて、市民の皆さんにも我慢を強いてきたものがありますので、やはり財政というのは市民が安心して暮らせる基礎だというふうに思いますし、そういう意味では事業の見直しも含めて大胆にやる。先ほど石橋部長は既成概念にとらわれずという発言をされましたけれども、まさにこれから財政施策においても既成概念にとらわれないでやるべきだと思いますけれども、その辺については市長から言葉でいただいて終わりたいと。

○議長（東 千春議員） いいですか。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 既成概念にとらわれない大胆な発想で市政運営を進めるべきだということでしょうか。難しい質問です。必要な施策は必要な施策でしっかりとやっていかなければならないというふうに思いますけれども、一定のやっぱり財政規律はしっかりと遵守した上で進めていくということとそのことをしっかりと議会、あるいは市民の皆さんにお示しをしていくということなのだろうと思います。どっちが優先ということではなくて、そのとき、そのとき必要なことをしっかりとやっていくということだと思います。また、今コロナ禍が終息しつつある中で、新しい名寄市を展望していかなければならない時期にあって、非常に大事な時期だとも思いますので、なおさらのことやっぱり必要な施策は打っていかなければならぬというふうに思います。今副市長からもお

話ありましたけれども、今までの返す以上に借りないというような令和4年度までの中期財政計画の財政規律は非常に難しいというふうに思いますが、しかしそうはいつでも、それに代わるような新しい物差しということも今ありましたけれども、市民の皆さんにそうはいつでも今こういう状況で、こういったことをしっかりと守りつつ必要な施策は打っていくというようなことをしっかりと説明をしていくと。そして、皆さんに納得いただきながら前に進めていくということが大事だなというふうに思っているところでございます。こんな感じで御納得いただけたでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） 納得はしていない。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 今市長のほうから納得いただけるように市民に御説明をしていくというお話がありました。今佐藤議員とのやり取りの中で、やはりもうここで終わりなのか、まだまだあるのではないかという不安は市民の中に広がるのはこれは当然だというふうに思っています。そして、今回継続費補正の変更のところでも1億円を超える額になっているといったところでは、やはり納得のできる御説明、市民の中には資材の高騰はあるだろうなというふうな理解もされるかと思いますが、ここまでの額になるのかという不安といいますか、不信感といいますか、あるのではないかというふうに思うのですけれども、その点について再度納得のできる御説明をいただければというふうに思いますが。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） それでは、詳細については今回のこの工事についてということで、ちょっと入札前ですので、差し控えさせていただきますけれども、あくまでも一般論として今どういような状況になっているかということであしお話をさせていただければと思っております。

今回確かに資材高騰であるということは間違いないのですけれども、どの部分ということは言いませんけれども、先ほど副市長もおっしゃっていましたけれども、物すごく複雑な状況が浮かんできてございます。欧米のウッドショックであったりですか、またEUの経済の関係、もちろんウクライナの関係もございます。それらが複雑に合わさっていろんなことが起きているということで判断になろうかと思えますけれども、そこにこれからという部分につきましても、先ほどから重ね重ねになりますけれども、情報を入れながら分析はしながらということで進めてまいりたいと思えますけれども、今回につきましてはその部分と工期遅らせた部分もございまして、その部分で若干冬に工事がかかるという部分での上がっている部分ということがございますので、大きくその2点でということでございますし、随時情報を集めながら私どもも計画立ててまいりたいと思っておりますので、引き続き注視をした中での計画にしていきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今参議院選挙に入って、円安が続いているというようなことがあって、日本の経済がどうなっていくのかというようなことが皆さんの中で議論がされていく中でありますけれども、やっぱり私たちの市の中で大きな額が変更になるというのは非常に市民にとっても大きな負担感はあると思うのです。この額を聞いただけでえっというふうに思います。そういった部分でいろんな、確かに入札もありますから、公開できない部分あるとは思いますが、やはり市民の皆さんに伝えるべきものは伝えていただくといった体制をつくっていただいて、本当に納得していただけるものをお示しいただけるように強く求めて、終わります。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 意見書案第1号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書、意見書案第4号 物価高騰に伴う悪徳商法や便乗値上げを許さない意見書、意見書案第5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外4件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

意見書案第1号外4件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外4件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 報告第8号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 委員会所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会の調査研究項目である公共交通について委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会、高橋伸典委員長。

○総務文教常任委員長（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、総務文教常任委員会所管事務調査事項報告書を皆さんに御報告いたします。

当委員会では、公共交通の課題に捉え、地域に適した持続可能な公共交通を研究することを目的に人口減少社会における公共交通について「乗りやすい、乗ってみたい公共交通を目指して」をテーマに令和元年第3回委員会協議から20回にわたり協議を重ねてまいりました。

この間コミュニティバス東西線に説明員を交えて乗車し、研究を進める一方、北海道当別町コミュニティバス運行事業、広島県広島市住民参加による公共交通確保やぐちおもいやりタクシー、山口県周南市鹿野地区乗合タクシーふれあい号、福

岡県朝倉市あいのりスクールバス混乗化について先進地視察を行いました。コロナ禍により多くの制限がある中では先進地への視察計画も変更を余儀なくされましたが、視察終了後は精力的に協議を重ねてまいりました。その内容の概略を御報告申し上げます。構成は初めに、調査研究の経過、調査研究の内容、まとめの4構成としています。

初めに、地域課題について確認を行いました。視察先での各行政機関を取り巻く環境はどれも同様で、人口減少、高齢化社会、過疎化、経費等の自治体負担増に課題を抱え、苦勞している様子を見ることができました。しかし、地域の独創的な取組は特徴ある事例で研修することができ、多くの知恵と取組方法が参考になりました。名寄市でも急速な過疎化、少子高齢化、利用者の減少などの状況下に課題を抱えています。現在運行されている路線バスでは、一部空気を運んでいる状態が続き、不採算路線となり、自治体財政の圧迫化が懸念されております。一方で、高齢者の買物や通院など日常生活を支える公共交通の足は不可欠であります。また、高齢者ドライバーによる交通事故発生の不安も社会問題化し、運転免許返納を考える高齢者への支援には早急な対応が求められております。この共通認識を踏まえ、調査研究の経過として、町内会と民生委員にアンケート調査を行った結果、名寄地区8地域、風連地区9地域の回答がありました。その中で、買物には冬期間を含め停留所までの距離があり、タクシー、身内や友人の車を利用する。病院は名寄市立総合病院、名寄東病院は利用しやすいが、他病院にはタクシー、身内、友人の車を利用する。風連地区は乗換えをしないと病院に行けないためタクシー、身内、友人の車を利用する。コミュニティバスはイオンバスを利用しているが、全地域でデマンドタクシーへの支援を求めるなどの声とともに、将来も住民の足の確保を求める要望がありました。その課題解決の糸口を探るべく道内1か所、道外3か所の行政視察を行いました。その概要をまとめたの

が調査研究の内容です。

官民協働運行コミュニティバス運行事業について学んだ北海道当別町では、利用者のニーズを適格に把握し、路線の廃止、新設に英断をもって取り組んでいる内容や数年にわたり実証実験の中でダイヤの改正、路線変更について住民の声に応え、利用者の立場に立った運行体制の構築に取り組み、さらに安全性が確認された運行路線のフリー乗降区間の設定、先進的な市街地区内のデマンド交通の導入、大学への無料区間の設置など地域の可能性と特徴を生かしつつ住民の声に答えていました。

広島県広島市では、住民参加による公共交通の取組について学びました。公共交通サービスが行き届いていない中山間地域では、地域が主体となり、タクシー会社と運行する乗り合いタクシーを導入していました。経費の削減と売上げ、地域の主体性を高めるため地域に一定の負担を求め、持続可能な公共交通になる制度設計がされておりました。

山口県周南市では、鹿野地区乗合タクシーふれあい号について学びました。不採算路線を廃止して、小学校単位で組織するコミュニティ団体が委託運行を行っていました。車両や保険は市が提供する、2種免許がない運転手は国土交通省の講習を受け、特徴的な取組をされておりました。

福岡県朝倉市では、あいのりスクールバス混乗化の取組について学びました。登下校時間を除く時間帯に市が運行するスクールバスを自家用有償運送として活用し、予約制で一般住民が混乗する事業でした。

各地域、大変参考になる運営がなされておりました。

以上の調査から当委員会として料金に関する提言、デマンドに関する提言、スクールバスに関する提言、ルートと停留所やダイヤに関する提言に絞り込む必要性を認識したところです。その根底には、今回の視察で委員全員の根本的な考えが変わり、住民が主体であること、住民が乗ってみた

い、将来にわたって乗り続けられる公共交通をつくり上げていくことの重要性を改めて痛感した次第であります。この問いかけの中で10年前にはよかった公共交通も現状の市民理解に立った運行になっているのかどうか、委員全員の課題となりました。その意味で広島市で取り組まれている各小学校区コミュニティ単位で利用住民参加の活性化協議会を形成し、住民ニーズ調査や運行調査、利用調査等を行い、運行会社と地域実情に即した柔軟なダイヤ改正と路線や時間帯の変更等の協定を結び、自主運行を行っている事例の検討、また実証実験を行った上で本格運行に移行していくことは住民の理解も高まり、ひいては公共交通の維持、存続を果たすことになり、鍵となる乗車率の向上につながる事が期待されます。

郊外地域では、デマンド交通、デマンドバス、デマンドタクシーの導入に当たりそれぞれの地域の特徴に応じた運行形態も異なるため、地域住民のニーズを充分把握し、最良の運行形態を模索する必要があります。調査研究を基に協議し、試験運転に移行した後、本格運行につなげていく丁寧な方策が有効であると確認いたしました。

あいのりスクールバスの視察では、人口減少、少子高齢化に伴いあいのりスクールバスの混乗化の取組について学びました。地域の実情や住民ニーズを的確に把握するため協議会を設け、真に住民の足になる運行に移行することが重要です。現状のスクールバスに四、五名の生徒を搭乗させるのではなく、8人乗りのクラスのスクールバス機能を付したデマンドバス、デマンドタクシーに変更し、デマンド式混乗化を進めるべきであると実践例について研修しました。

まとめに、公共交通による足の確保は福祉、教育政策との連携も重要であると考えます。健康の保持、促進を目的に行動範囲を狭めないための高齢者の足の確保では、無料区間か低料金シーズン券化による乗車率の向上を図ることが考えられます。教育都市宣言のまち名寄として日本最北の公

立大学を有し、通学はもちろんのこと、そのほかの移動にも苦慮している大学生を含めコミュニティバスの利用が必要となるための大学以下の学生の無料化、低料金化を進め、乗車率の向上を図ることも有効だと考えます。

以上の提言をさせていただく中、10年が経過した公共交通を見直し、今後の持続可能な公共交通を目指し、早期に各地域コミュニティー単位、郊外地域単位の利用者住民参加の活性化協議会を設置し、地域住民が主体の公共交通の方向性創出に向かい、地域の方々の利用協力により将来にわたる持続可能な公共交通の運行に期待し、総務文教常任委員会からの乗りやすい、乗ってみたい公共交通を願う提案とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第13 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第14 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、高橋伸典委員長。

○総務文教常任委員長（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の視察報告をさせていただきます。

4月24日から27日までの日程で5自治体5か所の視察を行いました。初日は、名寄市から広島市への移動日として、翌日午前中に広島市役所を訪問し、住民参加による公共交通の取組について研修しました。広島市では、郊外部の住民団地

や中山間地域の公共交通サービスが十分に行き届いていない地域において高齢者をはじめとする地域住民が安心して生活し続けるため、生活交通の確保が課題でありました。鉄軌道やバスなどの自動車公共交通確保の拡充を組み合わせた持続可能な公共交通のネットワークづくりに取り組んでいる中、郊外の中山間地域における生活交通確保の拡充については郊外部の住宅団地に公共交通サービスが十分に行き届いていない地域において、地域が主体となって活性化協議会を結成し、運行会社と協定を結び運行する乗り合いタクシーの導入については、地域からの相談に応じ住民アンケートのノウハウの提供と、さらに検討が進むと実証運行を実施し、本格運行に移行しております。財政支援は、地域が主体の生活交通事業運行補助金交付要領が制定されており、内容は経常費用の人件費、燃料費、修繕費、減価償却費から経常収入を差し引いた額の4分の3を乗じた額から国の補助金の額を助成し、残りの4分の1は運営団体の活性化協議会が負担する。その財源の確保は自動販売機の設置、イベントの実施、時刻表、バス停への広告の掲載等などを行っており、確実に利用者の増加傾向がありました。名寄市では、行政の責任として運行している市内循環バス、デマンドバスの運行に10年が過ぎる中、利用頻度の減少と地域格差が生じています。広島市のように地域の住民が主体となり、将来にわたる地域の公共交通を持続可能にするために地域コミュニティー活性化協議会が主体となり運行する仕組みに委員全員が共感を得たところであります。本市もまず地域の状況を把握し、地域コミュニティーに委ねることも必要に感じました。

午後からは広島県庁を訪問させていただき、広島県教育委員会担当から広島版学びの変革アクションプラン、広島県広島叡智学園の実践について学びました。広島県は、県の教育の現状を基礎的な知識、技能の修得には一定の成果があるものの、学び続ける力に大きな課題があると分析、県内全

での学校において学び続ける力を育成するための主体的な学びを実践することを目指し、平成26年、広島版学びの変革アクションプランの策定を行い、小中高の系統的な対策に着手しました。その中で学びの変革を先導的に実践する学校が必要となり、グローバルリーダー育成校を設置することとし、誕生したのが広島県立広島叡智学園であります。学園のミッションは、学びを通して平和な社会づくりを実践し続ける存在となることを目指すことであります。社会の持続的な平和と発展に向け世界中のどこにおいても地域や世界のよりよい未来を創造できるリーダーを育成する学びの変革の目指すべきモデルとなることをビジョンとしています。また、グローバルな視野、地域に根差した心の双方を大切に、主体的に学び続けるラーニングコミュニティを形成することをバリューズとして、地域の協力で成り立つ学校を目指しています。叡智学園の特色としては、ハーバード大学とスタンフォード大学など海外の大学の入学資格を得られる国際バカロレア認定校である、実社会の課題解決に挑戦する国際共同型プロジェクト学習の現実の課題に向き合う、3つ目、少人数授業やオンライン交流などにより英語力を育成する、4つに学年を超えた仲間や留学生との共同生活を行う全寮制での学習や生活、5つに外国人留学生、8か国から12人を受け入れ、多様性のあふれる学習環境である点を挙げることができます。これらの特色に感動しました。映像による学園生活の紹介では、平和、世界、地域との一体感などの成果は叡智学園が巻き起こしている学びの変革を十分に感じる事ができ、生徒たちの表情は自信と笑顔にあふれ、叡智学園での生活の充実感を感じ取ることができました。名寄において新設高校像について議論も終盤を迎えていますが、今回の視察を通して地域との連携は重要な視点の一つと感じました。

3日目は、山口県岩国市市庁舎建設のコンセプトについて学びました。旧庁舎は昭和34年7月

に建設され、半世紀近く経過、経年劣化や業務の多様化、オンライン化の進展に伴い執務室の狭隘化、分散化が進み、市民サービスの著しい低下が課題となっていました。また、平成13年3月に発生した芸予地震によって建物を支える柱、壁、はりにひび割れが生じるなどの大きな損傷を受け、耐震診断でも耐震性能の低下が認められました。新庁舎への建設に向けて平成5年に庁舎建設基金を設立、毎年積立てを実施し、基金積立ての増額を図るとともに、岩国市に米海兵隊の沖縄第1海兵隊航空団の航空機120基、隊員1万人を受け入れ、海上自衛隊が駐留するための防衛施設庁に対し補助要望活動を展開し、平成15年度、基本設計から防衛施設庁の補助事業として実施が決定をいたしました。市庁舎建設のコンセプトは、市民の皆様が開かれた施設にすることを基本方針として掲げ、市庁舎の内外に市政への参加交流を促す情報提供の場、住民の皆様のコミュニケーションの場、地域の活力づくりの場としました。また、できるだけ間切りを少なく、来庁者に開放的な印象を与える開放スペースの設計を進めました。バリアフリー対応には、平成6年に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律が施行され、これに基づき計画建設を行い、具体的には段差のない構造とし、車椅子の方に配慮した通路幅やトイレの設置を行いました。また、震災機能の取付けにより地震による損傷を防ぐ速やかな初動態勢を取れる庁舎とし、2階に危機管理課を配置し、隣の部屋には災害時に通常の会議室として利用でき、災害時に災害本部に使用可能な部屋として必要な通信、電子機器の防災機能整備をしています。また、環境への配慮は深夜電力を活用し、冷暖房のため冷温水蓄熱槽を設置、照明設備には調光センサー、窓側サッシのダブルスキン、トイレの排水への雨水利用、地下熱を利用するクールチューブを利用した空調設備を設置し、太陽光発電設備を設置しています。今回の視察を行い、庁舎建設の一番の問題は財源

の確保であり、岩国市のように防衛施設庁が沖縄アメリカ海兵隊航空団の受入れに伴って、約55%の補助金の影響は大きいと感じました。名寄市も庁舎も45年が経過する中、庁舎整備委員会を設置し、方向性について協議を進めるべきと感じました。

午後からは山口県周南市役所を訪問し、周南市の鹿野地区等乗合タクシーふれあい号について学びました。周南市では、地方バス路線維持対策事業により路線バスの補助を中心に市民生活の足の確保に取り組んでいました。しかし、過疎化や車社会の進展による路線バスの乗車は減り、補助金額は年々増加しております。平成15年8月に市民の交通手段確保の庁内組織に周南市交通問題検討会を設置し、平成16年8月、生活交通の維持、確保及び活性化を図り、市民が安心して生活できる快適な環境づくりのため周南市生活交通活性化委員会を設置し、アンケート調査を実施してまいりました。平成17年12月に市長に提案された委員会報告では、1つには不採算部門の取組として、人口減少の割合が高い周辺地域では不採算路線が多い。バス事業が撤退する可能性が高いことから、こうした事態を回避するための利用率の向上の取組について、2つ目には新たな交通システムの導入では不採算路線の利用促進に努力したが結果バス路線の補助金削減に至らなかった場合、本当にその地域にとってバス路線が必要かどうか、路線バス以外効率的かつ効果的な方策があるのであれば、新たな交通システムの導入を検討するという提案、3つ目には地域の実情に即したより効率的かつ効果的な運行を図るため福祉、教育の施策を勘案しながら状況に応じた生活交通の確保を図ることという提案がなされました。この提案を受け、不採算路線を多く抱えている鹿野地区で新たな交通システムの導入の検討の取組が開始されました。利用者状況の確認、利用者促進の検討を実施するため、地域住民代表から構成する鹿野地域等生活交通協議会においてコミュニティー交通

の地域組織を形成し、地域の十分検討の上で周南市地域公共交通会議に承認を得て、平成19年10月より導入となりました。導入後、地域の意向を踏まえ、利用しやすいようダイヤの改正、運行内容の見直し、運行の維持を図っているそうです。人口減少や少子高齢化、バス利用者の減少による財源負担の増加、公共交通の担い手の不足の深刻化等、地域の特性により様々な問題はありますが、周南市にも本市にも共通の課題があり、今回の行政視察において交通弱者が利用しやすい公共交通の取組、課題解決に向けた考え方等、参考になる点は多々ありました。今後名寄市における公共交通の取組に反映していきたいと考えております。

最終日となる4日目は、福岡県朝倉市役所に訪問し、スクールバス混乗化の取組について学びました。平成18年3月に市町村合併により市内の公共交通体系がばらばらのままであり、サービスレベルの調整が必要でありました。内容としては、既存公共交通機関を有効に活用しつつ、路線バスを中心とした公共交通システムを構築する計画と運行便数が少なく利用者も少ない、行政の赤字補填により存続させている既存バス路線を廃止しました。代わりに乗合タクシー事業に転換を行い、同地域内を運行させています。小中学生用スクールバス通学時には混乗化はさせませんが、日中は間合いの時間に予約により一般住民が乗車することでスクールバス混乗化を進めています。これにより、朝倉地域は平成21年には交通空白率が57.32%と高かったのですが、平成23年度からは空白率ゼロ%となりました。また、市の負担額は年々増加傾向にあり、事業の効率化等による維持費の抑制が大きな問題の一つとなり、利用者や沿線住民の理解を得ながら輸送サービス水準の適正化や平準化に向け取組を進め、利用促進につなげています。少子高齢化、人口減少社会、行政負担の課題、名寄市にとって共通するものがあり、朝倉地域公共交通総合連携計画の事業の取組は、名寄市に置き換えて考えることができる内容であ

りました。特に地域の実態に応じた実証実験を行い、適時事業転換に結びつけ、変化に合わせた見直しを行い、その都度より有効な運行体系を探っていく取組は今後名寄市の参考になりました。その際、最も重要とされるべきものは利用者や沿線住民の声であり、市民理解を十分に進め、持続可能な公共交通維持を目指すことが最も重要と考えております。

なお、各委員記載の詳細及び資料を含め議長に提出してありますので、御一読いただければ幸いと存じます。

以上、総務文教常任委員会視察報告とさせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、小野教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 議長のお許しをいただきましたので、一言退任の御挨拶を申し上げます。

私は、平成23年7月に着任以来11年間にわたり加藤市長の下、微力ではありますが、名寄市の教育行政に携わらせていただきました。この間学校教育においては教育改善プロジェクト委員会を立ち上げ、子供たちの生きる力、すなわち知、徳、体の調和の取れた子供たちの育成を目指してまいりました。また、社会教育では市民の皆さんが夢と希望を抱き、生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指し取り組んでまいりました。とりわけ子供たちの生きる力の育成では、確かな学力や豊かな心、健やかな体をバランスよく育む教育活動の充実に向け、校長をはじめとする教職員、保護者、地域の皆様の絶大なお力添えをいただきましたことに心より感謝を申し上げます。おかげさまで学力、体力の向上で

は全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力調査等において市の平均が全国平均を超えるなど一定の成果を得ることができました。豊かな心の育成では、北国博物館や市立天文台と連携し、関取、名寄岩や市立木原天文台の開設者、故木原秀雄氏を題材とした名寄市としての道徳教材の開発をすることができました。また、およそ10年をかけて進めてまいりました小中一貫教育やコミュニティ・スクール構想の体制整備、義務教育学校への開校準備、大学との連携による特別支援教育の推進はもとより、小中高いじめ防止サミットの開催、市内高等学校の再編統合への対応など多くの今日的な教育課題にも対応させていただきました。さらに、ここ数年はGIGAスクール構想や働き方改革と連動した部活動改革の推進、不登校児童生徒への対応としてはスクールソーシャルワーカーの導入や学びを保障する1人1台端末の活用などについても今後の方向性を見いだすことができました。このようにこれまで改善と改革を念頭に置いて11年間歩み続けてこれましたのも、市長や副市長の深い御理解と部次長をはじめとする管理職の皆さん、職員の皆様、そして議員の皆様や市民の皆様の温かい御支援のたまものであり、心よりお礼と感謝を申し上げます。

今後も加藤市長を先頭に名寄市の人づくり、まちづくりがさらに充実、発展していくことを願い、退任に当たっての御挨拶といたします。長い間お世話になり、誠にありがとうございました。

○議長（東 千春議員） これをもちまして、令和4年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉会 午後 2時34分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 高 橋 伸 典

署名議員 塩 田 昌 彦

質 問 文 書 表 (代表質問)

令和4年第2回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	山 田 典 幸 (P 32)	<p>1 加藤市政4期目の基本政策について</p> <p>(1) 名寄市総合計画(第2次)の着実な推進について</p> <p>(2) 連携の強化について</p> <p>(3) ポストコロナを見据えたまちづくりについて</p> <p>2 名寄市が直面する行政課題への対応について</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症への今後の対応について</p> <p>(2) 王子マテリア株式会社名寄工場跡地の利活用について</p> <p>(3) 老朽化する公共施設等への対応について</p> <p>(4) 人口減少への対応について</p> <p>3 保健・医療・福祉行政について</p> <p>(1) 名寄市立総合病院の機能強化について</p> <p>(2) 名寄東病院の今後のあり方について</p> <p>(3) 子育て支援の推進について</p> <p>(4) 医療介護連携ICTの推進について</p> <p>4 地域経済の活性化について</p> <p>(1) 新型コロナの影響に対する今後の支援策及び消費喚起策について</p> <p>(2) 地元企業の官公需受注機会の増大について</p> <p>(3) 市内中小企業の人材確保について</p> <p>(4) 名寄市観光振興計画(第2次)の具現化に向けた取り組みについて</p> <p>(5) 地域通貨の導入について</p> <p>5 農業の振興について</p> <p>(1) 担い手の育成と確保について</p> <p>(2) 労働力確保対策について</p> <p>(3) 農業法人化への支援について</p> <p>(4) 水田活用交付金の交付要件見直しに関する本市としての対応について</p> <p>6 冬季スポーツ拠点化に向けての取り組みについて</p> <p>(1) 合宿・大会誘致の推進に向けての施設等整備について</p>

		<p>(2) 2030冬季五輪札幌誘致へのかかわりについて</p> <p>7 教育行政について</p> <p>(1) コミュニティスクールの今後あるべき姿について</p> <p>(2) 義務教育学校開設により期待される効果と目指すべき学校運営について</p> <p>(3) 新設高校への支援の考え方について</p>
<p>2</p>	<p>高野 美枝子 (P 53)</p>	<p>1 令和4年度市政執行方針について</p> <p>(1) 名寄市総合計画（第2次）後期計画について</p> <p>(2) 恒久平和について</p> <p>(3) 当面する名寄市の課題について</p> <p>(4) 予算編成と財政展望について</p> <p>2 保健医療福祉行政について</p> <p>(1) ウイズコロナ・アフターコロナ対応について</p> <p>(2) 高齢者施策の推進について</p> <p>(3) 子育て支援の推進について</p> <p>(4) 少子化対策について</p> <p>(5) 地域医療の充実について</p> <p>3 経済建設行政について</p> <p>(1) 「ウイズコロナ」「アフターコロナ」「ポストコロナ」のまちの賑わいについて</p> <p>(2) 地域経済の循環について</p> <p>(3) 自然を活かした観光のあり方について</p> <p>(4) 薬用植物の産地化について</p> <p>(5) 農村・農業の振興について</p> <p>4 名寄市立大学の運営について</p> <p>(1) 助産師課程、大学院設置について</p> <p>(2) 独立行政法人化について</p> <p>5 教育行政について</p> <p>(1) 学校教育の重点施策の展開について</p> <p>(2) 市内小中学校の今後の施設整備の考え方について</p> <p>(3) 市内高等学校の充実について</p> <p>(4) 生涯学習社会の形成について</p>

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和4年第2回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 78)	1 下水道事業の経営戦略推進に向けて (1) 下水道事業経営戦略の進捗状況について (2) 下水道事業の現状と課題について (3) 将来の需要予測と経営健全化の取り組みについて 2 魅力ある市立大学運営について (1) コロナ禍における各種対応について (2) 大学院設置への具体的な取り組みについて (3) 独立行政法人化の取り組みについて
2	山 崎 真由美 (P 89)	1 環境美化による安全安心の確保を (1) 空き家に対する取り組みについて (2) ごみのポイ捨てゼロを目指す取り組みの施策を 2 生涯スポーツの振興に対する施策について (1) 生涯スポーツの振興を目指す上での行政機構について (2) 地域に浸透したスポーツ施策の展開について 3 18歳成人年齢の引き下げについて (1) 主権者教育及び消費者教育について (2) 各種計画への若年層意見の反映について
3	遠 藤 隆 男 (P 100)	1 保育サービスの充実について (1) 保育士等不足の現状と影響について (2) 人材確保の対策と取り組みについて (3) 夜間保育・休日保育の現状等について 2 高齢者福祉施策の推進について (1) 人材不足による介護サービスへの影響と課題等について (2) 2025・2040問題と人材確保に向けた対策と考え方について (3) 医療介護連携情報共有ICT事業について

<p>4</p>	<p>今村 芳彦 (P113)</p>	<p>1 NAYOROスタイル部活動改革推進事業にかかわって (1) 事業概要について (2) 現段階での課題と対策は (3) 将来あるべき姿の部活動を目指した取り組みは 2 名寄市病院事業について (1) 国策との連携による新たな強化プランの策定に向けた取り組みについて</p>
<p>5</p>	<p>富岡 達彦 (P128)</p>	<p>1 消費税インボイス制度について (1) 市内の免税事業者数の把握について (2) インボイス制度の周知と相談体制について (3) 企業会計に係るインボイスについて (4) 地域循環経済や総合計画などへの影響について 2 市民と愛玩動物との共生について (1) 本市の多頭飼育崩壊と野良猫対策について (2) アニマルウェルフェアと殺処分ゼロに向けた取り組みについて (3) マイクロチップの装着義務化について (4) 不妊去勢手術の助成・補助金について</p>
<p>6</p>	<p>倉澤 宏 (P140)</p>	<p>1 公共施設整備とまちづくりについて (1) 名寄市立地適正化計画と名寄市公共施設等再配置計画について (2) 学校施設整備について (3) 都市再生整備計画と子育て支援施設について (4) 保健、衛生、コミュニティの醸成施設について (5) まちづくりのランドデザインについて 2 会計年度任用職員の処遇について (1) 任用と配置について (2) 人材確保について (3) 国への要請等について</p>
<p>7</p>	<p>五十嵐 千絵 (P151)</p>	<p>1 子ども・子育て支援の充実に向けて (1) HPVワクチン接種について (2) 母子健康手帳のより良い活用について (3) 多様な家族の形に寄り添った支援について</p>

<p>8</p>	<p>佐藤 靖 (P161)</p>	<p>1 教育宣言都市 名寄の現状と課題 そして将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育長11年を振り返って (2) 教育環境について (3) 途上にある名寄市総合計画(第2次)について (4) 耐震構造上に加え、老朽化の激しい社会教育施設について (5) 市内外から入学生が希望される魅力ある高校像とは (6) 名寄市の文化度について (7) 教育長が理想とする教育宣言都市とは (8) 次代に引き継ぐ課題は
<p>9</p>	<p>高橋 伸典 (P175)</p>	<p>1 物価高騰等に対する学校給食費の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 食材調達の現状と今後の見通しについて (2) 地方創生臨時交付金の活用を (3) 地産地消の推進を <p>2 原油価格・物価高騰等総合緊急対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活に困窮する方々への生活支援の考え方について (2) 子育て世帯の対象拡大や給付額の上乗せについて (3) 水道・下水道料金をはじめとする公共料金の負担軽減について (4) トラックなどの物流事業者の支援について <p>3 母子健康手帳の名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 親子健康手帳について
<p>10</p>	<p>川村 幸栄 (P183)</p>	<p>1 高齢者への支援策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 除雪、草取り、買い物などの日常生活支援について (2) 補聴器購入支援について (3) 運転免許証返還後の移動支援について (4) 障がい高齢者への支援について <p>2 名寄市立大学の独立行政法人化について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 独立行政法人化について市長の考えは (2) 進め方とスケジュールについて

令和4年第2回名寄市議会定例会議決結果表

令和4年6月6日～令和4年6月23日 18日間
 本会議時間数 17時間06分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	— —	— —	4. 6. 6 原案可決
第 2 号	名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について	4. 6. 6 経済建設常任	4. 6. 14 可決すべき	4. 6. 23 原案可決
第 3 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	— —	— —	4. 6. 6 原案可決
第 4 号	財産の取得について	— —	— —	4. 6. 6 原案可決
第 5 号	専決処分した事件の承認について（令和3年度名寄市一般会計補正予算（第12号））	— —	— —	4. 6. 6 承 認
第 6 号	専決処分した事件の承認について（令和3年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））	— —	— —	4. 6. 6 承 認
第 7 号	専決処分した事件の承認について（令和3年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号））	— —	— —	4. 6. 6 承 認
第 8 号	令和4年度名寄市一般会計補正予算（第3号）	— —	— —	4. 6. 6 原案可決
第 9 号	令和4年度名寄市一般会計補正予算（第4号）	— —	— —	4. 6. 23 原案可決
第 10号	令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）	— —	— —	4. 6. 23 原案可決
第 11号	令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	4. 6. 23 原案可決
第 12号	令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）	— —	— —	4. 6. 23 原案可決
第 13号	財産の取得について	— —	— —	4. 6. 23 原案可決
第 14号	令和4年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	— —	— —	4. 6. 23 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
報告 第1号	令和3年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—	4. 6. 6 報告済
報告 第2号	令和3年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	—	—	4. 6. 6 報告済
報告 第3号	令和3年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	—	—	4. 6. 6 報告済
報告 第4号	令和3年度名寄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	—	—	4. 6. 6 報告済
報告 第5号	債権放棄の状況報告について	—	—	4. 6. 6 報告済
報告 第6号	公害の現況に関する報告について	—	—	4. 6. 6 報告済
報告 第7号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	—	—	4. 6. 6 報告済
報告 第8号	例月出納検査報告について	—	—	4. 6. 23 報告済
諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	—	—	4. 6. 6 適任と認める
意見書案 第1号	2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	—	—	4. 6. 23 原案可決
意見書案 第2号	地方財政の充実・強化に関する意見書	—	—	4. 6. 23 原案可決
意見書案 第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	—	—	4. 6. 23 原案可決
意見書案 第4号	物価高騰に伴う悪徳商法や便乗値上げを許さない意見書	—	—	4. 6. 23 原案可決
意見書案 第5号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書	—	—	4. 6. 23 原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	4. 6. 23 決 定
	委員会所管事務調査報告	—	—	4. 6. 23 報告済

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
	委員の派遣について	—	—	4. 6. 23
		—	—	決 定
	委員の派遣報告	—	—	4. 6. 23
		—	—	報 告 済